

2009年度（平成21年度）

自己点検・評価報告書

2010年3月

 九州国際大学

目 次

序章	1
第1章 大学・学部等の理念・目的・教育目標	4
第1節 大学の理念・目的・教育目標	5
第2節 法学部の理念・目的・教育目標	7
第3節 経済学部の理念・目的・教育目標	9
第4節 国際関係学部の理念・目的・教育目標	10
第5節 法学研究科の理念・目的・教育目標	11
第6節 企業政策研究科の理念・目的・教育目標	13
第7節 大学・学部等の理念・目的等の検証	15
第8節 大学としての健全性、モラル等	16
第2章 教育研究組織	18
第1節 学部教育研究組織	19
第2節 大学院研究科の教育研究組織	21
第3節 大学の教育研究組織の検証	22
第3章 学部の教育内容・方法等	24
第1節 学部の教育課程等	25
＜法学部＞	25
1. 教育課程	25
2. カリキュラムにおける高・大の接続	34
3. インターンシップ、ボランティア	36
4. 履修科目の区分	36
5. 授業形態と単位の関係	37
6. 単位互換、単位認定等	38
7. 開設授業科目における専・兼比率等	38
8. 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮	40
9. 正課外教育	41
＜経済学部＞	44
1. 教育課程	44
2. カリキュラムにおける高・大の接続	53
3. インターンシップ、ボランティア	54
4. 履修科目の区分	54
5. 授業形態と単位の関係	55
6. 単位互換、単位認定等	56
7. 開設授業科目における専・兼比率等	57
8. 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮	58

9. 正課外教育	5 8
<国際関係学部>	6 0
1. 教育課程	6 0
2. カリキュラムにおける高・大の接続	6 8
3. インターンシップ、ボランティア	7 0
4. 履修科目の区分	7 0
5. 授業形態と単位の関係	7 1
6. 単位互換、単位認定等	7 2
7. 開設授業科目における専・兼比率等	7 2
8. 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮	7 3
9. 正課外教育	7 4
第2節 教育方法等	7 6
1. 教育効果の測定	7 6
2. 厳格な成績評価の仕組み	7 9
3. 履修指導	8 3
4. 教育改善への組織的な取り組み	8 5
5. 授業形態と授業方法の関係	8 7
第3節 国内外における教育研究交流	8 9
1. 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針	8 9
2. 国際レベルでの教育研究交流	9 0
 第4章 大学院研究科の教育内容・方法等	 9 3
第1節 法学研究科の教育内容・方法等	9 4
1. 教育課程等	9 4
2. 教育方法等	9 6
3. 国内外における教育・研究交流	9 8
4. 学位授与・課程修了の認定	9 9
第2節 企業政策研究科の教育内容・方法等	9 9
1. 教育課程等	9 9
2. 教育方法等	1 0 1
3. 国内外における教育・研究交流	1 0 2
4. 学位授与・課程修了の認定	1 0 3
 第5章 学生の受け入れ（学部）	 1 0 5
第1節 学生募集方法、入学者選抜方法	1 0 6
1. 学生募集および入学者選抜の基本方針	1 0 6
2. 学生募集方法	1 0 7
3. 入学者選抜方法	1 1 0
第2節 入学者受け入れ方針等	1 1 4
<法学部>	1 1 4

＜経済学部＞	1 1 6
＜国際関係学部＞	1 1 6
第 3 節 入学者選抜の仕組み	1 1 7
1. 入学者選抜試験実施体制の適切性	1 1 7
2. 入学者選抜基準の透明性	1 1 8
第 4 節 入学者選抜方法の検証	1 1 9
第 5 節 アドミッションズ・オフィス入試	1 1 9
＜法学部＞	1 1 9
＜経済学部＞	1 2 1
＜国際関係学部＞	1 2 2
第 6 節 入学者選抜における高・大の連携	1 2 4
第 7 節 夜間学部等への社会人受け入れ	1 2 5
第 8 節 科目等履修生・聴講生等	1 2 6
第 9 節 外国人留学生の受け入れ	1 2 7
第 10 節 定員管理	1 2 9
1. 学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性	1 2 9
＜法学部＞	1 2 9
＜経済学部＞	1 3 1
＜国際関係学部＞	1 3 3
第 11 節 編入学者、退学者	1 3 4
 第 6 章 学生の受け入れ（大学院研究科）	 1 3 7
第 1 節 学生募集方法・入学者選抜方法	1 3 8
＜法学研究科＞	1 3 8
＜企業政策研究科＞	1 3 9
第 2 節 学内推薦制度	1 4 0
1. 学内推薦制度	1 4 0
2. 学部生の受け入れ	1 4 0
＜法学研究科＞	1 4 0
＜企業政策研究科＞	1 4 1
第 3 節 門戸開放等	1 4 2
＜法学研究科＞	1 4 2
＜企業政策研究科＞	1 4 2
第 4 節 社会人の受け入れ	1 4 3
＜法学研究科＞	1 4 3
＜企業政策研究科＞	1 4 4
第 5 節 科目等履修生、研究生等	1 4 5
＜法学研究科＞	1 4 5
＜企業政策研究科＞	1 4 5
第 6 節 外国人留学生の受け入れ	1 4 6

＜法学研究科＞	1 4 6
＜企業政策研究科＞	1 4 6
第7節 定員管理	1 4 8
＜法学研究科＞	1 4 8
＜企業政策研究科＞	1 4 8
第7章 教員組織（学部）	1 5 1
第1節 教員組織	1 5 2
＜法学部＞	1 5 2
1. 教員構成	1 5 2
2. 教員間の連絡調整	1 5 3
＜経済学部＞	1 5 3
1. 教員構成	1 5 3
2. 教員間の連絡調整	1 5 4
＜国際関係学部＞	1 5 5
1. 教員構成	1 5 5
2. 教員間の連絡調整	1 5 6
第2節 教育研究支援職員	1 5 6
第3節 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き	1 5 7
第4節 教育研究活動の評価	1 5 8
第8章 教員組織（大学院研究科）	1 5 9
第1節 教員組織	1 6 0
＜法学研究科＞	1 6 0
＜企業政策研究科＞	1 6 0
第2節 研究支援職員	1 6 1
＜法学研究科＞	1 6 1
＜企業政策研究科＞	1 6 2
第3節 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	1 6 2
第4節 教育・研究活動の評価	1 6 3
＜法学研究科＞	1 6 3
＜企業政策研究科＞	1 6 4
第5節 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	1 6 4
＜法学研究科＞	1 6 4
＜企業政策研究科＞	1 6 5
第9章 研究活動と研究環境	1 6 6
第1節 研究活動	1 6 7
1. 研究活動	1 6 7
2. 教育研究組織単位間の研究上の連携	1 7 1

第2節 研究環境	171
1. 経常的な研究条件の整備	171
2. 競争的な研究環境創出のための措置	174
3. 研究上の成果の公表、発信・受信等	175
第10章 施設・設備等	177
第1節 施設・設備等の整備	178
第2節 キャンパス・アメニティ	179
第3節 利用上の配慮	179
第4節 組織・管理体制	180
1. 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況	180
2. 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況	181
第5節 教育情報ネットワークセンター	182
1. 大学における情報設備	182
2. ネットワーク	183
第6節 大学院研究科の施設・設備	187
第11章 図書館および図書・電子媒体等	188
第1節 図書、図書館の整備	189
1. 図書・学術雑誌・視聴覚資料等の整備	189
2. 図書館施設の規模、機器・備品の整備	192
3. 図書館利用者に対する利用上の配慮等	195
4. 図書館の地域開放状況	198
第2節 学術情報へのアクセス	199
1. 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学等との協力の状況	199
第12章 研究所・施設等	201
第1節 社会文化研究所	202
第2節 エクステンションセンター	206
第13章 別科日本語研修課程	209
第1節 理念・目的・教育目標	210
第2節 教育課程	210
第3節 教育方法等	211
第4節 学生の受け入れ	213
第5節 教員組織	215
第6節 教育施設・設備	216
第7節 学生生活	216

第 14 章 社会貢献	218
第 1 節 社会への貢献	219
1. 社会との文化交流を目的とした教育システム	219
2. 公開講座の開設と市民の参加	221
3. 教育研究上の成果の市民への還元	224
4. 教育システムと地域社会への貢献	225
5. 地方自治体等の政策形成への寄与	226
6. 大学の諸施設の開放	228
第 2 節 企業等との連携 寄付講座・教育研究連携・共同研究・受託等	229
第 15 章 学生生活	231
第 1 節 学生に対する経済的支援（奨学金）	232
第 2 節 学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮	236
第 3 節 学生に対する生活指導	241
第 4 節 ハラスメント防止対策	242
第 5 節 修学支援活動	244
1. 修学支援の設備・備品	244
2. カウンセラー、アドバイザー等の配置	245
3. 成績不振者・不登校学生への対応	246
4. 学内関係部署等との連携活動	247
第 6 節 進路・就職活動支援	249
1. 学生の進路選択に係る指導の適切性	249
2. 就職担当部署の活動上の有効性	253
3. 就職指導を行う専門のアドバイザーの配置状況	254
4. 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	255
5. 就職活動の早期化に対する対応	256
6. 就職統計データの整備と活用状況	258
第 7 節 課外活動への支援	263
第 8 節 学生の研究活動への支援（大学院）	264
第 9 節 留学生に対する指導および支援	265
1. 留学生指導と組織体制	265
2. 留学生に対する指導	266
3. 留学生に対する経済支援	269
4. 留学生に対する学業および就職支援	270
5. 留学生に対する緊急対応	271
第 16 章 管理運営	274
第 1 節 教授会	275
1. 教授会の権限、役割および活動	275
2. 学部教授会と学部長との連携協力関係・機能分担	276

3. 学部教授会と全学的審議機関との連携・役割分担	277
第2節 学長、学部長の権限と選任手続	278
1. 学長・学部長の選任手続	278
2. 学長権限の内容とその行使	279
3. 学長と全学的審議機関との連携協力関係、機能分担、権限委譲	280
4. 学部長権限の内容とその行使	280
5. 学長補佐体制の構成と活動	281
第3節 意思決定のプロセスと運用	282
第4節 全学的審議機関の権限内容とその行使	283
第5節 教学組織と学校法人理事会との関係	283
第6節 大学院の管理運営体制	284
第7節 別科日本語研修課程の管理運営体制	285
第8節 法令遵守等	285
1. 関連法令等および学内規定の遵守	285
2. 個人情報保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況	286
 第17章 財務	 287
第1節 教育研究と財政	288
第2節 外部資金等	290
第3節 予算編成	291
第4節 予算の配分と執行	292
第5節 財務監査	293
第6節 私立大学財政の財務比率	294
 第18章 事務組織	 302
第1節 事務組織の構成と人員配置	303
第2節 事務組織と教学組織との関係	305
1. 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況	305
2. 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性	305
第3節 事務組織の機能と役割	306
1. 教学に関わる企画・立案・補佐機能	306
2. 学内の意思決定・伝達システムにおける事務組織の役割	307
3. 国際交流、入試、修学支援等の専門業務への事務組織の関与の状況	307
4. 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況	309
第4節 大学院事務の機能と役割	310
第5節 スタッフ・ディベロップメント(SD)	310
第6節 事務組織と学校法人理事会との関係	311

第 19 章 自己点検・評価	3 1 2
第 1 節 大学の自己点検・評価	3 1 3
第 2 節 大学院研究科の自己点検・評価	3 1 5
＜法学研究科＞	3 1 5
＜企業政策研究科＞	3 1 6
第 3 節 自己点検・評価と改善・改革システムの連結	3 1 7
第 4 節 自己点検・評価に関する学外者による検証	3 1 8
第 5 節 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応	3 1 9
第 20 章 情報公開・説明責任	3 2 4
第 1 節 財政公開	3 2 5
第 2 節 情報公開請求への対応	3 2 6
第 3 節 自己点検・評価および外部評価結果の学内外への発信	3 2 6
終章	3 2 8

序 章

序章

本報告書は、2009年5月1日現在の基礎データに基づく自己点検・評価の結果をとりまとめたものである。2006年度以降の自己点検・評価報告書と同様に、大学基準協会が示す評価項目について、大項目ごとに「到達目標」（目標設定）を記載の上、「現状説明」、「点検・評価」および「改善方策」に区分して点検・評価した。記述にあたっては時間的な統一性を図るため、2009年5月1日現在までを「現状」として、同日以降は「将来」のこととして整理した。

報告書作成に先立ち、2009年6月17日、事務部局室長を含む拡大自己評価検討委員会を開催し、評価項目、点検作業の進め方、執筆責任者、記述の方法などについて確認した。報告書の作成にあたっては、①公表を前提とする適切な記述（到達目標の達成度を判断できる明確な根拠の提示など）、②自己点検・評価作業と以下で説明する中期計画との整合性（自己点検・評価結果を中期計画の行動計画に反映させることなど）、③2007年度に本学が受審した大学基準協会の「認証評価」での指摘事項に関する改善結果に留意することとした。

特に③の点については、本学は2007年度に大学基準協会に大学評価を申請し、その結果、判定が保留となり、「大学に対する提言」についての改善結果を2010年6月末日までに報告し、再評価を受けることになっている。このような観点から、報告書の作成にあたっては、とくに2007年度に本学が受審した大学基準協会の「認証評価」において指摘された「大学に対する提言」にはとくに留意し、これまでの取組みを検証し、その改善・改革結果を具体的に記載することに努めた。

点検・評価は、評価項目ごとに学長をはじめとする役職者が責任者となって、執筆者を選任し、執筆者と責任者、必要に応じて関係教員・関係部局との間で問題点や方策などについて協議する体制をとった。また、報告書全体の編集を専門委員会（副学長を委員長、各学部の代表2名の委員で構成）が行い、報告書全体の統一性の確保に努めた。全体的な調整に際しては、点検項目ごとの責任者となっている役職者や所管事務部局室長・担当者も必要に応じて、専門委員会の編集作業のための会議に出席を求め、長所や問題点、今後の改善・改革のための方策などについても意見交換を行い、客観的な点検に努めた。

本学としては、「大学に対する提言」を真摯に受け止め、指摘された事項は早急に是正する措置を講じ、大学基準協会の正会員として同協会の定める大学基準等に適合させ、社会に対して大学の質を保証するために、改善・改革に取り組んでいる。

2007年7月、学長を委員長とする中期計画策定プロジェクトを発足させ、本学が抱える課題を改めて総合的に精査し、中期計画を策定している。2008年1月30日までに12回にわたり会議を開催し、持続性のある確かな競争力の確立を目指すこととした。また、中期目標として「地域に根ざした、北九州地域のトップ私大」としての魅力回復を目指した好循環の創出、とくに2008年度～2010年度中期計画の重点項目として①定員充足、②就職率の向上、③退学者の削減、④育てる教育システムの構築を設定した。これらの重点課題に取り組む中期計画を策定する一方、それにもとづく中期実行計画に順次取り組んでいる。現在、2008年度の取り組み結果を点検・評価し、中期計画の2年目の行動計画に取り組んでいるところである。

序章

学校法人九州国際大学は、2008 年 7 月、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター経営支援室による「経営相談」を受け、経営面からの「中期経営計画」（2008 年度～2012 年度）を策定し、改善・改革を進めている。大学は大学改革・経営改善に向けて具体的な助言を得、かかる助言は中期計画の実行計画にも取り入れている。

2008 年 4 月、中期計画に基づく教育改革をはじめとする大学改革を推進するため、学長の指揮のもと大学事務局の事務を統括する大学事務局長を配置するなどの事務組織改革を実施した。また、本学は 2 名の副学長をおいているが、うち 1 名を中期計画・認証評価担当副学長として、中期計画の確実な実行と自己点検・評価の恒常化を図り、効果的かつ実質的な大学改革を進めている。もう 1 名は外部資金担当副学長として、外部資金獲得など研究環境の充実・強化、学内の研究環境の有効的活用、競争的研究環境の創出などに取り組んでいる。

本学は自己点検・評価の取組みを、ルーチン化し、改善・改革への取組みを強化している。認証評価結果を受領した 2008 年にも自己点検・評価の作業を行い、2008 年度版自己点検・評価報告書をまとめている。既述の中期計画に基づく年度行動計画の P D C A サイクルが本格的に推進されるようになり、自己点検・評価作業と中期計画の実行が連動するようになっている。

本報告書の各章の記述に見られるように、本学が改善・改革に向けて様々な形で取り組んでいることは、本学の評価を向上させ、質的保証を図るものである。また、本報告書は、本学の自己点検・評価の取組みを恒常的なものとし、改善・改革の梃子となるべきものである。

第1章

大学・学部等の理念
・ 目的・教育目標

第1章 大学・学部等の理念・目的・教育目標

第1節 大学の理念・目的・教育目標

【現状説明】

本学は、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」（大学学則第1条第1項）を教育の理念・目標としている。この教育理念・目標は次のように3点にわたって整理され、各年度の『STUDENT GUIDE』（九州国際大学・学生生活について）を通して教職員・学生の共有するところとなっている。

- (1) 本学は、北九州の地域に立脚し、国際社会における内外の歴史、文化などに対する理解力を高め、国際社会で信頼される品性高い人材の養成に努める。
- (2) 本学では、理論の学習を重視するとともに演習、実習を積極的におこなうことにより、現実とのフィードバックに留意し、理論、実践両面に明るい情報社会にも対応しうる人材養成に力を注ぐ。
- (2) 本学では、少人数教育による教師と学生のパーソナル・タッチを濃密にし、学生相互間の切磋琢磨の機会を多くし、個性的な人間育成に道を開く。

このような本学の教育の特色は、何よりも、本学が1930年（昭和5年）の九州法学校の建学以来、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会に開かれた教育とその実践性（実務教育）を重視してきたところに求めることができる。そして、建学以来の勤労者教育と塾的精神による人材の育成という、これまでの教育資産を発展的に継承するとともに、近年の国際化・情報化時代の到来に対応して1989（平成元）年には大学の名称を八幡大学から九州国際大学に改称し、国際的視野も備えた人材育成を教育の理念・目標に付加するにいたった。

2007年度には、新大学設置基準および大学院設置基準に対応するため学部・学科および大学院・研究科の「人材養成の目的」を具現化する作業を開始して学則を改正し、2008年4月1日からこれを施行している（大学学則第1条第2項、大学院学則第1条第2項）。

こうした本学の教育方針や理念・目標は、本学への進学を希望する高校生・保護者、また社会人に対しては『大学案内』や『大学院案内』等にて、また在学生に対しては上掲の『STUDENT GUIDE』を通して、さらには広く一般社会に対してはホームページ上に掲載することにより周知すべく努めている。2007年11月、2008年1月にはホームページを一新して、大学（同時に各学部、大学院）の教育理念・目的・目標を掲載した。

【点検・評価】

本学は、建学以来一貫して、大学の存立の基盤を北九州という地域社会に置いてきた。学則第1条は、北九州地域の産・学・官・民との連携のなかに本学の教育研究のベースを求め、かつ育成した人材や研究の成果を地域社会に還元するという、いわば地域に根ざし、地域に開かれた大学たらしとする決意を表明したものである。建学の理念・精神である勤

労者教育や実学（実務教育）の重視、塾的精神による人材育成などの方針は「理論と実践」の調和のとれた教育、あるいは少人数による双方向の教育方針として継承しつつ、時代や社会の変化に対応して国際・情報教育と個性的な人間形成を重視するものとなっている。

特に、学則における国際性の言及は、本学が北九州という地域社会に根ざした大学たらしめんとすることと整合的に理解されている。地域性をもたない国際性は存在基盤のない、いわば“根無し草”に過ぎなくなるからである。

北九州市は「環境モデル都市」の選定を受け、産官学民の力を結集して世界の環境都市を目指した試み（ストック型住宅の建設、交通分野での二酸化炭素量の削減、100万本の植樹、水素タウン計画等）を開始し、これらをベースに「アジア低炭素社会センター」の設置を構想している。本学は、ここ数年来「次世代研究会」運営・活動に教職員が携わり、こうした北九州市の環境都市構想にかかわる研究を支えてきた。今後とも、本学は同センター設置のために社会科学系大学として研究と情報発信はもとより、こうした北九州市の構想を推進する人材の育成にも力を注ぐつもりである。この本学の取り組みは、教育・研究の基盤を地域に求めつつ広くグローバルな展開を展望できる試みである。

ただし、建学以来の勤労者教育（社会人とともに勤労者に対して教育の場を提供し、地域社会の要請に応える。）の理念は、地域社会のニーズの変化に合わせつつその意味・内容に修正を加えざるをえなくなっており、現在では「昼夜開講制」という形で対応しているところである。社会人入学生が減少するなかで、勤労者教育をどのように位置づけるかは早急に対応策を見出すべき課題である。

【改善方策】

中央教育審議会『学士課程教育の構築に向けて（答申）』（2008年12月24日）は、社会のグローバル化やユニバーサル段階に達した大学教育の規模の現状について述べ、そのうえで、各大学は学士課程教育の質の維持・向上に向けて実効ある改革に取り組む必要があるとした。この答申を契機に、本学は4年間学んだ学生が身につけておくべき「学士力」の水準を学習成果との関係から明示することを最終の目標に掲げつつ学内論議をスタートさせた。たとえば、2009年度第1回大学評議会（4月15日開催）における提言『初年次教育プロジェクトのまとめ』を挙げることができよう。これに続いて①「学生と教員のやる気を生み出す初年次教育」（全学）、②「大学生のための基礎力養成プロジェクト」（国際関係学部）、および③「自らが考え行動する自立した社会人を育むKIUキャリア形成支援」（全学）のプロジェクト・企画を立ち上げ、どのような人材を育成するかという問題意識の下に、とりわけ初年次段階における教育の改善、すなわち“一人ひとりを育てる教育”の実践という課題に取り組み始めた。これらのプロジェクト・企画の成果は、FD研修制度を利用して全教職員に披露され、教育現場で実践されることが期待されている。なお、③は2009年度「大学教育・学生支援推進事業」（文部科学省高等教育局）に選定され、本年度以降3年間補助金の支給を受けつつ事業を展開することとなった。

今後、本学の教育研究の理念や教育目標について、これを上記のプロジェクトや企画の展開過程に反映・投影させ、「アドミッション」・「カリキュラム」・「ディプロマ」の各ポリシーとして結実させることにしたい。

また、勤労者教育については、これを地域社会における生涯教育の視点から捉えつつ、

その役割は、「昼夜開講制」を採用している大学院研究科が担う方向で意見が纏まろうとしている。

第2節 法学部の理念・目的・教育目標

【現状説明】

本学の法学部は、1994年（平成6年）、法経学部を、法学部（第一部、第二部）と経済学部（第一部、第二部）に改組した際に、本学の教育理念・目的を基礎として、法学部の理念・目的・目標を以下の三点におき、それらを教育課程に具体化し、遂行してきている。

- (1) 法律の専門的、体系的知識に基づく法的素養を修得させ、特に地域の行政および企業活動の分野において総合的に実務を処理することができる幅広い職業人を育成する。
- (2) 国際化、高度情報化、高齢化、およびそれらに伴う規制改革など、今日における経済社会の構造変化について学修させ、こうした時代や環境の変化・要請に的確かつ柔軟に対応することができる実践的処理能力をもった人材を育成する。
- (3) 幅広く深い教養と判断力を兼ね備え、調和のとれた豊かな人間を育成する。

そして、「法律学科」、「総合実践法学科」のそれぞれの学科では、次のとおり具体的な教育目標を設定している。

法律学科では、法律の各分野に関する幅広い法的素養をもった人材を養成し、地域の行政分野において活躍し、地域社会に貢献できる人材を養成する。特に、一般または専門職の国家公務員・地方公務員として地域の行政実務に従事することを目指す者を対象とした教育体制を組むことを目指している。

また、総合実践法学科では、法律の各分野に関する幅広い法的素養を修得するとともに、現代の企業活動に不可欠な内外の取引・企業管理業務に関する知識を修得させ、地域の企業において総合的・実践的に活躍できる人材を養成する。また、司法書士、宅地建物取引主任者など、現代の企業活動・取引を支援する「身近な法律家」を育成することを目指すとしている。

なお、法学部は、2007年度 第14回教授会（2008年1月19日開催）において、2009年度以降総合実践法学科を募集停止し、法律学科のみとする方針のもとで、学部内に「法学部再編委員会」を立ち上げてカリキュラム内容等について検討することを決議した。その後、2008年2月21日には同委員会の第1回会合を開催し、以下の方向で検討を開始し、同年5月上旬には文部科学省に学則ならびに教育課程表の変更届を提出する旨を合意した。

新カリキュラムは、以下の三点の方針からなる。①本学の伝統学部学科である法学部「法律学科」のカリキュラムを機軸として、②同学科に、「総合実践法学科」の教育理念・人材教育の目標を可能な限り入れ込み、あわせて、③人材教育のあり方につき、新しい考え方（法律知識の修得による法的思考力の養成に並んで地域＜企業・官庁＞との連携、学生のフィールドワークの導入による社会人基礎力・実践力の養成）を注入する。

具体的には、法律学科の定員を250人から180人へと削減するとともに、科目をスリム化しつつ、警察官・消防士・自治体職員の育成を目指す「リスクマネジメントプログラム」と、司法書士、宅地建物取引主任者等の国家資格取得を目指すための「不動産管理プログラム」という二つの教育プログラムの導入を図った。

元来、法学部は長年にわたって福岡を中心に警察官・消防士・自治体職員を育成してきたという実績がある。また、上記の国家資格を取得し、地域で活躍している卒業生も多数存在する。したがって、上記の二つの新たな教育プログラムは、法学部の伝統に改めて立ち戻るとともに、学生のニーズを支援する教育プログラムを構築することによって、法学部の独自性と魅力を強化することを目指している。

法学部として教育力を高め、現代の社会的ニーズに合致した人材を育成するためには、広く法律学の科目を学ばせるだけでなく、社会人としての基礎力を習得させるとともに、健全な市民を育てるための全人格的教育も不可欠である。そのため、法学部としてのディプロマポリシーとして、①「リーガルマインドの習得」、すなわち、法律を使って考える能力を身につける、ということだけでなく、②社会人として不可欠の素養である「チームで協力しながら物事をすすめる態度や生涯学び続け成長し続ける意欲」を身につけることも重視する。また、地域社会に貢献する人材を育成するという意味で、③「大学で学んだ知識を活用し、他人や地域社会に貢献する意識を身につける」、という方針を明確にすることにした。上記のディプロマポリシーは、2009年度7月29日教授会において原案が提出され、法学部のアドホックな会議である「法学部横断会議」および「将来構想委員会」等で議論され、最終的には教授会において審議される予定である。

ディプロマポリシーとあわせ、教育課程の編成方針と教育方針の原則であるカリキュラムポリシーも策定された。その内容は、以下の三点からなる。①法律を学ぶ面白さを知り、法律全般に対する興味関心を持たせたいと、基本的な法体系を理解し、法律を使って考えられるための法的思考力を育成する、②演習においては、教員や学生同士の人間関係を中心とした全人格教育を行うとともに、課題に対して主体的・能動的に取り組む姿勢を持たせ、知識の創造的性質、実践的性質を理解させる、さらに、③学生自らが、資格取得やキャリアプランに関する目標を設定し、達成しようという意欲を持たせる教育を行う。

【点検・評価】

本学において最も歴史が古い学部である法学部は、本学の建学の理念を体現しつつ、学部の理念・目的・教育目標を設定している。この点は適切である。また、2008年度に総合実践法学科の募集停止を行うとともに、法律学科内に二つの教育プログラムを導入したことは、建学の理念に立ち戻るとともに、社会的ニーズや学生のニーズに裏付けられた法学部の独自性を打ち出しており、目的・教育目標が明確であるという点から評価できる。実際、2008年度法学部の入学者は定員180名のところ、165名（充足率91.7%）を確保した。これは、前年度の入学者154名（充足率61.6%）を上回っており、若干ではあるが、法学部の改革が受験生からも評価されつつあることを表している。今後は、二つの教育プログラムを着実に実行させつつ、各プログラムにおける目標達成という成果を出すことが求められる。

法学部は、従来から、基本的な法律を学ぶ伝統的な法学教育を行い、法曹人・司法書士・行政書士・宅建主任者等の資格取得者の育成や法律の各分野に関する法的素養を持ったゼネラリストを育成することを目的としてきた。それに加えて、新カリキュラムにおいて、リスクマネジメントと不動産管理という独自の教育プログラムを加えたことは、公務員合格や資格取得というキャリア形成を目標とする教育を導入することを意味する。これは大

学の理念・目的・教育目標とも合致するだけでなく、本学には警察官・消防士・自治体職員等の公務員を目指す学生が多いという学生側のニーズにも適合的である。

また、大学の理念・目的・教育目標の一つでもある「少人数教育」も、入門、基礎、発展、応用、実践などの各種のゼミにおいて本来的な姿に近い少人数教育を行っている。教育目標の一つである法曹関係者や地方行政または地場産業の分野で活躍できる幅広い職業人を育成するという点についても一定数の人材を輩出している。

このように、独自の教育プログラムを導入し、少人数教育による実践を掲げていることは、学生に対し門戸を広くするとともに手厚い教育を約しており長所である。

他方で、今日の多様化する学生に対して、伝統的な法学教育を行うことがいかなる意味を持つか、あるいは、伝統的な教育方法が学習成果の保証につながるかという課題が存在する。法学部の学生の多くは法曹界ではなく、公務員や一般企業に就職するなかで、「一般市民に対する法学教育」という法学部としての新たな教育方針の確立が必要と考えられる。

【改善方策】

上記のカリキュラムポリシー、および教育プログラムを具体的に展開するために、法学部では、カリキュラム改革という制度的対応にとどまらず、教員による教育方法の改善、学部としての教育予算配分方針の立案等、さまざまな改革を同時進行的に行っている。

初年時教育を担う入門演習においては、入門演習担当者会議が月に1回のペースで定期的に行われ、学生の状況や教育内容に関して、教員同士の情報共有が行われている。

また、数ヶ月に1回開催される「法学部横断会議」においては、法学部に関する課題を全員で共有し、教育方法の改革について議論を行っている。さらに、法学部の中期的な将来計画の立案を考えるうえで、「将来構想委員会」において、法学部の改革の方向性について議論が行われている。

教授会以外の場で教員による議論が活発に行われる中で、法学部のFDが実質的に進展しているといえる。このように全教員による参加のもとで教育方法の改善や教育内容の充実を図りつつ、その成果を制度化し、改善に努めるサイクルの構築を進めていく。

第3節 経済学部の理念・目的・教育目標

【現状説明】

経済学部は、1994年（平成6年）、法経学部を、法学部（第一部、第二部）と経済学部（第一部、第二部）に改組した際に、本学の教育理念・目的を基礎として、経済学部の理念・目的・目標を「本学の伝統的な実践的少人数教育のモットーをより深め、他方ではテンポの速い社会変化に柔軟に対応するために、国際社会に通用する経済人、企業経営や地域社会に貢献しうる実務家の養成を理念および目的とする」と定め、それらを教育課程に具体化し遂行してきたが、2007年には、学科別に教育目標を定める際に、学部の理念・目的・目標も以下のように修正した。

すなわち、「経済学部は、経済学及び経営学の専門的・体系的知識に基づく基礎的な思考力を修得させ、もって時代の変化に適切に対応し、バランスある社会の発展に貢献する、理論と実践両面に明るい人材を養成することを目的とする。」また、これを受けて「経済学

第1章 大学・学部等の理念・目的・教育目標

科は、時代、地域社会、国際社会から求められる経済学の基礎的知識を修得させ、経済学的視点から課題を発見し解決することができ、かつ対話を通じて互いの認識を共有できる人材を養成する。」「経営学科は、経営学の体系的知識及びそれに関する能力を修得させ、もって企業・地域社会において活躍できる経営に関する実践的スキルを持った人材を養成する。」と、学科別の教育目標を定めている。

経済学科では、経済学の各分野に関する幅広い知識を有する人材を養成し、企業はもとより公共団体を含む地域社会で幅広くゼネラリストとして活躍できる心豊かな人材を育てるような教育体制を目指している。

それに対して、経営学科では、経営学の各分野に関する幅広い知識を有するだけではなく、実務能力を発揮することによって企業や地域社会に貢献できるいわばスペシャリストに近い人材を育成するような教育体制を志向している。

【点検・評価】

2001年、経済学部は自己評価報告書『経済学部のこの7年』をまとめて点検・評価を行っている。基本的にはそこで経済学部の教育理念、教育目標の妥当性が確認され、今日に至るまでそれが継承されている。

経済学部は、本学の建学の理念を体现し、学部の理念・目的・教育目標を設定しておりそれは適切である。また2007年には、学科別に教育目標を具体的に定めたことも評価できる。経済学部の理念等について、いまのところその変更の必要性は認められない。

経済学部の教育理念の特徴は、第一に理論と実践の統合、そして第二に地域社会への貢献である。この理念のもとで多数の人材を地域社会に送り出し、一定の評価を得ている。

経済学部は、経済・経営の2学科体制をとっており、ともに理論と実践に明るい人材の養成という共通の教育目標を持っているが、経済学科は会社員や公務員、各種団体職員などのような、幅広い経済知識をもって社会で活躍できるゼネラリストを、経営学科は企業・団体の経営者や経理担当者、情報処理担当者のような、経営実務能力を身に付けたいわばスペシャリストを養成するという点に違いを有する。

両学科共に、大学の理念と合致した形で理念が組み立てられていることは長所である。また、養成する人材像が両学科とも明快になっていることも長所である。

【改善方策】

学部の理念・目的は、2007年に学科別に教育目標を定める際に見直しており、当面、修正する必要性はないが、その実現を図る課程で学部教育が目指すべき点については検証を継続していく。

第4節 国際関係学部の理念・目的・教育目標

【現状説明】

国際関係学部は、国際商学部を母胎にして2005年4月に新設され、その理念は実学を基礎にしたグローバリゼーションの時代に貢献できる総合的な教養を持つ「国際人」の養成にある。そのため、これまでのアジア中心の教育研究から欧米を含めたグローバルな領域

第1章 大学・学部等の理念・目的・教育目標

に拡大するとともに、アジア言語に加えて英語教育の充実化を図り、実務面も重視した多面的な教育を目指している。つまり、国際関係学部は21世紀のグローバリゼーションの時代に対応できる政治・経済・文化など多様な分野で活躍し貢献する社会人を養成することを目的としている。

こうした人材養成にとって不可欠なことは、単なる理論と実務の修得だけではなく、国際人として通用し尊敬されるような人格を形成することである。そのためにも入学から卒業まで一貫した少人数教育を柱に設定している。

国際関係学部が特に重視している教育目標は以下のとおりである。

- (1) 国際教養と国際言語を組み合わせたグローバル・リテラシー教育、つまり積極的に情報発信ができるための知識と思考能力ならびにその手段を備えるなど、グローバルに活躍するために必要なグローバル・リテラシー（国際対話能力）を重視する教育。
- (2) 学際的かつ総合的な思考能力を重視する教育、つまり益々複雑化する現代的課題の把握・問題発掘・解決のための能力を高める教育。
- (3) 少人数教育と実践的な教育の重視、つまり大学の教育理念等を踏まえて、学部においても少人数教育を基本とする原則4年間の一貫ゼミや理論と実践を重視する教育。
- (4) 大学の教育理念等を踏まえ、東アジア諸国のみならず、欧米圏との国際交流を教育に組み込んだ、国際化への対応を重視する教育。

【点検・評価】

大学の理念等を踏まえつつ、国際関係学部として、今日のグローバリゼーションへの対応を意識しながら理念・目的・教育目標を設定し、国際教養と国際言語を備えたグローバル・リテラシー教育を目指していることは、現代的ニーズへの対応として適切である。

また、前身の国際商学部において重視された「地域研究」的な学際アプローチを重視する教育を継承し、カリキュラム上で緩やかなコース選択制度を導入しコースごとに履修モデルを作成していることは、今日のますます複雑化する社会において必要とされる複眼的な視点を修得させる上からも望ましいことである。

大学の理念等と国際関係学部のそれとの間において、整合性を図りつつ、今日の国際社会において求められる人材養成を踏まえて、学部独自の教育目標を設定していることは長所である。特にグローバル・リテラシーや学際的アプローチの修得等を教育目標にしていることは、社会的ニーズにも合致したものといえる。

【改善方策】

学部の理念・目的・教育目標は社会のニーズを踏まえており、当面、修正する必要性はないが、今後とも社会のニーズと学部教育が目指すべき点については検証を継続する。

第5節 法学研究科の理念・目的・教育目標

【現状説明】

九州国際大学大学院法学研究科は、1996年（平成8年）4月1日に開設し現在に至って

いるが、本研究科開設の理念・目的・教育目標は、「九州国際大学の建学の精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする」（「九州国際大学大学院学則」第2条）ことにある。

このように本学の理念・目的・教育目標が本研究科のそれに踏襲されているのは、本研究科開設の背景に、「今日の社会構造の変革は、一方では少子化・高齢化・地方分権化が進み、他方では国際化・高度情報化が要求されている。このような社会構造の変化と発展に対応するためには、社会の多方面で活躍しうる高度の専門的知識と処理能力をもつ、創造性豊かな人材の育成に努力を払うことが要請される。そこで、学部レベルで長年培ってきた法学教育の分野で蓄積した経験を踏まえ、さらに高度な専門的理論研究と実践教育を行うことのできる大学院修士課程を設置し、大学の総合的学術体制を整えることが望ましいという声が学内外で早くから論議されてきた」（『九州国際大学50年史』）経緯があったからである。

2001年4月、本大学院に企業政策研究科が設置されたこともあり、前述の本学大学院の目的を踏まえ、本研究科の理念・目的・教育目標について、「九州国際大学法学研究科規則」第1条の2に「研究科の目的」として「研究科は、大学院学則第2条の目的を達成するため、学修意欲に溢れる幅広い階層に対して理論研究の場を提供し、もって、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成する」と規定化されている。これらの本大学院および本研究科の目的は、入学案内・大学院便覧に掲載されるとともに、オープンキャンパス開催時、大学院進学説明会、入学時オリエンテーション等で周知を図っている。

この開設の精神を踏まえた本研究科の理念・教育目標等を達成すべく、設立当初から、① 社会人・学部卒業生・外国人留学生のいずれに対しても広く門戸を開放しており、② 特に社会人に対しては、二年間に亘る修学年限の間、職場を離れることなく、大学院で研究を行うことが可能となるよう大学院設置基準で認められた「教育方法の特例」を導入し、授業時間帯の弾力的な編成を行っている。

また、最近においては、本研究科の理念・教育目標等に基づき諸改革を実現している。例えば、学部と大学院の連携という点では、① 2005年度より、学部生の中で修学意欲の高く目的意識の明確な者を対象に、学部学生が本研究科の講義を受講できるシステム「学部聴講生制度」を導入している。さらには、② 2009年度から学部・大学院一貫教育システム（学部4年および研究科1年在学で修士（法律学）授与する）である「特修プログラム制度」を導入し、より一層学部と大学院の連携を図っている。また、地域の多くの社会人に本研究科で学ぶ機会を与えるという点では、① 2006年度入学者の募集からは個別の資格審査により「大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者」に対しても受験を認めることとした。これにより学士号を有しないが、大学院での修学を希望する者に対しても大学院受験の機会が拡大することになった。さらには、②2009年度に「長期履修制度」が導入されたことにより、主として社会人が勤務・育児・介護等をしながら本研究科で修学することができるようになった。

【点検・評価】

大学学部を基礎に設置された経緯から、大学学部の理念等を踏まえて、本研究科の理念

第1章 大学・学部等の理念・目的・教育目標

等が設定されていることは、大学および大学院の連携という観点から適切である。国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成することを教育の目標とし、本研究科開設以来13年を経過しているが、2009年5月現在で、これまでの入学者累計は208名、修了者累計は174名に上っており、卒業生の進路も民間企業、官公庁、職業会計人等と多岐に亘り有為な人材を社会に送り出している。なお近年、本研究科の卒業後さらに他大学の大学院(博士課程)、法科大学院に進学する者も増加している。

このように、学修意欲のある幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成するという本研究科の理念や目標は現実にも生かされているといえることができる。したがって、本研究科の理念・目的・教育目標は、十分に評価することができる。

本研究科の特色は、従来の大学院が研究者の養成に重点を置いていたのに対し、研究者の養成とともに高度専門職業人を養成することに重点を置いている点である。このような特色は、「社会に開かれた教育」や「実践性」の重視という本学の建学の理念や大学学部の教育の方針に則ったものであり、学部と大学院の間における教育理念等の面での統一性も確保されている。また、最近の本研究科の諸改革に見られるように、社会人の受け入れを確保するための諸方策の導入により社会人を積極的に受け入れていることや学部聴講生制度・特修プログラム制度の導入による学部と本研究科の連携の深化させていることは、理念・教育目標等を現実に反映しているといえることができる。

また、社会構造の変化、幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供するというニーズの変化に対しても、理念・教育目標等は社会との関わりを十分意識して設定されていることは長所である。

【改善方策】

理念・目的・教育目標については、建学の精神との関係、大学学部の理念等との整合性、社会のニーズを踏まえての対応などの面において適切と思われるが、理念等を今後とも確実に持続・発展させるとともに、本研究科の実際の教育・研究・運営等に活かされることが重要であろう。

第6節 企業政策研究科の理念・目的・教育目標

【現状の説明】

企業政策研究科は、「九州国際大学の建学精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論及び応用を教授研究し、その奥義を究め、もって文化の進展に寄与することを目的」(大学院学学則第2条)を担う科として、2001年(平成13年)に経済学部と国際商学部国際ビジネス学科(当時)を基礎として、経済、経営系の大学院として開設された。

企業政策研究科の目指す目的として、(1)地域の経済・社会的要請に応える、高度な専門知識とそれを活用できる能力を持つ人材養成、(2)高度専門職業人および社会人の再学習機会の提供、(3)研究・教育内容を企業政策研究とし、経済の担い手である企業に着目して、経営政策と企業を取り巻く外部環境に関する学際的な研究・教育を行うことの3本の柱を

たて実行してきた。

先ず地域の経済・社会的要請に応える人材養成については、かつて日本有数の工業都市として発展してきた北九州地域においもグローバル化と産業の高度化への対応が進んでおり、そのような地域社会の要請を担える高度専門職業人の育成を図ることである。高度専門職業人とは、具体的には専門的知識を持つ職業人、有資格専門職（会計士、税理士、公務員）、専修免許をもつ教員などを想定し、今日の産業、経済の高度化に対応した人材養成を目指すということである（「設置認可申請書」2000年6月30日）。

次に、本学が建学以来掲げてきた理念の今日的発展を図るために、学部での基礎教育課程の修了者のみならず、生涯学習社会の時代の到来を踏まえ、すでに企業や公共、公益部門、NPOやNGOなどで活躍している社会人の再学習やノーハウの向上、キャリア・アップ要求に応え、大学院教育を提供することであり、そのための昼夜開講制を導入した。「企業政策研究科設置の趣旨」では、研究者養成目的とは異なる社会人の再学習を目的として設置することをうたっている。本学の伝統ともいえる夜間教育を継承して、大学院設置基準で認められた「教育方法の特例」を導入し、社会人の受け入れ体制を整備している。また、高等学校教諭専修免許状（公民、商業）、中学校教諭専修免許状（社会）の取得など各種資格取得のための教育研究もその目的の一環として位置づけられている。

これらの目的は、設置以来基本的なものとして変更することなく実現に努めてきた。

同時に、地域環境の変化や学生の要望、研究教育実践にともなう新しい課題の出現に対応して、絶えず理念、目的の具体化、深化を図ってきた。

【点検・評価】【長所と問題点】

理念・目的・教育目標については、建学の精神を踏まえて、大学学部教育を生かしつつ、社会のニーズを踏まえて、適切に設定されており、理念等を今後とも確実に持続・発展させるとともに具体的に展開することが求められている。

大学院研究科の名称である「企業政策」という概念については、「企業政策論の概念と対象」に言及した研究によれば、「企業政策論は、総合政策あるいは政策科学であって、学際的、総合的、体系的な性格を持つ課題解決プロセスを示すものである。このためには、経営学、企業論と経済学、法律学、行政学、財政学や会計学、情報工学など他領域の接点から接近し、国家・地方政策との関係のもとに、企業が将来的に成長を続けていくためには何をしなければならないかを明確にする」ことを課題とする。

このような観点からすれば、企業政策は、総合政策や政策科学の一分野となり、経済学科、経営学科、そして国際関係学科、法律学科（企業政策関連科目群）という複数の学科を基礎におくことで学際性も確保していることは、教育目標の実体を形成していく上で適切といえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

企業政策研究科の理念・目的・教育目標をふまえ、企業政策論の体系化をはかり、現行行われている教育課程とその教授内容を引き続き改善・改革していく。

そのための具体的な方策として、第一に企業政策論をより具体化し、教育の体系化を図るために教科書の作成に取り組む。また、実学の理念を生かすカリキュラムの改善を引き

続きはかる。

第二に、地域における社会人のニーズを把握しつつ、カリキュラム、教育方法を改善しつつ、企業政策研究科の学習内容と実績を地域に広報、周知し、学習機会を提供していく。

また、留学生の学習希望に応えるとともに、日本語のハンディなどのカリキュラム、教育方法の改善を図る。

第三に、人材育成とともに、国際シンポジウムのような大学院としての研究成果を広く地域に還元する機会をつくっていく。

第7節 大学・学部等の理念・目的等の検証

【現状説明】

本学の理念・教育目標については、2007年度の中期計画策定プロジェクト（委員長＝学長、2007年7月～2008年1月）において“どのような大学をめざすのか”というテーマの下で議論が行われた。その報告書、およびこれにもとづく『九州国際大学中期実行計画』は2008年2月6日の第21回大学評議会に提出され、2008年度から2010年度にいたる3カ年における本学の取り組み方針として確定したところである。2008年9月以降は、新しく就任した副学長が上掲の『中期実行計画』をベースに大学の理念と教育目標が各年度の担当部署におけるFD・SD活動のなかにいかに反映・浸透しているかについて評価を加えつつPDCAサイクルの推進を担当している。

本学の理念・教育目標を3学部、大学院2研究科においていかに具体化していくかは、大学改革特別委員会（委員長＝副理事長）で審議を継続してきたところである。2008年度には国際関係学部の教育課程の見直しを行い、地理的はもとより経済的にも北九州地域と密接な関係にある隣国（韓国）との交流が可能な人材を育成するためにハングル・コースを導入し、学生に対して語学力をベースに貿易知識をはじめ実務能力を修得させることにした。本コースの運用は、2009年4月1日から始まっている。その後、同特別委員会では経済学部の教育改革に着手し、とりわけ中央教育審議会の答申（上掲）内容を教育課程のなかに適切に導入する方向で審議が行われている。

【点検・評価】

2008年度以降3カ年間の『中期実行計画』（上掲）が策定され、同計画にもとづいて教育研究を担う学部、大学院2研究科および事務部署が各年度の目標を設定しPDCAサイクルの軌道に乗せつつこれを実践していることは評価できる。また、大学改革特別委員会を中心に、大学、大学院・学部の教育課程の改革が理念や教育目標の具体化という観点から審議されていることも妥当である。本学は『学校法人九州国際大学中期経営計画』（2008年～2012年の5カ年）を策定し、学校法人全体としての取り組みに着手しているところであるが、そのこととの関係で、同委員会に法人理事の2名が委員として加わり、この委員会の審議において経営側と教育側との意思疎通や意見の調整が十分に図られている点は長所である。

【改善方策】

以上のように、本学の理念や教育目標の検証は、大学総務室の補佐の下で特命の副学長を中心に『中期実行計画』をPDCAに乗せるという過程を通じて行われている。そして、とくに、本学の理念、教育目標をいかに教育課程に展開していくかという課題については、大学改革特別委員会で審議が行われている。2010年度は『中期実行計画』の最終年度に当たるので、その成果を問いつつ、必要であれば教育・研究改革をPDCAサイクルのなかで徹底する組織を立ち上げることも検討していきたい。

第8節 大学としての健全性、モラル等

【現状説明】

本学では、性別・国籍・年齢や病気・障害などに基づく、あらゆる差別や人権侵害のない安全で公正な就労・修学環境を保障するために努力している。「人権保障規程」を定め、この規程に基づいて、学生・教職員に対するあらゆる差別や人権侵害を防止し、万一、人権侵害が生じた場合の対応として、被害者の人権を救済し、加害者を処分するなどの必要な措置を講ずるために人権委員会を設置している。また、差別や人権侵害についての相談を受けるために人権相談窓口を開設して、被害者のみならず第三者からの相談も受けられるようにしている。

教職員に対しては「就業規則」が定められ、第35条には職務上の違反行為や不正行為に対する懲戒処分に関する規定が設けられている。また、2008年10月に、健全でかつ倫理的な態度と行動に関して職員が遵守すべき事柄を明らかにすることにより、本学園の教育研究活動に対する社会の信頼を維持向上させることを目的として、学校法人九州国際大学行動規範を制定した。

学生のモラルについては、学則等諸規程において、本学の学生として遵守すべきことを定めている。学生のモラルを確保するために、「学則」、「修学規程」、「不正行為取扱内規」、「学生駐車場使用規則」等により、本学の規則に違反し、学生としての本分に反する行為があった場合には、訓告をはじめとする処分規定も設けている。

2007年（平成19年）には「内部監査規程」を制定し、規程や組織運営が健全に運営されているかどうかを監査するしくみを導入するなど、健全性の維持向上に努力している。

一方で、僅かではあるが学生のマナー上の問題や小さな事件が絶えない状況が継続していることは努力の余地を残しており、さらなる健全性確保・モラル向上に向けたしくみの整備を検討していく必要がある。

【点検・評価】

規程や委員会の整備状況等から、大学としての健全性、モラル等を維持する為のしくみは概ね整備されていると判断される。さらに、内部監査規程を加えたことは実効性を確保するうえで意義あるものと評価される。

【改善方策】

人権研修会をはじめとして、教職員および学生向けに研修会等を積極的に開催する。

《取り組みの主要点》

大学の理念・目的・教育目標について、新大学設置基準、大学院設置基準の施行にともない各学部学科、大学院各研究科において大学・大学院の理念・教育目標を具体化する学則改正を行い、2008年4月1日から適用している。また、大学、各学部、大学院および担当部署ごと、各年度にわたって『中期実行計画』（2008年度～2010年度の3カ年）にもとづいて本学の教育理念や教育目標を具体化したうえでPDCAサイクルの軌道に乗せ、学長・副学長が総括責任者となって実行している。さらに、中央教育審議会『学士課程教育の構築に向けて（答申）』（2008年12月）を受けて、本学の教育目標である“1人ひとりを育てる教育”、とりわけその初年次教育段階における展開について学内論議を開始し、成果として得られたものはFD研修制度等の機会を通じて披露するなど教職員の意識改革や教育・修学支援の現場で実践するよう取り組んでいる。そして、教育改革の一環である教育課程の見直しは大学改革特別委員会で行われており、その第一段として国際関係学部のカリキュラムの見直しが終了し、2009年度から実施に移されている。

以上の取り組みは、現在「アドミッション」・「カリキュラム」・「ディプロマ」の各ポリシーとして結実しようとしており、2009年度中には確定できるまでに学内論議が進んでいる。

第2章

教育研究組織

第2章 教育研究組織

【到達目標】

本学は、北九州の地域社会に開かれた教育、「育てる」を重視した教育方針の下で、国際的視野をもった法律学、経済学、経営学、国際関係学の専門知識を授け、教養豊かな人材育成を目指すために必要な学部学科ならびに大学院研究科その他の教育研究組織を整備し、これら組織間の連携を図っていくことを目標とする。

- (1) 本学の教育研究の理念を具体的に推進するための教育研究組織の整備に努める。
- (2) 教育研究組織における学部と大学院の連携に努める。
- (3) 近年の学生の多様化にも対応できる教育研究組織の整備に努める。

第1節 学部教育研究組織

【現状説明】

本学の学部は、社会科学系統の学問分野である法学部、経済学部および国際関係学部の3学部から構成されている。法学部には法律学科（総合実践法学科は2009年度入学生から募集停止）、経済学部には経済学科と経営学科、そして国際関係学部には国際関係学科が設置されている。

研究を推進する組織として、各学部は、法学会、経済学会および国際関係学会を設置している。また学部横断的な一般教養科目を担当する専任教員が参加する教養学会がある。

本章の第2節にて記述するように、1996年(平成8年)に大学院法学研究科（修士課程）を、2001年(平成13年)に大学院企業政策研究科（修士課程）を開設し、大学全体では、3学部4学科2研究科の体制である。

表 2-1-1 学部学科と大学院研究科との組織上の関係

学 部	大学院研究科
法学部	法学研究科
経済学部	企業政策研究科
国際関係学部	

学部学科の教育研究を支える組織として、以下のとおり附置機関を設置している。

- (1) 国際化への対応として、外国人留学生の受け入れを推進するために別科日本語研修課程を設置、本学ほか日本の大学への進学を目指す外国人の日本語教育を行う組織を整備している。また、国際センターを設置して、本学学生の海外留学や外国人留学生の受け入れ、海外からの使節団の受け入れなど国際交流を円滑に実施できるように必要な組織の整備も進めている。
- (2) 情報化への対応として、情報教育を推進するために教育情報ネットワークセンターを設置して、学生にパソコン機器の使用を常時開放するとともに、個別指導も行っている。
- (3) 教員組織の研究活動を推進するために、研究機関として社会文化研究所を設置している。

第2章 教育研究組織

同研究所は、調査研究活動、出版および出版助成、学術講演会、学外研修会への講師派遣、公開講座の開設、市民講座開催および各種市民相談の開設などの事業を展開している。

(4) 課外講座の充実と資格取得というニーズへの対応として、エクステンションセンターを設置している。各種資格の取得を支援するために、一般公務員、警察官、消防士などの公務員対策講座をはじめとして、経営学検定、簿記検定など年間17講座42コースを開設(2008年度)している。

(5) 研究活動を推進するために、法学会、経済学会、国際関係学会および教養学会が設けられ、『論集』を発行しているほか、社会文化研究所が紀要ならびに叢書を発行している。本学の学部・学科・研究所などの組織が生み出した成果は、以下のとおりである。

① 各学会誌の発行

本学には、法学部で専門科目を担当する教員が所属している九州国際大学法学会、経済学部の九州国際大学経済学会、国際関係学部の九州国際大学国際関係学会、一般教養の科目を担当する教員の一部が所属している九州国際大学教養学会の4学会があり、各学会はそれぞれ定期的に論集を発行している。また、社会文化研究所は紀要を発行しているほか、叢書も発行している。その業績については、第9章第1節(研究活動)を参照されたい。

② 公開講座

これについては、第14章第1節を参照されたい。

【点検・評価】【改善方策】

本学の建学の背景や理念等を踏まえて、学部教育研究組織は、社会科学系の3学部4学科で構成されている。本学の教育方針の一つである国際化や情報化への対応として、別科日本語研修課程、国際センターや教育情報ネットワークセンターを設置していることは適切である。

研究活動を推進するために、法学会、経済学会、国際関係学会および教養学会が設けられ、『論集』を発行しているほか、社会文化研究所が紀要ならびに叢書を発行している。本学の学部・学科・研究所などの組織が生み出した成果は、教育研究組織として適切であるといえる。

本学の学部および研究所等の教育研究組織は、本学の理念を実現する上で、機能分担を果たしていることが長所である。つまり、法学部は、法律的知識の修得とリーガルマインドの養成という目的を追求している。また、経済学部は、経済学・経営学の専門的、体系的知識に基づく思考能力を修得させることによって、地方の行政および地場産業の分野で活躍できるような人材を養成している。そして国際関係学部も、複雑化、多様化する国際社会のグローバリゼーションに対応しうるグローバル・リテラシー(国際対話能力)を備えた人材を養成している。すなわち3つの学部で八幡大学以来の本学が社会に対して果たしてきた教育機能を適切に役割分担してきたといえよう。

さらに、本学教員は4つの学会論集および社会文化研究所紀要に投稿する十分な機会を有し、研究成果を公表して社会に貢献する適切な環境を整えている。また、教育部門を支援する組織も整備されている。ただし、教育、研究の双方とも(とりわけ、近年における受入れ学生の多様化に対応し「育てる」教育を実践するという観点から)教員の力を一層高める組織的努力が求められている。そのために、教育については、学部横断的な教育問

題を扱う場として教養委員会や教務委員会、FD委員会などの会議体、およびPASS制度があるが、今後、学生の多様化や大学のユニバーサル化が一層進むことが予想されるので、このことに積極的に対応するためには、これらの組織を体系的に整序し、専門的知識を有するスタッフを置いて全学的に教育改革を担う体制（たとえば、教育改革センター）を整備していく。

第2節 大学院研究科の教育研究組織

<法学研究科>

【現状説明】

本研究科は、法学研究科委員会のもとに各種委員会が整備され、教育組織としての体制を整えて、本研究科の理念・目的の実現にあたっている。

本研究科は、法学教育のノウハウを蓄積した者による、さらに高度な専門的理論研究と実践教育を行う体制を充実させることを目指している。本研究科の教員団の構成は、大学院担当基準を満たした専任教員(法学部兼任)11名、非常勤講師(他大学教授、実務家)4名で組織されており、「学修意欲に溢れる幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、もって、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成する」という本研究科の目的・理念等や社会のニーズに応えている。

なお、研究組織としては、大学院固有の組織等を設けていない。これは、法学部の専任教員が本研究科の教員を兼任し、各教員が学部での研究組織を通して研究活動を行っているためである。

【点検・評価】【改善方策】

本研究科の組織構成は本研究科の理念を実現するうえで適切である。また、本研究科の教員がすべて法学部の教員を兼ねていることは、学部と大学院との連携にとっても、学部・大学院の理念等を具体的にするための教育研究組織としても適切であり、現に、様々な本研究科改革（学部聴講生制度、特修プログラム制度等）においても法学部と本研究科が一体となって検討・実現していることは評価できる。

<企業政策研究科>

【現状説明】

本研究科は、企業政策研究科委員会のもとに各種委員会が整備され、教育組織としての体制を整えて、本研究科の理念・目的の実現のために、企業実務と企業を取り巻く外部環境に関する専門的教育研究にあたっている。

本研究科の教員団の構成は、大学院担当基準を満たした専任教員14人、非常勤講師5人で組織されている。なお、専任教員の内訳は、法学部兼任2人、経済学部兼任9人そして国際関係学部兼任3人である。

また、研究組織としては、大学院固有の組織等を設けていない。これは、法学部、経済学部、国際関係学部の専任教員が本研究科の教員を兼任し、各教員が学部での研究組織を通して研究活動を行っているためである。

【点検・評価】【改善方策】

本研究科の組織構成は本研究科の理念を実現するうえで適切である。そして、本研究科の教育研究体系が学際的であることから来る、教育指導・研究活動面における支障はなく、むしろ教員間で相互に良い刺激になっている。

また、本研究科の専任教員がすべて学部教員を兼ねていることは、将来的に学内推薦入学制度等の検討となった場合にも、学部と大学院が連携して対応することが可能な組織になっていると評価できる。

第3節 大学の教育研究組織の検証

【現状説明】

大学の教育研究組織の妥当性の検証については、大学改革特別委員会がその機能を担っている。同委員会は、大学の経営に関する基本問題を審議・答申し、大学経営改革を推進することを目的に設置された法人組織の一つである。副理事長が委員長になっているが、経営、教学という双方の視点からの総合的な検証を行うことができるように、法人組織のみならず教学側からも学長、副学長、3 学部長、2 研究科長が委員となっている。

同委員会では、教育研究組織の基本的な枠組みの妥当性について、組織の改組再編などの必要性、是非、改編が必要な場合の方向性などが審議される。より具体的な検証や改革の細部については、それぞれの教育研究組織が担っており、必要に応じて同委員会の委員を長とする作業チームが設置される。

2009 年 4 月からの法学部総合実践法学科の学生募集停止は、法学部に設置された「法学部再編委員会」によって法学部 2 学科体制の妥当性の検証が行われ、その結果を踏まえて大学改革特別委員会にて審議された。2008 年秋には、改組後完成年度に達した国際関係学部の定員充足率低下への対応として、学部改革実行委員会が設置され、国際関係学部の将来計画、教育方法、人事政策などについて検討が行われた。結果、学生募集能力を高める観点から 2009 年度からハングルコースが開設されるとともに、教育内容の検証も行われ、カリキュラム改革が実施された。

なお、大学全体の検証と中期計画策定のため、2007 年 7 月中期計画策定プロジェクトが設置されたが、そのなかでも教育研究組織の妥当性の検証が行われた。その結果まとめられた『大学中期計画』（2008 年度～2010 年度）は、それぞれの教育研究組織の実行計画の重要な指針となっている。

【点検評価】【改善方策】

法人組織の会議体である大学改革特別委員会において教学面を含む学園全体の視点からの検証が行われる仕組みが導入されていることは評価できる。また、法人組織と教学組織の双方の役職者によって構成されていることは適切である。さらに、個別テーマに応じて随時、プロジェクトチームなどの作業チームが設置されていることは、精緻な検証を行う上で有益であり、評価できる。

なお、法人は私学経営情報センター（日本私立学校振興・共済事業団）との相談を重ね、

第 2 章 教育研究組織

2009 年度 5 月には「学校法人九州国際大学中期経営計画」（2008 年度～2012 年度）を策定したところであるが、同計画には大学改革特別委員会（その下でのプロジェクト）での審議や第三者である上記事業団のアドバイスが十分に反映されている。その意味でも、同委員会の重要性は本学の共通認識となっているものとして評価できる。

以上のように、法人組織と教学組織の連携が図られ、それぞれの教育研究組織における自律的な検証を排除することなく、教育研究組織単位での検証やその結果を取り込む仕組みができていることは評価できる。

第3章

学部 of 教育内容・方法等

第3章 学部教育内容・方法等

第1節 学部教育課程等

＜法学部＞

【到達目標】

法学部では、学部教育目標を実現するために、演習制度の充実をベースとするきめ細かな少人数教育を基本方針に、学生の授業評価や授業公開制度の導入等をはじめとするFD活動の推進、その他の取り組みによって教育内容・方法の充実に努める。

- (1)教育課程については、基本的な法体系の理解と法的思考力の育成を中心としたカリキュラムの運営をしていく。
- (2)入学生の基礎学力の強化を目指して、入学前教育・初年次教育の体系的な実施、基礎・専門教育科目の授業内容・方法の改善に努める。
- (3)教育理念・目的、人材養成の目標を具体的に設定（達成数値目標、達成期限）して、教育力の強化を目指す。

1. 教育課程

(1) 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第83条、大学設置基準第19条との関連

【現状説明】

法学部の教育課程は、1991年（平成3年）7月の大学設置基準改正以後、従来の法律学科に加え、2001年4月から発足した総合実践法学科の設置の際に検討、実施されたものを基礎に、数次の改正を経て今日に至ったものである。そして2009年度入学生からは、総合実践法学科の募集停止にともない開講科目のスリム化をはかった新たな教育課程を展開させている。この教育課程の特色は、自主性をもって幅広く多くのことを学べるばかりでなく、リーガルマインドの涵養によって、問題解決能力を修得し、学生の将来の多様な志望職種をかなえる体系になっていることである。

法学部の教育課程は、各区分にしたがって、以下のような科目が配当されている。

- (a) 共通教育科目は、教養教育科目群、外国語科目群、留学生科目に分けられる。教養教育科目群は22単位以上選択修得（必修2単位を含む）することになっており、専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、人文、社会、自然、実技、総合の5分野からカリキュラムが編成されている。教養教育科目群の必修科目は、「キャリアデザイン（2単位）」である。
- (b) 外国語科目群は、「英語Ⅰ（2単位）」、「英語Ⅱ（2単位）」の合計4単位を必修としている。その他に「実用英語Ⅰ・Ⅱ」、「総合英語Ⅰ・Ⅱ」、「英会話Ⅰ・Ⅱ」、「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「韓国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「インドネシア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「語学実習A・B」を設け、そのうち8単位以上を選択修得することになっている。
- (c) 留学生科目は、外国人留学生に対して、日本をより理解させるとともに、日本語能力の向上を図り、これを代替履修することによって、履修上の負担の軽減を図るために設置されている。日本事情科目の単位は、教養教育科目の単位を修得したものとし、日本語科目を修得した単位は、外国語科目の単位として振り替えることができる（「外国人

留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」)。

- (d) 専門教育科目は、専門科目群、特殊講義・実習群、資格講座群、演習群に分けられる。専門科目群は、リーガルマインドをつけさせ、将来の様々な志望職種にあわせたより効率的な法律学習の効果を学生に与えるために、従来の「基本科目」、「専門科目」といった区分をやめ、どの学年でどの法律を学習すればよいかを明らかにしようと、学年ごとに履修すべき科目を発展学習的に配置している。いわば、法律学科としての全般的な履修モデルを教育課程の中に実現したものである。例えば、1年次では「法律学入門」、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法総則Ⅰ・Ⅱ」などの基本的科目を配置しながら、2年次では「行政法総論Ⅰ・Ⅱ」、「物権法」、「債権総論Ⅰ・Ⅱ」などといった基本からの発展的な科目を配置し、3年次以降では「地方自治法」、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「知的財産権法」などのより専門的、特殊な法律科目を配置している。また、特殊講義・実習群では、法律の理論ばかりでなく、理論にもとづいた実践力を学生に身につけさせるために、「法政特殊講義」、「社会実習」を配置している。専門科目群・特殊講義・実習群で、64単位以上を選択修得することになっている。
- (e) 資格講座群では、法律系資格の取得を勧奨するため、資格取得対策講座としての「法職・資格講座」を配置し、2単位以上を選択修得することになっている。
- (f) 演習群では、従来からの「入門演習」、「基礎演習」に加えて、2年連続の持ち上がり履修を前提とした「専門演習A・B」（Aは3年次、Bは4年次履修の演習。2011年より運用）を設け、上級生と下級生が相互に啓発し学び合う学習体制を構築している。演習群からは、12単位以上を選択修得することになっている。
- (g) その他、共通教養科目、専門教育科目といった要卒科目とは別に、学生のキャリア形成、資格取得を支援するための特別教育科目がある。

特別教育科目は、就職活動に必要な就職試験対策やビジネスマナー学習を含んだキャリア教育科目、法学部のリスクマネジメントプログラム用の科目群であるリスクマネジメント科目、スポーツ指導員資格を取得するための副専攻用の科目群であるスポーツ指導員科目、教職免許取得に必要な他学部科目をまとめた教職教科科目に分けられている。特別教育科目の取得単位は、学生のキャリア形成、資格取得の支援と負担軽減のため、卒業要件単位の中に組み入れられる。

法学部の教育課程は、次表のように編成されている。

表 3-1-1 2009 年度の法学部法律学科のカリキュラム構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
共通教育科目	教養教育科目群 (49)	22 単位以上
	外国語科目群 (30)	12 単位以上
	(留学生科目) (6)	
専門教育科目	専門科目群 (70)	64 単位以上
	特殊講義・実習群 (8)	
	資格講座群 (5)	2 単位以上
	演習群 (5)	12 単位以上
特別教育科目	キャリア教育科目 (5)	
	リスクマネジメント科目 (11)	
	スポーツ指導員科目 (19)	
	教職教科科目 (12)	

(注 1) 表中の () 内の数値は開設されている総科目数、「卒業に必要な単位数」は各科目群についての合計である。

(注 2) 卒業要件単位数は 124 単位以上であり、表中の単位数に加えて、自由履修単位として 12 単位以上修得する必要がある。自由履修単位とは、学生が、自己の興味や進路にあわせて科目を自由に選択して修得するもので、法学部開設の共通教育科目及び専門教育科目の授業科目（修得した授業科目を除く）から自由に選択できる。また、教職課程の履修者のみ、特別教育科目の教職教科科目の修得した単位を自由履修単位の卒業要件単位に算入することができる。

(注 3) 特別教育科目のキャリア教育科目の取得単位を教養教育科目群の卒業要件単位に算入することができ、また特別教育科目のリスクマネジメント教育科目の取得単位およびスポーツ指導員科目の取得単位 20 単位までを専門科目群、特殊講義・実習群の卒業要件単位に算入することができる。

さらに、2009 年度より、地域社会のニーズおよび学生の進路の実態に鑑み、公務員や不動産関連職を目指して地域社会の発展や安全・安心に貢献したいという意欲をもつ学生を対象として、リスクマネジメントプログラムおよび不動産管理・資格取得プログラムを開設している。

リスクマネジメントプログラム開設科目

- ・リスクマネジメント入門 (1 年次以上・2 単位)
- ・リスクマネジメント総論 (2 年次以上・2 単位)
- ・企業とリスク (2 年次以上・2 単位)
- ・社会とリスク (2 年次以上・2 単位)
- ・自治体とリスク (2 年次以上・2 単位)
- ・リスクマネジメント実習 (2 年次以上・1 単位)

第3章 学部教育内容・方法等

- ・リスクマネジメント各論Ⅰ（3年次以上・2単位）
- ・リスクマネジメント各論Ⅱ（3年次以上・2単位）
- ・リスクマネジメント特論Ⅰ（3年次以上・2単位）
- ・リスクマネジメント特論Ⅱ（3年次以上・2単位）
- ・グローバルリスク（3年次以上・2単位）

■1年 ■■■→	■2年 ■■■→	■3年 ■■■→	■4年 ■■■→	■進路
入門演習	リスクマネジメント 総論	リスクマネジメント各論Ⅰ リスクマネジメント各論Ⅱ	採用試験受験	警察官 消防官 幹部自衛官 一般公務員 刑務官 等
リスクマネジメント入門	企業とリスク 社会とリスク 自治体とリスク リスクマネジメント 実習	リスクマネジメント特論Ⅰ リスクマネジメント特論Ⅱ グローバルリスク		

不動産管理・資格取得プログラム配当授業科目

- ・民法関係科目（民法総則Ⅰ・Ⅱ、物権法・担保物権法、債権法総論Ⅰ・Ⅱ、契約法総論・契約法各論、不法行為法、親族法・相続法）
- ・不動産特別法Ⅰ・Ⅱ、不動産規制法Ⅰ・Ⅱ（各2年次以上、各2単位）
- ・税法総論・各論（3年次以上、2単位）
- ・登記法Ⅰ・Ⅱ（2年次以上、2単位）
- ・登記法書式Ⅰ・Ⅱ（3年次以上、2単位）
- ・法政特殊講義（まちづくり）（予定仮題）

■1年 ■■■→	■2年 ■■■→	■3年 ■■■→	■4年 ■■■→	■進路
入門演習	基礎演習	専門演習A	専門演習B	
民法総則Ⅰ・Ⅱ 親族法 相続法	物権法 担保物権法 債権法総論Ⅰ・Ⅱ 契約法総論 契約法各論 不法行為法	不動産特別法Ⅰ・Ⅱ 不動産規制法Ⅰ・Ⅱ 税法総論 税法各論 登記法Ⅰ・Ⅱ 登記法書式Ⅰ・Ⅱ 法政特殊講義受講 ○宅地建物取引主任者試験受験	○各種試験受験	宅地建物取引主任者、管理業務主任者、マンション管理士、行政書士、司法書士、不動産鑑定士など

【点検・評価】

法学部の教育課程は、法的な基礎知識から専門的・体系的知識の修得、さらにはそれに

もとづく法的思考力まで学年ごとに段階的につけさせる専門科目群を設けている点、および理論にもとづいた実践力を学生に身につけさせる特殊講義・実習群を設けている点で、「法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させ、もって理論実践両面に明るく人材を養成する」(学則第1条第2項第1号)という法学部の理念・目的に沿ったものと評価できる。

こうした専門科目群、特殊講義・実習群のほかに、様々な学問を学ぶための教養教育科目群、国際社会で通用する人材を育成するための外国語科目群、および特別教育科目を設け、それらの組み合わせのもと教育課程を構成するとともに、リスクマネジメントプログラム、不動産管理・資格取得プログラムを開設することで、法学部の教育課程は、学校教育法第83条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させる」目的に沿うものであり、大学設置基準第19条第2項の「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮」した内容になっていると評価できる。

【改善方策】

法学部の新しい教育課程は、2009年度より開始されて間もないので、進捗状況を見守りたい。

(2) 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明】

法学部のカリキュラムは幅広い知識や能力を身につけるための共通教育科目と、基本的な法体系の理解のもと、法的思考力を身につけさせることを目標とする専門教育科目、さらにはキャリア形成、資格取得を目指す学生を支援するための特別教育科目から構成されている。

法律学科の専門科目では、上記の目標を達成するために、第3章第1節1(1)で述べたように、学年ごとに履修すべき科目を発展学習的に、すなわち基本的な科目から発展的な科目へと配置している。

専門教育科目の「専門科目群」は、学生に法律に対する興味を喚起させた上で、基本的な法体系の理解のもと、(法律を使って考えるという)法的思考力を身につけさせるために設けられ、「特殊講義・実習群」は、法律の理論ばかりでなく、理論にもとづいた実践力を学生に身につけさせるために設けられている。この科目配置は、学則第1条第2項第1号(法学部の理念・目的)に沿うものである。こうした法学部の理念・目的の達成は、専門教育の前提となっている基礎的な科目を学ぶ共通教育科目の修得なくしてはありえない。また専門教育科目の「資格講座群」は、学生に資格取得やキャリアプランに関する目標を設定させ、その目標を達成しようという意欲をもたせる教育を行うという教育目標のために設けられている。専門教育科目の「演習群」も、課題に対して主体的・能動的に取り組む姿勢をもたせて、知識の創造的性質・実践的性質を理解させるという教育目標のもとに設けられている。

さらに法学部では、リスクマネジメントプログラム、不動産管理・資格取得プログラムが開設されており、リスクマネジメントプログラム開設の趣旨は、①社会的ニーズが高い

リスクマネジメントについては、法学部出身者がもつリーガルマインドによる対応だけでは不十分であり、理論的・実践的な知識が必要であること、②社会的ニーズを考慮すれば、リスクマネジメントに対する知識や考え方や問題解決型の発想力を持つ学生を生み出す意義は非常に高いことにもとづくものである。そこから、プログラムの目標としては、長期的な視野のもとで、組織や地域を取り巻くさまざまなリスクを把握し、事前に合理的な対策を立案することで危機発生を回避し、危機発生時の損失・被害の極小化をめざす、いわゆる「リスクマネジメント」に関する理論的・実践的な知識を持ち、企業、行政、警察、消防、自衛隊等の分野において活躍できる人材を育成することがあげられている。

また不動産管理・資格取得プログラム開設の趣旨は、本学の塾的精神にもとづいた教育方針（実務のレベルで役立つ理論を教授する）を、生活の三大要素のひとつである不動産に関連して実現しようとするものである。そこから、プログラムの目標としては、不動産に関する勉強を通じて、具体的な自己の目標を意識して、学習を続ける意欲を持続し、就職や更なる資格取得に繋ぐこと、そして、その過程で、専門的・体系的知識にもとづく法的思考力を修得させ、理論実践に明るい人材、地域社会で活躍できる人材を養成することがあげられている。

これらプログラムは、法的思考力を修得させるとともに、実践力を獲得させ、もって地域行政・企業分野で実務を遂行できる人材、および企業活動に積極的に関与できる法律のプロを養成する(学則第1条第2項第2号)という法学部の目的を実現しようとするものである。

【点検・評価】

法学部の教育課程は、現状説明で見たとおり、法学部の理念・目的・教育目標にもとづき、科目配置がなされ編成されている。このように、法学部の教育課程は、法学部の理念・目的・教育目標と密接に対応しているので、学士課程としてのカリキュラムの体系性を十分に示していると評価できる。

【改善方策】

法学部の新しい教育課程は、2009年度より開始されたばかりなので、今後も進捗状況を注視していく。

(3) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明】

法学部の共通教育科目においては、「キャリアデザイン」を必修科目として開講しており、学問的な基礎だけでなく、広く社会で活躍するための人間教育を行っている。

倫理教育の必要性和重要性は、現代社会において重視されていることは周知のとおりであるが、倫理性を培う教育については、狭義の倫理学として「倫理学Ⅰ・Ⅱ」を共通教育科目に配置している。また、「情報処理 A・B」において情報倫理を学ぶことにより、高度情報化社会における倫理観やマナーを学ぶことができる。さらに専門教育科目では、「法律学入門」、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「契約法総論・各論」などを挙げることができる。

【点検・評価】

1・2年次生を対象に上述の基礎教育が行われていることは、現代社会に対応できる教養ならびに人間の形成といった点で効果的である。また、情報教育において情報倫理を学ぶことによって、高度情報化社会における倫理観やマナーを身につけることができるのも長所の一つである。

【改善方策】

学力や学習意欲の面などで多様な学生が入学しており、このような学生に対してどのような基礎教育や倫理性の教育が必要なのかを十分に議論し、体系的な教育を学部全体として確立するよう取り組む。

(4)「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状説明】

法学部の目的は、まず①学生に法律の専門的・体系的知識にもとづく法的思考力を修得させること、および②学生にフィールドワークを通じて実践力を獲得させることであり、つぎにそれにより地域の行政・企業分野において実務を遂行できる人材、および企業活動に積極的に関与できる法律のプロフェッショナルの養成をめざすものである（学則第1条第2項第2号）。そこで、①を学生に修得させるために、憲法や民法、刑法といった基幹法やその解釈を学ぶばかりでなく、環境問題、インターネット犯罪、国際紛争などの問題を解決するための新しい法解釈が学べるように、特別法を含んだ専門科目群をカリキュラムに配置している。また②を学生に修得させるために、特殊講義・実習群をカリキュラムに配置している。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目は、これら専門科目群、特殊講義・実習群に配置しており、64単位以上を修得しなければならないとしている。この専門教育的授業科目は、例えば、1年次生では「法律学入門」、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法総論Ⅰ・Ⅱ」などといった基幹法の中でも最も基本的な法律を修得させるようにし、2年次生では、「行政法総論Ⅰ・Ⅱ」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論Ⅰ・Ⅱ」、「契約法総論」、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」などといった基幹法を修得させ、さらに3年次生では発展的・応用的に、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「税法総論・各論」、「国際法Ⅰ・Ⅱ」、「情報法」などといった特別法を修得させる配置になっている。すなわち、この配置は、法学部における体系的履修の具体的目安を学年ごとの履修で示すとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究する配置となっている。

また、知的・道徳的・応用的能力の展開に係わる授業科目として、演習が入門演習から専門演習まで4年間にわたって用意されており、担当教員の自主的判断によって法廷教室を利用した模擬裁判が導入されている。

さらに、2009年度入学生より、主として地域行政を担う公務員育成のためのリスクマネジメントプログラムを法律学科の中に設置し、その必要科目（特別教育科目として専門科目群と別置）の取得単位を前述の専門科目群、特殊講義・実習群の卒業要件単位64単位に含めることができるようにしている。また、主として不動産管理のエキスパート養成を目的とした不動産管理・資格取得プログラムを2009年度入学生より法律学科の中に設置し、その必要科目を専門科目群に含めることで、リスクマネジメントプログラム科目と同様に、

プログラム志望学生の便宜に供している。

【点検・評価】

法学部における専門教育的授業科目の配置は、前述のとおり、法学部の目的にもとづくものであり、基礎法、基幹法、特別法と学年ごとの配置で、体系的履修の具体的目安を示し、幅広い知識と深い専門の学芸を教授研究しようとしている点で、学校教育法第83条に適合していると評価できる。

なお、この配置は、前年度の自己点検・評価における1学科再編にともなう開講科目スリム化の問題点を解消したものであるとともに、前年度の「将来の改善・改革に向けての方策」を実現したものであり、その点でも評価できる。

【改善方策】

専門教育的授業科目の配置は、2009年度より開始されたばかりなので、今後も進捗状況を注視していく。

(5) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明】

本学の建学の精神に基づき、国際化・情報化の時代に対応し、幅広い視野に立って専門分野の基礎となる教養・常識・良識を育てることが共通教育の目標である。一般教養的授業科目は本学では共通教育科目のなかの教養教育科目群として開講されており、人文、社会、自然、実技、総合の5分野からなるカリキュラムによって構成されている。すなわち、人文では「日本文学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学Ⅰ・Ⅱ」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」等20科目、社会では「法学」、「経済学」、「政治学」等8科目、自然では「環境科学Ⅰ・Ⅱ」、「化学」、「生物学」等9科目、実技では「スポーツ実技」、「情報処理A・B」等3科目、総合では「キャリアデザイン」（必修）、「学園史」、「地域学A・B」等9科目、である。なお、5分野全体で22単位以上を選択修得しなければならない。

【点検・評価】

教育目標に沿った形で、さまざまな共通教育科目が配置されており、学生が幅広く学べるようなカリキュラム編成がなされていることは、十分評価できる。また、「キャリアデザイン」を必修として置いていることは、生きていくための知識を学び、それを自分自身の生活に反映させるという判断力を身につけさせるという点で長所といえる。ただし、多様な学習歴をもつ学生への対応として、今後、一般教養的授業科目をどのように位置づけしていくのか、学士課程教育全体の中で明確化していく必要がある。

【改善方策】

学士課程教育の中で、一般教養的授業科目をどのように位置づけるかということについては、入学前教育や初年次教育との関わりも考慮しながら、学部横断的担当者会議などでさらに議論を継続していく。

(6) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明】

本学は国際大学として、外国語教育に力を入れている。「英語Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、その他に「実用英語」、「総合英語」、「英会話」（以上ⅠからⅡまで）を設け、さらに、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」（以上ⅠからⅣまで）、「語学実習A・B」を設けている。とりわけ「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」は、本学がアジアの玄関口の福岡県北九州市にあるという地域性を考慮し、学生が将来これらの国々を含むアジア諸国で活躍できる国際性を身につけることができるようにするため開講している。

英語では、プレイスメントテストを実施し、学生の習熟度に応じた少人数のクラス制を導入している。また、フランス語、ドイツ語、中国語などでは、Ⅰの科目の単位修得後でなければ、次のⅡの科目、さらにⅢ、Ⅳの履修自体ができないグレード制を採用している。

【点検・評価】

学生の多様な興味と関心に応えるという意味においても、また、英語以外の外国語に重点を置いて学習したいという学生の要望に応じることができるという点においても、現在のカリキュラムは妥当である。とくに、本学の地域性から、中国語、韓国語、インドネシア語のアジア言語を配置していることは、今後、アジア諸国との関係が益々重要になっていく時代において、評価できる。

英語科目のプレイスメントテストによる学生の習熟度別クラス分けや外国語のグレード制の厳格な運用は、外国語科目の適正な授業運営のみならず学生の外国語能力の向上を図るうえで、適切である。本学の教育目的に照らしてもアジア言語の外国語科目を配置していることは適切である。また英語科目を必修にしているのみならず、さらに英語力を磨くために必要な英語関係の科目をバランスよく配置している。

【改善方策】

当面、外国語科目の配置については改善・改革の必要性は認められないが、今後とも適切な科目配置と運用に努めていく。

(7) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明】

卒業所要総単位数は、124 単位以上である。そのうち、専門教育的授業科目の量的配分は、最低必要単位 78 単位であり、そのうち演習は 12 単位となっている。一般教養的授業科目の量的配分は最低必要単位 22 単位である。外国語科目の量的配分は最低必要単位 12 単位である。その他に、自由履修単位として 12 単位が配分されている。自由履修単位については、法学部開設の共通教育科目及び専門教育科目の授業科目から履修する。

【点検・評価】

専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分については、概ね

妥当といえる。

なお、共通教育科目が34単位以上、専門教育科目が78単位以上というのに加えて、自由履修単位が12単位以上設けられているのは学生の主体性・自主性を尊重するという観点から適切であるといえる。

【改善方策】

授業科目分野の量的配分は適切であり、当面、改善・改革の必要性は認められない。

(8) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその適切性、妥当性

【現状説明】

基礎教育と教養教育については、正規の会議体である教務委員会と教養委員会を中心に実施・運営が行われている。

教養教育に関わる科目は、共通教育科目の中に配置されているため、まず教養委員会で協議を行い、その後上位委員会である教務委員会で審議される。

なお、この教務委員会の下部組織として「学部教務委員会」が存在し、各学部の教務事項を審議する役割を担う。

また、基礎教育については学部横断的科目担当者会議において議論を行うとともに、初年次教育プロジェクト会議が2008年度から教務部長をリーダーとして設置され、シンポジウムなどを企画している。

【点検・評価】

大学の会議体として、大学評議會をトップに教授会、教務委員会、教養委員会が教務事項についての審議と協議を行なっている。教務委員会規程第7条では、「委員会の協議事項は、教授会の承認を必要とする」としている。規程上も組織上も整備されており、基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制は適切であるといえる。また、学部横断的科目担当者会議の開催も評価できる点の一つである。

正規の会議体として教務委員会および教養委員会が置かれており、規程も整備されている点は長所である。また、意見を集約し、ボトムアップ型の機能を果たす組織として学部横断的科目担当者会議および初年次教育プロジェクト会議が置かれ、それぞれが正規の会議体である教務委員会および教養委員会に提案するといういわばラインとスタッフの関係があることも長所である。

【改善方策】

基礎教育について、そのあり方を検討し発展させるために学部横断的科目担当者会議や初年次教育プロジェクト会議の成果を期待したい。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

【現状説明】

法学部では、高校までの教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、カリキュラムにおける高・大の接続に以下のように取り組んでいる。

全学的には、「キャリアデザイン」（必修科目）、「情報処理A・B」を1年次配当科目とし

て開講し、それぞれ、学生自身のキャリア設計のための自己発見、情報リテラシーの修得を目指している。なお、キャリア教育については、2009年度より特別教育科目「キャリアプラン」を新設し、より高度な実践的スキルの修得を目指している。

学部専門科目としては、法学部の専任教員で担当している「入門演習」を1年次に必修で配置し、導入教育を実施している。この科目は、入学直後1週間以内に行われる「フレッシュャーズ・ミーティング」(1泊2日の合宿)から始まる。ここでは担当教員が在学中の協力学生とともに、ゼミとしての一体感の構築、あるいは学生と教員との信頼関係の構築に重点を置きつつ、大学での生活の仕方や履修方法や履修モデルについて指導することを目的としている。そして、「入門演習」では15名程度の学生を1クラスとして、春学期は大学での学習の基本となる「読む」「聞く」「話す」「書く」というスキルの涵養を目指して「KIU 入門演習学習ハンドブック」という共通テキストを利用して教育が行われ、また図書館の利用の仕方などのガイダンスもクラス別に行っている。入門演習は少人数で開講されるので、この演習を通じて友人を作る学生も少なくない。秋学期では個々人のテーマに基づいた報告レジュメの作成、あるいはパワーポイント等を利用したプレゼンテーション、さらにはディベートの練習など、積極的に「表現する力」の養成を重視している。

また、専任教員で入門演習担当者会議を設置して、1年次学生の出欠席状況、学生指導上の悩みや問題点など情報を共有する体制を構築している。

なお、入学前の導入教育については、推薦入学試験やAO入学試験の合格者を対象に、業者と提携した入学前教育を実施して、後期中等教育から高等教育へのスムーズな移行を図っている。

さらに、上記の導入教育に加え、法学部の学生が専門的な法学教育を受けるための導入として「法律学入門」を1年次生科目として配当している。これらの科目では、私法・公法の両側面から日常生活の中で関わる具体的な法律問題を検討し、法学への興味・関心を促すことを目的としている。この講義によって、法学教育を受けるための基礎をつくるとともに、学生にこれから学習する法学の体系を鳥瞰させる。

【点検・評価】

カリキュラムにおける高・大の接続は、主に「入門演習Ⅰ」で行われているが、大学教育への円滑な移行のために不可欠なプログラムとなっており、かつ大学での学習に必要な技量を指導する内容となっているので評価できる。また、クラスのサイズも15人程度と小さいので、教育効果も高いといえる。

「入門演習」は単に高・大の接続の教育の場としてだけでなく、学生の生活指導の場ともなっている。学生支援室とも連携した入門演習担当者会議の設置で、学生が発するシグナルをいち早く感知して対応し教員相互で情報を共有するシステムが構築されたことは長所である。

その他、「キャリアデザイン」については、学生に卒業後を見据えた大学四年間の学習・生活設計をさせる科目であるから、導入教育として効果的なものであると評価できる。また「法律学入門」についても、法学を学習することに対する躓きを防ぐという点から、導入教育として評価できる。

【改善方策】

様々な事情を抱えた多様な学生が入学しているので、高・大の接続は今後も重要である。「入門演習」を高・大の接続としてより効果的なものとするために、今後とも入門演習担当者会議の充実に取り組む。

3. インターンシップ、ボランティア

【現状説明】

インターンシップおよびボランティアは、ともに活動を通じて学生の社会的責任への自覚を高め、主体的に社会に参画する意識を育てることが目標である。

法学部として独自にインターンシップの募集等は行っていないが、2005年度より学生が企業、自治体等でインターンシップを行った際に所定の要件を満たした者については単位認定の対象とし、法学部の場合は「法律学特殊講義Ⅱ」(2単位)もしくは「法律学特殊講義Ⅲ」(2単位)に単位を認定する制度が設けられた。単位認定の要件等は全学の教務委員会が定めることとし、「就職活動支援講座ならびにインターンシップの単位認定手続きに関する内規」に従い、教務委員会の審議を経て教授会が承認するものとしている。インターンシップ参加学生は事前に研修を受け、また参加終了後に報告書を作成することになっている。

ボランティアについては、特に法学部としてボランティアを募集したり、ボランティア活動を単位認定したりする制度は存在しないが、2005年度より「法学部活動奨励賞」の制度を設け、ボランティア活動によって社会に大きく貢献した者については(社会的に顕著な功績を挙げた者として)年1回学部長が表彰している。

【点検・評価】

インターンシップ参加学生に対して、一定の条件を満たせば単位を認定する制度があることは評価できる。またボランティア活動についても、表彰制度により活動への参加を奨励していることは評価できる。

インターンシップが単位認定されるようになったことにより、学生が従前以上に、インターンシップについて関心をもち、積極的にインターンシップに参加するようになったことは長所である。

【改善方策】

インターンシップ、ボランティアともに、適切な奨励制度の整備をはかっており、現状では改善すべき問題が見当たらない。

4. 履修科目の区分

【現状説明】

法学部の学生が卒業するのに必要な単位は124単位で、共通教育科目では、教養教育科目群に最低必要単位数22単位のうち「キャリアデザイン」(2単位)が必修科目として配置されている。さらに外国語科目群に、最低必要単位数の12単位以上のうち「英語Ⅰ」(2単位)と「英語Ⅱ」(2単位)が必修科目である。

また、専門教育科目では、最低必要単位数 78 単位のうち演習群の「入門演習」(4 単位)と専門科目群の「憲法Ⅰ(人権論)」(2 単位)、「民法総則Ⅱ」(2 単位)が必修科目である。演習群の「基礎演習」、「発展演習」、「実践演習」、「専門演習 A」、「専門演習 B」(各 4 単位)については、2 科目を選択必修として履修することになっている。その他の専門教育科目は選択科目であり、専門教育の基礎から発展、応用まで一貫して履修できるような科目配置となっている。

【点検・評価】

法学部の必修・選択科目の量的配分は、学生の自主的履修を尊重するとともに、学士(法学)を授与するのに必要な履修科目のバランスを備えており、概ね妥当であると評価できる。

また各専攻分野の入門・基礎に当たるものを必修科目としたことも評価できる。すなわち、公法の代表ともいえるべき憲法や私法の基本法である民法を学習するということは、おのおの分野の原理、原則を理解することになり、その後の学習の仕方にある意味で決定づけるからである。

【改善方策】

必修・選択の量的配分については、現行の区分を維持していく。

5. 授業形態と単位の関係

【現状説明】

各授業科目の単位計算方法は大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われている。授業科目には講義・演習・実技・実習があり、また春学期と秋学期のそれぞれで完結するセメスター科目と1年間にわたる通年科目がある。

講義ならびに演習の科目は、15 時間の授業をもって1単位としている。ただし、これらの科目の時間割上は、1 時限=1 コマを 90 分とし、これを 2 時間とみなしている。したがって、毎週 2 時間 15 週=30 時間で 2 単位となる。同様にして通年科目は 4 単位である。

外国語科目は、30 時間の授業をもって1単位とし、毎週 2 時限=90 分を 2 コマの場合には、半期をもって2単位となる。

実技科目ならびに実習科目は外国語科目と同様の計算方法である。例えば、「スポーツ実技」、「情報処理 A」、「ビジネス実習Ⅰ」は半期で1単位である。

【点検・評価】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、おのおの授業科目の単位計算方法は、大学設置基準のそれによるものであり、妥当性を持つと評価できる。したがって、授業科目の単位計算に問題はない。

【改善方策】

授業形態と単位の関係は適切に設定されているので、現状を維持する。

6. 単位互換、単位認定等

【現状説明】

単位互換制度の一つとして2009年度から始まった「大学コンソーシアム関門」がある。これは、本学、北九州市立大学、九州共立大学、西日本工業大学、下関市立大学、梅光学院大学の各大学が提供する科目を修得した場合、所属大学で単位認定するものである。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の認定にあたっては、九州国際大学学則、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する法学部運用内規に基づき、法学部の単位として認定している。この認定は法学部の教務委員会で十分に検討した上で、全学の教務委員会に付され、最終的に法学部教授会で承認するという手続きが行われる。

編入学または転入学で3年次生として入学する学生の既修得単位について、本学学則第17条または第16条、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する法学部運用内規に基づき、53単位を「包括認定」し、さらに専門教育科目のなかから包括認定と合わせて合計62単位を上限として個別に「読み替え認定」を行っている。

また、本学が海外の大学と締結する学生交流協定に基づいて交換留学をした学生、および留学する学生に関する規程第2条に基づき、協定校以外の海外の大学等に認定留学した学生については、留学先での学習の成果に対して、本学学則第36条および留学する学生に関する規程第8条に基づき、1年間の留学について30単位を上限として換算認定を行っている。規程改正により2007年1月1日からは、半年の留学についても15単位を上限として換算認定を行っている。

なお、本学では公務員試験の受験や資格取得に重点を置いたエクステンションセンター講座を開設しており、法学部では、そのうち公務員関係・行政書士・宅地建物取引主任者の各講座における受講について教務委員会における審査の後、「実践演習」(4単位)として単位認定している。

【点検・評価】

国外の大学に留学する場合には、留学先での取得単位が本学部の単位として認定されているので、本学での単位取得不足で卒業延期となるようなことはなく、単位認定は適切に実施されていると評価できる。

法学部の単位認定は、学部の教務委員会による詳細な検討、全学の教務委員会での審議を経て教授会に付されるように厳格な手続きをとっている点は長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

単位互換制度の一つとして2009年度から導入された「大学コンソーシアム関門」については、成果はこれからである。実績を検証していく。

7. 開設授業科目における専・兼比率等

【現状説明】

2008年度の法学部の開講総科目数は660で、うち専任教員が担当する科目数は478で全体の72.4%を占めている。学科別に見ると、法律学科の専門教育・開講総科目126の中に、専任教員が担当する科目数は112で全体の88.9%を占めており、総合実践法学科は専門教

第3章 学部教育内容・方法等

育・開講総科目数 85 の中に、専任教員が担当する科目数は 84 で全体の 98.8%を占めている。

教養教育である共通科目と専門教育である固有科目において、専任教員の担当比率には大きな差がある。共通科目の総数は 386 で、うち専任教員が 241 科目を担当し、全体の 62.4%であるのに対して、固有科目の総数は 211 で、うち専任教員が 196 科目を担当し、全体の 92.9%を占めている。

開設授業科目の専任・兼任の比率については、次の表のとおりであるが、法律学科、総合実践法学科ともに、専門教育においては必修科目では 100%であり、学部全体での選択必修科目でも 90.6%の科目を専任教員が担当しており、専任教員の担当率はかなり高いと言える。

3-1-2 法学部の開設授業科目における専・兼比率(2008 年度)

学部・学科等		区分	必修科目	選択 必修科目	全開設 授業科目
法学部	法律学科	専任担当科目数	35	77	112
		兼任担当科目数	0	14	14
		専兼比率(%)	100.0	84.6	88.9
	総合実践 法学科	専任担当科目数	16	68	84
		兼任担当科目数	0	1	1
		専兼比率(%)	100.0	98.6	98.8
全学部 全学科	教養教育	専任担当科目数	80	161	241
		兼任担当科目数	28	117	145
		専兼比率(%)	74.1	57.9	62.4
	資格取得 科目	専任担当科目数	33	8	41
		兼任担当科目数	16	6	22
		専兼比率(%)	67.3	57.1	65.1

【点検・評価】

以上のように概ね専任教員の担当比率が高いことは評価できる。特に、専門教育である固有科目については極めて良好であり、今後ともこの体制を維持していく必要がある。教養教育である共通科目の専任担当教員の比率が相対的に低いところ、これはカリキュラム改革によって、とくに語学におけるクラスを細分化したことによっているところが大いだが、共通科目の位置づけを踏まえての検討が必要である。

本学部では専門教育について専任教員の担当比率が高いことは、学生の指導面においても適切である。なぜならば、各教員に研究室がありオフィスアワーの時間帯に学生を指導することが可能である専任教員がこのような科目を受け持っているため、学生に対して講義時間外にも指導を行うことができるからである。また演習科目については、原則として専任教員が担当しており、実践的内容について少人数教育を行う実践演習を除き、現在演習科目は非常勤講師に委嘱していない。

【改善方策】

共通科目について、専・兼比率をどのような水準におくかという問題は、一般教養科目のあり方や運営と密接に関連している。特に多様な学生の入学に対して初年次教育や基礎教育が重視されている中で、専門教育である固有科目の専・兼比率とのバランスを図りつつ、共通科目の専・兼比率において専任教員の比率を高めていく方向で調整を図っていく。

8. 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状説明】

社会人学生に対しては、全学共通だが、原則として月曜日から金曜日までの6時限（18時から19時30分まで）と7時限（19時40分から21時10分まで）の時間帯だけでも4年間で卒業可能な時間割を組んでいる。また、社会人学生に対して法学部では、演習の履修にあたって一定の配慮を行い、夜間の演習の履修を希望する場合は、優先的に履修登録を認めるようにしている。

外国人留学生に対しては、既述のとおり「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」により、取得した日本事情科目（日本事情ⅠからⅡまで）の単位は、共通科目の単位を修得したものとし、また修得した日本語科目（日本語ⅠからⅣまで）の単位は、外国語科目の単位として振り替えることができるようになっている。

そして、2004年度以降、英語Ⅰと英語Ⅱが必修となったのを受けて、英語未履修の外国人留学生については特別対応のクラスを設けている。また、法学部では演習科目がすべて春学期から始まる通年であるが、秋入学の留学生用の入門演習をおき、秋学期から入学する新入の留学生にも教育上の配慮を行っている。

【点検・評価】

2006年度から土曜日を補講日としたため、同年度以前に入学し、土曜日の時間帯を利用していた社会人学生には不便となったが、社会人学生の人数の問題と休講に対する補講時間の確保という問題、さらには土曜日担当可能な教員の授業科目等を総合的に勘案して、その中で、社会人学生に対する配慮を検討する必要がある。

外国人留学生にとって法学部における履修には法律用語の日本語の難解さもあり、必要に応じて留学生特別クラスの設置も検討していく必要がある。

外国人留学生に対して、規程によって履修方法の特例を設けていることは、外国人留学生の履修の負担を軽減する観点から望ましいことである。また社会人学生の履修を容易にするために夜間の時間帯にも授業科目を開講していることは評価できる。

【改善方策】

土曜日における授業科目の配置については、社会人学生の数や一般学生の意見なども踏まえて、全体の授業運営を検証する中で、慎重に検討していく。

法学部において、留学生数はわずかではあるが、卒業後の進路（進学、就職）につき相当の悩みや困難をかかえながら学修しているように思われるので、継続的に、留学生との「懇談会」を開催し、修学と卒業後の進路支援のあり方を検討することとしたい。

9. 正課外教育

【現状説明】

学生の多様な進路の希望に応え、学生の目標達成を支援するために、適切な正課外教育の機会を設けている。学部独自のとりくみとして、次のようなものを挙げることができる。すなわち、①司法試験をはじめとする各種資格試験、公務員試験、大学院・法科大学院入学試験などの受験希望者のために、2005年度より研究棟内において教員用の個人研究室3室を学習室として確保し、学習を進めるための環境を用意している。また2008年度より、一部の学生が資格取得を目指して自主学習グループを立ち上げたため、その支援として適切な学習環境を確保するため、新たに1308教室を自主学習室として提供している。②法科大学院受験希望者の適性試験および各法科大学院の本試験受験能力を向上させて合格者を増やすため、2007年度より、法学部改革スキームの1項目として正式に、法科大学院受験対策講座を実施している。③弁護士、行政書士、公務員、警察官等の実務家を中心とした講師を招き、当該実務についての概要や職務内容、資格試験への対策などの講演・講話の実施を依頼して、当該職種を志望する学生に情報提供を行うとともに、専門的職種をめざす学生のキャリア意識の形成を図ることを目的に、2007年度より、法学部改革スキームの1項目として、実務家座談会を実施している。

①については、次の4室を学習室として用意するとともに、各部屋にはコース制主任教員が1名ずつ配置されており、学生の相談に応じ、随時指導を行うこととしている。なお、前述の自主学習グループについては、下記教室を提供しているものの、自主学習のため、主任教員は配置していない。

研究室	対象者
220 研究室	主として公務員試験受験希望者
306 研究室	主として大学院・法科大学院受験希望者
320 研究室	主として資格試験受験希望者
1308 教室	自主学習グループ

また、これらの受験希望者（自主学習グループを除く）は学習に際して参考書や問題集、判例集等を必要とするため、法学部の予算内からこれらの参考書籍を購入して、学習室内に備え付け、受験希望者の利用に供している。

②については、次の対策で実施している。すなわち、適性試験対策については、提携業者（資格試験受験予備校）の提供する適性試験講座を本学主体で開講・運営（大学による受講費用の相応な負担で運営）し、法科大学院受験希望者に受講させることで行い、ステートメントおよび小論文対策については、教員の添削指導で行っている。

③については、2008年度は、主に基礎演習、発展演習の時間を使って第1回から第3回（第1回は法科大学院実務家教員・弁護士、第2回は女性司法書士・ツアーコンダクター、第3回は刑務官）まで実施した（前年度に比べ、実施回数が少ないのは、リレー的に実務家を招聘講演させた2008年度の「キャリアデザインⅠ」の授業内容を補足する観点で実務家座談会を実施したためである）。このほか、法学部としては、資格試験等の受験者の増加を図るための取り組みとして、2005年度より「法学部奨励賞」の制度を設け、資格試験等

第3章 学部教育内容・方法等

に合格した者を年1回（卒業予定者の表彰式は卒業式後、在学生の表彰式は入学式当日）学部長が表彰することになっている。司法試験、法科大学院入学試験、行政書士、司法書士、宅地建物取引主任者、ビジネス実務法学検定、法学検定等の資格試験等に合格した者が表彰の対象となっている。

＊ 2008年度の主要な実績は以下の通りである。なお、表彰の対象は申請主義である。

- ビジネス法務検定3級・2級合格者4名
- 宅地建物取引主任者試験合格者4名
- 法科大学院（九州大学、成蹊大学）合格者2名
- 行政書士試験合格者2名
- その他、法学検定、初級システムアドミニストレータ等の試験合格者を含め24名が表彰の対象となった。奨励総額：380,000円

以上は、2009年3月教授会報告による。

【点検・評価】

法曹資格試験をはじめとする各種資格試験、公務員試験の受験希望者は、志望動機や目的指向が明確であると同時に一般の学生よりも多くの学習を必要とするため、正課教育だけで対応することは困難である。このため、各学生の目的を達成させるためには正課外教育を充実させていく必要があり、①学習室の設置、②法科大学院受験対策講座の実施、③実務家座談会の実施は評価できる。また、前年度の自己点検・評価において③で問題となっていた実務家座談会の参加学生数の低迷については、基礎演習、発展演習の時間帯に合同演習の形で座談会を実施することで解消したことは評価できる。

①につき、学生の志望にあわせて学習室を用意し、同じ志望をもつ学生同士が情報を交換しあい、互いに切磋琢磨しながら勉強を進めることができる環境を整備していることは長所である。また②につき、例えば特殊な適性試験の内容からすれば、法科大学院の受験指導は、受験技術の修得に重点を置く必要があり、そのノウハウを有する資格試験受験予備校の学習方式を学内講座として導入するとともに、ステートメントおよび小論文指導で徹底した個人指導を行う環境を整備していることは長所である。さらに③につき、座談会という正課教育にはない和やかな雰囲気のもとで、現役の実務家から、資格試験の対策学習の方法や仕事内容等について直接情報を得ることで、キャリア形成意識の醸成と資格取得意欲の喚起をはかる機会が設けられていることは長所である。

①の問題点としては、各学習室の存在の周知が、学生に徹底されていない面があること、および主任教授による指導体制が構築されているものの、それが定期でないことである。②の問題点としては、適性試験対策講座の費用が学生にとりやや高額であることと、講座期間が長期に及ぶため学生の全回にわたる出席を徹底できない点にある。③の問題点としては、招聘される実務家の資格内容が本学の学生が求める資格に必ずしもマッチしていない可能性があることである。

【改善方策】

①については、各種資格試験、公務員試験、大学院・法科大学院入学試験などの受験希望者は少なくないと思われるので、今後継続して、これらの学生が積極的に学習室を利用できるように周知を図っていく。そこで①の問題点である学生への周知不足については、大学のさまざまな情報伝達媒体（HPや携帯電話への配信等）の利用ならびに演習での教員による学生への勧奨により、各学習室の存在、利用方法と利用資格等につき、学生に周知徹底し、学習室の活用強化を図っていくことで改善したい。また学習室の定期的な指導体制の問題については、コース制主任教授による指導に依存した体制を変え、全教員で組織的に指導・支援する体制を整備することで改善したい。この①の問題点は、資格取得希望学生を把握するためのアンケート調査が限られた学年でしか実施できなかったこと、および全教員で共有すべき学習室利用学生の利用情報が収集できていないことによるものである。これらは、学習室利用を学生に周知・勧奨することおよび学習室の定期指導体制改善に必要な情報である。まずもって、このアンケート調査および学習室利用学生の利用情報の収集を早急に行い、次に、前述の方策により、①の問題点を改善していきたい。

②については、法曹資格取得学生への便宜をはかるため、今後も継続していく。そこで②の問題点の改善・方策については、大学入試センター適性試験対策講座と日弁連適性試験対策講座を合わせて実施している現状をあらため、対策講座を本学学生の得点率の高い大学入試センター適性試験の対策講座のみにしぼること、および対策講座の学内実施ではなく、受験希望者を提携業者の教室に通学させることで、講座費用の学生負担をより軽減させるとともに、講座期間の短縮化をはかることなどを検討している。

③については、卒業後の学生のより良い進路確保を見据えた指導体制の一環として今後も継続していく。そこで③の問題点の改善・方策については、①の問題点の方策と同様に、各学年における資格取得希望学生を把握するためのアンケート調査を実施して、本学学生の目指す資格を的確に把握した上で、その資格を有する実務家の座談会実施を計画検討していきたい。

＜経済学部＞

【到達目標】

経済学部では、学部の教育目標を実現するために、少人数教育の維持、入門演習による導入教育の強化、履修モデルの作成と指導などの教育課程の整備、その他の取り組みによって教育内容・方法の充実に努める。特に以下の諸点に重点をおいて教育力強化を目指す。

- (1) FD活動を強力に推進することによって、教育に対する学生の満足度を高める方策を実行することに努める。
- (2) 多様な学習歴をもつ学生に対する対応として、初年次教育による新入生の基礎学力の引き上げを目指すとともに、学力の高い学生に対しては特別メニューを提供するなどして、教育効果を高める。
- (3) 社会・時代のニーズに合致すべく教育内容の点検を強化し、学部学科の特色をさらに明確にする方策を推進する。

1. 教育課程

(1) 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第83条、大学設置基準第19条との関連

【現状説明】

経済学部の理念・目的は「経済学及び経営学の専門的知識に基づく基礎的な思考力を修得させ、もって時代の変化に適切に対応し、バランスある社会の発展に貢献する、理論と実践両面に明るい人材を養成する」ことにある。そして、この理念・目的を実現するために経済学科と経営学科の二つの学科、二つの教育課程を編成している。経済学科では地域社会・街づくりに貢献しうのような、経済の各分野に関する幅広い経済学的な素養を持った人材を育成することを目指している。また経営学科では、会計や情報等の専門的なスキルを活用して、地域経済に貢献する人材の育成を目的としている。

高校卒業までに習得すべき基礎的知識の習熟度等において様々なレベルの多様な学生が入学してくることに対応するために、2008年度の自己点検・評価報告書55頁【将来の改善・改革に向けての方策】においてカリキュラムの抜本的な改革を行う予定であるとしていた。

そこで、2007年度、2008年度と検討を続け、2009年4月から新たなカリキュラムを開始した。多様な学生に対応しつつ学部の理念・目的を実現するために3つのカテゴリーに分けて教育課程を編成している。すなわち共通教育科目、専門教育科目、特別教育科目である。また、卒業に必要な単位数は124単位以上とした。

今回のカリキュラム改革の特徴の一つは、副専攻課程としてスポーツ課程を開設したことである。これは、勉学だけではなくスポーツ活動にも意欲ある学生のニーズに対応したものである。スポーツを通じて地域に貢献したいという学生のために、財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を取得するために必要な講習・試験の全部または一部免除を可能とする科目をスポーツ指導員科目として特別教育科目に配置した。

第3章 学部教育内容・方法等

表 3-1-3 2009 年度の経済学部経済学科のカリキュラム構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
共通教育科目	教養教育科目群 (49)	22 単位以上
	外国語科目群 (30)	12 単位以上
	(留学生科目) (6)	
専門教育科目	基礎的科目 A 群 (17)	58 単位以上
	発展的科目 B 群 (15)	
	応用的科目 C 群 (10)	
	特殊講義・実習群 (15)	
	演習群 (7)	20 単位以上
特別教育科目	キャリア教育科目 (5)	
	スポーツ指導員科目 (19)	
	教職教科科目 (13)	
	法律科目 (7)	
	経営科目 (20)	

表 3-1-4 2009 年度の経済学部経営学科のカリキュラム構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
共通教育科目	教養教育科目群 (49)	22 単位以上
	外国語科目群 (30)	12 単位以上
	(留学生科目) (6)	
専門教育科目	基礎的科目 A 群 (15)	58 単位以上
	発展的科目 B 群 (19)	
	応用的科目 C 群 (11)	
	特殊講義・実習群 (15)	
	演習群 (7)	20 単位以上
特別教育科目	キャリア教育科目 (5)	
	スポーツ指導員科目 (19)	
	教職教科科目 (18)	
	法律科目 (6)	
	経済科目 (20)	

(注 1) 表中の () 内の数値は開設されている総科目数、「卒業に必要な単位数」は各科目群についての合計である。

(注 2) 卒業要件単位数は 124 単位以上であり、表中の単位数に加えて、自由履修単位として 12 単位以上修得する必要がある。自由履修単位とは、学生が、自己の興味や進路にあわせて科目を自由に選択して修得するもので、経済学部開設の共通教育科目及び専門教育科目の授業科目（修得した授業科目を除く）から自由に選択できる。また、教職課程の履修者のみ、特別教育科目の教職教科科目の修得した単位を自由履修単位の卒業要件単位に算入することができる。

(注3) 特別教育科目のスポーツ指導員科目の取得単位20単位までを基礎的科目A群、発展的科目B群、応用的科目C群、特殊講義・実習群の卒業要件単位に算入することができる。

- (a) 共通教育科目は、教養教育科目群、外国語科目群、留学生科目に分けられる。教養教育科目群は22単位以上選択修得（必修2単位を含む）とされ、専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、人文、社会、自然、実技、総合の5分野からカリキュラムが編成されている。教養教育科目群の必修科目は、「キャリアデザイン（2単位）」である。
- (b) 外国語科目群は、「英語Ⅰ（2単位）」、「英語Ⅱ（2単位）」の合計4単位を必修としている。その他に「実用英語Ⅰ・Ⅱ」、「総合英語Ⅰ・Ⅱ」、「英会話Ⅰ・Ⅱ」、「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「韓国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「インドネシア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「語学実習A・B」を設け、そのうち8単位以上を選択修得することになっている。
- (c) 留学生科目は、外国人留学生に対して、日本をより理解させるとともに、日本語能力の向上を図り、これを代替履修することによって、履修上の負担の軽減を図るために設置されている。日本事情科目の単位は、教養教育科目の単位を修得したものとし、日本語科目を修得した単位は、外国語科目の単位として振り替えることができる（「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」）。
- (d) 専門教育科目は、経済学科および経営学科に専門科目を編成したものであり、基礎的科目A群、発展的科目B群、応用的科目C群、特殊講義・実習群、演習群に分けられる。基礎的科目A群は、「経済数学入門」、「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」等1年次および2年次に修得することが望ましい入門的な科目を配置した。発展的科目B群は、「経済学史概説」、「社会政策概論」、「アメリカ経済論」等2年次から3年次にかけて修得することが望ましい科目を配置した。応用的科目C群は、「現代マクロ経済学」、「金融論」、「計量経済学」等3年次から4年次にかけて修得することが望ましい科目を配置した。学年進行に沿って順次、基礎、発展、応用と順序良く履修することで学生が無理なく体系的に学修できるように配慮している。特殊講義・実習群は、特殊講義、ビジネス実習、国内社会実習、海外社会実習、フロンティア特講を配している。特殊講義では、寄附講座や経営学検定対策講座等を行なう予定であり、フロンティア特講では高い学力を備え更なる知識修得を希望する学生向けに「金融のフロンティア」を開講する。
- (e) 演習群は、少人数・双方向の授業科目であって最も重視している科目群である。1年次の「入門演習Ⅰ」、「入門演習Ⅱ」は必修であり、2年次の「経済演習Ⅰ」、「経営演習Ⅰ」、3年次の「経済演習Ⅱ」、「経営演習Ⅱ」、4年次の「卒業研究」というように入学から卒業まで一貫して演習を教育研究の枢要として位置づけており、担当者はすべて専任教員としている。なお、経済学や経営学の専門分野ではなく広く教養的な知識を身に付けるために「総合演習Ⅰ」、「総合演習Ⅱ」（選択）を2、3年次に設けている。経済学科の学生は「経済演習」か「総合演習」のいずれかを選択でき、経営学科の学生は「経営演習」か「総合演習」を選択できる。「総合演習」は共通教育科目の専任教員によって担当され、科目の性格上経済学科、経営学科に横断的に開設されている。
- (f) 特別教育科目は、キャリア教育科目、スポーツ指導員科目、教職教科科目、法律科目、

経営科目（経営学科にあつては経済科目）に分けられる。

キャリア教育科目は、学生にキャリア教育を行なうことで社会人としての意識の育成を目指すものである。スポーツ指導員科目は、副専攻課程であるスポーツ課程の科目を配置している。教職教科科目は、教育職員免許状授与の所要資格を取得させるための課程における科目を配置している。法律科目、経営科目（経営学科にあつては経済科目）は、自由履修単位の科目の一つとして配置され、12単位まで卒業に必要な単位として算定される。

【点検・評価】

経済学科、経営学科ともに演習を必修にして基礎教育を行い、また教養教育科目および外国語科目も配して教養を深めるべく企図している。さらに、専門科目についても基礎、発展、応用と配置しており、学年進行に沿って順次無理なく修得でき、かつ学生の自主的な判断に基づいて専門性を深める体系になっている。これらのことから、本教育課程は、学校教育法第83条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的および応用的能力を展開させる」という目的に沿うものであり、大学設置基準第19条第2項の「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮」したものであると評価できる。

教養教育科目として人文、社会、自然、実技、総合の各科目が配置されている点はバランスが良いといえよう。また、外国語科目において英語、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、インドネシア語など多様な科目が配置されている点は長所である。

専門科目について基礎、発展、応用と配置しており、学年進行に沿って順次無理なく修得できるようになっている点は、学生の進路や目標を考えるに当たって理にかなったものであると思われる。

【改善方策】

新たなカリキュラムは2009年度に開始されたので、進捗状況を注視していく。

(2) 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明】

経済学部のカリキュラムは幅広い知識や能力を身につけるための共通教育科目と、各学科が専門とする学問分野に係る科目としての専門教育科目、さらにはキャリア形成、資格の取得を目指す学生を支援するための特別教育科目から構成されている。

経済学科の専門科目では、学生が経済学の基礎知識と研究方法を学び、それらを基盤にしながら、より専門的な知識や研究方法を修得できるように、理論、政策、歴史の三分野のバランスを考慮しながら、教員配置と体系的なカリキュラム編成が行われている。

経営学科の専門科目では、学生が経営学の基礎知識と研究方法を学び、それらを基盤にしながら、より難易度の高い、高度な専門性を有する科目を修得できるように、経営、会計、流通、情報の分野のバランスを考慮しながら、教員配置と体系的なカリキュラムが編成されている。

【点検・評価】

経済学科は理論、政策、歴史の3分野でバランスよく科目を配置しており、地域経済の担い手を育成するという理念・目的に合致したものとなっている。なお、2008年度の自己点検・評価報告書 57 頁【将来の改善・改革に向けての方策】において、グローバル化への対応について学部として方策を講ずるとしていたので、発展的科目 B 群に「アメリカ経済論」、「アジア経済論」を新たに配置した点は評価できる。

また、経営学科では経営、会計、流通、情報の4分野で科目が配置されており、地域企業の担い手を育成するという理念・目的に沿ったものとなっている。両学科ともに専門教育科目を基礎から発展、応用というように配置し、「卒業研究」を4年次に配当して、学生が4年間の学修の集大成として勉強するようにカリキュラムを編成している。これらのことから、学部・学科等の理念・目的との対応において、学士課程としてのカリキュラムの体系的性が確保されていると評価できる。

基本的に各分野にバランスよく科目が配置されて経済学・経営学教育の体系的性が確保されている上に、学年進行に従って基礎から発展、応用と専門教育科目が配置されているので、多様な学力の様々な学生に対応可能なカリキュラムとなり得る点は長所である。地道に着実な学修を希望する学生は基礎と発展を固め、それ以上に意欲的な学生は選択的に難度の高い応用的科目を履修するという体系は学生の多様性に対応したものである。

【改善方策】

当カリキュラムは新たに 2009 年度に開始されたばかりであるため、進捗状況を注視していく。

(3) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明】

経済学部の共通教育科目においては、「キャリアデザイン」を必修科目として開講しており、学問的な基礎だけでなく、広く社会で活躍するための人間教育を行っている。

経済学科では、基礎教育は専門教育科目の基礎的科目 A 群の「経済数学入門」、「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」、「経済政策論入門」で行う。経営学科では、基礎教育は専門教育科目の基礎的科目 A 群の「経営学入門」、「簿記論入門」、「簿記論」で行う。なかでも、1 年次の必修科目として配当されている「入門演習Ⅰ・Ⅱ」は基本的な意味において基礎教育の場になっている。

倫理教育の必要性和重要性は、現代社会において重視されていることは周知のとおりであるが、倫理性を培う教育については、狭義の倫理学として「倫理学Ⅰ・Ⅱ」を共通教育科目に配置している。また、「情報処理 A・B」において情報倫理を学ぶことにより、高度情報化社会における倫理観やマナーを学ぶことができる。さらに、経営学科の専門教育科目では「企業論入門」を配置し、コーポレート・ガバナンスの関連でコンプライアンスの必要性を重視して講義している。

【点検・評価】

基礎教育として「キャリアデザイン」を1年次必修科目として配置している点は評価で

きる。また、「入門演習Ⅰ・Ⅱ」を1年次必修科目として配置している点も評価できる。

倫理性を培う教育も、「倫理学Ⅰ」「倫理学Ⅱ」を配置していることで確保されている。

基礎教育を1年次必修科目として位置付けていることは長所といえる。自己発見により大学卒業後のキャリア設計を描く端緒となる「キャリアデザイン」は就職率の向上に寄与していると考えられる。倫理性を培う教育として、「倫理学Ⅰ」「倫理学Ⅱ」を配置していることも長所の一つである。

【改善方策】

基礎教育の実効性を高めるための議論の場として2009年度から入門演習担当者会議を学部で発足させる。

学力や学習意欲の面などで多様な学生が入学しており、このような学生に対してどのような基礎教育や倫理性の教育が必要なのかを十分に議論し、体系的な教育を学部全体として確立するよう取り組む。

(4)「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状説明】

経済学科では、既述のように、専門教育科目は理論系、政策系、歴史系の3分野からバランスよく科目を配置している。たとえば、理論系には「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」、「経済統計入門」、「国際経済学入門」等、政策系には「経済政策論入門」、「財政学入門」、「金融論入門」、「労働経済学入門」等、歴史系には「日本経済史入門」、「西洋経済史入門」、「近代日本経済史」等を設置している。それらの科目を難易度と学年進行に沿って基礎的科目A群、発展的科目B群、応用的科目C群と分けている。

経営学科では、専門教育科目は経営系、会計系、情報系、流通系の4分野から科目を配置している。経営系には「経営管理論入門」、「労務管理論入門」、「企業論入門」等、会計系には「会計学」、「財務会計論」、「管理会計論」「原価計算論」等、情報系には「経営情報論Ⅰ・Ⅱ」、「経営プログラミングⅠ・Ⅱ」、「情報ネットワークⅠ・Ⅱ」等、流通系には「流通経済論」、「マーケティング論」、「貿易論」等が設置されている。それらの科目を難易度と学年進行に沿って基礎的科目A群、発展的科目B群、応用的科目C群と分けている。

両学科とも、専門教育科目は演習群と合わせて78単位以上を選択修得しなければならない。

また、経済学科は「時代、地域社会、国際社会から求められる経済学の基礎的知識を修得させ、経済学的視点から課題を発見し解決することができ、かつ対話を通じて互いの認識を共有できる人材を養成する」ことを目標としている。そのため、経済学の基礎知識をバランスよく学べるように、カリキュラムを編成している。経済学科では専門教育科目を理論と実践の統合と位置づけ、特殊講義・実習群において「ビジネス実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「国内社会実習Ⅰ・Ⅱ」等を配置し、そしてこれらの専門科目を体系的に履修できるように、①「ベーシック」モデル、②「公務員・ビジネス」モデル、③「金融ファイナンス」モデルの3種類の履修モデルを提示して学生への履修支援を行なっている。経営学科は、「経営学の体系的知識およびそれに関する能力を修得させ、もって企業・地域社会において活躍できる経営に関する実践的スキルを持った人材を養成する」ことを目標としている。そ

のため、経営学をバランスよく学べるように、カリキュラムを組んでいる。経営学科も専門教育科目を理論と実践の統合と位置づけており、特殊講義・実習群において「ビジネス実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「国内社会実習Ⅰ・Ⅱ」等を配置し、①「ビジネスマネジメント」モデル、②「情報ビジネス」モデル、③「アカウンティング実務」モデルの3種類の履修モデルを提示して学生の履修を支援している。

【点検・評価】

経済学科、経営学科のいずれにおいても、体系的で専門性に富んだカリキュラムが編成されており、履修モデルによる学生指導も理にかなったものといえる。

1年次の「入門演習」から始まって、2年次、3年次、4年次の専門科目の履修にいたるカリキュラムは、各分野からバランスよく基礎から発展、応用と配置されて編成されており、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させる」という学校教育法第83条の目的に沿ったものと判断される。

新たなカリキュラムの編成は十分に第83条に示す目的に適合するものであるといえる。また、特殊講義を利用した寄附講座の開設も、学生の専門的知識と社会的常識を涵養する上で重要な役割を果たしていると評価できる。グローバル化に対応するために「アメリカ経済論」、「アジア経済論」の科目を経済学科に配置したことは長所の一つである。

【改善方策】

新たなカリキュラムは2009年度に開始されたばかりであるため、進捗状況を注視していく。

(5) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明】

本学の建学の精神に基づき、国際化・情報化の時代に対応し、幅広い視野に立って専門分野の基礎となる教養・常識・良識を育てることが共通教育の目標である。一般教養的授業科目は本学では共通教育科目のなかの教養教育科目群として開講されており、人文、社会、自然、実技、総合の5分野からなるカリキュラムによって構成されている。すなわち、人文では「日本文学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学Ⅰ・Ⅱ」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」等20科目、社会では「法学」、「経済学」、「政治学」等8科目、自然では「環境科学Ⅰ・Ⅱ」、「化学」、「生物学」等9科目、実技では「スポーツ実技」、「情報処理A・B」等3科目、総合では「キャリアデザイン」(必修)、「学園史」、「地域学A・B」等9科目、である。なお、5分野全体で22単位以上を選択修得しなければならない。

【点検・評価】

経済学、経営学を理解する前提として、幅広い教養を身につけることが必要であるが、上記の授業科目にみられるように、幅広くバランスよく学べるカリキュラム編成がなされていることは評価できる。また、「キャリアデザイン」を必修として置いていることは、生きていくための知識を学び、それを自分自身の生活に反映させるという判断力を身につけさせる点で長所といえる。

また、2008年度の自己点検・評価報告書60頁【長所と問題点】において、分野間の科目配置のアンバランスが問題として指摘されていたが、今回の新カリキュラムにおいては是正されたことは長所である。

【改善方策】

初年次教育や専門教育への橋渡しとしての教養科目の必要性について検討を続けていく。

(6) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明】

本学は国際大学として、外国語教育に力を入れている。「英語Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、その他に「実用英語」、「総合英語」、「英会話」（以上ⅠからⅡまで）を設け、さらに、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」（以上ⅠからⅣまで）、「語学実習A・B」を設けている。とりわけ「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」は、本学がアジアの玄関口の福岡県北九州市にあるという地域性を考慮し、学生が将来これらの国々を含むアジア諸国で活躍できる国際性を身につけることができるようにするため開講している。

英語では、プレイスメントテストを実施し、学生の習熟度に応じた少人数のクラス制を導入している。また、フランス語、ドイツ語、中国語などでは、Ⅰの科目の単位取得後でなければ、次のⅡの科目、さらにⅢ、Ⅳの履修自体ができないグレード制を採用している。

【点検・評価】

多様な学生の各々の興味と関心に応えるという意味において、また、英語以外の外国語に重点を置いて学習したいという学生の希望に応じることができる点において、多様な言語が配置されている今回のカリキュラムは評価できる。

英語科目のプレイスメントテストによる学生の習熟度別クラス分けやその他の外国語のグレード制の運用は、外国語科目の適正な授業運営のみならず学生の外国語能力の向上を図る上で、長所といえる。また、「英語Ⅰ・Ⅱ」を必修にしているだけでなく、さらに英語力を磨くために必要な英語関係科目をバランスよく配置している点は、英語に専心したい学生にも対応できるという点で、長所といえる。

【改善方策】

当面、外国語科目の配置については改善・改革の必要性は認められないが、今後とも適切な科目配置と運用に努めていく。

(7) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明】

卒業所要総単位数は、124単位以上である。そのうち、経済学科、経営学科とも、専門教育的授業科目の量的配分は、最低必要単位78単位であり、そのうち演習は20単位となっている。一般教養的授業科目の量的配分は最低必要単位22単位である。外国語科目の量

的配分は最低必要単位 12 単位である。その他に、自由履修単位として 12 単位が配分されている。自由履修単位については、経済学部経済学科または経営学科開設の共通教育科目、専門教育科目の授業科目及び特別教育科目の法律科目、経済科目または経営科目から履修する。

【点検・評価】

経済学科では、演習を除いた専門教育的授業科目は 57 科目（合計 109 単位）であり、そこから 58 単位を履修する。経営学科では、演習を除いた専門教育的授業科目は 60 科目（115 単位）であり、そこから 58 単位を履修する。両学科とも多様な科目を提供している点で評価できる。また、一般教養的授業科目および外国語科目についても多様な科目を提供しており、長所の一つである。

【改善方策】

授業科目分野の量的配分は適切であり、改善・改革の必要性は認められない。

(8) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその適切性、妥当性

【現状説明】

基礎教育と教養教育については、正規の会議体である教務委員会と教養委員会を中心に実施・運営が行われている。教養教育に関わる科目は、共通教育科目の中に配置されているため、まず教養委員会で協議を行い、その後上位委員会である教務委員会で審議される。

また、基礎教育については学部横断的科目担当者会議において議論を行うとともに、初年次教育プロジェクト会議が 2008 年度から教務部長をリーダーとして設置され、シンポジウムなどを企画している。

【点検・評価】

大学の会議体として、大学評議會をトップに教授会、教務委員会、教養委員会が教務事項についての審議と協議を行なっている。教務委員会規程第 7 条では、「委員会の協議事項は、教授会の承認を必要とする」としている。規程上も組織上も整備されており、基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制は適切であるといえる。また、学部横断的科目担当者会議の開催も評価できる点の一つである。

正規の会議体として教務委員会および教養委員会が置かれており、規程も整備されている点は長所である。また、意見を集約し、ボトムアップ型の機能を果たす組織として学部横断的科目担当者会議および初年次教育プロジェクト会議が置かれ、それぞれが正規の会議体である教務委員会および教養委員会に提案するといういわばラインとスタッフの関係があることも長所である。

【改善方策】

基礎教育について、そのあり方を検討し発展させるために初年次教育プロジェクト会議の成果を期待したい。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

【現状説明】

経済学部では、高校までの教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、カリキュラムにおける高・大の接続に以下のように取り組んでいる。

全学的には、「キャリアデザイン」（必修科目）、「情報処理 A・B」を1年次配当科目として開講し、それぞれ、学生自身のキャリア設計のための自己発見、情報リテラシーの修得を目指している。なお、キャリア教育については、2009年度より特別教育科目「キャリアプラン」を新設し、より高度な実践的スキルの修得を目指している。

学部専門科目としては、経済学部の専任教員で担当している「入門演習Ⅰ・Ⅱ」を1年次に必修で配置し、導入教育を実施している。この科目は、入学直後1週間以内に行われる「フレッシューズ・ミーティング」（1泊2日の合宿）から始まる。ここでは担当教員が在学中の協力学生とともに、ゼミとしての一体感の構築、あるいは学生と教員との信頼関係の構築に重点を置きつつ、大学での生活の仕方や履修方法や履修モデルについて指導することを目的としている。そして、「入門演習」では15名程度の学生を1クラスとして、春学期の「入門演習Ⅰ」は大学での学習の基本となる「読む」「聞く」「話す」「書く」というスキルの涵養を目指して「KIU 入門演習学習ハンドブック」という共通テキストを利用して教育が行われ、また図書館の利用の仕方などのガイダンスもクラス別に行っている。入門演習は少人数で開講されるので、この演習を通じて友人を作る学生も少なくない。秋学期の「入門演習Ⅱ」では、個々人のテーマに基づいた報告レジュメの作成、あるいはパワーポイント等を利用したプレゼンテーション、さらにはディベートの練習など、積極的に「表現する力」の養成を重視している。

また、専任教員で入門演習担当学会議を設置して、1年次学生の出欠席状況、学生指導上の悩みや問題点など情報を共有する体制を構築している。

なお、入学前の導入教育については、推薦入学試験やAO入学試験の合格者を対象に、業者と提携した入学前教育を実施して、後期中等教育から高等教育へのスムーズな移行を図っている。

【点検・評価】

カリキュラムにおける高・大の接続は、「入門演習Ⅰ・Ⅱ」で行われているが、大学教育への円滑な移行のために不可欠なプログラムとなっており、かつ大学での学習に必要な技量を指導する内容となっているので評価できる。また、クラスのサイズも15人程度と小さいので、教育効果も高いといえる。

「入門演習」は単に高・大の接続の教育の場としてだけでなく、学生の生活指導の場ともなっている。学生支援室とも連携した入門演習担当学会議の設置で、学生が発するシグナルをいち早く感知して対応し教員相互で情報を共有するシステムが構築されたことは長所である。

【改善方策】

様々な事情を抱えた多様な学生が入学しているので、高・大の接続は今後も重要である。「入門演習」を高・大の接続としてより効果的なものとするために、入門演習担当学会議を運用していく。

3. インターンシップ、ボランティア

【現状説明】

インターンシップならびにボランティアの活動は、大学における正課の教育とは異なり、社会を直接体験し社会的な責任と自覚を促す貴重な体験学習である。経済学部においても積極的に推奨している。

経済学部として独自にインターンシップの募集等は行っていないが、2005年度より学生が企業、自治体等でインターンシップを行った際に所定の要件を満たした者については単位認定の対象とし、「国内社会実習」(2単位)に単位を認定する制度が設けられた。単位認定の要件等は全学の教務委員会が定めることとし、「就職活動支援講座ならびにインターンシップの単位認定手続きに関する内規」に従い、教務委員会の審議を経て教授会が承認するものとしている。インターンシップ参加学生は事前に研修を受け、また参加終了後に報告書を作成することになっている。

また、学内のボランティア団体として「KIU スタッフ」があるが、昼休み時の構内および周辺道路の清掃活動や学内イベントへの協力など様々な活動に参加している。ボランティアについては単位認定を行っていない。

【点検・評価】

インターンシップについては、参加した学生の積極性が増すといった教育的効果がみられる。また、「KIU スタッフ」等による様々なボランティア活動は、地域の人々からも高く評価されている。

インターンシップ参加者は、その後の就職活動にも積極的であり、100%近くが就職を成就しているので、推奨していくために単位認定を行っていることは長所である。

【改善方策】

インターンシップの受け入れ企業数の拡大を図り、参加学生数を増加させる方策を講ずる。ボランティア活動については、まず何よりもその活動を学内外に周知し、表彰する制度を作ることが必要である。

4. 履修科目の区分

【現状説明】

経済学部の学生が卒業するのに必要な単位は124単位で、共通教育科目では、教養教育科目群に最低必要単位数22単位のうち「キャリアデザイン」(2単位)が必修科目として配置されている。さらに外国語科目群に、最低必要単位数の12単位以上のうち「英語Ⅰ」(2単位)と「英語Ⅱ」(2単位)が必修科目である。

また、専門教育科目では、最低必要単位数78単位のうち演習群の1年次の「入門演習Ⅰ」(2単位)と「入門演習Ⅱ」(2単位)、2年次の「経済演習Ⅰ」(4単位)または「経営演習Ⅰ」(4単位)あるいは「総合演習Ⅰ」(4単位)、3年次の「経済演習Ⅱ」(4単位)または「経営演習Ⅱ」(4単位)あるいは「総合演習Ⅱ」(4単位)が必修科目であり、4年次の「卒業研究」(8単位)が選択必修となっている。その他の専門教育科目は選択科目であり、専門教育の基礎から発展、応用まで一貫して履修できるような科目配置となっている。

【点検・評価】

2009年度からのカリキュラムでは必修の科目を若干削減した。卒業に必要な単位数124単位のうち、経済学科26単位、経営学科26単位が必修である。これは副専攻課程を導入したことに対応するものである。履修モデルを策定して一定の科目を提示することで、学部の理念・目的に沿った履修を指導している。そのなかで、学生の自主的履修を尊重している。必修・選択の量的配分は概ね妥当であると思われる。また、学士を授与するために履修すべき授業科目のバランスは適切である。

共通教育科目で「キャリアデザイン」を必修科目として学ぶことは、学生が現代を生きる上でキャリア形成について早期に考えることであり、真剣に将来の進路を考えさせる上で重要な契機を提供するという点で長所である。また、「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」を必修としていることは、グローバル化の時代において英語の重要性が増していることから、長所の一つでもある。

【改善方策】

必修・選択の量的配分については、当面は現行の区分を維持する。

5. 授業形態と単位の関係

【現状説明】

各授業科目の単位計算方法は大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われている。授業科目には講義・演習・実技・実習があり、また春学期と秋学期のそれぞれで完結するセメスター科目と1年間にわたる通年科目がある。

講義ならびに演習の科目は、15時間の授業をもって1単位としている。ただし、これらの科目の時間割上は、1時限＝1コマを90分とし、これを2時間とみなしている。したがって、毎週2時間15週＝30時間で2単位となる。同様にして通年科目は4単位である。

外国語科目は、30時間の授業をもって1単位とし、毎週2時限＝90分を2コマの場合には、半期をもって2単位となる。

実技科目ならびに実習科目は外国語科目と同様の計算方法である。例えば、「スポーツ実技」、「情報処理A」、「ビジネス実習Ⅰ」は半期で1単位である。

なお、その他の学外実習や講座受講については別に定める基準に基づいて計算を行っている。たとえば、「国内社会実習」、「海外社会実習」は所定の要件を満たせば2単位となる。その他、①学生が、企業や自治体などでインターンシップを行った場合は、所定の要件を満たせば「国内社会実習」2単位と認定する。②学生が、エクステンションセンター開講講座のうち「宅地建物取引主任者コース」、「公務員受験対策講座」、「日商簿記検定2級コース」を受講した場合、所定の要件を満たせば「経済学特殊講義」または「経営学特殊講義」2単位と認定している。

選択必修となっている「卒業研究」は通年科目で8単位としている。これは通常の演習科目の単位計算に加えて、卒業論文等の成果をその準備時間数を勘案して計算したものである。

【点検・評価】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、おのおのの授業科目の単位計算方法は、大学設置基準のそれによるものであり、妥当性を持つと評価できる。したがって、授業科目の単位計算に問題はない。また、「卒業研究」を通常の演習科目の2倍の単位計算で行っているのは、学生の学習成果を勘案しているためであり、妥当性をもつと判断される。インターンシップや各種講座受講なども単位認定している点は長所である。

【改善方策】

授業形態と単位の関係は適切に設定されているので、当面、現状を維持する。

6. 単位互換、単位認定等

【現状説明】

単位互換制度の一つとして2009年度から始まった「大学コンソーシアム関門」がある。これは、本学、北九州市立大学、九州共立大学、西日本工業大学、下関市立大学、梅光学院大学の各大学が提供する科目を修得した場合、所属大学で単位認定するものである。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の認定にあたっては、九州国際大学学則、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する経済学部運用内規に基づき、経済学部の単位として認定している。この認定は経済学部の教務委員会で十分に検討した上で、全学の教務委員会に付され、最終的に経済学部教授会で承認するという手続きが行われる。

編入学または転入学で3年次生として入学する学生の既修得単位について、本学学則第17条または第16条、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する経済学部運用内規に基づき、53単位を「包括認定」し、さらに専門教育科目のなかから包括認定と合わせて合計62単位を上限として個別に「読み替え認定」を行っている。

また、本学が海外の大学と締結する学生交流協定に基づいて交換留学をした学生、および留学する学生に関する規程第2条に基づき、協定校以外の海外の大学等に認定留学した学生については、留学先での学習の成果に対して、本学学則第36条および留学する学生に関する規程第8条に基づき、1年間の留学について30単位を上限として換算認定を行っている。規程改正により2007年1月1日からは、半年の留学についても15単位を上限として換算認定を行っている。

【点検・評価】

国外の大学に留学する場合には、留学先での取得単位が本学部の単位として認定されているので、本学での単位取得不足で卒業延期となるようなことはなく、単位認定は適切に実施されていると評価できる。

経済学部の単位認定は、学部の教務委員会による詳細な検討、全学の教務委員会での審議を経て教授会に付されるように厳格な手続きをとっている点は長所である。

【改善方策】

単位互換制度の一つとして2009年度から導入された「大学コンソーシアム関門」については、成果はこれからである。実績を検証していく。

7. 開設授業科目における専・兼比率等

【現状説明】

2008年度に開講された科目についての専任・兼任が担当する授業科目数とその割合は、以下のとおりであり、経済学部の開講総科目数は717で、うち専任教員が担当する科目数は526で全体の73.4%を占めている。

3-1-5 経済学部の開設授業科目における専・兼比率(2008年度)

学部・学科等		区分	必修科目	選択 必修科目	全開設 授業科目
経済学部	経済学科	専任担当科目数	84	25	109
		兼任担当科目数	0	10	10
		専兼比率(%)	100.0	71.4	91.6
	経営学科	専任担当科目数	81	54	135
		兼任担当科目数	0	14	14
		専兼比率(%)	100.0	79.4	90.6
全学部 全学科	教養教育	専任担当科目数	80	161	241
		兼任担当科目数	28	117	145
		専兼比率(%)	74.1	57.9	62.4
	資格取得 科目	専任担当科目数	33	8	41
		兼任担当科目数	16	6	22
		専兼比率(%)	67.3	57.1	65.1

注記：専兼比率＝専任担当科目数／（専任担当科目数＋兼任担当科目数）

なお、資格取得科目は教職課程および図書館学課程の科目である。

【点検・評価】

以上のように専任教員の担当比率が概ね高い点は評価できる。専門教育については両学科とも専兼比率90%以上と良好であり、今後ともこの体制を維持していく。

経済学部では、専門教育科目は基本的に専任教員が担当するように工夫している。専門教育について専兼比率90%以上は長所としてよいであろう。特に、演習科目は全て専任教員が担当しており評価できる。教養教育については専兼比率が若干低い点が指摘される。

【改善方策】

多様な学生の入学に対応するには教養教育の中でも外国語科目を習熟度別に分けクラスサイズを小さくする必要があるが、それは専任教員の負担科目数を増やすことになる。そこには限界があり、これを兼任教員で補うことになる。他大学ではどのように対応しているかについて他大学の教養教育の専兼比率を比較検討する。

8. 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状説明】

仕事を持った社会人学生については、経済学部では基本的には夜間主コースで対応することにしており、月曜日から金曜日までの6時限（18時～19時30分）、7時限（19時40分～21時10分）の時間帯に授業科目を配置している。

外国人留学生については、教育課程表に留学生科目（「日本事情Ⅰ・Ⅱ」、「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」）を配置し、「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」を適用して、取得した日本事情科目の単位は、共通科目の単位を修得したものとし、また取得した日本語科目の単位は、外国語科目の選択科目の単位として振り替えることができるようになっている。必修の「英語Ⅰ・Ⅱ」については、事前のプレイスメントテストを行なって特別クラスを設けることとし、異なる英語学習歴を持った様々な学生にも対応できるように配慮している。さらに経済学部では、国際センターと連携して、留学生の所属する演習の教員を中心に修学、生活面での指導を行っている。

【点検・評価】

夜間の時間帯の履修により卒業できるように社会人学生に配慮しているが、社会人学生の入学が減少している。経済学科、経営学科いずれも毎年2名程度にとどまっている。部分受講となる社会人の科目等履修生は毎年30名程度を受け入れている。社会人学生の履修を容易にするために夜間の時間帯に授業科目を開講していることは評価できる。

外国人留学生に対して、必修である英語科目でプレイスメントテストにより習熟度別クラス編成を行なっていることも評価できる。

外国人留学生への教育上の配慮について、留学生科目を設置して規程により履修方法の特例を設けていることは長所である。

【改善方策】

外国人留学生には、同国出身者だけの交流に偏る傾向があり、そのため日本語の上達が芳しくない学生も見られるが、サークル活動やボランティア活動への参加を促すなど、日本人学生との日常的な接触を密にするように促したい。

9. 正課外教育

【現状説明】

経済学部では、学生の自発的な学修を積極的に支援する方針で正課外教育に対応しており、各種の資格取得を推奨している。以下、対応を述べる。

まず、①全教員に毎週2時間のオフィス・アワーを設定してもらい、講義時間内にはできなかった質問や演習生の生活指導等に対応するようにしている。②ゼミナールでの教育の一環として、全国インゼミ等の学生交流大会への出席・発表を奨励し、これらに参加する学生の参加費や旅費の一部を援助してきた。また、農業体験、工場見学や国内外の他大学ゼミとの自主交流会（たとえば韓国漢陽大学や明知大学とのゼミ交流）についても交通費の一部を援助している。③その他、体育会や文化会のサークルやクラブの顧問として指導している教員もいる。④また全学的には、保健室主催で禁煙を推奨する講演会や性感染症についての講演会が開催されている。いずれも、水曜日4～5時限の「アセンブリーア

ワー」を使用して学生の利便を図っている。⑤さらに、エクステンションセンターにおいて学生を対象に各種の講座が開講されている。教養講座として、韓国語、中国語、英会話が開講されており、学生は一般市民とともに受講できる。また、学生向け資格講座として宅地建物取引主任者講座、日商簿記検定講座、公務員受験対策講座等が開講されている。

正課外教育推進の方策の一つとして、エクステンションセンター講座を利用した資格取得を推奨しているが、学生のインセンティブを高めるために、資格試験受験に対して受験料の一部を補助する制度を開始した。漢字能力検定1級、日商簿記検定1級～3級、経営学検定初級、宅地建物取引主任者、ファイナンシャルプランナー3級が対象となる。

【点検・評価】

毎週2時間オフィス・アワーを設けていることは、正課外の学修支援に効果的であり、評価できる。また、講演会やシンポジウムを開催して正課外でも学生の教育に資する行事を行なっている点は評価できる。

水曜日にアセンブリーアワーを設けて、学生の自発的な活動を推奨している点は長所である。また、ゼミナール大会等への学生の参加費の一部を補助してきた点は、学生の正課外の学修を促す効果があり、長所である。

【改善方策】

資格試験受験料の一部を補助する制度は始まったばかりであるため、合格等の実績はこれからである。例えば、経営学検定初級については、2009年6月21日の受験予定者は16名である。今後、各種の資格試験の受験者を増加させるように努めたい。

＜国際関係学部＞

【到達目標】

国際関係学部では、学部の教育目標を実現するために、きめ細かな少人数教育を基本方針として、授業科目間の連携強化、初年次教育をはじめとする基礎教育の強化と専門教育の充実、学生の授業評価をはじめとするFD活動の推進、その他の取り組みによって次のように教育内容・方法の充実に努める。

- (1)教育課程との関連では、国際関係の基本知識を基礎、基幹、展開と段階的に学ぶことができるよう①科目間の密接なる連携の必要性、②修学基礎科目群および基幹科目群担当者の学部での総専任化、③教養教育科目群と外国語科目群の実施運営のための責任体制の確立などに留意し、学部の教育力を強化する。
- (2)入学前教育（プレゼミ）の充実とともに、カリキュラムにおける高・大の接続を強化するように努める。
- (3)自主的学習能力、問題発見・解決、独創性、プレゼンテーションなど社会において知識と同様に求められる「社会人基礎力」の育成、および社会人として必要不可欠な基本スキルの指導に取り組む。
- (4)多様な学修の機会を提供する観点から、インターンシップ、ボランティアなどの国内社会実習ならびに海外における語学実習や社会実習への参加を促すとともに、交換留学生制度の拡充・強化に努める。
- (5)外国人留学生等への教育上の配慮については、日本語運用能力向上をはじめとして、確固たる指導体制の確立を目指す。

1. 教育課程

（1）学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第83条、大学設置基準第19条との関連

【現状説明】

国際関係学部の教育課程(カリキュラム)は、学部における新カリキュラム検討委員会や全学的な大学改革特別委員会において、カリキュラムとコース、将来の進路をより視覚的に見え易くする方向へ検討し再編したものを2009年3月、文部科学省への届出・受理を経て、2009年4月から運用し、現在に至っている。

前述した国際関係学部の理念・目的を実現するという観点から、カリキュラムは、次表のとおり編成されている。

第3章 学部教育内容・方法等

表 3-1-6 国際関係学部国際関係学科のカリキュラム構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
共通教育科目	教養教育科目群 (49)	22 単位以上
	外国語科目群 (26)	12 単位以上
	(留学生科目) (6)	
専門教育科目	修学基礎科目群 (4)	66 単位以上
	基礎科目群 (8)	
	基幹科目群 (4)	
	展開科目群 (21)	
	国際言語科目群 (27)	
	特殊講義科目群 (6)	
	資格検定講座科目群 (4)	
	実務スキル科目群 (6)	
	実習科目群 (5)	2 単位以上
	プロジェクト研究科目群 (5)	12 単位以上
自由履修単位		10 単位以上
特別教育科目	キャリア教育科目 (4)	
	スポーツ指導員科目 (19)	
	教職教科科目 (11)	

- (注 1) 表中の()内の数値は開設されている総科目数であり、「卒業に必要な単位数」は、各科目群についての合計である。
- (注 2) 外国人留学生は特殊講義科目群の授業科目 2 単位を以て実習科目に代替することができる。
- (注 3) 卒業要件単位数は 124 単位以上であり、表中の単位数に加えて、自由履修単位として 10 単位以上修得する必要がある。自由履修単位とは、学生が、自己の興味や進路にあわせて科目を自由に選択して修得するもので、国際関係学部開設の共通教育科目及び専門教育科目の授業科目（修得した授業科目を除く）から自由に選択できる。また、教職課程の履修者のみ、特別教育科目の教職教科科目の修得した単位を自由履修単位の卒業要件単位に算入することができる。
- (注 4) 特別教育科目のキャリア教育科目の取得単位を教養教育科目群の卒業要件単位に算入することができる。また、特別教育科目のスポーツ指導員科目の取得単位 20 単位までを展開科目群、国際言語科目群、特殊講義科目群、資格検定講座科目、実務スキル科目群の卒業要件単位に算入することができる。なお、スポーツ指導員科目から 20 単位修得し、卒業要件を満たした場合、修了証書を授与する。

具体的には、教養教育科目(キャリアデザイン 2 単位必修を含む 22 単位以上選択修得)、外国語科目(英語 4 単位必修を含む 12 単位以上選択修得)、留学生科目、修学基礎科目(8 単位必修)、基礎科目(国際関係学入門 4 単位必修を含む 8 単位以上選択修得)、基幹科目(4 単位以上選択修得)、展開科目・国際言語科目・特殊講義科目・資格検定講座科目・実

務スキル科目（46単位以上選択修得）、実習科目（2単位以上選択修得）、プロジェクト研究科目（12単位必修）、自由履修単位（10単位以上選択修得）という区分を設け、卒業所要総単位124単位以上としている。

(a) 共通教育科目は、教養教育科目群、外国語科目群、留学生科目に分けられる。教養教育科目群は22単位以上選択修得（必修2単位を含む）とされ、専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、人文、社会、自然、実技、総合の5分野からカリキュラムが編成されている。教養教育科目群の必修科目は、「キャリアデザイン（2単位）」である。

(b) 外国語科目群は、「英語Ⅰ（2単位）」、「英語Ⅱ（2単位）」の合計4単位を必修としている。その他に「実用英語Ⅰ・Ⅱ」、「総合英語Ⅰ・Ⅱ」、「英会話Ⅰ・Ⅱ」、「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「韓国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「インドネシア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「語学実習A・B」を設け、そのうち8単位以上を選択修得することとしている。

(c) 留学生科目は、外国人留学生に対して、日本をより理解させるとともに、日本語能力の向上を図り、これを代替履修することによって、履修上の負担の軽減を図るために設置されている。日本事情科目の単位は、教養教育科目の単位を修得したものとし、日本語科目を修得した単位は、外国語科目の単位として振り替えることができる（「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」）。

(d) 専門教育科目は、修学基礎科目、基礎科目、基幹科目、展開科目、国際言語科目、特殊講義科目、資格検定講座科目、実務スキル科目、実習科目、プロジェクト研究科目に分けられる。

修学基礎科目は、高校から大学への円滑な移行を支援し、大学での学習方法、国際関係の基礎的知識を学習しつつ、国際関係を学ぶ学習モチベーションを高める科目として位置づけられているものであり、必修としての「入門セミナーⅠ・Ⅱ」、「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」が設けられている。

基礎科目では、国際関係の基礎を学習するための入門科目が配置されている。すなわち、「国際関係学入門Ⅰ・Ⅱ」（必修科目）、「国際事情Ⅰ～Ⅵ」である。なお、「国際事情」については、アジア、韓国、ヨーロッパなど科目ごとに各地域が対応している。

基幹科目では、国際関係学部のコアとなっている専門学問分野を学習し、国際関係学の基本知識の基盤を確立する科目が配置されている。すなわち、「国際政治学」、「国際経済学」、「国際社会学」、「国際協力論」である。

展開科目では、国際関係学で扱われている個別分野の専門知識を学習するほか、英語を本格的に学習するための専門知識も学習する科目が設けられている。すなわち、「国際関係史」、「比較文化論」、「国際物流論」、「異文化コミュニケーション論」、「外書講読」などである。

国際言語科目は、英語については、最終的に通訳、翻訳、スピーチを身につけることを目標に科目が体系化されている。韓国語については、基本的なコミュニケーションができる程度の韓国語の力を身につけることを目標にする科目群である。すなわち、「English CommunicationⅠ・Ⅱ」、「Reading & WritingⅠ・Ⅱ」、「Speech & Discussion」、「韓国語会話Ⅰ・Ⅱ」、「韓国語PC演習Ⅰ・Ⅱ」、「韓国語スピーチ」などである。

特殊講義科目は、寄附講座受け入れ、リレー講義の実施、特定のスキルその他を学

ぶ目的で、学生の興味や関心、要望などを踏まえつつ開講される科目群であり、「国際関係特殊講義Ⅰ～Ⅵ」が設けられている。

資格検定講座科目は、エクステンション講座の受講を奨励し、希望する進路への可能性を高める観点から講座受講修了者に対しては、単位認定する科目群であり、「資格検定講座Ⅰ～Ⅳ」が設けられている。

実務スキル科目は、進路への意識を高めるとともに、社会人となったときに必要不可欠な基本的スキルを学習する科目群であり、「秘書実務」、「ビジネス実務」、「貿易実務」などが設けられている。

実習科目は、海外での語学研修や国内外での社会体験を奨励し、語学教育の効果や学習モチベーションの向上の一助とし、社会人基礎力の育成にも資する科目群であり、「海外語学実習」、「海外社会実習A・B」、「国内社会実習A・B」が設けられている。

プロジェクト研究科目は、特定課題について、自主的学習能力、問題発見・解決、独創性、プレゼンテーションなど社会人基礎力を育成する場であり、課題設定から卒業研究レポート作成・発表までの一連の過程を学習させる科目群であり、「プロジェクト研究入門Ⅰ・Ⅱ」、「プロジェクト研究基礎Ⅰ・Ⅱ」、「卒業プロジェクト研究」が設けられている。

(e)特別教育科目は、キャリア教育科目、スポーツ指導員科目、教職教科科目に分けられる。

キャリア教育科目は、学生にキャリア教育を行なうことで社会人としての意識の育成を目指すものである。スポーツ指導員科目は、副専攻課程であるスポーツ課程の科目を配置している。教職教科科目は、教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程における科目を配置している。

なお、自由履修単位では、学科で開設の全ての授業科目（修得した授業科目を除く）から10単位を修得することとなっている。

【点検・評価】

これまでのカリキュラムを再編することにより、ニーズの高い英語コースの充実強化を図るとともに、新たにハングルコースが設置された。また旧カリキュラムにおける国際協力コースおよび国際ビジネスコースに配置されていた科目は、国際関係を学ぶ上での専門教養として再構築されている。また、プロジェクト研究科目を設けることで、社会からの要請の強い社会人基礎力の育成に対応可能となり、さらに資格検定講座科目や実務スキル科目の新設により、希望する進路への意識や可能性を高め、社会人となったときに必要不可欠な基本的スキルを身につけうるカリキュラムとなっている。

【改善方策】

新たなカリキュラムは2009年度に開始されたので、進捗状況を注視していく。

(2) 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明】

国際関係学部のカリキュラムは幅広い知識や能力を身につけるための共通教育科目と、専門とする学問分野に関係する科目としての専門教育科目、さらにはキャリア形成、資格

の取得を目指す学生を支援するための特別教育科目から構成されている。

国際関係学科の専門教育科目では、大学生として身につけるべき学習スキルや基礎知識、国際関係の入門を学び、それらを基礎に国際関係学で扱われている政治・経済・社会・文化の諸分野に加えて、アジアおよび欧米の地域研究、そして英語や韓国語の外国語運用能力を高める科目が、体系立てて学べるように必要かつ適切な科目が配置されている。また、研究活動の入門から学べるプロジェクト研究科目が2年次以降卒業まで一貫ゼミとして設置され、社会において知識と同様に求められる社会人基礎力も身につけうるようになっている。

【点検・評価】

国際関係学部のカリキュラムは学士課程として、国際関係学で扱われている政治・経済・社会・文化の諸分野に加えて、アジアおよび欧米の地域研究、そして英語と韓国語について、体系立てて必要かつ適切な科目が配置されている。よって、「学士(国際関係学)」を授与するのに必要且つ十分な知識を修得できるようにカリキュラムが編成されているといえる。

これらのことから、学部・学科等の理念・目的や目標との対応関係における、学士課程のカリキュラムとしての体系性は確保されているといえる。

基礎科目群、基幹科目群、展開科目群の科目数が慎重に検討された上で絞り込まれており、国際言語科目群においては、それぞれⅠの科目の単位修得後でなければ次のⅡの科目、さらにはⅢ、Ⅳの科目の履修自体ができないグレード制をとっていること、実習科目を必修化し、資格検定科目群や実務スキル科目群を新設したことなどから、学生が進路を見据えて体系的に学習できるようなわかりやすいカリキュラムを提示している点も評価できる。

また、近年特に重視されている社会人としての基礎力を養成するための科目が複数の科目群に配置されており、体系的に社会人基礎力が育成できるように科目が配置されている点も長所である。

【改善方策】

新たなカリキュラムは2009年度に開始されたので、進捗状況を注視していく。

(3) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明】

国際関係学部の共通教育科目においては、「キャリアデザイン」を必修科目、「文章表現」を選択科目として開講し、さらに特別教育科目のキャリア教育科目においては「キャリアプランⅠ（入門）」を置き、学問的な基礎だけでなく、広く社会で活躍するための人間教育を行っている。

また学部の専門教育科目の修学基礎科目群に「入門セミナーⅠ・Ⅱ」、「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」を、基礎科目群に「国際関係学入門Ⅰ・Ⅱ」を1年次必修科目として配置し、さらに同科目群に「国際事情Ⅰ～Ⅵ」も配置し、専門教育において必要な基礎教育を行っている。

倫理教育の必要性和重要性が現代社会において重視されていることは周知のとおりであるが、倫理性を培う教育については、狭義の倫理学として「倫理学Ⅰ・Ⅱ」を共通教育科目に配置している。また、「情報処理 A・B」において情報倫理を学ぶことにより、高度情

報化社会における倫理観やマナーを学ぶことができる。さらに、専門教育科目においては、「比較文化論」、「比較宗教論」などの授業の中で個別的に扱われている。

【点検・評価】

1・2年次生を対象に上述の基礎教育が行われていることは、現代社会に対応できる教養ならびに人間の形成といった点で効果的である。また、情報教育において情報倫理を学ぶことによって、高度情報化社会における倫理観やマナーを身につけることができるのも長所の一つである。

【改善方策】

学力や学習意欲の面などで多様な学生が入学しており、このような学生に対してどのような基礎教育や倫理性の教育が必要なのかを十分に議論し、体系的な教育を学部全体として確立するよう取り組む。

(4)「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目と、その学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状説明】

国際関係学部では、国際教養を身につけ、英語およびアジア言語という複数の言語を駆使してグローバルに活躍できる人材を育成するために必要な科目を配置している。すなわち、基礎科目群、基幹科目群に配置されている基本的科目を国際関係学の土台とし、専門教育的科目として、国際関係学系の専門的科目からなる展開科目群と、英語系および韓国語系からなる国際言語科目群の3分野に分けて次の科目を配置している。

- ① 展開科目群（国際関係史、開発経済論、国際金融論、比較文化論、比較宗教論、NGO論、国際物流論、貿易論、国際マーケティング論、国際農業経済論、韓国政治経済論、日韓交流史、日本文化論、国際法、グローバル化時代と国際関係、国際協力実践論、異文化コミュニケーション論、外書講読Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）
- ② 国際言語科目群の英語系（English Oral ReadingⅠ・Ⅱ、English CommunicationⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、Reading & WritingⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、TOEICⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、Speech & Discussion、英語通訳法）
- ③ 国際言語科目群の韓国語系（韓国語会話Ⅰ（基礎編）、韓国語会話Ⅱ（応用編）、韓国語会話Ⅲ（実践編）、韓国語PC演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、韓国語講読Ⅰ・Ⅱ、韓国語文法、韓国語スピーチ、日韓ビジネス翻訳）

上記の3分野の中から、英語コースの学生は②の科目を中心に、ハングルコースの学生は③の科目を中心に履修し、さらに他の科目群から関連する科目を履修することで、コースとして体系的な学習ができるようになっている。また、どちらのコースにも所属しない学生は、①の科目を中心に履修し、さらに世界の共通的语言である英語関連科目を履修することで、国際関係学に関連する、より専門的な科目を体系的に学習できるようになっている。

【点検・評価】

国際関係学の基本的科目を履修した上で、3つの専門的分野のいずれかを重点的に履修

することで、英語、韓国語、国際関係学のいずれかに関連する、より専門的な科目を履修するという体系化ができています。そして、学生がコースを選択する際に役立つ履修モデルを提供することや、プロジェクト研究科目群のクラス（2年次から4年次まで同一担当教員）を選択することで、コースに沿った科目を履修できるように指導されている。

したがって、専攻に係る専門の学芸を教授するための専門教育的授業科目は、学部の理念・目的に沿って体系化されており、学校教育法第83条との適合性も認められる。

【改善方策】

新たなカリキュラムは2009年度に開始されたので、進捗状況を注視していく。

(5) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明】

本学の建学の精神に基づき、国際化・情報化の時代に対応し、幅広い視野に立って専門分野の基礎となる教養・常識・良識を育てることが共通教育の目標である。一般教養的授業科目は本学では共通教育科目のなかの教養教育科目群として開講されており、人文、社会、自然、実技、総合の5分野からなるカリキュラムによって構成されている。すなわち、人文では「日本文学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学Ⅰ・Ⅱ」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」等20科目、社会では「法学」、「経済学」、「政治学」等8科目、自然では「環境科学Ⅰ・Ⅱ」、「化学」、「生物学」等9科目、実技では「スポーツ実技」、「情報処理A・B」等3科目、総合では「キャリアデザイン」（必修）、「学園史」、「地域学A・B」等9科目、である。なお、5分野全体で22単位以上を選択修得しなければならない。

【点検・評価】

教育目標に沿った形で、さまざまな共通教育科目が配置されており、学生が幅広く学べるようなカリキュラム編成がなされていることは、十分評価できる。また、「キャリアデザイン」を必修として置いていることは、生きていくための知識を学び、それを自分自身の生活に反映させるという判断力を身につけさせるという点で長所といえる。ただし、多様な学習歴をもつ学生への対応として、今後、一般教養的授業科目をどのように位置づけしていくのか、学士課程教育全体の中で明確化していく必要がある。

【改善方策】

学士課程教育の中で、一般教養的授業科目をどのように位置づけるかということについては、入学前教育や初年次教育との関わりも考慮しながら、学部横断的担当者会議などでさらに議論を継続していく。

(6) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的への実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明】

本学は国際大学として、外国語教育に力を入れている。「英語Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、その他に「実用英語」、「総合英語」、「英会話」（以上ⅠからⅡまで）を設け、さらに、「フラン

ス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」(以上ⅠからⅣまで)、「語学実習A・B」を設けている。とりわけ「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」は、本学がアジアの玄関口の福岡県北九州市にあるという地域性を考慮し、学生が将来これらの国々を含むアジア諸国で活躍できる国際性を身につけることができるようにするため開講している。

英語では、プレイスメントテストを実施し、学生の習熟度に応じた少人数のクラス制を導入している。また、フランス語、ドイツ語、中国語などでは、Ⅰの科目の単位修得後でなければ、次のⅡの科目、さらにⅢ、Ⅳの履修自体ができないグレード制を採用している。

なお、国際関係学部では、これらの全学共通の外国語科目群を基礎として、既述したように、より高いレベルの専門的な英語および韓国語教育を実施するための科目が配置されている。新カリキュラムの導入にあたり、2009年度より全学の選択英語の教育内容と科目名を変更した。それにより、全学の英語科目(選択英語)と国際関係学部の国際言語科目群の英語科目との間の棲み分けが明確化した。

【点検・評価】

学生の多様な興味と関心に応えるという意味においても、また、英語以外の外国語に重点を置いて学習したいという学生の要望に応じることができるという点においても、現在のカリキュラムは妥当である。とくに、本学の地域性から、中国語、韓国語、インドネシア語のアジア言語を配置していることは、今後、アジア諸国との関係が益々重要になっていく時代において、評価できる。

英語科目のプレイスメントテストによる学生の習熟度別クラス分けや外国語のグレード制の厳格な運用は、外国語科目の適正な授業運営のみならず学生の外国語能力の向上を図るうえで、適切である。本学の教育目的に照らしてもアジア言語の外国語科目を配置していることは適切である。また英語科目を必修にしているのみならず、さらに英語力を磨くために必要な英語関係の科目をバランスよく配置している。

さらに専門教育科目の国際言語科目群において、英語および韓国語に関する科目が外国語科目群と整合的に配置されたことは、外国語科目の適正な授業運営のみならず学生の外国語能力の向上を体系的に図る上でも評価できる。

【改善方策】

当面、外国語科目の配置については改善・改革の必要性は認められないが、今後とも適切な科目配置と運用に努めていく。

(7) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状の説明】

卒業所要総単位数は、124単位以上である。そのうち、専門教育的授業科目の量的配分は、最低必要単位80単位であり、そのうち演習は20単位となっている。一般教養的授業科目の量的配分は最低必要単位22単位である。外国語科目の量的配分は最低必要単位12単位である。その他に、自由履修単位として10単位が配分されている。自由履修単位については、国際関係学部開設の共通教育科目及び専門教育科目の授業科目から履修する。

【点検・評価】

専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分については、概ね妥当といえる。

なお、共通教育科目が34単位以上、専門教育科目が80単位以上というのに加えて、自由履修単位が10単位以上設けられているのは学生の主体性・自主性を尊重するという観点から適切であるといえる。

【改善方策】

授業科目分野の量的配分は適切であり、当面、改善・改革の必要性は認められない。

(8) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその適切性、妥当性

【現状説明】

基礎教育と教養教育については、正規の会議体である教務委員会と教養委員会を中心に実施・運営が行われている。教養教育に関わる科目は、共通教育科目の中に配置されているため、まず教養委員会で協議を行い、その後上位委員会である教務委員会で審議される。

また、基礎教育については学部横断的科目担当者会議において議論を行うとともに、初年次教育プロジェクト会議が2008年度から教務部長をリーダーとして設置され、シンポジウムなどを企画している。

【点検・評価】

大学の会議体として、大学評議會をトップに教授会、教務委員会、教養委員会が教務事項についての審議と協議を行なっている。教務委員会規程第7条では、「委員会の協議事項は、教授会の承認を必要とする」としている。規程上も組織上も整備されており、基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制は適切であるといえる。また、「学部横断的科目担当者会議」の開催も評価できる点の一つである。

正規の会議体として教務委員会および教養委員会が置かれており、規程も整備されている点は長所である。また、意見を集約し、ボトムアップ型の機能を果たす組織として学部横断的科目担当者会議および初年次教育プロジェクト会議が置かれ、それぞれが正規の会議体である教務委員会および教養委員会に提案するといういわばラインとスタッフの関係があることも長所である。

【改善方策】

基礎教育について、そのあり方を検討し発展させるために学部横断的担当者会議や初年次教育プロジェクト会議の成果を期待したい。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

【現状説明】

国際関係学部では、高校までの教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、カリキュラムにおける高・大の接続に以下のように取り組んでいる。

全学的には、「キャリアデザイン」（必修科目）、「情報処理A・B」を1年次配当科目とし

て開講し、それぞれ、学生自身のキャリア設計のための自己発見、情報リテラシーの修得を目指している。なお、キャリア教育については、2009年度より特別教育科目「キャリアプラン」を新設し、より高度な実践的スキルを修得できる体制を構築している。

学部専門科目としては「入門セミナーⅠ・Ⅱ」および「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」を1年次配当の必修科目として開講し、高・大の接続で重要な役割を果たしている。

「入門セミナーⅠ・Ⅱ」は、入学直後1週間以内に行われる「フレッシュャーズ・ミーティング」(1泊2日の合宿)から始まる。この科目では、学生が勉強する上で必要な「聴く・読む・話す・書く」といった「知的スキル」を身につけることを主眼としていた従来の「入門演習Ⅰ・Ⅱ」のコンセプトを引き継ぎながらも、まずはゼミとしての一体感の構築、あるいは学生と教員との信頼関係の構築に重点を置くことで、お互いに遠慮せず、切磋琢磨しあい積極的に学ぶ雰囲気を作り、同時に学習のモチベーションを高めていくことを重視するようにした。そのために新入生合同の合宿研修やゼミ発表会などを実施し、より効果的な信頼関係作りを目指したり、ゼミでの活動の成果を披露する場を設けることも検討されている。また「入門セミナーⅠ・Ⅱ」は少人数クラスで編成され、全学的に用意された『入門演習学習ハンドブック』などを活用して、本学部の専任教員が担当している。

「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」は、社会科学を学習する上で必要な基本的用語、具体的には国際政治・国際問題・現代社会の経済や政治・世界と日本などに関連して発生しているさまざまな問題を理解するための基本用語について、新聞や雑誌の記事などを題材に学習することを目的としている。

また、高校までの学習歴の異なる多様な学生が混在する中で、学習指導の効果を高めるため、入学時に実施したプレイスメントテストの成績をもとに、「入門セミナーⅠ・Ⅱ」と「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」とともに特別クラスを1クラス設けるなど習熟度別にクラス編成するよう配慮している。

なお、入学前の導入教育については、推薦入学試験やA0入学試験の合格者を対象に、業者と提携した入学前教育を実施して、後期中等教育から高等教育へのスムーズな移行を図っている。

【点検・評価】

カリキュラムにおける高・大の接続は、「入門セミナーⅠ・Ⅱ」および「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」で行われているが、大学教育への円滑な移行のために不可欠なプログラムとなっており、かつ大学での学習に必要な技量を指導する内容となっているので評価できる。また、クラスのサイズも15人程度と小さいので、教育効果も高いといえる。

「入門セミナー」は単に高・大の接続の教育の場としてだけでなく、学生の生活指導の場ともなっている。学生支援室とも連携した入門セミナー担当者会議の設置で、学生が発するシグナルをいち早く感知して対応し教員相互で情報を共有するシステムが構築されたことは長所である。

【改善方策】

様々な事情を抱えた多様な学生が入学しているので、高・大の接続は今後も重要である。「入門セミナー」を高・大の接続としてより効果的なものとするために、入門セミナー担当者会議の充実に取り組む。

3. インターンシップ、ボランティア

【現状説明】

国際関係学部では、前身の国際商学部の時代から社会における活動への参加を重視して、インターンシップやボランティア活動に対しての単位認定に積極的に取り組んできた。

2009年度入学生からは、実習科目である「国内社会実習 A」(1単位)、「国内社会実習 B」(2単位)、「海外社会実習 A」(1単位)および「海外社会実習 B」(2単位)によりインターンシップやボランティア活動を実施した場合に単位が認定される。

また、学部から提示したインターンシップあるいはボランティア活動の受け入れ団体あるいは活動内容に対して、学生自身に希望するものがない場合でも、学生自身が受け入れ団体を探し、活動内容について学生が同団体と打ち合わせの上、計画を立てて活動する「個人参加型」というタイプでの履修も可能となっている。

インターンシップ、ボランティア活動ともに、実際の実習へ入る前に、学内での事前指導を受け、その後、2単位科目の場合 60 時間以上、1 単位科目の場合 30 時間以上の活動を行うことやレポートの作成などを単位認定の条件として課している。

なお、学部内に実習実施委員会を設けており、インターンシップやボランティア活動の企画や運営、そして単位認定について審議検討されるようになっている。

【点検・評価】

本学部所属教員が、インターンシップやボランティア活動を企画立案し、運営していることは、このような活動を学生に奨励する上では極めて有効であり、学部内に実習実施委員会を設置し、インターンシップやボランティア活動に学部として積極的に取り組んでいることは評価できる。

また、活動時間と単位の関係も適切であり、単位認定の手続きも厳正に行われている。

【改善方策】

当面は改善・改革の必要性はないと史料される。

4. 履修科目の区分

【現状説明】

国際関係学部の学生が卒業するのに必要な単位は 124 単位で、共通教育科目では、教養教育科目群に最低必要単位数 22 単位のうち「キャリアデザイン」(2 単位)が必修科目として配置されている。さらに外国語科目群に、最低必要単位数の 12 単位以上のうち「英語 I」(2 単位)と「英語 II」(2 単位)が必修科目である。

また、専門教育科目では、最低必要単位数 80 単位のうち修学基礎科目群の「入門セミナー I」(2 単位)、「入門セミナー II」(2 単位)、「基礎セミナー I」(2 単位)、「基礎セミナー II」(2 単位)、基礎科目群の「国際関係学入門 I」(2 単位)、「国際関係学入門 II」(2 単位)、プロジェクト研究科目の「プロジェクト研究入門 I」(2 単位)、「プロジェクト研究入門 II」(2 単位)、「プロジェクト研究基礎 I」(2 単位)、「プロジェクト研究基礎 II」(2 単位)、「卒業プロジェクト研究」(4 単位)が必修科目である。また実習科目群の「海外語学実習」(2 単位)、「海外社会実習 A」(1 単位)、「海外社会実習 B」(2 単位)「国内社会実

習 A」(1 単位) 国内社会実習 B」(2 単位) の中から 2 単位を選択必修として履修することになっている。その他の専門教育科目は選択科目であり、専門教育の基礎から発展、応用まで一貫して履修できるような科目配置となっている。

【点検・評価】

必修・選択の量的配分は、妥当である。学生の自主的履修を尊重するとともに、学士(国際関係学)を授与するのに必要な履修科目のバランスを備えており、おおむね妥当であると評価できる。

また、専門教育科目に入門・基礎に当たる科目を必修科目として配置したことも評価できる。

【改善方策】

必修・選択の量的配分については、現行の区分を維持していく。

5. 授業形態と単位の関係

【現状説明】

各授業科目の単位計算方法は大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われている。授業科目には講義・演習・実技・実習があり、また春学期と秋学期のそれぞれで完結するセメスター科目と1年間にわたる通年科目がある。

講義ならびに演習の科目は、15 時間の授業をもって1 単位としている。ただし、これらの科目の時間割上は、1 時限=1 コマを 90 分とし、これを 2 時間とみなしている。したがって、毎週 2 時間 15 週=30 時間で 2 単位となる。同様にして通年科目は 4 単位である。

外国語科目は、30 時間の授業をもって1 単位とし、毎週 2 時限=90 分を 2 コマの場合には、半期をもって 2 単位となる。

実技科目ならびに実習科目は外国語科目と同様の計算方法である。例えば、「スポーツ実技」、「情報処理 A」、「ビジネス実習 I」は半期で 1 単位である。

なお、実習は、「海外語学実習」、「国内社会実習 B」および「海外社会実習 B」は 60 時間以上の授業(活動)で 2 単位となる。新たに設置された「国内社会実習 A」および「海外社会実習 A」は 30 時間以上の授業(活動)で 1 単位となる。いずれの場合も、通常、事前説明会や事前研修が設定される。

【点検・評価】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、おのこの授業科目の単位計算方法は、大学設置基準のそれによるものであり、妥当性を持つと評価できる。したがって、授業科目の単位計算に問題はない。また、インターンシップや各種講座受講なども単位認定している点は長所である。

【改善方策】

授業形態と単位の関係は適切に設定されているので、当面、現状を維持する。

6. 単位互換、単位認定等

【現状説明】

単位互換制度の一つとして2009年度から始まった「大学コンソーシアム関門」がある。これは、本学、北九州市立大学、九州共立大学、西日本工業大学、下関市立大学、梅光学院大学の各大学が提供する科目を修得した場合、所属大学で単位認定するものである。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の認定にあたっては、九州国際大学学則、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する国際関係学部運用内規に基づき、国際関係学部の単位として認定している。この認定は国際関係学部の教務委員会で十分に検討した上で、全学の教務委員会に付され、最終的に国際関係学部教授会で承認するという手続きが行われる。

編入学または転入学で3年次生として入学する学生の既修得単位について、本学学則第17条または第16条、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する国際関係学部運用内規に基づき、51単位を「包括認定」し、さらに専門教育科目のなかから包括認定と合わせて合計62単位を上限として個別に「読み替え認定」を行っている。

また、本学が海外の大学と締結する学生交流協定に基づいて交換留学をした学生、および留学する学生に関する規程第2条に基づき、協定校以外の海外の大学等に認定留学した学生については、留学先での学習の成果に対して、本学学則第36条および留学する学生に関する規程第8条に基づき、1年間の留学について30単位を上限として換算認定を行っている。規程改正により2007年（平成19年）1月1日からは、半年の留学についても15単位を上限として換算認定を行っている。

【点検・評価】

国外の大学に留学する場合には、留学先での取得単位が本学部の単位として認定されているので、本学での単位取得不足で卒業延期となるようなことはなく、単位認定は適切に実施されていると評価できる。

国際関係学部の単位認定は、学部の教務委員会による詳細な検討、全学の教務委員会での審議を経て教授会に付されるように厳格な手続きをとっている点は長所である。

【改善方策】

単位互換制度の一つとして2009年度から導入された「大学コンソーシアム関門」については、成果はこれからである。実績を検証していく。

7. 開設授業科目における専・兼比率等

【現状説明】

2008年度の国際関係学部の開講総科目数は649で、うち専任教員が担当する科目数は465で全体の71.6%を占めている。

教養教育である共通科目と専門教育である固有科目において、専任教員の担当比率には大きな差がある。共通科目の総数は386で、うち専任教員が241科目を担当し、全体の62.4%であるのに対して、国際関係学部・国際商学部の固有科目の総数は200で、うち専任教員が183科目を担当し、全体の91.5%を占めている。

開設授業科目の専任・兼任の比率については、次の表のとおりであるが、専門教育にお

第3章 学部教育内容・方法等

いては必修科目では97.4%であり、学部全体での選択必修科目でも87.7%の科目を専任教員が担当しており、専任教員の担当率はかなり高いといえる。

表 3-1-7 国際関係学部（国際商学部）の開設授業科目における専・兼比率(2008年度)

学部・学科等		区分	必修科目	選択 必修科目	全開設 授業科目
国際関係 学 部	国際関係 学 科	専任担当科目数	76	103	179
		兼任担当科目数	2	15	17
		専兼比率 %	97.4	87.3	91.3
(国際商学部)	国 際 ビジネス 学 科	専任担当科目数	0	0	0
		兼任担当科目数	0	0	0
		専兼比率 %	—	—	—
	アジア 共 生 学 科	専任担当科目数	0	4	4
		兼任担当科目数	0	0	0
		専兼比率 %	—	100	100
全学部 全学科	教養教育	専任担当科目数	80	161	241
		兼任担当科目数	28	117	145
		専兼比率 %	74.1	57.9	62.4
	資格取得 科目	専任担当科目数	33	8	41
		兼任担当科目数	16	6	22
		専兼比率 %	67.3	57.1	65.1

【点検・評価】

国際関係学部の専門教育において、必修科目 78 科目についての専任教員の担当比率が高いことは評価できる。今後ともこの体制を維持していく必要がある。専門教育の選択必修科目は、必修科目に比べると専・兼比率がやや低くなっている。

一方、教養教育である共通科目の専任担当教員の比率が相対的に低いところはカリキュラム改革によって、とくに語学におけるクラスを細分化したことによっているところが大きい。共通科目の位置づけを踏まえての検討が必要である。

【改善方策】

選択必修科目について専・兼比率を高めるように全学的に人事計画を協議するなかで適切な措置を施す必要がある。また、専門教育である固有科目の専・兼比率とのバランスを図りつつ、共通科目の専・兼比率において専任教員の比率を高めていく方向で調整を図っていく。

8. 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状説明】

社会人学生に対しては、全学共通だが、原則として月曜日から金曜日までの6時限（18

時から19時30分まで)と7時限(19時40分から21時10分まで)の時間帯だけでも4年間で卒業可能な時間割を組んでいる。

外国人留学生に対しては、既述のとおり「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」により、取得した日本事情科目(日本事情ⅠからⅡまで)の単位は、教養教育科目の単位を修得したものとし、また修得した日本語科目(日本語ⅠからⅣまで)の単位は、外国語科目の単位として振り替えることができるようになっている。

また、英語科目については必修科目である「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」について留学生クラスを設置し、英語未履修の留学生に対しての特別の配慮を行っている。

【点検・評価】

外国人留学生に対して、規程によって履修方法の特例を設けていることは、外国人留学生の履修の負担を軽減する観点から望ましいことであり、本学部の外国人留学生への教育上の配慮は、着実に行われている。また社会人学生の履修を容易にするために夜間の時間帯にも授業科目を開講していることは評価できる。

【改善方策】

留学生科目の設置、英語の特別クラス設置などにより対応してきており、当面は改善・改革の必要性はないと思料される。

9. 正課外教育

【現状説明】

学生の多様な進路の希望に応え、学生の目標達成を支援するために、適切な正課外教育の機会を設けている。

まず、全教員に毎週2時間のオフィス・アワーを設定してもらい、講義時間内にはできなかった質問や演習生の生活指導等に対応するようにしている。

つぎに、本学付属のエクステンションセンターにおいて開講されている科目の受講を勧めることで、TOEICや通関士などの資格・検定対策、公務員試験対策などを図っている。付属機関であるため、本学学生に対しては受講料が優遇され、学内でのダブル・スクールも実現できている。なお、2009年度より、エクステンションセンター講座のうち、国際関係学部が指定した講座を修了した場合に単位を認定する制度を開始した。また、英語、韓国語、中国語、インドネシア語の各種技能試験において学部が指定する認定基準を満たした場合にも同様に単位を認定するようにした。これらによって正課外での学習の動機づけを高めている。

また、本学部としては、中国語、通関士、ビジネス英語、貿易実務等、各教員の専門分野に関連する資格・検定試験対策として、教員が独自に自主的に指導を行っており、このことを通じて各学生の実力向上を図っている。

さらに空室となっている研究室のうち605研究室を国際教養、国際協力、地域研究などについての自主ゼミ用の部屋として確保することにより、そこにパソコンや参考資料等を配備し、いつでも自由に学生が利用したり、あるいはそこに教員が加わったりしながら、個別指導が随時可能な体制となっている。

本学部所属教員で構成された国際関係学会主催で、外部より講師を招き国際事情や異文

化理解等をテーマとする講演会を年に数回の頻度で開催し、学生が各テーマの専門家の話に接する機会を設けている。そのほか、経済学部や法学部主催のシンポジウム等にも参加を促し、幅広い知識を多くの機会を利用して身につけさせるように指導している。

【点検・評価】

エクステンションセンターでは、学生の卒業後の進路を見据えた講座が開設されており、受講場所も学内であるため、学生の自主的な受講を促すと同時に、地域にも開放されており、社会人等とともに学習することで、学生にとって刺激となっている点は評価できる。

学部内での教員独自の資格・検定試験対策についての指導は、現状は各教員が独自に自主的に取り組んでいる点で、学部全体としての状況の把握ができにくいことが挙げられるが、自主的な学習の機会を提供していることは評価できる。

また、講演会やシンポジウムには毎回多くの学生が出席していることから、彼らの知的好奇心を十分満足させる企画となっている。加えて、これらの講演会やシンポジウムの講師には、外国からの講師を迎えることもあり、学生の国際社会に対する関心を高め、国際理解を促進する役割を果たしている。

【改善方策】

学生のニーズをよりの確に把握し、自主的に取り組んでいる教員との調整を行いながら、正課外教育の充実を図っていく。

第2節 教育方法等

1. 教育効果の測定

(1) 教育上の効果を測定するための方法の適切性

【現状説明】

教育上の効果は、基本的には期末試験、レポート、小テストなどによって測定している。また、2008年度（平成20年度）には学修成果をトータルに把握する目的でGPA制度を導入した。さらに、「ミニッツペーパー」なども教育上の効果を知る上で参考にしている。

GPAについては、各学部とも学期末の成績をグラフ化するなどして、教育上の効果を分析するのに活用している。

ミニッツペーパーは、学生本人による自主的な申告による評価であるが、毎回の授業において記入させ、理解度を確認する方法であるため、適切な授業運営を図るための有益な参考資料となっている。

一部の科目については全学的に教育上の効果を測定する方法が導入されている。特に英語科目については習熟度別のクラス編成で授業を行うために、全学共通の英語プレイスメントテストを1年次の学期始めに実施していたが、今年度より年2回実施することで、学期単位での教育効果を把握することが可能となっている。

【点検・評価】

2008年度からGPA制度の本格的運用が開始されたが、これにより、全体的な教育効果の測定が可能になったことは評価できる。また、英語科目についても全学共通プレイスメントテストによる教育効果の測定が制度化されていることは評価できる。さらに「ミニッツペーパー」を全学的に導入し、活用していることは評価できる。

また、個々の授業科目については担当教員が工夫を凝らし、授業科目の目標の達成に向けて努力していることは評価されるが、全体的な教育効果を高めるためには、各授業科目の目標とその達成度が客観的に把握できるような制度の構築に向けて今後とも継続的な努力が必要である。

【改善方策】

GPA制度、全学共通プレイスメントテスト、ミニッツペーパーなどの多様な制度をどのように連結させれば、相乗効果がえられるのか、これらの制度間の有機的な連結のあり方が模索されるべきであろう。その際、学生との教務事項に関する意見交換も踏まえ、より適切な測定方法の研究を続けていきたい。また全学的に各教員の創意工夫が情報として共有され、それぞれの教員の教育効果の測定方法がより適切なものとなるように、学部学科単位で十分話し合いができる場を構築していく。

(2) 教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

【現状説明】

2008年度に各学部、各研究科の教育目標にもとづき、教員ごとに教育達成度、教育効果を測定しようとする準備が整ったといえる。

また、複数の教員によって開講される授業科目で、各学部共通の必修科目である「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」については、英語教員の会議にて、教育目標の設定などを議論し、それに

に基づき、統一教科書を作成している。

さらに、各学部の演習科目については、演習担当者会議を定期的に開催して、教育効果や目標達成度について意見交換を行い、情報の共有を図っている。

【点検・評価】

教育効果、目標達成度ならびにそれらの測定方法に対する教員間の合意は、必ずしも確立されているとはいえない。しかし、全体としてみた場合、教員間の合意の確立に向けての試みが継続している段階にある。

各学部のカリキュラム改革やシラバスの全面的な改訂により、教育効果や目標達成度についての各教員の意識が高まったことは評価できるが、各学部の教育目標の達成に向けて、その達成度や測定方法について教員間で具体的に設定あるいは確認する制度の構築には至っていない。しかし、教員間で合意を確立していこうとするさまざまな試みが始まっていることは望ましいことであり、制度の構築に向けて努力していきたい。

【改善方策】

授業科目担当者間での打ち合わせを通して測定方法などについてすり合わせを行い、各学部学科単位などで学科の教育目標に照らして授業科目の目標や教育効果の測定方法について教員間で検討していきたい。

(3) 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

【現状説明】

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは、まだ確立されていない。しかし、全学部開講のすべての各授業科目について、履修登録者数、試験受験者数、合格者数（単位修得者数）は学務事務室にて把握し、各学部および各教員にデータとして提供している。このデータは各学部において「学部教育報告書」をまとめる際の参考資料として使用されている。なお、著しく合格者が少ない授業科目については担当者と学部長・副学部長などとの間で、授業改善のための話し合いがなされている。

【点検・評価】

教育効果の測定は一部科目を除き、基本的には担当教員に委ねられており、教育効果を測定する全学的なシステムは現在構築中である。

しかし、すべての授業科目について、履修登録者数と試験合格者数、その比率などが一元的に把握されていることは評価できる。試験合格者数は、履修学生の学修の度合いを測定しているが、その有効性を検証する仕組みについてはまだ検討段階である。

【改善方策】

教育効果を測定する全学的なシステムの構築については、引き続きFD委員会や教務委員会で検討していきたい。

第3章 学部教育内容・方法等

(4) 卒業生の進路状況

【現状説明】

2008年度卒業生の進路状況は、卒業生 567 名に対して、就職希望者が 352 名、うち就職決定者が 326 名（92.6%）となっている。

学部別実績（2008 年度）

		卒業生数	就職希望者数	就職決定者数	決定率
全学部		567(125)	352(64)	326(53)	92.6%
法学部	法律学科	118(16)	80(10)	76(8)	95.0%
	総合実践法学科	64(11)	40(4)	37(4)	92.5%
経済学部	経済学科	153(13)	99(8)	92(4)	92.9%
	経営学科	98(17)	63(11)	58(7)	92.1%
国際商学部	国際ビジネス学科	10(3)	4(2)	4(2)	100.0%
	アジア共生学科	6(1)	1(0)	0(0)	0.0%
国際関係学部	国際関係学科	118(64)	65(29)	59(28)	90.8%

（カッコ内は女子の数）

業種別で見た場合、卸売・小売業が就職決定者のうち 32.8%を占め、次に製造業 13.8%、サービス業 13.2%と続いている。この傾向はここ数年変化が見られない。また地域別に見ると、圧倒的に地元志向であり、本学が位置する福岡県が半数近く(43.9%)を占めている。非就職者の進路を見ると、公務員等の受験準備(32 名)、大学院(18 名)、専門学校(16 名)、学部研究生(6 名)が多く、その他アルバイト、留学、科目等履修生などがある。

就職以外の進路を見た場合、大学卒業後に資格取得を目指しての専門学校進学や公務員等の受験準備のほか、法学部卒業生の法科大学院（ロースクール）への進学、経済学部卒業生の経済・経営関連の研究科への進学、国際関係学部卒業生の企業政策などの研究科への進学が比較的多く見られた点に特徴がある。

業種別就職者数(家業継承を含む)と比率

業種	人	比率
農業	3	0.9%
建設業	16	4.9%
製造業	45	13.8%
情報通信業	8	2.5%
運輸業	22	6.7%
卸売・小売業	107	32.8%

地域別就職者数と比率

地域	人	比率
福岡	143	43.9%
佐賀	4	1.2%
熊本	8	2.5%
長崎	4	1.2%
鹿児島	6	1.8%
大分	9	2.8%

第3章 学部の教育内容・方法等

金融・保険業	14	4.3%
不動産業	12	3.7%
飲食店・宿泊業	15	4.6%
医療、福祉	6	1.8%
教育、学習支援業	8	2.5%
複合サービス業	3	0.9%
サービス業	43	13.2%
公務	23	7.1%
その他	1	0.3%
	326	

宮崎	5	1.5%
沖縄	1	0.3%
山口	15	4.6%
中国	13	4.0%
四国	6	1.8%
近畿	39	12.0%
東海・信越	15	4.6%
関東	55	16.9%
その他	3	0.9%
	326	

【点検・評価】

2008年度（平成20年度）卒業生の就職決定者は、学部学科にばらつきがあるものの、全体として92.6%であり、前年の95.3%より少し低下した。しかし、リーマンショックに端を発した経済不況という厳しい状況を考慮すると、教育、就職指導（別途記述）等の面で一定の成果が出てきているとの評価もできる。

ただし、就職希望者はここ数年全学で60%台の前半にとどまっており、さらに就職希望者の比率を高めていく努力を継続する必要がある。そのためには、何よりも就職意欲を高くするための教育を、体系的かつ粘り強く実施し続けることが大事である。

【改善方策】

在学者に対する就職希望者の数をこれまで以上に増やすためには、雇用形態や採用方法だけでなく、新卒者の就職活動も多様化しているということを念頭に置きながら、個々の学生の考え方を尊重しつつ、就職希望率を高め、希望の進路へ近づける努力を続ける必要がある。特に就職以外で多い専門学校進学者については在学中のダブル・スクールを奨励し、卒業後はそのまま就職させるように就職・進路の支援講座などのなかで指導していく。

2. 厳格な成績評価の仕組み

(1) 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

【現状説明】

各学部とも2008年度より単位制度の趣旨に則って改善し、年間履修単位の上限を48単位にするとともに、半期の履修の上限を24単位にしている。また、4年次生は4単位の単位取得が義務づけられている。さらに、3年次進級時に修得単位数が40単位未満である場合には、3年次以上に配置されている科目は履修できないことになっている。

【点検・評価】

履修登録単位数の上限を設けることが適切な学修に結びついており、運用は適切であると評価できる。

2008年、履修登録に関わる改革を行ったことにより、学生に学習進度と学習目標を適切

に指示できる体制ができた。これまでは3年次の春学期で卒業に必要な単位をほぼ修得し終えている学生が出てくるといった問題点が指摘されていたが、このような問題が解消されたことは長所である。

【改善方策】

単位制度の趣旨に則って、その実質化を図っていきたい。

(2) 成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状説明】

大学学則第34条により、成績評価はAA、A、B、C、Fとして、AA、A、B、Cを合格とし、修学規程第11条により「試験、研究報告、論文等によって評価する」ことが定められている。さらに修学規程第12条により評価等級は以下のとおり規定されている。

成 績 評 価	評 価 等 級	点 数
90 点以上	A A	4 点
80 点以上 90 点未満	A	3 点
70 点以上 80 点未満	B	2 点
60 点以上 70 点未満	C	1 点
60 点未満	F	0 点

また修学規程第10条第2号により、原則として出席数が、実際の講義数の3分の2に達しない者は試験資格を失うことを規定している。

評価方法は、修学規程に基づき、定期試験、小テスト、レポート、論文審査等によって、授業科目の担当教員が評価している。評価についてはこれまで以上に厳格にするために、シラバスを大幅に改善し、各科目の「ねらい」「達成目標」「評価方法」「評価基準」を明記することになっている。これにより評価方法の透明度は増した。

学生に対して配布する成績通知書については、不合格のほか、定期試験に欠席した場合は「欠席」、受験資格がなかった場合は「失格」の表示をして、不合格の意味について学生や保護者にも分かるような工夫を凝らしている。

【点検・評価】【改善方策】

成績を評価するに当たり、科目の特性や受講生人数などを踏まえて、定期試験、小テスト、レポート、論文審査などの方法に加えて、多くの科目で授業での発表などを組みあわせて多角的に評価するシステムをとっていることは評価できる。

また、シラバスに詳細な達成目標、評価基準、評価方法を記載することにより、成績評価の透明性を高めていることは評価できる。

さらに、学生に対する成績通知書において、「不合格」を学修の基準に達していない「不可」、受験資格がなくなった「失格」、試験に欠席した「欠席」を表示していることで、どのような理由で不合格になったのか、分かるようになっていることは、保護者面談会などの際に学修指導する上でも適切である。

多元的な評価方法を採用していることで、より適切な成績評価が行われていることは長所である。ただし、多人数クラスの授業では、多元的できめ細かな評価は担当教員の負担の問題もあり、現実的には困難であり、試験による評価が中心となっている。

(3) 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

【現状説明】

成績評価そのものはそれぞれの授業科目の担当者に委ねられているものの、厳格な成績評価を行うため、評価方法や詳細な評価基準をシラバスに明確に記載するようにしている。なお、期末試験については、受講生の人数が多い授業科目は、複数の監督者を配置して、不正行為が発生しないように対応策を講じている。また氏名票と学生証による確認を通して厳正な試験が行われるように必要な措置を講じている。

成績通知書配付後、学生から疑義が出た場合、学務事務室から担当教員に確認の上、間違いがあった場合にのみ成績訂正の手続きをとっている。

【点検・評価】

厳格な成績評価を行う仕組みが概ね構築されていることは評価できる。

【改善方策】

試験問題の正解や模範解答の開示なども視野に入れつつ、引き続きより厳格な成績評価の仕組みを検討する。

(4) 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状説明】

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方法はまだ確立されていない。しかし、1年次から4年次まで演習科目を配置し、少人数教育による双方向的なきめ細かな指導を実践している。とりわけ1年次の入門演習・入門セミナーでは、学期末に学部ごとのゼミ発表会を開催し、教育成果の検証を行っている。また、経済学部や国際関係学部においては学部教育の集大成として4年次生を卒業研究に取り組ませることでアカデミックな能力を高めるようにしている。

【点検・評価】

少人数教育を行い、丁寧できめ細かい指導をしていることは評価できる。特にレポート作成やプレゼンテーションの指導は効果的で、学生の論理的思考力や客観的分析力の向上に役立ち、卒業論文作成への基礎固めとなっている。

【改善方策】

少人数教育は本学の特徴であり学生の質を高めるには必要であると考えられるので今後も維持したい。ゼミ発表などの個別的取り組みを発展させて、学生の質を検証・確保するための方途を確立していく。

(5) 学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

【現状説明】

大学学則第 48 条にて「品行方正、学業優秀な学生に対して奨学金を給付する」ことを規定して、学費等を給付する奨学金や学習支援の奨励金などを通して学習意欲を刺激する仕組みを導入している。まず全学部の 2～4 年次学生を対象に、在学中の前年度までの学業成績・人物ともに優秀な学生若干名に対して、1 年間の授業料相当額を給付する「特別奨学生奨学金」と年額 10 万円を給付する「一般奨学生奨学金」を設けている。

また、大学学則第 50 条にて「学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる」ことを規定している。これに基づき、「上級の公務員試験合格者及び高度資格取得者の奨励に関する規程」と「九州国際大学学長賞選考内規」を定めている。前者は、上級の公務員試験に合格した者、高度な資格試験に合格した者、ならびにこれらに準じ就職対策委員会が特に優秀であると認めた者に対して、奨励金を授与するものである。後者は、学業をはじめ学内外における諸活動を通じて顕著な業績をあげた学生に対して学長賞を授与するものである。受賞の対象者は、原則として学業優秀者（各学部昼間主コース 2 名及び全学部の夜間主コースの中から 1 名）及びその他の優秀者（若干名）としている。その他の優秀者については、文化活動、スポーツ活動において、全国レベルの業績を残した者及び高度な資格試験に合格した者を選考している。なお、いずれの場合も、卒業時に授与している。

同様に、全学部学生を対象に英語学習を奨励するために、2005 年度（平成 17 年度）より 1 年次配当の全学共通の必修科目である「英語Ⅱ」の成績上位 5 名を選考し、当該学生が海外語学実習（英語圏）に参加する場合には 10 万円を補助することを制度化している。また、英語検定資格取得を奨励する観点から全学部学生を対象として TOEIC にて 500 点以上のスコアを獲得した学生に対して受験料相当分の奨励金を付与している。

学部単位の取り組みとして、法学部が「法学部資格取得奨励賞」を定め、在学中に所定の資格を取得した学生や、社会的な評価を受けた学生を奨励している。これは資格の難易度や活動の評価にあわせて図書カードを奨励賞として贈呈し、以って学生の学習意欲を刺激する仕組みである。

【点検・評価】

奨学金や奨励金などの手段が講じられ、学生の学習意欲を刺激する仕組みは導入されている。また国際化時代に対応するための英語学習意欲を高めるための制度も導入されており、評価できる。

学習意欲を刺激する奨学金や奨励金の各種制度を導入していることは長所である。また学部独自の奨励制度の導入も、学生が制度をより身近に感じることができ、学習意欲を刺激する上で、より効果的である。

【改善方策】

全学的な制度が十分構築されているので、今後は学部単位での奨励制度を拡充していく。

3. 履修指導

(1) 学生に対する履修指導の適切性

【現状説明】

入学直後の1年次生に対しては、入学式後に全学部とも共通の大学生活に関する一連のガイダンスのなかで、修学（履修含む）に関するガイダンスを行うとともに、学部（学科）単位で1泊2日のフレッシュャーズ・ミーティング（新入生への学外オリエンテーション）を実施し、学部別の履修指導も行っている。

履修ガイドについても継続して発行しているが、2009年度より大学学則、修学規程をはじめとする各種規程・規則をとりまとめた冊子と、履修登録など大学生活の注意事項を解説した冊子に分離し、より実用性の高い方式に変更している。

在学生に対しては、全学部とも共通の日程で各学期の開始前に各学部・年次別に履修指導を2回にわけて時間を十分とって実施している。各学期に成績通知書の配付とともに、時間割表、履修ガイドなどを配布、卒業要件や必修科目などの重要な科目の履修を説明している。その際、個別具体的な質問が受けられるように学務事務職員のみならず、教員である教務委員も出席、履修に関する個別の相談も受けられるように配慮している。

資格課程（教職・司書・司書教諭）については、別途それぞれの課程でオリエンテーションを実施して、当該学生に必要な科目を履修するように適切な指導を行っている。

また、1年次生に対しては、大学での勉強方法を冊子にまとめた『入門演習学習ハンドブック』を配布している。これは高校生活から大学生活への変化、授業の受け方、レポートの作成法、試験の受け方などを説明したものであるが、本ハンドブックは入門演習の授業の参考資料としても活用されている。

その他、履修指導の徹底という点では、欠席の多い学生を把握し、演習教員による担当学生の個別指導や、カウンセラーによる特別の指導を行うなど、学生の実態を考慮した重層的な履修指導を行っている。

また、成績不振者に対する履修指導を行うために、成績相談会を年に2回実施している。各学期の修得単位数15単位以下の成績不振者に対しては保護者に案内を出して、保護者を交えた三者面談（保護者・学生・教員）への出席を求めている。面談では学部別に教員による個別面談を行い、成績不振の原因、対処法などについて話し合っている。特に心理・精神的なケアが必要な学生については、カウンセラー面談も同一日に実施している。

【点検・評価】

新入生に対するオリエンテーションを含め、在学生に対する履修指導は履修登録から、学期期間中、成績通知書の配付までのそれぞれの節目において、学部教員、学務事務室、カウンセラーなどが連携しながら、適切な履修指導を行っていることは評価できる。

また、特別なケアが必要な学生については、カウンセラーを中心とした対処システムが確立していることは評価できる。

【改善方策】

履修指導そのものについては制度的に大きな問題はないと思われるが、学生が多様化しているので、現場ではより細やかな履修指導（たとえば、わかりやすい文書や図表を用いた説明）を行っていく。また、個別相談が必要となる学生に対するサポート体制をさらに

拡充していく。

(2) オフィスアワーの制度化の状況

【現状説明】

授業時間外に学生が教員をアポイントなく訪問できるように、全学部とも「オフィスアワー」を設定することを制度化している。学期が開始される前に、原則として各学期に週2回（2時限分以上）以上のオフィスアワーの設定を全専任教員に依頼し、オフィスアワー一覧表を作成し、掲示している。また、KIUポータルのなかにも示し、学生がいつでも確認できるようにしている。

【点検・評価】

オフィスアワーが設けられ、学生が研究室を訪問しやすい環境が整備されていることは評価できる。オフィスアワーに学生が教員から指導を受けられる体制もできている。

オフィスアワーが制度化されており、学生が遠慮なく、教員の研究室を訪ね、自由に相談などができる環境が整えられていることは長所である。

【改善方策】

オフィスアワーについては、修学ガイダンスなどの機会に説明を行っているが、実際の活用という面では十分周知徹底されていないので、今後とも十分な説明努力を続けていく。

(3) 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状説明】

まず3年次生や4年次生においては、留年者をできる限り増やさないように、年2回の成績相談会などにおいて早期の注意喚起を行い、適切な履修指導を行っている。また4年次生の学生については、「再試」の制度がある。

留年者に対しては、当該学生のこれまでの履修状況、成績評価などを踏まえて、無理な履修をすることなく、確実な履修ができるように履修登録時、個別の指導を行っている。またセメスター制を導入しているので、可能な限り、長期にわたり留年が続かないように、次年度の9月卒業予定も視野に入れつつ、きめ細かな指導を行っている。

【点検・評価】

履修時、個別の修学指導を行っていることは評価できる。また教育上の配慮から、セメスター制度を活用して、学費負担の観点からも9月卒業を勧めていることは適切である。

ただし、秋学期のみの開講科目が卒業に必要な単位の場合は、必ずしもセメスター制度を活用して9月卒業することができない。その場合、多くは1・2年次配当科目であり、5年次まで未修得であること自体の方が大きな問題かもしれないが、検討課題である。

【改善方策】

春・秋の開講予定を提示しつつ、留年期間が長くならないように配慮しつつ修学指導を行っているが、留年生に対しては、今後とも面談、窓口指導などを通してよりきめ細かな指導を継続していく。

(4) 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

【現状説明】

科目等履修生などに対しては、教職科目など特定科目の履修が中心であるので、特に指導教員を配置していないが、教務委員および学務事務室職員による修学指導を行っている。

学部研究生の履修に関しては、指導教員と相談のうえ、履修科目を決定することと、週3日以上履修を義務づけている。さらに、指導教員の「研究指導報告書」に基づいて、「修了証」を発行することになっている。

【点検・評価】【改善方策】

科目等履修生や学部研究生などに対して、個別の修学指導が行われているのは評価できる。また、学部研究生を中心として指導教員が配置されていることは長所である。

4. 教育改善への組織的な取り組み

(1) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

【現状説明】

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するために、2008年にFD委員会を設置し、全学で組織的に取り組んでいる。2009年度は各種のFD講演会を開催するだけでなく、各学部独自のFD活動の取組についても報告会を開催し、全学的な情報交換を行っている。とりわけ、1年次生については、学生の学修意欲を高めるために、どの学部も意識的に取り組んでいる。

また、FD活動を促進する目的で、FDニュースを発行している。図書館にはFD・SD文庫を設置し、教職員に学習機会を提供している。

さらに、外部で開催される諸々のFD研修会には積極的に参加し、そこで得られた知見を学内に還元するよう努めている。

【点検・評価】

FD活動のための全学組織が設置されていることは評価できる。また、FD委員会で実施している講演会や各学部の活動報告は学内的に高い評価を得ている。教員からは研修会で報告された内容そのものを授業に取り込みたいという意見も出ており、積極的に活用されている。

ただし、学内で開催されるFD研修会への参加者は、数にばらつきがあり、より多くの教職員の参加が望まれる。

【改善方策】

学生の多様化（入学動機、学力格差など）に対応して、学生の学修の活性化を促進するためには、初年次教育の成果なども踏まえながら、絶えず工夫を凝らしていく必要がある。その具体的な対策については、引き続きFD委員会や学部教授会の場合などで議論を尽くしていきたい。

(2) シラバスの作成と活用状況

【現状説明】

2008年度からシラバスは大幅に改善した。従来よりも項目を増やし、記載内容も詳細になっている。「授業概要とねらい」「達成目標」「評価方法」「評価基準」「教材」「留意点」「授業計画」について、各教員が細かく記載している。評価基準については、出席、発表、提出物、小テスト、試験などをどのような比率で評価するのかについて数値化して表記することに改めた。

【点検・評価】

シラバスの大幅な改訂により、学生が受講するに当たり必要とする情報がシラバスに網羅されることになったことは評価できる。

また、学内のどのパソコンからでも閲覧でき、必要な情報を検索可能な Web 形式にしたところに、汎用度における利点がある。

【改善方策】

大幅に改訂され、必要な情報が網羅されることになったが、その内容については今後とも絶えず吟味していく。

(3) 学生による授業評価の活用状況

【現状説明】

全学部共通の「学生による授業アンケート」を導入し、FD委員会にてその結果の集約、活用を図ってきている。授業アンケートは、春・秋の学期末において実施している。その方法は、従来、担当教員にその回収を委ねていたが、職員がアンケートを回収する方式に切り替えている。なお、演習科目及び実技科目などはアンケートの対象とはしていない。

授業アンケートの総評は、教授会に報告するとともに、授業科目ごとの結果は、非常勤講師を含め全教員に配付、授業改善の参考にしている。なお、著しく学生の評価が低い授業科目については、当該学部の学部長・副学部長が担当教員からヒアリングを行い、改善を喚起している。

【点検・評価】

原則としてすべての講義科目について実施し、さらに教員ではなく職員が授業アンケートを実施していることで公正さを確保している。授業アンケート結果の全体の集計である総評についても公表し、授業科目ごとの結果について担当教員へのフィードバックも確立されている。

全学的に統一された質問事項を設定することで、全学的な比較が可能となっており、学期ごとの変化も読み取ることができる。担当教員にフィードバックされたアンケート結果を改善に結びつける努力は、個々の教員に委ねられている。

他方、現在の授業アンケートは学生の態度から授業評価まで総花的になっており、質問項目について改善の余地が残されている。

【改善方策】

現在、全体的に集計された総評のみが公表されているが、個別の授業科目の結果についても教員のコメントとともに公表することを今後検討する必要がある。その第一段階として少なくとも学生の授業評価に対して教員から学生に対してフィードバックすること、つまり双方向の関係の構築が急がれる。

上記の問題点については、今後 FD 委員会で議論し、具体的な改善策を検討したい。

5. 授業形態と授業方法の関係

(1) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状説明】

「少人数教育」を教育の柱の一つとして、演習、語学の授業を中心に多人数とならないように工夫をしている。演習科目は、各学部とも1年次配当の入門演習が1クラス20名以下となるようにクラス編成を行っている。2年次以上について、原則上限を20名程度として、標準15名としているが、担当する教員の演習によってばらつきがある。

語学の授業については、英語科目は1クラス最大40名に、その他の外国語は30名に収まるように制限している。年度によって特定の外国語科目に履修が偏る傾向もあり、抽選漏れを極力少なくする配慮の結果、一部科目で履修者が若干数上回ることがある。

演習、語学以外で受講生が多人数となる授業科目、例えば全学の学生が共通して履修する共通科目については、前年度の履修状況などを踏まえて可能な範囲で複数開講して、できる限り大教室のクラスが多くならないように配慮している。

一人の教員が学期期間中を通して講義を行うのではなく、オムニバス方式の授業も一部導入している。例えば、法学部では「リスクマネジメント入門」がそのような方式で授業を実施している。また、経済学部では「特殊講義」として次世代システム研究会の寄附講座を産、官、学の外部講師によりリレー形式で実施している。そのほか国際関係学部の「国際協力実践論」は、外部の講師が交代で行う方式がとられている。

【点検・評価】

「少人数教育」が徹底化されているが、語学の授業についてはさらなる少人数化を検討していく必要がある。授業形態や授業の方法については、個々の担当教員の創意工夫による努力がなされている。特に1999年（平成11年）に大学の校舎が統合された際に新たに建設された校舎の多くの教室にはマルチメディア機器が配備されており、マルチメディア機器も活用されるようになってきている。また、一部の授業科目ではあるが、オムニバス方式の講義も導入されており、授業方法の多様化が進められている。

演習・語学における履修人数の上限の設定や共通科目で履修者の多い授業科目については科目が複数開講されていることは評価できる。授業科目の特性を踏まえて一部の授業科目にオムニバス方式が導入されていることも長所であり、個々の教員の創意工夫の努力も評価できる。

【改善方策】

語学教育についても、演習並みの少人数クラスの編成をめざして、段階的に改善・改革していく。

(2) マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状説明】

マルチメディア教育の充実・強化を図るために、教育情報ネットワークセンターを設置するとともに、パソコン教室を設置し、一般の講義教室にもマルチメディア機器を配置した。詳細については教育情報ネットワークセンターの項目にて記述する。

その目的としては、①マルチメディア機器や情報技術を活用した教育の導入を推進できるようにすること、および②情報化時代にあつてますます必要となつてきている情報技術を身につけさせることである。前者については、パソコン、ビデオ、プロジェクターなどは情報関連科目以外でも、しばしば活用されており、大教室などではプロジェクターが効果的に使用されている。また演習の授業でパソコン教室を利用する教員も少くない。後者については、2008年度（平成20年度）まで1年次に全学共通の必修科目として基礎教育科目に「情報処理入門」を配置し、全員に履修させるとともに、「情報処理応用」を選択科目として配置していたが、今年度より高校において情報科目が必修化されたことに伴い、情報機器を比較的自由に使いこなせる学生にまで「情報処理入門」を必修として履修させる必然性はないと思われることから選択科目として配置した。

その他、情報化への対応を意識した科目が配置され、コンピュータ概論Ⅰ・コンピュータ概論Ⅱ（経済学部経済学科・経営学科）、経営情報論Ⅰ・経営情報論Ⅱ（経済学部経営学科）などがある。

【点検・評価】

マルチメディアを活用した教育は、十分に導入され、活用されている。これは情報教育関連授業科目の配置状況からもいえることであり、評価できる。マルチメディア機器導入時においてまだ一般的でなかったDVD機器もその後補充されている。

全学部を対象とする共通教育科目については、適切な情報技術関連の授業科目の配置が行われており、またマルチメディア機器が個々の教員の創意工夫により活用されていることは長所である。ただし、黒板と異なり、プロジェクターのスクリーンは見にくいとか、眼が疲れるとの意見もあり、使い方については工夫が必要である。

【改善方策】

マルチメディア機器を活用した授業を積極的かつ効果的に行うことによって、学生の学修意欲を高めていくことは、学生の多様化への対応としては望ましいことであるので、どのような活用が適切か、学生との意見交換会などでの議論も踏まえて検討していく。

第3節 国内外における教育研究交流

【到達目標】

国内における交流として、本学における学術大会・会議の招致、シンポジウムや共同研究の開催を含め教員による学術交流を中心に活発に行う。また国際交流として、地域言語や異文化に接して国際社会における相互理解を深める目的から学生による短期・長期の留学・研修に取り組むとともに、教員についても海外研修によって現地社会の理解とその成果の大学教育への還元、学術発表・刊行物の発信による研究水準の向上を推進する。

2009年度には、国際関係学部に従来の英語コースにくわえハングルコースの運用が開始され、また新教育課程表において法学部に「社会実習」、経済学部「海外社会実習」が導入された。国際関係学部において従来から行われてきた「海外語学実習」・「海外社会実習」はもとより全学的に海外での実習を推進することを通じて、本学学生の海外研修・交流を活発に行う。

1. 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

【現状説明】

本学における国際交流の基本方針は、1989（平成元）年4月国際商学部を開設し、同時に校名を九州国際大学と改称したときに定まった。すなわち、学則第1条に掲げる教育理念「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材の養成」を具体化して、「国際社会における各国の歴史、文化などに対する理解力を高め、国際社会で信頼される品性高い人材の養成に努める」ところに国際交流の基本方針を置くことにした。

この基本方針に基づき、本学はアジア地域を中心とした諸大学との国際交流を推進している。そのため、海外の諸大学と交流協定を締結し、専攻分野における研究交流や交換留学など国際交流を積極的に展開している。2009年度現在、交流協定を結んでいる海外大学・教育機関は以下のとおりである。

- (1) 東北財経大学（中華人民共和国・1986年）
- (2) 遼寧大学（中華人民共和国・1987年）
- (3) 東亜大学校（大韓民国・1988年）
- (4) インドネシア大学文化学部（インドネシア共和国・1991年）
- (5) 内蒙古外国語培訓学院（中華人民共和国・1998年）
- (6) デリー大学（インド連邦共和国・1999年）
- (7) タマサート大学（タイ王国・1999年）
- (8) 上海朝日文化商務研修センター（中華人民共和国・1999年）
- (9) 南開科技大学（中華民国・2000年）
- (10) 三信高級家事商業職業学校（中華民国・2000年）
- (11) 華東法政大学（中華人民共和国・2001年）
- (12) 漢陽大学校（大韓民国・2001年）
- (13) 培花女子大学（大韓民国・2002年）
- (14) 釜山國際中・高等学校（大韓民国・2003年）

【点検・評価】

海外の各大学・教育機関と交流協定を締結し、交流や提携を積極的に推進している。その締結先はアジア地域の大学や教育機関が中心となっているが、世界経済の担い手がこのアジア地域の諸国にシフトする傾向にある今日、こうした本学の姿勢には一定の評価が与えられてよい。ただし、本学教員による研究・関心や交流はアジア地域に限定されているわけではなく、また学生が研修・交流先として希望する地域はアジアのみならず英語圏諸国が含まれている実情からして、本学の国際交流はアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなどに拡大していくことも必要である。

【改善方策】

学生の海外実習の積極的展開を図るため、韓国の大学との交流の推進と拡大、および台湾やアメリカ合衆国の大学との新交流協定の締結を模索中である。

2. 国際レベルでの教育研究交流

【現状説明】

(1) 海外への研究員派遣

国際レベルでの教育研究交流を支援する制度として、本学には海外および国内への学外派遣研究員制度があり、これを適用して本学教員を海外協定校へ派遣し、またはその他海外の大学へ留学させている。

海外への学外派遣研究員の応募資格は、本学勤続3年以上を条件としている。研究活動助成委員会は、申請者から提出された研究計画書および研究活動助成に関する規程に基づいて審議し、助成対象者の選考原案を作成する。そして、各教授会の議を経て、学長が学外研究員を任命する。なお、研究活動助成委員会は、学長に指名された委員長、各学部から選出された委員などから構成される。

近年の実績は以下のとおりである。

2006年度 大形里美（国際関係学部） インドネシア・インドネシア大学・約1年間

2007年度 なし

2008年度 なし

なお、2009年は2名の教員が海外研修の予定である。

(2) 国際学会への出席および発表

国際的な会議での研究報告や意見交換などを促進するために、海外の国際学会出席旅費の助成制度がある。これは、一定の助成総額を限度として予算化されており、研究報告、出席など活動内容および派遣地域により助成金額が定められている。国際学会出席旅費の助成についても、研究活動助成委員会が申請者について審議のうえで助成対象者の選考原案を作成し、その後各教授会で決定される。

近年の対象者と国際学会開催国の実績は、以下のとおりである。

2006年度 西山茂（大韓民国）、岡本真琴（英国）、古屋邦彦（米国）、
倉田剛（オーストラリア）、井上貴仁（中国）

2007年度 岡本真琴（英国）、渡辺守雄（韓国）、山口秋義（ロシア）、元道吉（韓国）

2008年度 高田実（韓国）、湯浅壘道（韓国）、大形里美（インドネシア）、
岡本真琴（オーストラリア）、陳韻如（中国・イタリア）

(3) 交換留学制度

本学では交換留学制度を実施している。毎年度、本学から1人または2人の学生を各協定校に派遣し、同じ数の留学生を受け入れている。

派遣・受入人数（定員）は、以下のとおりである。

- (a) 東北財経大学（中華人民共和国・大連市）1名
- (b) 遼寧大学（中華人民共和国・瀋陽市）1名
- (c) 東亜大学校（大韓民国・釜山市）2名
- (d) 漢陽大学校（大韓民国・ソウル市）2名
- (e) インドネシア大学（インドネシア・ジャカルタ市）1名

交換留学生は、留学先の大学で自分の希望する科目、卒業に必要な科目を自由に選択でき、取得した単位は最高30単位まで本学の単位として読み替えることができる。交換留学生の応募条件は、本学に1年以上在学していることであり、成績および語学力の選考試験に合格すれば所属学部に関係なく採用される。費用に関しては、本学に学費を納めることで留学先の授業料は免除され、付設の寮を利用することで宿泊費も免除される。自己負担は、渡航費、滞在費、光熱費、旅券取得費用などである。この数年は、受入人数はほぼ定員どおりであるが、派遣人数は定員を満たしていない大学もある。

年度	派遣				受入			
	韓国	中国	インドネシア	計	韓国	中国	インドネシア	計
2006	3	2	2	7	4	2	1	7
2007	2	2	1	5	4	2	1	7
2008	0	2	1	3	3	2	1	6

(4) 海外語学実習、海外社会実習

本学国際関係学部には、学生の国際交流を進めるために「海外語学実習」がある。これは、海外の大学等で会話を中心とした語学の修得を目指すものであり、毎年、夏季休暇期間を中心に本学教員の引率の下で60時間以上の授業を行うものである。また、「海外社会実習」があり、教員引率のもとに個人参加型実習（体験学習）を実施している。

近年の実施状況は以下のとおりである。

《海外語学実習》

2006年度 モナッシュ大学（オーストラリア・6人）

2008年度 イースタンワシントン大学（米国・16人）

《海外社会実習》

2006年度 中国（5人）、韓国（5人）

2007年度 中国（14人）

2008年度 中国（5人）、韓国（2人）、ベトナム・カンボジア（6人）

(5) その他の活動

本学では、そのほかにも種々の国際レベルでの教育研究交流を行っている。

- ① 学外研究員受入れ制度があり、2006年度には短期間ではあったが、台湾の中華経済研究院から研究員を1人受け入れた実績がある。
- ② 漢陽大学校（韓国）からは、2003年以来、2週間の日程で日本語研修団を受け入れている。15人程度の学生が本学別科日本語研修課程の教員による講義を受けている。

- ③ 本学剣道部と東亜大学校剣道部（韓国）の剣道交流会を毎年実施している。これは、2001年に締結された両大学の剣道交流協定書に基づいて、剣道を通じた親善関係を深めることを目的に、年1回交互に訪問しあい、親善試合を行うものである。直近では2008年2月に東亜大学校剣道部が本学を訪問し、2009年2月は本学剣道部が東亜大学校を訪問した。
- ④ 2007年12月15日には経済学部経済研究センター主催の国際シンポジウム「近代植民地釜山の都市計画—『日本帝国』における植民地と人の移動をめぐって—」をコーディネーター坂本悠一教授（本学経済学部）、許棟翰教授（同）の司会により開催した。パネリストとして、洪淳権教授（東亜大学校人文学部）「植民地期釜山の議会と日本人」、柳教烈教授（韓国海洋大学校国際学部）「植民地朝鮮と閔釜連絡船」、車喆旭教授（釜山大学校韓国民族文化研究所）「植民地期釜山における港湾建設」、金慶南教授（韓国国家記録院）「植民地期釜山における都市計画」の方々を迎え、報告をいただいた。コメンテーターは木村健二教授（下関市立大学経済学部）にお願いし、植民地期釜山の歴史について知見を深めた。
- ⑤ 2008年2月12日、日韓国際セミナー「雇用・賃金制度の日韓比較」を開催した。国際交流協定校である漢陽大学校経営学部（韓国）からYe Jong-seok 学部長をはじめ16人の教員を迎え、日本側は経済学部の教員が参加した。Yu Gyu-chang 教授「HR/IR Trends in Korea」、許棟翰教授「日本企業における雇用慣行・賃金制度の変化」、三島重顕准教授「日本の非正規雇用の現状」の報告を受けて討論を行った。
- ⑥ 2008年6月、東亜大学校（韓国）において、本学法学部長・後藤勝喜、法学部教授・湯浅壘道を派遣しての学術講演（湯浅）「リスクマネジメントと法制度」を実施した。東亜法学（韓国教育部公認学術学会誌）にその講演論文が掲載された。

【点検・評価】

本学に海外および国内への学外派遣研究員制度を整備していることは適切である。また、国際学会出席旅費の助成制度は、教員の海外での学会出席を容易にするものとして評価できる。一方で、本学学生の交換留学生としての送り出しの現状は満足できるものではない。

【改善方策】

海外協定校の協力も得て、海外の大学との教育研究交流を継続的かつ積極的に推進する仕組み作りに努力する。また、本学学生による交換留学生への応募が増加するように学内広報活動に工夫を加えると同時に、例えば韓国などへは2～3泊程度のミニ研修を体験させた上で留学に結びつける等の方策を導入していく。

国際関係学部が、カリフォルニア州立大学チコ校への半期の英語短期留学を2007年度秋学期より実施しているが、引き続き英語圏への留学者の増加にも努めていく。

第4章

大学院研究科の 教育内容・方法等

第4章 大学院研究科の教育内容・方法等

【到達目標】

<法学研究科>

今日の高度で複雑化した経済・社会に対応しうる幅広い視野と総合的判断力を兼ね備えた人材の育成を教育理念として、社会の多方面で活躍しうる高度の専門的知識と処理能力をもつ、創造性豊かな人材の育成を目指す。

<企業政策研究科>

本学大学院の学則第2条における「大学院は、九州国際大学の建学の精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする」を受けて、現代社会が求める高度の専門知識をもった職業人を養成することを目標として、経営実務に関する高度な知識、あるいは企業を取り巻く外部環境にかかわる専門知識をもつ人材の養成を目指している。

第1節 法学研究科の教育内容・方法等

1. 教育課程等

【現状説明】

本研究科は、法学部の4年間で修得した知識をさらに深化し発展させることを大学院教育の基底とし、その基盤の上に高度な専門的理論研究と判例研究等の実践的な教育を行うことにより理論・実践両面に明るい人材を養成することを主眼としている。

教育課程は、「企業関係科目」と「行政関係科目」の講義・演習科目および「研究指導」で構成される。企業関係科目には民法、商法、国際取引法、労働法、知的財産法、民事訴訟法、経済法に関する科目が配置され、行政関係科目には憲法、行政法、法哲学、刑法、刑事訴訟法、社会保障法、環境法、税法、自治体行政論、比較政治論、国際法、中国法に関する科目が配置されている。それぞれの科目は基本的には講義（特殊研究）と演習からなっている。憲法、民法、刑法、商法等の基幹的な法律分野のみならず、周辺法律科目の内容も充実させており、学生の専攻科目のみならず幅広く法律科目を修得できるように配慮している。

法学研究科の授業科目

企業関係科目	民法特殊研究Ⅰ、民法演習Ⅰ、民法特殊研究Ⅱ、民法演習Ⅱ、民法特殊研究Ⅲ、民法演習Ⅲ、商法特殊研究Ⅰ、商法演習Ⅰ、商法特殊研究Ⅱ、商法演習Ⅱ、国際取引法特殊研究、国際取引法演習、労働法特殊研究、労働法演習、知的財産権法、民事訴訟法特殊研究、経済法特殊研究、経済法演習
行政関係科目	憲法特殊研究Ⅰ、憲法演習Ⅰ、憲法特殊研究Ⅱ、憲法演習Ⅱ、行政法特殊研究Ⅰ、行政法演習Ⅰ、行政法特殊研究Ⅱ、行政法演習Ⅱ、法哲学特殊研究、法哲学演習、刑法特殊研究、刑法演習、刑事訴訟法特殊研究、

	刑事訴訟法演習、社会保障法特殊研究、社会保障法演習、環境法、税法、税法演習、自治体行政論、比較政治論特殊研究、比較政治論演習、国際法特殊研究、中国法特殊研究、中国法演習
研究指導	

上記のいずれの科目も4単位であり、修士課程修了にあたっては、研究指導教員の担当する講義科目、演習および研究指導の合計12単位を含め32単位以上を修得し、かつ修士論文の審査および試験に合格する必要がある。ただし、研究指導教員以外の演習科目については1科目4単位に限り講義科目の単位として振り替えることができる。

上述のとおり、授業科目は、講義(特殊研究)、演習および研究指導から構成されているが、このうち、講義(特殊研究)および演習は判例を中心とした事例研究(ケースメソッド)やディスカッションを通じて法律的素養を涵養できるように配慮されている。2年次においては研究指員教授による演習・研究指導を通じて修士論文を作成することになる。

本研究科は、学士課程の法学部の伝統を基礎に設置されており、研究科専任教員は、全員が本学法学部の専任教員でもあり、教育課程の面でも学士課程と大学院研究科との連結も十分できている。

なお、本研究科の学生にとって、本学大学院のもう一つの研究科である企業政策研究科で開講されている科目の履修が適当である場合があり、二つの研究科の科目の相互乗り入れが以前から検討課題となっていたが、2009年度から企業政策研究科との単位相互互換制が次の通り実現した。すなわち、2研究科間の授業科目から当該授業科目担当者の許可を得て、履修することができるようになり、8単位以内の範囲であれば修了要件としての32単位のうちの含めることができるようになった(「九州国際大学大学院学則」第15条の3参照)。

【点検・評価】

本研究科の教育課程は、法学の基本的科目を網羅し、かつ関連する法律科目を配置し、講義と演習という二つの方法で教授することで、高度の専門性を教授研究する体制が整えられており、幅広い視野とともに総合的判断力を兼ね備えるよう配慮されている。また、他方において、院生は指導教員の担当科目および演習を軸に履修するとともに、2年次には、指導教員の下で研究指導の科目を受け、修士論文を作成することによって、社会で活躍しうる高度な専門的知識を備えるばかりではなく、創造性に富む思考能力を養うことにも繋がっている。

本研究科は、本学法学部の上に成り立っており、その意味で、学部の教育課程との関連も十分意識されており、学部から進学してくる学生に十分に対応しているばかりでなく、労働法、税法および国際取引法等の科目配置は、社会人や留学生に対する配慮もなされていることも適切である。

また、本研究科と企業政策研究科との単位相互互換制が実現したことで、本研究科学生が企業政策研究科の授業科目を履修することが可能となり、従前と比べて広範な科目履修が可能となり、本研究科学生が、本研究科の教育理念でもある幅広い視野と総合的判断力を備えることができるようになったことは高く評価できる。

本研究科の教育課程にみられる長所は、第一に、企業関係、行政関係の双方の法律科目

が充実し、さらに、このたびの単位互換制度導入により企業政策研究科の科目履修も可能となり、本研究科学生の科目選択の幅を広げていることにある。第二に、本研究科の定員が10名（1学年）と少数であることもありますが、本研究科の教育課程上、指導教員の担当する講義科目1科目（4単位）、演習1科目（4単位）、研究指導（4単位）を受けることになっており、個別指導・専門指導が徹底していることにある。

今後の問題点として、第一に、2009年度、本学法学部にリスクマネジメントコースおよび不動産管理コースの教育プログラムが用意されたが、本研究科においてもその学部教育プログラムとの関連をどのようにして図るかという課題がある。本研究科が学部の上にある以上、その二つのコースとの関連、具体的には、その二つのコースを修了した学生の本研究科としての受け皿を今から検討しておく必要がある。第二に、本研究科と企業政策研究科との単位相互互換制との関連であるが、企業政策研究科はセメスター制を採用し、本研究科は通年制であるため、本研究科の学生にとって、必ずしも受講しやすい環境とは言えないことである。実効性のある単位相互互換制を実現するために、通年制とセメスター制の調整が今後の課題である。

【改善方策】

2009年度から学部リスクマネジメントコースおよび不動産管理コースが用意されたが、本学法学部の上にある本研究科としてもその二つのコースの受け皿を具体的に検討しておく必要がある。すなわち、少なくとも二つのコースに対応した新たな科目配置等を検討する。

また、企業政策研究科との単位相互互換制の導入により、本研究科の学生は、企業政策研究科の講義履修も可能になったが、この制度の実効性あるものにするためにも、両研究科の時間割作成においても可能な限り調整する必要がある。さらには、企業政策研究科のセメスター制と本研究科の通年制との統合・調整についても検討する必要がある。

2. 教育方法等

【現状説明】

（1）学生は、入学志願時に専攻希望科目および研究計画とともに指導希望教員を予め選択し受験に臨む。入学許可後に指導教員の指導の下に本人の希望に沿った形で履修科目を選択し研究テーマを決定する。入学時に、オリエンテーションが開催され、本研究科の教務委員から一般的な履修指導、指導教員からは個別的な研究指導がある。2009年度入学生から、「大学院学生便覧」が配布され、その中に、本研究科教育課程表、時間割、講義概要（シラバス）が記載され、講義概要には、科目ごとに、①授業概要、②達成目標、③評価方法、④成績評価基準、⑤教材および留意点、⑥各回の講義・演習計画等が明記されている。学生は、指導教員の意見と講義概要の記述を参考に授業科目を選択することになる。なお、シラバスについて教員間の記述による精粗をなくすため、提出原稿の修正を教務委員および研究科長から依頼し、教員間で記述による精粗をなくするようにしている。

（2）修士論文作成は、学生の自主的研究と研究指導教員の個別的指導によって行われているが、より充実した修士論文作成という観点から、2008年度から試行的に修士論文の中間報告制度が導入された。この中間報告制度は、修士論文の副査を2人あらかじめ選任し、

10月から11月にかけて日時を定め主査を含め3人の教員の前で作成中の修士論文について報告するものである。さらに、学生の研究活動の向上を図り、研究成果の公表を目的として、1998年度（平成10年度）より「九州国際大学大学院『法政論集』」を創刊し、以降毎年1回を目途として発行している。2008年発行の法政論集では、執筆論文の電子化も導入された。2008年度（平成20年度）末までに第11巻が刊行され、延べ74名の修士論文が掲載されている（なお、修士論文の要約版については修了者全員分を掲載）。

（3）教員による教育・研究指導方法の改善を促進するための取り組みとして、2008年度においては、本研究科で従来行っていた学生生活全般にわたる満足度調査ではなく、学生による授業評価アンケート調査を実施した。従来の学生生活満足度調査は年度末に実施されていたが、当該年度の学生にも反映できるという観点から、2008年7月に実施した。回収率は56%（配布数23人回答者数は13人）とやや悪いが、これは、2年次生の社会人学生が修論作成に入り大学にほとんど登校しなくなったためである。そのアンケート結果によれば、例えば、①「大学院の講義方法および内容」については、非常に満足が4人、やや満足が7人、どちらともいえないが2人。②「教員は講義に熱意を持って臨んでいましたか」については、12人がどの教員も熱意を持って講義に臨んでいた、と回答。③「講義内容の難易度は適切でしたか」については、どの講義も適切であったとする者6人、多くの講義が適切であったとする者7人。いずれの回答も講義等の満足度は高いように思われる。

【点検・評価】

（1）2年間の修士課程を有意義なものにするために、入学時における研究指導教員による履修指導などが適切に行われていることは評価できる。『講義概要』の作成、配付も学生の修学をサポートする上で有益である。とくに、教科ごとに評価方法および評価基準が明らかにされたことおよび教員間における記述の精粗が少なくなったことは学生にとって大変有益であると思われる。

（2）修士論文については、ほとんどの学生が修学年限内に作成しており、学生の研究意欲と研究指導教員によるきめ細かい指導とにより、質の高い論文が提出されている。また、中間報告制度の導入は試行的であれきわめて有意義と言える。さらに修士論文を『法政論集』に掲載し、大学院生の研究成果を公表していることは高く評価できる。

（3）2008年7月に実施した授業評価アンケートは、後述するように問題点もあるが、アンケート調査結果を当該年度に反映できるように調査を行ったことは評価できる。

シラバスの記載は、学生科目選択の上でも実際に授業を受けるに上でも、学生にとって非常に重要な情報であり、シラバスの充実が全学的な要請の一環であるとしても、従来大学院教育においては大まかな講義計画しか示さなかったことを考えれば、このような記載内容の充実は本研究科の一大長所でもある。研究指導教員による個別のきめ細かい指導の結果、優れた修士論文が提出され、とくに、『法政論集』に掲載できる質の高い論文が研究成果として提出されていることも長所である。

また、2009年度のシラバス作成時には、教員間による記述の精粗をなくすための本研究科委員会の試み（教務委員および研究科長により個別的訂正依頼）により、少なくとも本研究科所属の教員間では、記述の精粗がなくなったことも高く評価されるであろう。ただ、

非常勤講師に対して本研究科のシラバス作成の趣旨が徹底していない点が問題であろう。

学生の授業評価に関しては、いくつかの問題点が指摘できる。第一に、回収率が悪いこと。第二に、個別の講義・演習等に関する調査でないこと。第三に、調査結果の報告は本研究科委員会で報告されたが、調査結果の分析が必ずしも十分に行われた上での報告ではなかった点である。

【改善方策】

修士論文の中間報告制度は、2008年度は試行的実施であったが、2009年4月の研究科委員会で今後は制度として実施することが了承されている。

シラバスに関しては、今後は、非常勤講師にも本研究科のシラバス記載の方針を明示した上で、シラバス記述を可能な限り本学教員と合わせていただくようにする。

授業アンケートは引き続き実施する必要があるが、2009年度も実施予定であるが、回収率を高めると共に、報告についても単にアンケート結果だけでなく教務委員会で十分に分析した上で行う必要がある。

3. 国内外における教育・研究交流

【現状説明】

国際化への対応と国際交流の推進は、本研究科の場合には、教員がすべて本学法学部の教員であることもあって、本研究科独自の取り組みはほとんどなく、学部レベルが中心となって実施されてきた。また、本研究科においては、国際交流に関する基本方針も定められていなかったこともあり、全学の基本方針をふまえて策定すべきであるという観点から、企業政策研究科とともに検討を始めたところである。外国の大学との提携に関しては、中国上海市の華東政法学院と国際交流協定を締結しており、特別研究生(留学生)1名を2005年4月～2006年3月までの1年間受け入れているにすぎない。

国内における他の大学院との教育交流という点では、大学院学則第15条の2においては、他の大学院での履修を認めてはいるが、現在までのところ実施されるには至っていない。

【点検・評価】

本研究科独自では、基本的には、国内外における教育・研究交流に関してその取り組みはなされてこなかった。しかしながら、本研究科の教員はすべて法学部に所属しているとしても、本研究科は独立した組織であり、教員は学部を兼任するにしても学生は研究科だけに所属することでもあるから、本研究科における国際交流の基本方針を策定するとともに、本研究科独自の国際交流の具体的な取り組みを実施し、国内外における教育・研究交流をより強く促進すべきであろう。

【改善方策】

外国の大学および国際的な機関との提携については、まず法学研究科としての国際交流の基本方針を全学の方針に則って定めるとともに、本研究科主催の国際交流シンポジウム等の開催を検討する必要がある。

他の大学院での履修に関しては、実際には、学生および研究指導教授から具体的に他大

学院等での履修要望はないが、他の大学院と単位互換制度があれば応募する学生が出てくるかもしれない。少なくとも、学生の希望する履修科目が本研究科で開設されていないような場合においては、学生の要望にも応えたとともに、他大学院との交流という観点からも、有益であろう。その意味で、他の大学院との単位互換協定の締結の可能性を追求する必要があるだろう。

4. 学位授与・課程修了の認定

【現状説明】

学位授与・課程修了の認定に関しては、「九州国際大学学位規則」に基づいて行われる。本研究科の場合には、所定の単位(32 単位)を修得し、修士論文を提出した学生に対して、① 本研究科委員会で選出された教員3名(主査1名、副査2名)よりなる審査委員会が修士論文の審査および最終試験を実施し、当該審査等の結果について審査報告書を作成し、本研究科委員会に報告する。② 本研究科委員会においては3分の2以上の出席のもと、過半数の賛成を得ることにより修士(法律学)の学位が授与される。

なお、従来、学位授与に関する基準は、これまで文章化されておらず必ずしも明確ではなかったが、2009年1月の本研究科委員会において、従来の基準を文章化し、「法学研究科学位論文等審査基準及び最終試験実施要領」として、「大学院学生便覧」に掲載することにし、今年度(2009年度)入学した学生には、便覧がすでに交付されている。

本研究科開設後、1998年(平成10年)3月に初めて修士(法律学)の学位授与者14名を輩出し、以後今日(2008年度末)まで総数174名に対して修士(法律学)の学位を授与している。

【点検・評価】

学位審査基準が明確化され、それに基づいて、2008年度は審査が進められたことは、当然のことといえ、学位審査の客観性・透明性を確保するという点で評価される。

修士論文の審査および最終試験の主査は、研究指導教員が務めているが、副査2名の教員との合議ということで審査の客観性は十分確保されている。学位授与の審査および手続きは厳正に行われており、毎年有為な修士号取得者を社会に送り出している点は高く評価される。なお、本研究科の学位そのものの価値を高めるためにも、本研究科の学位審査基準の客観性・透明性を確保する方策をさらに検討すべきであろう。

【改善方策】

修士論文審査および最終試験について、審査の透明性、客観性を確保するために、本研究科委員会では、2009年度から、審査および最終試験を公開して行うことが課題になっている。

第2節 企業政策研究科の教育内容・方法等

1. 教育課程等

【現状の説明】

本研究科の目標を実現するために、企業経営・企業実務に関する科目群(経営政策関係

科目)と企業の外部環境に関する科目群(企業環境関係科目)、そしてこの二つの科目群を統合する企業政策関係科目、さらに法務に関する関連科目の四つの分野を編成して授業科目を設置している。

企業政策研究科の授業科目(2009年度)

経営政策関係科目	経営管理研究、経営戦略研究、経営財務研究、人事戦略研究、マーケティング研究、物流システム論研究、情報管理論研究、企業会計研究、財務諸表研究、管理会計研究、税務会計研究、外国為替研究
	経営政策演習
企業環境関係科目	日本経済研究、金融論研究、公共経済研究、租税論研究、福祉政策研究、労働経済研究、地方財政研究、地域経済研究、国際経済研究、環境論研究、環境経済研究、環境法研究、環境監査研究
	企業環境演習
企業政策関係科目	企業政策研究Ⅰ・Ⅱ、企業政策特殊研究Ⅰ・Ⅱ
研究指導	
関連科目	契約法特殊研究、会社法特殊研究、労働法特殊研究、知的財産法、自治体行政論

本研究科設置当初は、経営政策関係科目には経営学・会計学・国際取引に関連する10科目と経営政策演習を、そして企業環境関係科目には経済学・環境・福祉・地域に関連する10科目と企業環境演習を、さらに関連科目には国際経済・情報・環境法等法律科目を、それぞれは位置していた。しかし、2年後の完成年度を迎え教育課程の改善を検討する中で、情報管理論研究を経営政策関係科目に、そして国際経済研究と環境法研究を企業環境関係科目のなかに移動・配置して整理を行った。

また、2008年度からは企業政策研究の理念をより明確にし、また企業政策研究の統合化を図るべく、新たに企業政策関係科目(企業政策研究Ⅰ・Ⅱ、企業政策特殊研究Ⅰ・Ⅱ)を設置して企業政策研究Ⅰ・Ⅱを必修にした。

さらに、流通研究の重要性に鑑み、2009年度より新たに物流システム論研究を設置して経営政策関係科目の充実を行っている。

なお、本研究科は大学院設置基準第14条の教育方法の特例により昼夜開講制を採っている。広く社会人の教育研究を視野に入れてのことである。加えて、演習と研究指導を除く講義科目はセメスター制を採用しており、秋入学を可能にするとともに集中的な授業を行うことによって教育研究効果を引き上げている。

学生は入学後2セメスターで20単位以上履修することを条件に、2年次の演習と研究指導を受け、計32単位以上を履修し修士論文を作成することによって卒業・修了することになる。

【点検・評価】【長所と問題点】

企業政策研究科の教育課程は、企業の経営政策に狭く限定するのではなく、企業を取り巻く社会環境、世界環境とともに研究する学際的で、総合的な性格を有している。昨今、厳しく問われている企業の社会的責任論はまさしく、こうしたアプローチが切望されている証左といえる。こうして必要な授業科目を4つの分野に整理して体系化し、この間さらに新たな科目を配置して充実していることが長所である。

また、授業科目の企業政策研究Ⅰ・Ⅱ、企業政策特殊研究Ⅰ・Ⅱの設置に伴って、担当する専任教員がそれぞれ研究発表を行って教科の研究を行い、統一テキストの作成に向けた動きが始まっていることも長所といえる。

他方、企業政策の研究がいまだ体系性を持った学問として完成できていない点は問題である。実際、学位が「修士（企業政策）」であるにもかかわらず、学生それぞれの修士論文がこうした企業政策の研究と乖離しているケースがあることも事実である。

なお、近年留学生の入学者が増大しており、経営政策関係科目の充実を求める声があり改善が求められている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

まず、企業政策研究科の理念を再検討する中で、教育課程の充実を行うことにする。当面は、企業政策研究の統一テキストを作成するための研究会を重ねていくことになる。また、留学生の増大に対応するために、彼らの日本語能力の向上と論文作成を支援するためのプログラムの開発を研究する。当面は教育課程外の自主的、補助的な論文サポートプログラムを実施する。

2. 教育方法等

【現状の説明】

学生は入学試験時に指導教授を選択した上で、入学式後の教務ガイダンスにおいて指導教授から直接指導を得て履修科目の選定に入る。学生の研究テーマに即した授業科目が適切に選択・履修されている。

その際、講義概要（シラバス）が利用されるが、そこには講義のねらい、講義計画（30回）、使用テキスト、参考文献、評価基準や評価方法などが明記されて学生の便に供されている。

授業科目は、講義、演習、研究指導という三つの方法で行われる。しかし、本研究科では少人数教育を柱にしていることもあり、講義形式であっても適宜質疑応答が行われ、学生の理解の状況を見ながら講義が進められている。また、指導教授による演習と研究指導は2年次に行われ、必要に応じて授業時間以外や夏季休暇中にも随時行っている演習、研究指導もある。

ところで、時間割は入学する学生の条件、つまり社会人や留学生の利便を考慮してから作成される。昼夜開講制を利用して社会人のために夜間と土曜日を、そして留学生のためには夜間を除く午後の時間帯を用意している。

なお、学生の教育研究を支援するために、コピーは一人当たり5,000枚まで使用でき、さらに年間一人当たり2万円の図書費が予算化されている。図書の選定は指導教授と協議の上行われ、この面でも緻密な指導が行われている。

学生の教育内容や教育方法についての意見・要望については「学生アンケート」によって対応している。

【点検・評価】【長所と問題点】

学生の入学から論文作成にいたるまでの指導体制が丁寧に整備されている点が長所である。しかし、指導教授が担当する学生数にばらつきがあり、一部の教員に過重な負担がかかっているのも事実である。そのためもあって、一部の学生には2年間で論文を完成できない者もいる。

昼夜開講制によって社会人の受け入れを積極的に行っていることは長所である。しかしながら、会計士や税理士を目指す社会人学生が減少したこともあって、ここ数年社会人学生の減少に歯止めがかかっていない。他方で、留学生が相対的に増加し夜間・土曜の時間帯と平日・午後の時間帯に配置する授業科目に過不足が生じつつあり問題となっている。

また、セメスター制を取り入れて外国人留学生を積極的に受け入れていることも長所である。しかし、秋入学の学生は秋季の第2セメスターを終えて演習と研究指導を履修することになり、したがって第4セメスター（2年次春季）では時間割上履修する科目が無いという空白状況が生まれるという問題が生じている。さらに、企業側の採用計画が年度によって立てられているために就職活動に困難をきたしている学生もいる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

当面、昼夜開講制とセメスター制を維持しつつも、現在、大学改革特別委員会で議論されているような抜本的な改組、改革も視野に入れて改善に取り組むことになる。

とりあえず、毎年実施している学生アンケートの充実（回収率の向上など）を図り、これを改善の手がかりにするよう、具体的な手立てを講じることにする。

3. 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

本研究科では独自の国内外における教育・研究交流は行っていない。ただ、個々の教員レベルでは各学部や経済研究センターが毎年行っている教育・研究の国際交流に参加しており、事実上は交流を行っているといっていよい。

しかし、この点での不十分さを改めて認識し、2008年度に国際交流に関する方針を決定し、その具体化として2009年度には韓国の研究者とのシンポジウムを計画し、現在準備中である。

【点検・評価】【長所と問題点】

今年度、初めて国際学術交流を実施する運びになったことは大きな改善である。しかし、この実施に当たっては大学院の予算を立てることができず、「経済学会」の資金援助に頼らざるを得ないという問題もある。

また、地域経済とのつながりに弱さがあり、この点では全くの未開拓であり改善しなければならない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

当面、大学院の予算増が望めない中、各学部、学会や経済研究センター、そして社会文化研究所などと積極的に連携して、そのイニシアチブを発揮するよう努力する。また、北九州の企業やNPOとの連携を図り、地域貢献を行えるよう準備する。

4. 学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

本研究科では、所定の32単位を修得し、提出された学位論文による最終試験（主査1名、副査2名の計3名）に合格した者に対して、修士課程の修了を認め学位「修士（企業政策）」を授与している。

学位論文の作成および審査のプロセスは、春入学・秋入学ともに修了の10ヶ月前に指導教授の承認に基づく論文タイトルが提出され、そのテーマに即して研究科委員会が審査委員3名を選出する。その3ヵ月後をめどに、論文の中間発表が行われ、論文作成の集団指導が行われる。論文の提出日は春入学生は1月上旬、秋入学生は7月上旬で、この提出を受けて最終試験（論文審査）が行われる。

この修士論文の可否判定は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、3名の審査委員から書面に基づく審査報告と審議が行われ、出席者の過半数の賛成で学位授与・課程修了が決定される。

なお、審査に際して、准教授あるいは本研究科以外の研究者で適任者がいる場合、大学院委員会及び研究科委員会の承認を得て審査委員にあてる場合もある。

論文の審査については、公正厳密に行っているが、論文の基準に達せず2ヵ年を超える学生もいる。これらの学生は、学部から進学してきた学生、社会人学生、留学生などそれぞれのカテゴリーに生じており、理由も多様である。しかし、入学を認めた以上その志をいかして適切な指導と教員の指導改善、大学院としての組織的取り組みなどの改善が求められる。

【点検・評価】【長所と問題点】

学位授与・課程修了の認定は、規定や規則に従って厳密に実施されており、さらに指導教授の個別指導が十分に行われている点が長所である。

これまで、学位授与基準を明文化して、あらかじめ学生に明示することが行われておらず改善が検討課題となっていたが、2008年度中に修士論文の審査基準、学位の授与基準を制定した。審査基準については、2009年度より大学院発行の大学院要覧に掲載することとした。

また、修士論文の審査結果については、それまで企業政策研究科委員会への主査、副査による口頭報告であったが、審査結果の文書報告と口頭報告をもとに審査決定をすることとした。

このように審査基準の明確さと透明性確保における一定の改善がなされた。

論文指導の改善については、個別教員にまかされており、それにいたる原因分析が十分に行われておらず、そのため対策も教員個人に任せ手いるのみであることを改善する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

論文審査の透明性と認定の公正さを引き続き維持しつつ、修士論文審査の全教員の参加や公開など、透明性公開性を高める。

論文作成の指導については、先ず原因の分析を行うために過去にさかのぼって原因の分析を行う。

そのうえで、論文作成指導に関する特別講義の実施、中間報告会の改善、副査の役割改善、FD活動の強化を図る。

第5章

学生の受け入れ（学部）

第5章 学生の受け入れ（学部）

【到達目標】

「学生の受け入れ」に関する到達目標は定員の確保であり、その実現に向けて、大学の教育理念、各学部のアドミッション・ポリシーに基づいて学生募集を行い、かつ入学者の選抜においては公正で透明な選抜を行い得る組織体制を強化していく。

また、定員管理においては定員充足率の向上に向けた取り組みとともに、退学者防止に向けた取り組みを最重要課題としている。

第1節 学生募集方法、入学者選抜方法

1. 学生募集および入学者選抜の基本方針

【現状説明】

本学では、大学としての教育理念と各学部のアドミッション・ポリシーに基づいて学生の募集と入学者の選抜の基本方針を策定している。

本学の学生募集における特徴は、高校の普通科のほか、商業科・工業科などの専門高校からの入学者も多く、スポーツ推薦で入学するスポーツ系の学生も少なくない。また、中国・韓国などからの留学生も数多く受け入れている。社会人入学も少数ではあるが毎年入学希望者がおり、三年次編入学希望者も少なくない。

学生募集、入学者の選抜に関する全学的組織として「入試・広報委員会」が設置されている。この委員会は副学長、各学部長、入試・広報部長および各学部から選出された委員、大学事務局長によって構成されており、学生募集と入学者選抜についての全学的な基本方針を策定している。また入学者選抜にあたっては、この「入試・広報委員会」と学部教授会、入試・広報に関する事務部門である「入試・広報室」との連携を図りつつ入学者選抜の公正さと透明性を確保している。

さらに留学生募集にあたっては、「国際大学」として留学生の受け入れも積極的に行っており、留学生対象の日本語教育機関である本学の「別科日本語研修課程」とも連携を図っている。これらについては本章第9節において詳述している。

学生募集に関しては、「入試・広報委員会」において大学案内等の広報媒体、広報活動の年次計画、予算配分、奨学金制度などの基本方針を策定している。

入学者の選抜に関しても、「入試・広報委員会」において実施要項を策定し、教授会の承認を得ている。選抜方法については、推薦入試では公募推薦・指定校推薦・専門課程推薦・一芸一能推薦・スポーツ推薦、AO入試ではチャレンジ方式・キャリアサポート方式、試験入試ではセンター入試・一般入試、留学生入試では留学生入試・指定校推薦、社会人入試では社会人入試、社会人一芸一能入試、編入学試験では協定校編入学試験・編・転入学入試などの入試形態がある。

またこれらの基本方針は、法人に設置されている「大学改革特別委員会」において報告され、法人と大学間の連携を図っている。

【点検・評価】

本学の学生募集方法と入学者選抜方法に関する基本方針は、多様な学生を受け入れ、か

つ選抜に当たっては公正かつ透明な選抜を行うため、入試・広報委員会と学部教授会、入試・広報室などとの連携を通じて細部に至るまで全学で共有する体制のもとで策定されている。

学生募集と入学者の選抜に関する基本方針については、学生募集および入学者の選抜とも入試・広報委員会を中心に、教授会、大学の各部署との連携が十分に図られており公正かつ透明性が確保されている点は長所と言える。

【改善方策】

上述のように学生募集と入学者選抜に関する大学全体での基本方針に特段の問題はないと考えられる。

また多様な学生が入学している現状を見据え、バランスの良い学生の受け入れを果たすために、各学部のアドミッション・ポリシーとの連携をより一層図っていきたい。

2. 学生募集方法

【現状説明】

本学の学生募集は、本学が独自に作成した大学案内・入試ガイド・入試要項・各種パンフレット・ニュースレター、大学ホームページ、テレビ・ラジオ等のメディア活用、受験雑誌・新聞等の紙媒体への広告掲載などのマスメディア型の広報と、オープンキャンパス、本学の主催による大学説明会、高等学校の主催による進学説明会、他の大学との合同説明会、教職員による高等学校訪問、教員による高等学校への出張講義などのフェイス・トゥ・フェイス型の広報が主要な内容となっている。

①学生募集のための標語

本学の学生募集の基本方針を端的に示す標語を作成し、高校生にも明確にイメージしてもらえるようにしている。これは同時に大学内部に学生募集の方針とねらいを理解・周知させる意図も併せ持っている。2008年度学生募集では法学部の「リスクマネジメント・コース」や国際関係学部の「ハングル・コース」の新設や全学的なカリキュラムの見直しを受けて、「学生に力をつけさせる教育」を前面に打ち出した。

②大学案内・入試ガイド・入試要項・各種パンフレット・ニュースレターの作成

大学案内ならびに入試ガイドは、高校訪問、進学説明会などで配布するとともに、高校生・受験生、保護者などによる資料請求に対して無料で配布している。大学案内では入試に関する情報、カリキュラムに関する情報、その他（卒業後の進路、資格取得とその支援、奨学金、クラブ・サークル活動など）を詳しく掲載し、大学の正確な情報を提供するとともに、個別具体的な情報も得られるように編集されている。その他にも、前年度の問題を一冊にまとめて正答を併載した入試問題集（無料配布）、A0 入試・スポーツ推薦など試験区分別・トピック別のパンフレットを作成し、高校生の受験対策と進学の参考に供している。

2008年度に、新たなパンフレットとして、保護者向けに学費や奨学金などを解説した小冊子を作り、学費負担者である保護者の理解を得られるように取り組んだ。また大学の最新の動向と取り組みを高校側に確実に伝えていくことを企図してニュースレター形式の学園広報誌「キュートビ」を発刊した。各学部の活動紹介は各学部独自のニュースレター等

を引き続き発行している。

③ホームページによる広報

本学のホームページの特徴は大学紹介・学園情報を公開するとともに、教職員のブログ形式の情報発信を行っていることである。ホームページでは適宜リニューアルを行って最新の情報を公開するとともに、高校生にも親しみやすい媒体として活用している。

ホームページには、大学の教育理念、学部の紹介、教育の内容、大学施設の紹介などに加えて、様々な部署から発信される行事紹介やニュース、サークル活動等のキャンパスライフ、教職員によるブログなどパンフレットなどでは紹介できない様々な内容が盛り込まれている。

受験生に対しては、入試情報のほか、各種奨学金、オープンキャンパス日程などを紹介している。これらホームページの内容は携帯サイトからも閲覧でき、資料請求もできるようになっている。

④テレビ・ラジオ等のメディア活用

オープンキャンパスや一般入試に関するCM放送を中心に、テレビ・ラジオ等を活用した広報を進めている。これらのCMはターゲットを絞り、高校生や受験生が多く視聴・聴取している時間帯に放送して、効果の拡大をはかっている。

⑤受験雑誌・新聞等の紙媒体への広告掲載

紙媒体に例年約40本の広告を掲載している。ここでは特に資料請求や照会を通じて高校生・受験生、保護者などの反応と効果の把握を重視している。過去の経験から反応の高い媒体を選定することができており、かなりの重点化が進んだ。通常は他大学との連合広告が多いが、本学への志願者が多い地域に単独で広告を掲載する方法も併用している。

⑥オープンキャンパス

オープンキャンパスは、全学的な企画によるものを2回開催し、個別の進学相談、入試説明、大学紹介・学部紹介を内容とする各種の企画、模擬講義、法廷教室を開放した模擬裁判、大学施設見学・利用体験などを実施している。これには全教職員が企画・運営に関わっている。この全学的な企画以外にも、春から秋にかけて、週末の土曜日を活用した小型のオープンキャンパスを年10回前後開催している。この小型オープンキャンパスでは参加者（高校生・受験生・保護者）と教職員および在校生との対話や交流を重視した企画が主眼となっており、内容面でもその趣旨にそったものとなっている。

⑦本学の主催による大学説明会

主に福岡地区と北九州地区の高校教員（進路指導担当教員）を対象に例年6月に開催している。本学による教育面での独自の取り組みや最新の入試制度について高校教員向けに説明を行っている。

⑧高等学校の主催による進学説明会・進路研究会

最近では高等学校が進学説明会や進路研究会を主催し、大学関係者の来校を求める方式が拡大している。本学でも高校からの要請に応じて参加し、広報の機会として活用している。また高校生への学部別・分野別の説明や進学面でのアドバイスを通じて進路選択に重要なサポートを提供することにより、それぞれの高等学校の教育・指導を支援し、ひいては高等学校と大学との連携を促進する役割も担っている。

⑨業者主体の合同説明会

進学・受験情報関係の各種業者が主催する合同説明会で、説明会場のなかに本学の専用ブースを設置し、来場した高校生・受験生に対して進学説明・大学紹介を行う。この合同説明会は多数の高校生・受験生の集中的な参加が見込まれ、また高校生・受験生に直接に大学紹介・入試広報を行うことができる機会となっていることから、本学では重要な広報手段の一つに位置づけている。例年5月中旬から7月中旬、9月上旬から10月の二つの期間に重点的に開催しており、開催時期に応じてオープンキャンパスへの勧誘、推薦入試・一般入試の説明・出願指導、進学相談などに幅広く活用している。

⑩教職員による高等学校訪問

出願実績に基づいて高校を選定し、年間約500校を訪問する。主として進路指導部に向き、高校教員に直接本学の広報と説明を行うもので、入試制度や当該年度の新しい取り組みを中心に詳しい情報を提供している。訪問地域は九州地方が中心であるが、中国・四国地方も幅広く対象に入れ、5～10月の半年間を通じて訪問を実施している。特に当該年度に出願実績があった高校には11月以降にも改めて訪問を行い、主に入試の結果報告と次回以降の入試の出願依頼を行っている。

加えて出願・入学実績の高い各県に広報顧問を置き、高等学校の訪問を進める体制をとっている。2008年度学生募集には6県を6名の広報顧問で担当し、約400校を訪問した。

高校訪問にあたっては、本学の広報をするとともに、高校側からの本学の取り組みに対する評価や本学に対する要望をできるだけ聞くことを心がけており、これらの情報は大学、学部教育にフィードバックされている。

⑪本学教員による高等学校への出張講義

本学の教員が高等学校に出向いて1～2時間の講義を行うものである。内容は大学紹介、時事問題の解説といった一般的なものから、それぞれの教員の専攻分野における最新の話題の紹介など専門的な内容にまで多岐にわたるが、高校側の要望に応じて内容を決定することが多い。出張講義は高等学校に対して直接に働きかけることができ、教育をベースとした広報活動ができるとともに、教育面における高大連携の実践という意義を持つ。最近では高等学校が大学進学の研究と調査の目的で大学教員の派遣を依頼するが増加する傾向にある。地域的には九州地域が中心となっているが、他の地域であっても可能な限り講師を派遣している。

⑫付属高校に対する広報

本学の付属高等学校（男子部・女子部）と付属中等高等学校からは2004年度以降50～60名程度の入学実績が継続的にある。付属高等学校との間では、主として高大連携の観点から学生募集活動を進めている。高大連携については本章第6節「入学者選抜における高・大連携」で詳しく述べるが、学生募集に関しては、高校での学部別の大学ガイダンスの開催、本学在学生と高校生との懇談会・交流会、オープンキャンパスへの参加勧誘、高校文化祭でのイベント開催などのPR活動を行っている。

⑬大分県での「キャリアガイダンス」の開催

2008年度の新たな取り組みとして、大分県において文系大学進学志望者に向けたキャリアガイダンスを本学独自に行った。これは法学部、経済学部、国際関係学部での学びの紹介、進路、資格取得、学生生活など本学に進学を希望しない生徒も含めてガイダンスを行ったものである。大分県の3会場で実施したが参加者には非常に好評を得ており、引率し

た高校教諭からも高い評価を得た。

【点検・評価】

学生募集に関して、本学のような比較的小規模な大学において取り組み可能な対策・活動はほぼ網羅的に進められている。

「現状の説明」で述べた様々な学生募集の取り組みについて、募集活動＝広報活動であるため、個々の取り組みには不断の見直し作業が必要であるが、募集方法全体として見た場合、近隣他大学と比較しても十分評価できる内容である。

【改善方策】

募集方法については基本的にはこれまでの取り組みを継続する。同時に高校側、生徒側からの新たな要望等が寄せられた場合は柔軟に対応し、新たな取り組みを行っていく。

3. 入学者選抜方法

【現状説明】

まず2007年度から2009年度入学試験について試験区分別の定員と配分比率を示せば以下のようにになっている。2008年度に年度途中で定員削減を行ったので、配分比率は、推薦入試・A0入試より一般入試・センター入試の配分が多くなった。2009年度は推薦入試・A0入試と一般入試・センター入試の比率は1:1である。

（表 1-3-1） 試験区分別入学定員および配分比率

試験区分	A0 入試			推薦入試		
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
入学定員（名）	51	51	60	498	208	240
配分比率（％）	4.9%	6.8%	10.0%	47.7%	27.5%	40.0%
試験区分	社会人入試			留学生入試		
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
入学定員（名）	14	14	－	35	35	30
配分比率（％）	1.2%	1.9%	－%	3.3%	4.6%	5.0%
試験区分	一般入試			センター試験利用		
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
入学定員（名）	252	252	90	195	195	180
配分比率（％）	24.1%	33.4%	15.0%	18.7%	25.8%	30.0%
試験区分	海外帰国子女入試			入学定員		
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
入学定員（名）	若干名	若干名	若干名	1045	755	600
配分比率（％）	－	－	－			

第5章 学生の受け入れ（学部）

2009年度入試より、A0入試に社会人入試、海外帰国子女入試を統合しており、そのためA0入試枠が増加している。

また本学ではセメスター制度を実施しているため、秋学期からの学生受け入れ（10月入学）が可能である。7月上旬に実施する秋入学試験では以下の試験区分を対象としており、主に外国人留学生と帰国子女の受け入れに重点を置いている。これは諸外国の高等学校と大学における一般的な学期制や学事運営との整合化をはかるためである。（秋入試の実施年度は当該年度と一致する。）

2007～2009年度秋入試 試験区分	社会人 A0入試	留学生 入試	海外帰国 子女A0入試	留学生 編入学
入学定員（名）	若干名	若干名	若干名	若干名
配分比率（％）	—	—	—	—

次に、試験区分別に学生選抜の方法について順次記述する。

①A0入試

本学のA0入試は2000年度（平成12年度）より導入され、受験者の学力面だけでなく、志願者の将来構想などを面談を通じて評価する入試である。

具体的に、A0入試では将来の職業やキャリア、大学での学業への取り組み、その主体となる自己への理解と分析などが主な評価対象となり、試験の方法としてはエントリーシート、面談と課題作成を実施している。これらを通じて基礎学力、論理的な思考力や基礎的なコミュニケーションの能力をあわせて審査している。またこの入試では面接と課題作成の過程での指導を通じた大学教育への導入という観点が含められており、演習形式と同様の大学教育の実例を先行的に体験できるため、入学後の大学教育に即応できる利点がある。

2008年度からA0入試ではこれまで行ってきた「キャリアサポート・プログラム」と「チャレンジ・プログラム」の二つのプログラムを一本化し、また推薦入試の一芸一能、帰国子女入試をA0入試の形態に組み込んで実施した。

A0入試に当たっては、エントリーシート提出のほか、課題作成を実施しており、与えられた課題文を読み、小論文形式の設問を90分かけて取り組ませている。その課題で受験生の学力についても判定している。面談ではエントリーシート、課題文について30分以上の時間をかけて面談している。

以前の「キャリアサポート・プログラム」では入学後に様々な学習面での支援を行っていたが、2008年度からは支援する学生を入学予定者の中から学力試験を実施して選抜する「KIUスタイル」と呼ぶシステムに切り替えた。

A0入試では各学部の教育内容に密接に関連した課題と面談が実施され、課題内容を含めて実施における学部の自由度がやや高いという特徴をあわせて指摘できる。

②推薦入試

推薦入試は公募推薦と特別推薦に大別され、後者はさらに指定校推薦・スポーツ推薦・専門課程推薦の三つの小区分がある。現在、公募推薦は併願方式、特別推薦はすべての小区分で専願方式が採用されている。推薦入試は、高等学校時代に幅広く多様な分野の勉学

と課外活動に真剣に取り組む、優秀な成績や成果をおさめたことを評価して、こうした能力を備えた学生を選抜して受け入れるための方法である。また推薦入試は高校との相互理解と協力関係に基づいて進められるのであって、こうした関係の形成は高校と大学との連携という社会的な要請にも十分適ったものとみることができる。

2009年度の推薦入試については、指定校の枠を拡充した。これまでは過去の受験実績に基づいて指定校を決定していたため、実績の無い高校には機会が与えられないことになり、この点を是正した。また地域的な受け入れ機会の拡大という観点から推薦入試において学外入試会場を2009年度はこれまでの2会場から山口会場、大分会場、鹿児島会場、沖縄会場に増やした。なお試験方法は公募推薦が小論文と面接、特別推薦が面接である。

③一般入試

一般入試は本学独自の学力審査を実施する入試である。日程は前期（3科目型）と後期（1科目型）を設け、前期では学部による受験日の拘束を行わない受験日自由選択方式を採用するとともに、全受験日で学部を超えた併願を可能にした。さらに地方入試を設け、学生受け入れ機会の地域的な拡大を図っている。前期一般入試では、このように併願を基本にした幅広い受験行動を可能としているため3科目の受験を課し、総合的な学力の審査を行っている。後期ではこのような併願などの受験は認めず、最初からある特定の学部を選択して受験するため、論理的な思考力を重点的に評価する国語1科目を課して、各学部での勉学に必要な基礎的学力の審査を行うことに主眼を置いている。

④大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験利用入試はセンター試験を受験することにより出願のみで受験できる入試である。得点上位2科目を対象として学力を評価し、出願機会が前期・中期・後期と3回設定されている。

⑤社会人入試

多様な経験を積み、地域社会や国際社会で実務経験を持つ社会人を受け入れる入試である。この試験区分によって、少人数ではあるが継続的に志願者がある。試験方法は本年度よりA0入試に統合して実施している。長時間の面談などによって志願者の意思を確認するとともに本学の大学教育を受けるために必要な資質を審査している。

⑥外国人留学生入試

外国人留学生の存在は、国際化への対応や教育上の国際交流において大きな意義を有している。入学者選抜に際して財団法人日本国際教育協会の実施する日本留学試験（日本語）200点以上、財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験2級以上を出願資格としている。当該の資格を持っていない場合には本学独自の日本語能力調査によって日本語の能力を確認している。

また別途記述するように、本学は留学生受け入れの組織的な取り組みとして別科日本語研修課程を設置している。この別科から本学への進学を志望する留学生は面接を内容とする別科特別推薦入試によって選抜を行っており、日本語の面でも十分な能力を有する優れた留学生を受け入れる体制が完備されているといえる。どちらの志願者に対しても面接を実施し、入学後の学習意欲、学習能力を判断している。

⑦海外帰国子女入試

海外帰国子女入試は、海外での生活経験を有し、初等教育と中等教育を受けた学生を受

け入れ、⑥の外国人留学生試験と同様の教育上の効果を期待して行われている入試である。また教育理念との関連で述べたように社会経済の国際化が急速に進展するなかでの大学に対する要請に副うことが意図されている。試験方法は2008年度よりA0入試と統合して実施している。

⑧秋入試（留学生・留学生編入学）

この入試はセメスター制度に対応した学生受け入れを目的としており、その主眼は外国人留学生の受け入れであった。ここで実施されている各試験区分の意義や試験方法もこれまで記述してきた個別の説明と重複するので省略する。

各試験区分の実施時期をそれぞれの試験期日または出願期間によって月次で示せば、以下のとおりである（2008年度入試、ただし秋入試を除く）。

- ・ A0 入試
第1回～第7回 8月より1月を除いて3月まで毎月実施
- ・ 推薦入試
公募推薦 前期11月、後期12月
特別推薦（指定校推薦・専門課程推薦） 11月
特別推薦（スポーツ推薦） 前期11月、中期2月、後期3月
- ・ 一般入試
前期（3科目型）2月、後期（1科目型）3月
- ・ センター試験利用入試（出願期間）
前期1～2月、中期2～3月、後期3月
- ・ 社会人入試
上記A0入試と同時に実施
- ・ 留学生入試（指定校推薦入試・留学生試験）
前期12月、後期3月（別科特別推薦入試は3月）
- ・ 帰国子女入試
上記A0入試と同時に実施
- ・ 秋入試（留学生・留学生編入学）
7月（2008年度入試）

なお以上の1年次入学試験以外に、大学と短期大学の卒業者、大学在学者を対象とした編入学・転入学試験（指定校編入学・編入学・編入学〔外国人留学生〕・転入学・転入学〔外国人留学生〕）を前期11月、後期3月に実施している。編入学者・転入学者の受け入れについては別途詳論しているので、該当する記述を参照されたい。

【点検・評価】

本学の入学者選抜は、多様な能力と資質、適性を備えた入学者を受け入れる上で十分な制度が整備できているといえる。受験生に対し多様な受験機会と選抜方法を提供しており、様々な志願者が自分に合った受験方法を選択できることも評価できる。

ただ多様な受験機会を設けることは、複雑な受験制度になることを意味する。この点に関しては、2009年度から社会人入試、一芸一能入試、帰国子女入試の試験方法とA0入試に統合したことで簡素化でき、志願者には理解しやすくなっている。

個々の試験区分についても選抜方法は妥当であり、選抜方法について高校や受験者からも特に大きな問題指摘をうけることもこれまでなかったもので、特段の問題はないと思われる。

【改善方策】

基本的には現状の選抜方法を踏襲していくが、試験科目や面接方法などについては教育理念やアドミッションポリシー、カリキュラムに即した対応ができるよう鋭意改善していく。

第2節 入学者受け入れ方針等

＜法学部＞

【現状説明】

法学部の入学者選抜方針は、建学の精神や学部の理念を生かし、地方行政または地場企業の分野で総合的に実務を処理し、国際化・情報化・高齢化等の時代の要請に的確に対応し、幅広く深い教養と判断力、および豊かな人間性を兼ね備えた者となれるような人材の確保に努めている。そのために、本学部は、学力だけでなく、多様な素質・能力を適切に評価し、出身地域や履修履歴・経験の異なるさまざまな個性ある学生が入学できる機会を、多くの種類の入学試験を通じて提供している。

（1）法律学科のアドミッションポリシー（2008年度まで、および2009年度以降）

本学部・法律学科は、2008年度までは、法律の各分野に関する幅広い法的素養を修得させ、地域の行政分野において活躍し、地域社会に貢献できる人材、とくに、一般または専門職の国家公務員・地方公務員として地域の行政実務に従事する人材を養成するという目的に合致した学生を選抜すること、としていた。また、法律学科の教育理念は、従来から、基本的な法律を学ぶ伝統的な法学教育を行い、法曹人・司法書士・行政書士・宅建主任者等の資格取得者の育成や法律の各分野に関する法的素養をもったゼネラリスト育成を目的としている。

同学科における2009年度からのアドミッションポリシーは、上の教育理念を受けて、（i）公務員を目指し、地域社会の発展や安全・安心社会の実現に貢献したいという意欲をもつ学生、（ii）法律学を学び、法学検定、宅建、行政書士、司法書士等の法律系資格取得を目指す学生、（iii）地域社会との連携活動、課外活動、学内におけるピアサポート等、学内外でのさまざまな経験を通して、仲間と切磋琢磨し、成長したいと考える学生等を、その幅広い能力・意欲・素質を適切かつ客観的に評価して受け入れることであり、総じて、地域の行政実務に従事する人材および地域の企業において総合的・実践的に活躍できる人材を養成するという目的に合致した学生を選抜することとして具体化している。このように、上の教育理念は、アドミッションポリシーとして具体化されるが、それは具体的な入試制度、とくに各種の推薦入試やAO入試（エントリーシートに基づく面接・試問）における選抜方法の部分においても反映しており、本学部における学生の受け入れ方針は、単なる理念にとどまらず、入試の方法にまで一貫して貫徹されている。また、上のアドミッシ

ョンポリシーは、新カリキュラムにおいて、「リスクマネジメント」と「不動産管理」という独自の教育プログラムを新たに加え、公務員合格や資格取得というキャリア形成を目標とする現実の教育システムの中までも貫徹している。このように、アドミッションポリシーは、具体的な入試システムやカリキュラムポリシーの側面においても具体化されている。

（2）2008年度までの総合実践法学科のアドミッションポリシー

本学部・総合実践法学科は、2009年4月より募集停止となっている。同学科の学生の受け入れ方針としては、法律の各分野に関する幅広い法的素養を修得させるとともに、現代の企業活動に不可欠な内外の取引・企業管理業務に関する知識を修得させ、地域の企業において総合的・実践的に活躍できる人材、また、司法書士、宅地建物取引主任者等、現代の企業活動・取引を支援する「身近な法律家」となる人材を養成するという目的に合致した学生を選抜することとしていた。2009年の5月1日段階で同学科には142名（FA：100人、FB：42人）の在籍者が存在しており、この在籍者に対しては、その卒業まで、上記のアドミッションポリシーに沿った教育が保障される。

【点検・評価】

本学部の教育理念を具体化したアドミッションポリシーについては、本節、（2）の（i）、（ii）、（iii）において示したとおりである。要約すると、各種の公務員、資格試験等を目指す学生、地域社会における社会貢献を目指す学生、また、学内外でのさまざまな経験を通じて仲間と切磋琢磨し、成長したいとする学生を、その多様な能力・資質を客観的かつ公正に評価して入学を許可するとする方針である。それは、本学部の歴史・伝統を確実に踏まえたもので、その内容・方向性・明確性からして適切であり、評価できる。

また、このアドミッションポリシーは、教育改革の一つの成果である新教育システムとしてカリキュラムの側面にも一貫して具体化されている部分も適切であり、評価できる。さらに、その受け入れ方針は、当然、具体的な入学者選抜の方法・基準にも確実に反映し、具体化されている部分も適切である。なお、入学者選抜そのものについては、極めて厳格かつ公正に実施されており、また入試体制、入学者選抜基準の客観性・透明性も担保されており、全体として適切であり、評価できる。

【改善方策】

本学部では、2009年度において、これまでの伝統的かつ抽象的な教育理念を、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーという形で具体化し、学生の入学・教育実践・卒業という段階における学部としての対応指針を明確化した。今後は、このアドミッションポリシーを着実に実践し、それを実効的で魅力あるカリキュラム構築にまで展開させ、かつ具体的な教育実践と結びつけ、さらに結果として出口のディプロマポリシーにまで一本の糸として結びつけつつ、一定の実績を示していくことが必要である。そのような学部教育システムの中で、目的と意欲のある学生の力を伸ばす（また、自身の力で伸びる）体制づくりが必要である。学生の受け入れ方針の問題は、狭義の入試関連の問題にとどまらない。本学部の学生に対する責任として、上の方針は、学生を受け入れた

後の教育的支援体制の充実化と目的に沿った教育実践にまで展開される必要がある。そこにおいては、とくに教育改革をどこまで完遂しうかが重要な問題であると言っても過言ではない。今後も、継続的なFD活動を含めた教育改革への取り組みが必要不可欠であり、それが学生の受け入れ方針を結実化することになると考えられる。

<経済学部>

【現状説明】

経済学部の入学者選抜においては、学部の理念を実現するために、様々な経済活動に興味を示し、グローバル化や情報化社会に対応した幅広い教養と専門的知識を修得可能な人材で、かつコミュニケーション能力を発展させる可能性のある学生を確保しようと努めている。そして卒業後には実社会において「問題発見能力」と「問題解決能力」を発揮できるような人材に育成していきたい。

学生の受け入れに際しては、様々な入試形態を志願者に提供することで、学力だけでなく多様な素質・能力を有する学生を受け入れられるような体制を整えている。

（１）経済学科のアドミッションポリシー

経済学科は、経済の理論と知識を習得し、世界と地域の経済を見つめる確かな眼と深い教養、豊かな人間性を身につけた人材の育成を目指している。そして、地域社会や企業のなかで活躍できる人材となり得る可能性をもった学生の受け入れを行っている。

（２）経営学科のアドミッションポリシー

経営学科は、企業や組織の様々な活動を経営理論、会計、情報等のスキルを活用し、ビジネス社会でリーダーとなり得る人材の育成を目指している。簿記、経営管理やマーケティングなどを学び、実践的なマネジメント能力、情報、会計等のビジネススキルの習得に意欲を持った学生の受け入れを行っている。

【点検・評価】【改善方策】

経済学科のアドミッションポリシーは、卒業後の地域社会への貢献を構想しているものであり、適切な方針として評価できる。また、経営学科のアドミッションポリシーは、簿記・会計などの資格取得を目指す学生を想定しており、卒業後の企業や組織での活躍が見込める点で評価できる。

経済学部の学生の受け入れは、以上のように明確なアドミッションポリシーに基づいて行われている。選抜にあたって透明性が高い点も評価できる。

<国際関係学部>

【現状説明】

国際関係学部の入学者選抜においては、グローバル化する現代において真に活躍できる「国際人」を育成するという学部の教育理念に叶った教育活動を行えるよう、明確な目的意識と高い潜在能力を備えた人材の確保に努めている。本学部では、国際化時代を生きるための必須言語である英語の十分な運用能力やコンピュータを駆使したさまざまな情報処

理能力など、国際社会で活躍するためのベーシック・リテラシーを習得することはもちろん、国際社会における政治・経済の動向を把握し、世界のさまざまな文化や思想を柔軟に理解できる国際教養を身に付けた「国際人」の育成に取り組んでいる。そうした目的が達成できるよう入学者の選抜においては、上記のような本学部の教育理念にふさわしい入学者を確保できるよう、筆記試験による選抜だけでなく、明確な目的意識と強い学習意欲を備えた将来性のある人材をより多く受け入れられるような体制を整えている。

（1）国際関係学部のアドミッションポリシー

国際関係学部では、グローバル化が進む世界において、世界経済や国際政治の枠組みの中で、自己及び所属する社会や文化などを、客観的に見つめることのできる視点をもち、さまざまな分野で活躍できる人材の育成を目指している。具体的には、国際NGO活動などの国際協力・交流実務に従事できるような人材や、英語・ハングルについての十分な知識と運用能力を身につけ、それらを活用した教育やホテル・旅行業などの分野で活躍できる人材、そして国際財務会計や国際マーケティングなどグローバルな企業活動について実務的な知識を身につけたビジネス分野で活躍できる人材などの育成を目指している。そうした目的に鑑み、国語や社会などの基本・基礎的な知識を持ち、世界のさまざまな出来事に深く関心を持って自ら学ぶ姿勢を持つ学生を選抜することとしている。

【点検・評価】

国際関係学部は、国際教養と英語とハングルを中心とした語学教育に力を入れ、国際的な幅広い分野で活躍できる人材を育成することを目標に掲げている。本学部の教育内容は、国際化が進む現代日本社会において十分に魅力的であると思われる。本学部の目指す教育と将来活躍しうる出口を明確に伝えることで、本学部の教育理念に合致した優秀な入学者を確保するよう努力しているが、なお一層の効果的な広報活動のあり方を考える必要がある。

【改善方策】

国際関係学部の入学者受け入れ方針については、本学部のアドミッションポリシーを今以上に明確に設定し、それに基づく入学者の受け入れを行うよう、さらに広報活動のあり方を改善していく必要がある。

第3節 入学者選抜の仕組み

1. 入学者選抜試験実施体制の適切性

【現状説明】

本学における入学者選抜試験の実施体制を示せば以下のとおりであり、これらは大学全体の適切な業務分掌のもとに厳正に組織され、また運営されている。

入学者選抜に関する業務は入試・広報室で行っており、その責任者は入試・広報部長である。2008年度の入試・広報室には、教育職員の入試・広報部長と職員の入試・広報室長のもとに専任職員5名と臨時職員（高校校長経験者等）5名によって構成されている。

入試業務は、出願処理、入学試験の実施、得点の電算処理、合否判定資料の作成、合否情報の管理とその公表、入学手続き取扱の一連の業務からなる。こうした出願から入学者確定までの入試に関する業務は入試・広報部長の統括のもとに入試・広報室が所管し、必要なデータ処理は本学の教育情報ネットワークセンターの協力を得ている。

入試業務の実施に際しては、入試・広報室の職員がすべての業務に関して実施手順を明確化したうえで複数回のチェックを行い、万全を期している。また実際に業務を担当する全教職員を対象として、入試・広報部長および入試・広報室の所管により事前の打合せを全員で必ず行い、確認を徹底している（センター入試ではその性格上、特に万全を期するため数回の確認を実施している）。

また入学試験の実施に際しては、学長・副学長・入試・広報部長および各学部長・各学部主事からなる試験実施本部を設置し、学外の地方試験会場も含めて全教職員が入試業務を分担して実施している。とりわけ学外に地方試験会場を置く推薦入試と一般入試においては、地方試験会場と本学との連絡を密に取り合い、万全を期して実施に当たっている。

【点検・評価】【改善方策】

入学試験の実施は長期にわたって得られた経験に基づいてその枠組みが確立され、細部の調整によって例年円滑に実施されており、入学者選抜の実施体制としては組織と運営の両面で適切と判断される。センター入試も含め入試実施体制の不備による深刻な問題はこれまで発生しておらず、適切に運営されている。

2. 入学者選抜基準の透明性

【現状説明】

本学の入学者選抜は、筆記試験による一般入試等に限らず、A0入試や推薦入試を含めてすべての入学試験区分においてそれぞれ明確な基準を確立している。面接によって選抜を行う場合には、基準評価点を設定する場合と合格最低点を設定する場合とがあり、いずれも学内の統一的な基準を設定することにより、評価の制度化を明確にしている。なおこうした入学者選抜基準は入試・広報委員会、教授会の審議を経て確定されるので、全学的な理解と合意に基づいた基準となっている。

特にA0入試など面接を課す試験については、面接担当者の評価にかなり幅が生じる可能性があるので、推薦入試・A0入試では質問項目・面接基準を面談担当者に明示している。

また入学者選抜の情報は高校、受験生等に積極的に公開しており、選抜方法とその基準の透明性確保が一層促進されている。本学では入試問題とその模範解答、志願者数・合格者数などの入学試験関連のデータを毎年公表しており、情報開示とそれによる入学者選抜の透明性確保にも着実に取り組んでいる。

【点検・評価】【改善方策】

入学者選抜基準の透明性は制度上も実施上も確保されており、情報開示を行っているもので特段の問題点はない。

第4節 入学者選抜方法の検証

【現状説明】

入学者選抜の仕組みと実施に直接関連する入試制度の改善および入学試験実施計画の検討は、入試・広報委員会および入試・広報室において原案を検討し、各学部教授会によって決定される。特に入学者選抜とその実施に関連する基本方針（募集定員、入試方法、入試科目、入試日程、その他入試制度に直接関連する事項）は最重要事項として当該委員会で厳正な審議を行っており、全学的に検討し審議する体制が確立している。

さらに、この入試・広報委員会に、入試・広報部長によって統括されている「出題部会」を置き、入学試験問題の作成に関するすべての業務が所管されている。この部会は出題計画の作成と問題作成スケジュールの管理、各科目の出題者と出題主任の選出といった人事、学内外からの問題に対する照会への対応を業務の一環として含んでいる。出題の妥当性・適切性については各科目の出題部会で事前に綿密に検討するほか、各年度の適切な時期に全体の出題部会を数回開催してそれぞれの年度の出題に関する点検・評価を行い、入学試験問題の絶えざる検証を行っている。こうした全体の出題部会から出題主任を通じて各出題者に情報がフィードバックされている。

【点検・評価】【改善方策】

入学試験に関する基本方針と実施計画を策定するための入試・広報委員会は、全学的な検討と審議の場を確保するという意味で所期の機能を果たしており、内部における入試業務、広報業務、入試問題作成業務の運営も、それらを所管する部会や各部署によって適切に進められている。

また入試の出題・問題作成業務については、出題部会を中心とした体制によって確実に運営が進められており、各年度の入試問題に関する検証も十分になされている。

第5節 アドミSSIONズ・オフィス入試

<法学部>

【現状説明】

本学では、第1節の「3. 入学者選抜方法」の①において詳述しているとおり、2000年度よりA0入試制度を導入した。同制度は、志望目的の明確な受験生や意欲のある受験生を早期に発掘し、学力にとらわれず、素質、意欲、社会貢献への取組み姿勢、その他の要素を勘案し総合的に適格性を審査・判定し、早期の段階で入学を認める入試制度である。ただし、同制度も新たな試みであったことから、一定の工夫・改善（進化）の手を加えながら今日の形の制度にいたっている。数年前までは、入学までの一定の期間を利用して「入学前教育（リメディアル教育）」を行い、入学後は、財政的支援や進路サポートを含めたさまざまな工夫によってそれぞれ学生の目的達成を支援してきた。法学部では、これまで、入学前教育として、レポートの作成と添削、模擬講義、六法全書の配布、等の取組みを行い、また法曹や各種の公務員試験、資格試験等を目標とする学生に対しては「キャリアサポート・プログラム」（他は、社会貢献・意欲・姿勢等を重視する「チャレンジ・プログラム」）の枠組みのなかで、その目的達成の支援のために、教材の無償貸与や、アドミッショ

第5章 学生の受け入れ（学部）

ン・オフィサー（教員）が個別指導を行うなどの対応を行ってきた。

2009年度からは、それまでの煩雑な判定の方式・手続を一本化して簡明にし、そして受験者側の具体的な進路・状況・能力等に固着してエントリー種別を「一般選考」、「社会人選考」、「帰国子女選考」、「一芸一能選考」に4区分する現方式に改められた。その手続としては、エントリーシートの提出、試験日における課題作成、個別面談、出願資格審査を経てA0入試の出願をし、面談における評価結果を教授会において審査して可否を決定している。そして、「一芸一能選考」（課題作成が免除）以外は書類審査、面接、課題作成の3要素を基礎に可否が判定されることになる。また、同入試は、第一期（8月）から第八期（3月）までの8期間に区分して実施されるが、3回までの出願者（FAコース）を対象に、一定の職種・資格希望者（法曹・公務員関係、会計・情報関係、語学関係、大学院進学）に対して「KIU-style プログラム」による特典・支援が与えられ、学生の目標達成をバックアップする制度も新設された。その特典として、「特待生制度」、「アドバイザー制度」、「エクステンションセンター受講支援制度」による支援がその内容である。

注記：KIU-style プログラムとは

昼間主コースを対象として希望者に試験と面接を行い、採用者として認められた者に対して、本学学生の規範として社会で活躍できる人材を育成するためのプログラムで、①学費のうち授業料を最大4年間全額免除 ②対象者一人ひとりにアドバイザーと呼ばれる指導教員がつき学修・学生生活全般のサポートを受けることができる ③エクステンションセンターで受講する資格取得講座の受講料を補助する等の特典を付した制度である。

法学部のA0入試の過去5年間の入学定員数、志願状況、志願者の受け入れ状況は、下表（表5-5-1）のとおりである。2008年度までは、法律学科ではほぼ定員を充足してきた実績がある。2009年度では、定員の19人に対して過去最多の27人の志願者があり、24人の入学者を確保している。

表 5-5-1 【法学部】A0入試の志願状況、志願者の受け入れ状況（単位：人）

学科	項目	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
法律学科	志願者	13	9	10 (2)	12	27
	合格者	13	9	10 (2)	12	27
	入学者	13	8	10 (2)	11	24
	入学定員	9	9	9	9	19
総合実践 法学科	志願者	5 (2)	2	5 (1)	5	—
	合格者	5 (2)	2	5 (1)	5	—
	入学者	5 (2)	2	4 (1)	5	—
	入学定員	9	9	9	9	—

（注：表中の（ ）内の数字は（旧）キャリアサポート・プログラムの人数）

【点検・評価】

2005年度から2009年度におけるA0入試の実施方法、可否判定方法、募集区分等については、客観性・透明性が担保されており、特段の問題はなく、全体として適切と言える。また、同入試の目的との関連では、その間、総合実践法学科において、志願者が定員に満たない傾向が連続して見られたものの、トータルとしては、志望目的のより明確な高校生を早期に発掘するというA0入試の目的を達成してきたものと評価できる。また法律学科では、2006年度から2008年度まではほぼ横ばい状況であったが、一学科制に移行した2009年度は、志望者が前年度の12名から27名へ、入学者数も、11名から24名へと増加に転じ、若干ではあるが好転した観がある。その背景には、同年度から導入された「リスクマネジメント・プログラム」、「不動産管理コース」等の教育プログラムの新設が後押しした結果としての数字とも、また教育改革の成果とも見られ、一定の評価ができる。ただし、その増加もまだ1年かぎりの結果にすぎず、今後、更なる教育改革を推し進めることによって、志願者増傾向の持続化が期待される。全体としては、A0入試志願者減に一定の歯止めがかり、A0入試が、新たな教育システムとしての諸プログラムの設置と連動して入試状況の活性化の兆しとなりえている点は評価できる。さらに、このA0入試と教育システムとがシンクロしつつ、＜出口＞において一定の成果が生み出されることが期待される。

【改善方策】

A0入試の実施そのものに関しては、上記のように客観的・透明性が担保されており、特段の問題はない。ただ、学生側の目的・意欲・姿勢等を総合評価して入学を認めたその後の問題としては、精神的な支援の他は、教員によるアドバイザーとしての個別指導や、教材の支援などの財政的支援が柱であって、教育効果の観点から見ると、そこには一定の限界があったと言える。すなわち、これまでは、同入試と学部の教育システムが有機的な連動を欠いていた状況があったことが指摘される。学生の個々の目的・意欲を見据えた教育システムと連動・シンクロしないA0制度には限界があったと言わざるをえない。本学部において、2009年度から新たな教育プログラムが導入された現在、同プログラムがA0入試で入学した学生の潜在能力をどこまで伸ばし成長させて、＜出口＞においてどれだけ当初の目的に近づけさせ、またそれを達成させうるかが重要なポイントとなる。その意味では、A0入試と学部の諸教育プログラムとが一体となって連携する方向性が重要であり、法学部における今後の継続的な教育改革の成否が、同入試の存在意義と深くかかわってくることになる。さらにA0入試で入学してきた学生の卒業・就職までのデータの集積・分析も重要であり、それは今後の同制度の今後の改革に資するものと考えられる。

＜経済学部＞

【現状説明】

A0入試には、一般選考、社会人選考、帰国子女選考、一芸一能選考があり、それぞれのエントリー資格条件の下で、エントリーシート提出、課題作成、個別面談を重視している。

経済学部のA0入試には、日商簿記検定1級を大学卒業までに取得したい学生や税理士志望の学生の応募が多くみられる。2009年度からは、従来のキャリアサポート・プログラムやチャレンジ・プログラムを整理統合して、KIU-style プログラムを実施することになっ

第5章 学生の受け入れ（学部）

た。これは、該当者に特待生として授業料を免除し、アドバイザーをつけ、エクステンションセンター受講を支援する制度であり、夢や目標の実現のために資格取得を確実なものにして社会で活躍する人材を育成するためのプログラムである。

経済学部ではA0入試に定員を設けており、2004年度入試から2008年度入試までは経済学科、経営学科とも9名であった。2009年度入試では経済学科15名、経営学科13名である。なお、A0入試等の早期合格者を対象として入学前教育があり、教材等を自宅に届ける通信方式で作文等の指導を行っている。

表 5-5-2 学科別 A0 入試入学者の推移 (単位：人)

学科	項目	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
経済学科	志願者	8	6	12	11	13
	合格者	8	6	12	11	13
	入学者	7	6	12	11	13
	入学定員	9	9	9	9	15
経営学科	志願者	11	7	8	7	16
	合格者	11	7	8	7	16
	入学者	11	7	7	7	16
	入学定員	9	9	9	9	13

【点検・評価】

入試と入学後の指導が先取的に一体となっている A0 入試では、入学後の教員の支援体制が必要不可欠である。A0 入試が開始されてから 9 年が経過するが、当初は様々な問題が発生したが、現在ではある程度安定して満足のいく体制が整備されていると評価している。

高校生段階で明確な目標をきちんと持っている学生は多いとはいえないことから、従来のキャリアサポート・プログラムに応募する学生が少ない点は問題であったが、新たに従来のプログラムを整理統合して KIU-style プログラムの実施で対応しようとした点は長所といえよう。

【改善方策】

現在のところ、特になし。現在の A0 入試の状況を見守る。

<国際関係学部>

【現状説明】

(1) A0 入試の目的

本学は、2000 年度より、志望目的の明確な高校生を早期に確保することを目的としてアドミッションズ・オフィス入試（A0 入試）を開始した。

(2) A0 入試の 2 形態

2009 年度入試より、A0 入試の選考区分を新しく次の 4 つに組み替えている。「一般選考」

第5章 学生の受け入れ（学部）

「社会人選考」「帰国子女選考」「一芸一能選考」である。前年度まで「チャレンジ・プログラム」としていた部分の改編である。

一般選考は、明確な将来計画を持ち、高校で学んだ知識をさらに発展させたい学生を対象としたものである。本学部で学ぶ事柄を良く理解し、本学で学ぶ強い意欲を持つものを対象としている。高校までに学んだことに加えて、広い視野を持って世界のさまざまな社会問題を考える力を持つとともに、他人と協働しつつ、その意見を踏まえてさらに自分の意見を述べられる者を対象としている。

社会人選考は、世界の出来事について本学部にて実践的にさらに学びたいとするものを対象とし、勤労に従事している者（家事専業者も含む）などに機会を与えるものである。また帰国子女選考は、日本国籍を有し、外国で教育を受けた者を対象としている。ここまでに3つの選考においては、書類審査・面談・課題作成を通じて試験が行われる。

最後の一芸一能選考は、受験者の得意分野にてエントリーが可能である。文化系・体育系クラブに所属し実績を持つ者や、公的な諸活動による顕著な実績を持つ者、また公的な資格を有する者などが対象となる。本学部においては、実用英語技能検定準2級以上、TOEIC400点以上、全商英語検定試験2級以上などの英語に関する資格のほか、「ハングル」能力検定試験4級以上や中国語検定試験4級以上などの他の語学の資格を有する者など、これまで語学をしっかりと学んできた努力を認め、さらに本学のカリキュラムのなかで伸ばし、4年後に望む進路に進む指針ともなる。なお一芸一能選考では、書類審査と面接にて試験が行われる。

上記4つの選考区分のA0入試第3回までの各選考種別で出願した学生を対象として、「KIU-style プログラム」に採用する。これは、昼間主コースを対象として希望者に試験と面接を行い、採用者として認められた者に対して特典・支援を与え、本学学生の模範として社会で活躍できる人材を育成するためのプログラムである。

ここでは、中学校一種免許状（英語）・高等学校一種免許状（英語）、英語検定（TOEIC, TOEFL など）、通訳検定、中国語・韓国語・インドネシア語検定、貿易実務・ビジネス英語検定、通関士および翻訳業などへの資格の取得を大学入学の目的としており、それに向けて入学時より積極的に学習しようとする強い意欲と、その目的達成に必要な基礎的能力を有している受験生にのみエントリーを認めるものである。

KIU-style プログラムで入学した学生には、次のような3つの支援が与えられている。第1は、特待生制度の対象者となり、学費のうち授業料を最大4年間、全額免除される。第2は、プログラムに参加する学生の一人ひとりに、アドバイザーと呼ばれる指導教員がつき、学習方法の助言や学問・学生生活に関する相談を受けるなど、学生のトータルなサポートを担当するアドバイザー制度である。第3は、大学内で各種の資格取得講座が開講される「エクステンションセンター」で、学生が目指す講義の受講料が補助されるエクステンションセンター受講支援制度を受けることができる。

国際関係学部のアドミッションズ・オフィス入試の志願状況、志願者の受け入れ状況は下記のとおりである。

表 5-5-3 【国際関係学部】AO入試の志願状況、志願者の受け入れ状況（人）

		2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
国際関係 学科	志願者	16	12	12	12	15
	合格者	16	12	12	12	15
	入学者	15	12	11	12	15
	入学定員	15	15	15	15	13

【点検・評価】

A0入試の制度は志願者にも定着しており、高校や高校生からの問い合わせも多く評価できる。国際関係学部では語学力の養成を教育の柱の一つとして位置づけており、A0入試においても英語やハングルなど語学の学習意欲と能力を重視していることから、入学後の希望を適切に踏まえているといえる。また、入学前に長時間面談することは、試験入試や推薦入試にない志願者の個性が把握できることから、入学後も面談担当者と学生との関係が非常によい形で継続しており、その面からも評価できる。こうした形が、卒業後の「出口」に向けて適切に反映される仕組みであるといえる。

【改善方策】

多様な学問領域を包含する国際関係学部は、多様な関心をもつ学生に数多く入学してほしいと考えている。その意味からもA0入試は本学部にとって非常に重要な入試制度である。多様な学生が入学できる環境を整えるという視点に立って、A0入試の受け入れ態勢を充実させ、あわせてこの制度のさらなる周知をはかりたい。

第6節 入学者選抜における高・大の連携

【現状説明】

入学者選抜における高・大連携の主な対象は、本学の附属高校男子部、附属高校女子部と指定校の指定を行った高校である。

附属高校に関しては高校側との連絡を密接に行っており、学生募集の基本方針に沿った学生の受け入れを実施している。指定校については、過去の入学実績、在学時の成績などに基づいて指定校選定を行っており、さらに2009年度新たに指定校の拡大を教授会の承認を得て行った。また指定校の選定に当たっては、大学受験に不利な立場におかれている専門高校についても受験機会を増やせるような配慮を行っている。

高校生に対する進路相談・指導や情報伝達については、附属高校においては進路研究の行事、総合学習の時間などを通じて教職員が情報伝達に努めており、指定校についても定期的に本学職員、教員が高校に出向き情報伝達に努めている。

特に附属高校との高大連携においては、入学者選抜のみにとらわれず、様々な問題について情報提供、意見交換等を行っている。具体的には3年クラス担任、各学年主任と学部長、教務担当（教員・職員）入試担当（教員・職員）での懇談会を毎年開催しており、附属高校出身者の大学での修学状況、卒業後の進路などの情報を提供し、大学の行っている取り組みについての説明を行っている。同時に高校側からの要望などについても意見交換

を行っている。

また付属高校生徒向けの進学相談会や進路研究会にも職員や教員が出向いて説明に当たったり、教員による小論文講座を開催したりと同じ学校法人として様々な連携がはかられている。

入学者選抜に当たっては、付属高校を含む指定校に対し高校長より推薦をうけた志願者に対して、調査書と面接とにより総合的に評価して合格の可否を決定している。

【点検・評価】

本学が行っている高・大連携は、推薦入試を念頭に置いた連携とそれに必要な情報提供を熱心に行っている点は評価できる。また選抜に当たっても調査書と面接において高校での学習態度、生活態度などを総合的に評価する体制にある。

【改善方策】

引き続き高・大の連携を図っていきたい。特に付属高校とは現在定期的に懇談会を開催しているが、この懇談会を重ねることで高校、大学の課題を共有しながら、それらを克服する方策を検討していく。

第7節 夜間学部等への社会人受け入れ

【現状説明】

本学は創設当初より夜間部を有し社会人・勤労者の受け入れを積極的に行ってきた歴史があり、これまで北九州市を中心とした勤労学生に教育の機会を提供し、多くの人材を世に送り出してきた。現在もその伝統を受け継ぎ、法学部、経済学部、国際関係学部には夜間主コースを設け、社会人が18時以降の夜間に修学できる環境を提供している。しかしながら、現在の社会人入学者は表5-7-1のように必ずしも多いとは言えない。

社会人の受け入れは2009年度入試より社会人入試をA0入試に統合して入学試験を実施している。これは社会人の受け入れにおいては面談を重視するA0入試の実施形態がもっともふさわしいと判断したことによる。これによって志願者の社会経験をじっくり評価できるようになった。

表 5-7-1 社会人入学者の推移（人）

年度	志願者	入学者
2006	3	2
2007	4	4
2008	5	5

社会人の受け入れに関する情報提供は受験雑誌、高校訪問のような適当な手段がないので、ホームページに掲載して情報提供を行っており、問い合わせがあった場合も懇切丁寧な対応を心がけている。

近年の社会人入学者の減少への対応については、学内でも種々議論を重ねているところ

である。

【点検・評価】

昼夜開講制で夜間主コースを設けて社会人受け入れのための体制を整えている点は評価できるが、それにもかかわらず社会人入学者は非常に少ない。社会人受け入れのための体制の整備について抜本的な見直しが必要な時期にきている。

【改善方策】

大学改革特別委員会において、教育理念をふまえて夜間主コースの取り扱い、社会人受け入れについて検討を重ね、今後の大学の組織変更も含めて制度改革を行っていく。

第8節 科目等履修生・聴講生等

【現状説明】

本学の科目等履修生の現状は以下のとおりである。

表 5-8-1 科目等履修生の推移（人）

年 度	春学期	秋学期
2006	14	9
2007	15	9
2008	12	10

科目等履修生の受け入れにあたっては、九州国際大学学則第41条および44条の規定に基づいた「科目等履修生規程」によって実施されている。科目等履修生の受け入れにあたっては、教授会の議を経て各学部の教育研究に支障のない限り科目等履修生として入学を許可している。

科目等履修生の履修目的は、申請時の申請理由によると約8割が教育職員免許取得を目的としたものである。それ以外の履修者の履修目的は、「生涯学習のため」「教養を高めるため」「語学学習のため」「大学院受験準備」などである。

履修者の年齢は教育職員免許取得を目的とした履修者は大学卒業後数年以内の者が多いが、教育職員免許取得目的以外は中高齢者が中心である。

本学の科目等履修生の受け入れについては、独立行政法人大学評価・学位授与機構から出版されている『科目等履修生制度の解説大学一覧』にも掲載されているが、本学学生に対する『スチューデントガイド』に科目等履修生の規程を掲載し、周知を図っている。

【点検・評価】【改善方策】

科目等履修生の受け入れにあたっては明確な規定に基づいて行われており、特段の問題点はない。

第 9 節 外国人留学生の受け入れ

【現状説明】

本学は、「国際大学」として留学生の受け入れについて積極的に取り組んでいる。過去 3 年間の外国人留学生の入学状況は以下のとおりである。

表 5-9-1 外国人留学生入学状況 (人)

学 部		2006 年度	2007 年度	2008 年度
法 学 部	海外説明会	0	1	0
	別科日本語課程	0	0	1
	日本語学校	2	2	0
	3 年次編入	0	0	0
	合 計	2	3	1
経 済 学 部	海外説明会	6	4	8
	別科日本語課程	7	4	10
	日本語学校	16	15	14
	3 年次編入	2	4	1
	合 計	31	27	33
国 際 関 係 学 部	海外説明会	1	1	7
	別科日本語課程	17	8	16
	日本語学校	10	9	4
	3 年次編入	8	17	15
	合 計	36	35	42

この表からも分かるように、留学生は経済学部、国際関係学部集中しており、法学部はわずかである。

留学生の出身国は、中国、韓国、台湾、インドネシア、ベトナムなどであるが、中国からの留学生が圧倒的に多く、中国、韓国を除くと他のアジア諸国からの留学生は必ずしも多いとは言えない。

本学の留学生の受け入れは、以下の 5 つのチャネルで行っている。

- ① 本学付属の別科日本語研修課程からの入学
- ② 日本国内の日本語学校からの入学
- ③ 中国での入試説明会の実施
- ④ 提携大学との交換留学制度
- ⑤ 短大などからの編入学

入学試験に当たっては、日本における 12 年間の学校教育に相当する教育課程を修了あるいは修了見込みを出願条件としている。また日本語能力を重視しており、日本語検定試験 2 級以上または日本学生支援機構主催の日本留学試験の日本語 200 点以上を入学の条件としている。また面接においても日本語能力を厳しくチェックしている。

3 年次編入生については、海外からの編入学は協定関係を締結している大学に限られて

第 5 章 学生の受け入れ（学部）

おり、単位認定は適切に行われている。入学後は、国内の短期大学あるいは四年制大学から編入する日本人学生と同様の扱いを行っている。

学費については、留学生の減免措置を実施しており、入学時は授業料の 4 割減免、2 年次以降は前年度の成績にもとづいて 5 割から 3 割の減免を行っている。また奨学金についても、本学独自の奨学制度として同窓会の奨学金制度がある。生活面では留学生寮があり、国際センターを中心に生活面でのサポートも行っている。

【点検・評価】

本学は「国際大学」にふさわしく多くの留学生が在籍し、また、別科日本語研修課程を附属機関として有しており、留学生のサポート機関である国際センターも学内の組織として設置されているので、留学生の受け入れ体制は整っている。

留学生の受け入れに当たっての長所は、別科日本語研修課程、国際センター、留学生寮、学費の減免など必要な組織整備と施策が行われていることである。

【改善方策】

これまでの本学の取り組みを継続していきたい。

第10節 定員管理

1. 学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

<法学部>

【現状説明】

法学部の過去5年間における収容定員と在籍者の状況は（表5-10-2）のとおりである。ただし、2008年度は、下の表（表5-10-1）のとおり、法学部改革の一環として、学則変更によって入学定員を削減し、法律学科では昼間主コース（FA）が旧、180人から110人へ、夜間主コース（FB）が新・旧とも60人維持だが、総合実践法学科では、昼間主コースが旧、100人から55人へ、夜間主コースが旧、40人から25人へとする大幅な変更がなされた。この定員削減の変更は、ここ数年間における両学科の志願者の落ち込みによる定員割れ問題に対応するためのものであり、縮小化する応募者数の実態に定員数を近づける方向での対応である。とくに定員割れの著しい総合実践法学科では、入学定員をほぼ半減化させて対応した。しかし、2008年度入試の結果は下記のとおりであり、定員充足率で見ると、主軸の法律学科でも昼間主で52.7%、夜間主で75.4%であったのに対し、総合実践法学科では、昼間主、夜間主がそれぞれ41.9%、40.7%と好転のきざしは見え、全体では、収容定員1430人に対して在籍者は750人で、定員充足率は52.4%と、前年度の60.3%をさらに割り込んだ。

この結果を踏まえ、2009年度入試からは、2001年度に開設した総合実践法学科の募集を停止して、法律学科のみの1学科体制へと踏み切り、同学科の入学定員を新たに180人（FA：140人、FB：40人）とする改革を断行した。この改組をも内容とする改革は、ここ約20年間にわたって継続してきた大学の拡張政策という基本姿勢の変更をも意味する。ここ数年間は、2回に分けての段階的な入学定員削減をはじめ、これまでの2学科体制から1学科体制への移行、また専任教員数の切り下げなど、めまぐるしい制度変更を経験してきた。以下の2つの表では、2007年度までの入学定員数、収容定員数、2008年度、および2009年度の同データの変化に関する簡単な図表を示すとともに、過去5年間における収容定員充足率の推移を示す。

（表5-10-1）法学部の定員の推移

（人）

学科	コース	2007年度まで			2008年度			2009年度		
		入学定員	編入定員	収容定員	入学定員	編入定員	収容定員	入学定員	編入定員	収容定員
法律学科	昼間主（FA）	180	10	740	110	10	670	140		620
	夜間主（FB）	60	－	240	60	－	240	40		220
総合実践	昼間主（FA）	100	10	420	55	10	375	募集停止		265
	夜間主（FB）	40	－	160	25	－	145			105
計		380	20	1560	250	20	1430	180		1210

（表において、“総合実践”とは、総合実践法学科を、また、“編入定員”は、3年次編入定員を意味する。）

第5章 学生の受け入れ（学部）

（表 5-10-2）法学部の収容定員充足率の推移（人）

			2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
昼間主	法律学科	収容定員	788	756	740	670	620
		在籍者	647	531	438	353	396
		定員充足率	82.1%	70.2%	59.2%	52.7%	63.9%
	総合実践 法学科	収容定員	420	420	420	375	265
		在籍者	291	280	214	157	100
		定員充足率	69.3%	66.7%	51.0%	41.9%	37.7%
夜間主	法律学科	収容定員	240	240	240	240	220
		在籍者	265	242	215	181	163
		定員充足率	110.4%	100.8%	89.6%	75.4%	74.1%
	総合実践 法学科	収容定員	160	160	160	145	105
		在籍者	97	99	73	59	42
		定員充足率	60.6%	61.9%	45.6%	40.7%	40.0%
学部合計		収容定員	1,608	1,576	1,560	1,430	1,210
		在籍者	1,300	1,152	940	750	701
		定員充足率	80.8%	73.1%	60.3%	52.4%	57.9%

（なお、2009年4月より、総合実践法学科は募集を停止している。また、2009年度の数字は春学期入試のみで、秋学期入試の結果を含まない。）

2009年4月より募集停止に踏み切った総合実践法学科は、開設以来、各地で法科大学院設置に向けた動きが進み、にわかに法学部進学ブームが生じたと考えられる2003年度を除き、常に入学定員を確保することができない状況にあった。また、本体である法律学科も、法学部進学ブームが去ったと思われる2004年度以降、入学者数が入学定員を大幅に下回るようになってきていた。このような現状の背景として、外的要因と内的要因とに解析でき、現状は両者の相乗的な結果として把握しうるが、しかし、後者要因の比重も少なくない。さらに、一時期における学生の退学・除籍等による離脱率が7-8%台と高い水準で推移していたことも定員充足率の低下に拍車をかけていた。そして、このような現状の全体は、法学部の既存の2学科体制の見直し問題や入学定員削減問題、等の諸問題を生み出し、また新たな教育システムの改善（教育改革）の必要性が求められるに至ったのである。

法学部では、2009年4月からの改革により定員削減を伴う1学科体制への移行とともに、教育の実体部たる教育システムの改革にも着手し、新たにリスクマネジメント・プログラム、不動産管理プログラム、またスポーツ指導員副専攻制度を新設し、さらに法職資格講座プログラム、実習・地域連携プログラムという新手法を導入した。このような教育システムの改革は、2009年度入試において一定の効果を生み出したことがデータから見てとれる。それは、2008年度の定員充足率が52.4%であったのに対し、2009年度は57.9%となり、率としては高くはないが、プラス5.5%と好転したことからも窺える。これは、定員の削減とともに、教育改革の努力とが相俟っての成果と見てとれる。まだ数年は、過去分の大きな定員枠の積み残しがあって、必ずしも収容定員充足率の急回復が約束されている

わけではないものの、2009年度の改善傾向が維持・継続されうるならば、定員充足率は確かな歩調で回復することが期待されうる。今後も、持続可能な学部経営のため、緊張感をもった継続的な教育改善のための努力が不可欠である。

【点検・評価】

過去5年間について見ると、2005年度の80.8%から2008年度の52.4%へと落ち込んでいた収容定員充足率が、2009年度は57.9%と底を打ち、僅かだがプラス5.5%と好転して回復の兆しが顕れたことは評価できる。しかし、この好転の兆しはまだ1年限りのものでしかない。入学定員枠から見て500人の受入れ余剰分を残し、依然として100%の定員充足率から大幅に割り込んでいる現状からして、この傾向をさらに持続的なものとし、確実なものとしていくためには、広報活動の活発化は当然として、とくに教育改革を中心とした更なる学部改革のための継続的な努力・取り組みが必要である。

【改善方策】

2009年度の本学部における上に見た定員充足率の好転・回復の兆しは、上記のように、段階的な入学定員の削減化と1学科体制への組織の組替えが基本となっている。ただ、そのような組織再編のみによる効果は限定されており、それを持続的なものとしていくためには、各種の改革、とくに「リスクマネジメント・コース」、「副専攻制度」等の新たな教育プログラムの導入をはじめとする学部教育本体の改革（教育改革）が不可欠である。

また、定員充足率をさらに改善するためには、(i) FDを含む教育実践の改革と教員の教育力の向上、(ii)「出口」における就職、資格試験・公務員試験、面における成果の底上げ、(iii) 教員の社会貢献の拡充化、(iv) 退学者対策の実践、(v) 大学全体の広報活動とリンクした本学部固有の広報活動の活発化等、取組むべき課題は山積している。総じて、法学部における教育・研究、また社会貢献・広報活動を一層充実させ、それを通して、本学法学部の社会的存在意義をさらにアピールすることが必要と考えられる。

<経済学部>

【現状説明】

経済学部では2008年度の自己点検・評価報告書の【将来の改善・改革に向けての方策】にあるように、適正な定員管理を図るために収容定員の調整を行った。2007年度には、学部入学定員440に対して入学者272となり、学部全体の定員充足率が約66%にまで落ち込んだため、2008年4月から入学定員を経済学科160（昼間主コース115、夜間主コース45）、経営学科170（昼間主コース120、夜間主コース50）と変更した。2008年度は学部入学定員330に対して入学者243（73.6%）となり、学部全体の収容定員充足率は約63%となった。

さらに、2009年4月から入学定員を経済学科150（昼間主コース110、夜間主コース40）、経営学科130（昼間主コース100、夜間主コース30）と更なる変更を行った。そのため、2009年度の学部全体の収容定員充足率は春学期、秋学期の入学者合わせて約69%まで上昇した。収容定員充足率の減少傾向は底打ちしたといえる。

経済学部の過去5年間の収容定員と在籍者の状況は以下のとおりである。

第5章 学生の受け入れ（学部）

（表 5-10-2）経済学部の収容定員と在籍者（人）

			2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
昼 間 主	経済学科	収容定員	734	718	710	655	580
		在籍者	697	594	516	456	428
		定員充足率	95.0%	82.7%	72.7%	69.6%	73.8%
	経営学科	収容定員	734	718	710	660	575
		在籍者	523	436	388	335	337
		定員充足率	71.3%	60.7%	54.6%	50.8%	58.6%
夜 間 主	経済学科	収容定員	200	200	200	195	185
		在籍者	166	174	172	155	144
		定員充足率	83.0%	87.0%	86.0%	79.5%	77.8%
	経営学科	収容定員	200	200	200	200	180
		在籍者	133	131	124	126	111
		定員充足率	66.5%	65.5%	62.0%	63.0%	61.7%
経済学部合計		入学定員	470	470	470	330	280
		収容定員	1868	1836	1820	1710	1520
		在籍者	1519	1335	1200	1072	1020
		定員充足率	81.3%	72.7%	65.9%	62.7%	67.1%

（2009年度の数字は春学期入試のみで、秋学期入試の結果を含まない。）

【点検・評価】

定員充足率を回復する一つの方策として入学定員を調整したことは評価できる。しかし、入学者自体が2007年度から1割減少したことから、定員充足率の低下に歯止めがかかっていない。入学者数を回復できていないことは問題点として残される。

【改善方策】

適正な定員管理を図るために入学定員の調整を図っている。既に述べたように、2009年度の入学定員を経済学科150（昼間主コース110、夜間主コース40）、経営学科130（昼間主コース100、夜間主コース30）と変更した。

また、さらなる定員管理の方策として、経営学科の定員充足率が相対的に低いことに対処するため2学科を1学科に再編するなどの可能性について議論を重ねている。

<国際関係学部>

【現状説明】

国際関係学部（国際商学部）の過去5年間の収容定員と在籍者の状況は下記のとおり。

（表 5-10-3）国際関係学部の収容定員と在籍者（人）

			2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	
昼間主	国際関係学科	収容定員		170	340	520	585	
		在籍者		119	200	312	381	
		定員充足率		70.0%	59.0%	60.0%	65.1%	
	国際ビジネス 学科	収容定員	570	425	285	140		
		在籍者	461	332	196	101	2	
	国際商学科	定員充足率	80.9%	78.1%	69.0%	72.0%		
		アジア共生学 科	収容定員	540	410	280	140	
			在籍者	224	162	90	37	2
	定員充足率		41.5%	39.5%	32.0%	26.0%		
夜間主	国際関係学科	収容定員		55	110	165	190	
		在籍者		42	91	125	116	
		定員充足率		76.4%	83.0%	76.0%	61.0%	
	国際ビジネス 学科	収容定員	160	120	80	40		
		在籍者	109	95	70	43	2	
	国際商学科	定員充足率	68.1%	79.2%	88.0%	108.0%		
		アジア共生学 科	収容定員	160	120	80	40	
			在籍者	68	60	46	22	1
	定員充足率		68.0%	68.0%	58.0%	55.0%		
学部合計		収容定員	1,430	1,300	1,175	1,045	775	
		在籍者	862	810	693	640	504	
		定員充足率	60.3%	62.3%	59.0%	61.2%	65.0%	

（2009年度の数字は春学期入試のみで、秋学期入試の結果を含まない。）

国際関係学部の入学定員は全体で140名である。2009年5月現在での学生の在籍数は合計504人である。収容定員775人に対して504人は65.0%となる。504人のうち留学生が122人、24.2%である。

【点検・評価】

収容定員と在籍学生数を一致させることは特に近年、かなり困難な状況となってきた。受験合格者のいわゆる歩留まり率、また、それよりも少子化の深刻な影響で受験者の数や性格や資質が従来とは大きく変化している。また、国際関係学部は、学部が開設して日が浅く、まだ、高校生に対して十分に周知されていない段階であり、志願者増加に結びついていない面もある。

第5章 学生の受け入れ（学部）

しかし、定員削減により定数は減ったものの、充足率が向上し、適正な数字に徐々に近づきつつある。入試に関わる広報や学部内の取り組みなども2009年度より本格的にスタートしており、それらの成果が現れてくることが期待される。

【改善方策】

収容定員を満たすべく、引き続きの最大限の努力が必要である。高校生及び高校教員に対し積極的にPRしていくとともに、教育の充実を追求しながら「出口」戦略をより一層明確にし、本学部の評価を高めていく必要がある。加えて、本学付属高校との連携をさらに強化し、本学部への進学者を増加させること、国際的学部としての留学生の受け入れ、また編入学生をさらに積極的に受け入れることなどを検討していきたい。

第11節 編入学者、退学者

【現状説明】

本学の編入学者の推移は以下のとおりである。

（表 5-11-1）編入学の入学者推移（人）

学 部	定員	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
法 学 部	20	3	1	7	1	2
経 済 学 部	30	11	3	8	11	10
国際関係学部	10	21	10	19	23	19
合 計	60	35	14	34	35	31
（うち留学生）		29	9	21	24	21

前回報告書同様、近隣短期大学からの中国、韓国出身の留学生編入学者が多いという状況は変わっていない。

編入学に関しては、九州の商経関係の学科を持つ短大と協定校の取り決めを結んでおり、また専門学校に対しても単位の包括認定を行うなど積極的に受け入れている。海外からも韓国の培花女子大学（日本の短期大学に相当）と提携関係を持っており、編入学生の受け入れを行っている。

この編入について、定員管理（定員充足率の向上）と関連して、3年次編入学定員は、2009年4月1日から募集を停止した。

次に退学者についてであるが、退学者問題は本学のきわめて深刻な問題であり、退学者を減らすための様々な施策に取り組んでいる。

退学者（学費未納による除籍者も含む）の現状は、2006年度195名（6.09%）、2007年度190名（6.80%）、2008年度160名（6.62%）と高い数字となっているので、退学防止を重点課題として位置付けて取り組んでいる。

第5章 学生の受け入れ（学部）

（表 5-11-2）退学者の推移（人）

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
法 学 部	120	66	66	66	44
経 済 学 部	129	107	93	87	70
国際関係学部	70	61	36	37	46
合 計	319 (8.2%)	234 (6.4%)	195 (6.1%)	190 (6.8%)	160 (6.6%)

本学では退学しようと考えている学生全員に対して面談を行い、個々の学生の意識や考えを汲み上げてきた。その中から浮かんできた退学の実態は、第一に大学と学生のミスマッチである。退学者の退学理由に、「進路変更」「就職」「進学」をあげている者が半数を占めている。また約2割の学生が「成績不振」「修学意欲の減退」をあげている。その他「経済的理由」「一身上の都合」という大学の勉学とは異なる理由をあげているのは約2割である。

大学と学生のミスマッチを減らすために、新入生全員に「フレッシュャーズ・ミーティング」という宿泊研修を実施している。この研修で大学のシステムにスムーズに適応できるようにガイダンスを行い、あわせて大学での新しい友人、仲間づくりをしてもらい、教員との交流も深めている。その際、一部の学部ではゲームの要素を取り入れたアクティビティを多用し、効果をあげている。またこの研修には学生支援室所属の心理カウンセラーも同行している。

また、学生が自ら学び、成長し続けられる能力を身につけられるように、特に初年次教育に力を注いでいる。1年次必修の入門演習では担任制を導入し、教員と学生との間に緊密な関係を作り上げ、学生のやる気を引き出すことに力を入れている。演習の教員は教育面の指導のほか、学生の生活面、勉学面のサポートも行うようにしている。さらに演習担当者会議を定期的開催し、意欲のない学生、退学しそうな学生の早期発見に努め、必要とあればカウンセラーと共同で学生支援を行っている。

さらに、本学の取り組みで特徴的なものに、PASS(Project of Achievement Support for Student)制度がある。これは修学支援主事のもとで各学部のPASS委員が中心となって運営され、学生がしばしばおちいってしまう、「やる気がない」→「修学意欲が低い」→「単位が取得できない」→「さらにやる気を失う」→「退学」という負の連鎖を修学面でサポートすることで少しでも食い止めることを目指している。

成績不振者については、年2回保護者面談会を実施し、学生、保護者とともに大学生活の取り組みについて相談、アドバイスを行っている。

【点検・評価】

退学者については、全体として絶対数は減少しているが、相対比としては在籍者数の6%を超える高率を示している。退学者対策として万能なものはないが、これまでの努力を継続するとともに、さらに細かな学生ケアに教職員が一体となったシステムを作って乗り出

第5章 学生の受け入れ（学部）

すことが求められている。特に初年次教育やFDに対する組織的な取り組みがますます重要になってくると思われる。

退学者問題に関しては、改善の兆しはあり、さらなる努力を払い、学生の多様化が進むなかで、全体として学生に対して満足度を高める教育や様々なサービスに努める必要がある。

【改善方策】

2009年度の退学者の目標は、在籍者の4%以下に削減することである。

退学者問題は大学のトータルな取り組みの結果であり、本自己評価で示された改革・改善に向けた方策すべてが関わってくる。逆に退学者を減らす努力は在学生の満足度を高めることにつながることであり、今後とも多方面にわたって真剣に取り組んでいく。

FD委員会を中心とした授業内容や方法の改善へのさらなる取り組み、また、入学生の実態に応じた初年次教育の充実、学生の実態に応じた魅力あるカリキュラムなどが、今後取り組まなければならない課題である。

退学者対策に特効薬はないが、本学の特質を活かした、対面的な指導を基礎として、地道に改善に取り組みたい。

第6章

学生の受け入れ （大学院研究科）

第6章 学生の受け入れ（大学院研究科）

【到達目標】

＜法学研究科＞

厳正な入学者選抜による社会に貢献し得る有為な学生の受け入れ、特に問題意識をもった意欲あふれる学生の受け入れを目指す、社会人学生の受け入れも積極的に行う。

＜企業政策研究科＞

生涯学習やリカレント教育を目的とした社会人や意欲あふれる学生の受け入れを目指す。また、勉学に熱心な学部4年生が大学院講義を聴講できるように科目等履修生などの制度を整備し、本研究科への進学希望者を増やす。

第1節 学生募集方法・入学者選抜方法

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科の入学定員は10名である。学生の募集に関しては、秋期（9月）と春期（3月）の年2回にわたって募集を行っている。また、募集に際しては8月に開催される全学オープンキャンパス時、11月に大学院独自で開催する大学院進学説明会時に大学院担当教員による個別面接相談を実施している。

入学者選抜方法に関しては、書類審査、筆記試験および面接試験の結果を総合して判定する。筆記試験または面接試験の成績が一定基準に満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しない。

なお、入学試験の形態としては、一般入学試験（大学卒業見込者・大学卒業後3年未満の者等に対して行われる専攻法律科目とその他の法律科目または英語の2科目による筆記試験と面接）、社会人入学試験（大学卒業後3年以上または実務経験2年以上の者を対象に行われる専攻法律科目による筆記試験と面接）、外国人留学生試験（外国人留学生に対して行われる専攻法律科目による筆記試験と面接）とがある。

【点検・評価】

入学者選抜は、厳正・的確に実施している。学内他学部や他大学の出身者にも広く門戸を開放しており、本学法学部出身者ではないという理由で不利に扱われることはない。一般、社会人、そして外国人留学生という3つの選抜方法を準備し、幅広く有為な人材の受け入れを目指していることも適切である。

【長所と問題点】

入学者選抜は、厳正・的確に行われており、入学者の資質もかなり高い水準で維持されていることは本研究科の優れた点である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

第6章 学生の受け入れ（大学院研究科）

今後、入学志願者の減少が予測されることから、それをくい止めるためには、学生募集方法・入学者選抜方法の改善を普段に追求することである。今後は、募集要項、選抜方法の細部についても見直すとともにわかりやすい入試要項の作成等、さまざまな部分で改善を図っていく必要があるが、さらにその改善された学生募集方法・入学者選抜方法の広報がより重要であるように思われる。

また、他方で、入学者の減少策とともに優れた学生を受け入れるために、何よりも魅力ある研究科を創り上げていくことが重要である。

<企業政策研究科>

【現状の説明】

本研究科の入学定員は20名である。

この募集に関しては、全学的なオープンキャンパスおよび大学院単独の学内入学試験説明会において、大学院担当教員による相談会を実施している。そして大学院担当教員が学部教育の中で学部生への指導を行っている。これら以外には、大学院ホームページでも広報し、同時に資料請求できるようにしている。また、アンケートによる掲載の全国的な『大学院受験案内』等への積極的対応、新聞広告その他によって募集活動を行っている。

入学者選抜方法は3種類である。

大学卒業後3年未満の者および卒業予定者を対象とした一般入学試験は、英語または小論文、専攻1科目、面接によって可否を判定する。大学卒業後3年以上または実務経験2年以上の社会人には、英語または小論文、面接を実施し、外国人留学生には小論文、専攻1科目、面接によって選抜している。

2001年度の開設以来2008年度までに、志願者総数307名、入学者190名（合格者のほとんどが入学している）で、毎年度平均で定員の2倍の志願者となっている。ただし、入学者は、2005年度に初めて定員以下の15名となったが、その後2年間は定員を充足したものの、2008年度は再び14名となった。

【点検・評価】【長所と問題点】

最新の2008年度入試に関しては、志願者21名（一般6、社会人4、留学生11）、入学者は14名（一般3、社会人4、留学生7）と前年度より減少している。

これまでの入学者は、一般23、社会人71、留学生96名であり、近年は留学生に比較して一般学生と社会人の減少が目立ってきた。また社会人のほとんどは資格取得を目指す学生であり、生涯学習を目的とする社会人は極めて少ない。この点では、企業政策研究科の名前そのものが地域社会に知られていない、という指摘があり、それは研究科委員会でも議論された。学生募集の観点からも、この点の具体的な改善策および学生のニーズに応えるカリキュラムや制度作りを今後の課題としている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

地域社会における本研究科の知名度のアップ、生涯学習に適合する授業科目の設置などの検討を進めていく。また、一般入学生および社会人入学生の増加のための具体策を検討していく。

第2節 学内推薦制度

1. 学内推薦制度

【現状の説明】

現段階では、成績優秀者等に対する一般的な学内推薦入学制度は設けていない。しかし、2009年度に導入された特修プログラム制度との関連で、特修プログラム生を本研究科に受け入れる場合にどのような方法を採用するか。学部・大学院5年一貫教育システムである以上、一般の入学者選抜方法とは異なる受け入れ方法が必要であろう。その意味で特修プログラム生に対する学内推薦制度の導入は必至であろう。

【点検・評価】【長所と問題点】

学内のみならず、広く大学院生を公募し、厳正・的確な入学者選抜を行うという観点より、学内推薦入学制度は設けてこなかったが、2009年度導入の特修プログラム制度と学内推薦制度との関連が重要であろう。特修プログラム生については、GPA3.0以上という優秀な学生を採用しているわけであるから（「九州国際大学大学院法学研究科特修プログラムに関する規程」第3条参照）、特修プログラム生としての1年間の学習成果を見た上で、推薦制度にのせることに問題はないであろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

特修プログラム生の学内推薦制度については、募集要項との関係で2009年の7月までにその実施時期・方法を含め具体的に定めなければならず、2009年度において、入試・広報委員会で検討を始めたところである。

2. 学部生の受け入れ

＜法学研究科＞

【現状の説明】

本研究科では、2008年度において、学部から学部長も参加した「大学院改革検討プロジェクト委員会」が本研究科委員会の下に組織され、計4回にわたり精力的に、学部・修士5年一貫教育システム等が検討された。検討の結果、本研究科では5年一貫教育システムとしての「特修プログラム制度」が2009年度から導入されることになった。この制度は、本研究科に進学することを希望する優秀な学生（GPA3.0以上）で、4年在学中に本研究科の特定の授業科目の履修を認め、進学後履修した単位を大学院の修了要件として必要な単位数に充当することができるとするものである（「九州国際大学大学院法学研究科特修プログラムに関する規程」参照）。2009年度には、2名の学生が採用された。

また、本研究科では、2005年度に導入された「学部聴講生制度」がある。これは、学部と大学院の連携を諮りつつ、学部生が大学院の講義に参加することにより、学部生の目標達成の実現に寄与している。これは、ロースクール進学、大学院進学、資格試験等国家試験受験希望など明確な目的意識を有し、修学意欲のある3年次以上の法学部生を対象にして、憲法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法の5科目の大学院授業科目から1科目受講でき

第6章 学生の受け入れ（大学院研究科）

る制度であり、選考は学部成績および面接の総合評価で行っている。この制度は規程化されておらず、毎年研究科委員会で審議して継続実施している。

これまでの学部聴講生の状況は下記のとおりである。

年	学部履修生数	本研究科進学者数	法科大学院進学者数
2005 年	11	1	2
2006 年	5	1	0
2007 年	2	0	0
2008 年	3	1	2
2009 年	1	4	—

（注、この表は、学部聴講生制度が3年次以上の学生を対象にしているので、大学院進学者数は学生が聴講した当該年度の翌年に限らない。）

【点検・評価】【長所と問題点】

特修プログラム制度は、学部と大学院の連携という点で評価できるが、本学法学部および本研究科の両者にとってどれだけ有効かつ有意義な制度として定着するかは今後の推移を見守る必要がある。特修プログラム制度については、2009年度は学部学生が大学院の授業を聴講しはじめたばかりであるが、受け入れた学部学生の学修環境を整える必要がある。

法学研究科への受け入れ促進の一環でもある「学部聴講生制度」は、意欲ある法学部生にとって有効な制度であり、本研究科の長所であるとともに、高く評価されるところでもある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

2009年度2名の特修プログラム生を受け入れたが、大学院の講義を受講するに必要な学修環境を可能な限り整える必要があろう。特修プログラム制度については、学部と大学院連携のあり方の一つの方向性を示すものとして発展が期待される。

学部聴講生制度については、もちろん継続実施していくべきであるが、この制度を規程化するとともに、その際には、学部生が大学院の講義を受講するという点では類似する制度でもある特修プログラム制度との関連を整備する必要がある

<企業政策研究科>

【現状の説明】

学内推薦入学制度は、現在のところ採用していない。

【点検・評価】【長所と問題点】

学部・大学院の一貫教育によって高度専門職業人を養成していくことを制度的に保障するものと捉えていくなれば、一般入試による入学者増加の対応策としても学内推薦入学制度を検討していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

第6章 学生の受け入れ（大学院研究科）

学部・大学院の一貫教育による高度専門職業人を養成するために、「早期卒業」制度とともに、学内推薦入学制度の導入が検討されている。とくに前者については、2004年度に設置された大学院改革委員会（委員長：学長）の「中間報告」で指摘され、本研究科は学部に問題提起しているところである。この関連で学内推薦入学制度についても検討する必要がある。

第3節 門戸開放等

<法学研究科>

【現状の説明】

他大学卒業生・大学院生、社会人、学部卒業生・外国人留学生のいずれに対しても広く門戸を開放している。他の大学院等の学生に門戸を開放する観点から、九州国際大学大学院学則第15条第4項によって、学生が他の大学院等で履修した授業科目について修得した単位について10単位を超えない範囲で単位認定することになっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

他大学院で修得した単位を本研究科で単位認定できることは評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

他大学院での履修を本研究科の単位に認定する制度は、引き続き維持する必要がある。また、社会に貢献し得る有為な人材の受け入れを進める観点からも、広く門戸を開放する方策を講じていくことも引き続き検討課題であろう。

<企業政策研究科>

【現状の説明】

法学研究科と同じく、他大学・大学院卒業生、社会人、学部卒業生・外国人留学生のいずれに対しても広く門戸を開放している。法学部と同様に、他の大学院等の学生に門戸を開放する観点等から、大学院学則第15条第4項によって、大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院・研究所にて履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で単位認定することになっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学院設置基準第14条「教育方法の特例」による「昼夜開講制」を導入したことにより、社会人への門戸開放を確実なものとしていることは評価できる。また生涯学習の観点からも適切な措置である。しかし、これらが必ずしも実際の入学者に結びついていない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後受験資格の弾力化を図るなどにより、社会人や高齢者を含め広く有為な人材の受け入れを進める観点からも、広く門戸を開放する方策を講じていく。

第4節 社会人の受け入れ

<法学研究科>

【現状の説明】

本研究科においては、開設以来、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を導入し「昼夜開講制」を採用している。これにより、社会人学生は2年間の修学年限の間、職場を離れることなく大学院で修学することが可能となり、社会人受け入れが容易となる環境が整備されている。ちなみに、最近5ヶ年（2005年度～2009年度）の社会人受け入れ状況は、志願者数56名、合格者数30名、入学者数29名で、各年毎の状況は下記のとおりである。なお、これまでの入学者の職業別内訳をみると、会計・税務事務所勤務 40名、社会保険労務士事務所勤務 1名、一般企業勤務 38名、公務員 9名、その他 19名である。

	志願者（人）	合格者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2005 年	21	8	7	4
2006 年	6	3	3	3
2007 年	9	8	8	6
2008 年	11	8	8	4
2009 年	9	4	3	4

2009 年度から、本大学院において、長期履修制度を導入された（「九州国際大学大学院長期履修に関する規程」参照）。これは、上記の表からも窺えるが、社会人院生は2年の修学期間で大学院を修了していないという現実をふまえて、勤務、育児介護等一定の事由がある学生が応募し学長の許可により、修学年限をあらかじめ3年あるいは4年としながら、授業料についても2年分を当該修学年限に分けて収めれば足りるという制度である。この制度の実現は本研究科の社会人受け入れに大いに資するであろう。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を導入したことにより、社会人への門戸開放を確実なものとしていることは評価できる。大学院設置基準第14条「教育方法の特例」は今後も維持すべきであるが、開設当初多数存在した社会人の大学院入学志願者も開設14年を経過した現在、その数は減少傾向にあることも確かである。

2009 年度より導入された長期履修制度は、仕事をしながら修学しようとする社会人にとって有効な制度であり、あらかじめ申請がいるとはいえ、学費2年分で修学期間3年または4年が可能となるこの制度の導入は社会人の受け入れという点で高く評価できる。また、この制度は、修学期間中に育児や介護が必要となる場合も視野に入れている点も特筆に値する。

社会人院生の入学者に対する割合は、昨年の2008年度入学者では、80%、2009年度入学者では、33.3%、過去5ヶ年では、53.5%と、社会人の受け入れは多いというのが本研究科特徴であるが、社会人の多くは資格取得を目指す、会計・税務事務所勤務関係者が多く偏りが見られるのも問題点である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

社会人受け入れのために、昼夜開講制および長期履修制度と社会人の修学環境は相当に整えられている。今後はこれらの制度の広報を充実していくことであろう。また他方では、社会人にとってより魅力ある研究科を創っていくことも肝要であろう。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

2007 年までの 5 ヶ年の社会人の受け入れ状況は、志願者 36 人、合格者 29 人、入学者 29 名、修了者 43 人である。中途退学者は、1 名である。職業別の内訳を見ると、会計・税理士事務所勤務者が 16 名、一般企業勤務者 8 名、教職関係者 1 名、他 4 名であった。

2008 年度 of 社会人の受け入れ状況は、志願者 6 名、合格者 4 名、入学者 4 名で、2009 年度の同状況は、（春学期入試のみの数字であるが）志願者 2 名、合格者 2 名、入学者 2 名となっている。社会人の志願者は、2006 年度の 10 名をピークに漸減傾向にあることが見てとれる。なお、入試は春学期入試と秋学期入試の 2 回に分けて実施しているが、社会人入試については、書類選考、英語または小論文（選択方式）、面接の三者を総合して客観的かつ公正に合否判定している。

これまでの最高年齢は 74 才で、60 才以上も数名在籍した。
過去 5 ヶ年の社会人の志願者、入学者、修了者の数字は次のようになる。

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2005（平成 17）年度	4	4	4
2006（平成 18）年度	10	7	3
2007（平成 19）年度	7	6	6
2008（平成 20）年度	6	4	5
2009（平成 21）年度	※（2）	※（2）	—

（なお、2009 年度は、春学期入試までの数字で、秋学期の結果は含まない。）

【点検・評価】【長所と問題点】

資格取得を目指す会計・税理士事務所勤務者などの受け入れをはじめ入学定員のほぼ半数を社会人が占めてきたことは、研究科設置の趣旨からも十分に評価できる。ただし、社会人に関しては、税理士資格の取得希望者の減少や、また同研究科が、必ずしも新たなニーズとしての生涯教育の受け皿となりえていない現状を反映して、志望者は漸減傾向にあり、今後、何らかの歯止め対策が必要と考えられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

現職の社会人受け入れは実現できているので、今後は生涯学習の一環として、とくに高齢者・主婦を受け入れるための条件整備を検討する。それは、一般入学生、外国人入学生志願者の漸減傾向を補う意味をもつが、本研究科が社会人の生涯教育の受け皿として門戸を開放することは、これまで本研究科が掲げてきた「高度専門職業人」の養成という目標設定そのものを再構成せざるをえないという難題をクリアする必要がある。そこでは、

“経営政策関連科目”と“企業環境関連科目”に区分してきたカリキュラムの再構成も含めた抜本的な対応の検討も視野に入れる必要がある。

第5節 科目等履修生、研究生等

＜法学研究科＞

【現状の説明】

本研究科は、大学院科目等履修生規程に基づいて、毎年(2002年度を除く)、科目等履修生を受け入れており、1996年度(平成8年度)から2008年度(平成20年度)までの累計は33名に上っている。2009年度には2名を受け入れている。

また、研究生については、国際交流協定締結校である中国上海市の華東政法学院からの特別研究生(留学生)1名を2005年4月から2006年3月までの1年間受入れている。

【点検・評価】【長所と問題点】

科目等履修生制度、特別研究生制度と制度的には整備され、実績も伴っており、評価できるが、さらなる実績が望まれるところである。これらの諸制度は、社会人の受け入れ、国内外との教育・研究交流および学生の受け入れ促進という観点からも引き続き強く推進されるべきであるが、いずれも制度も必ずしも周知されているとはいえない状況にある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

いずれにしても、科目等履修生や研究生については、今後も希望があれば積極的に受け入れていく。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

他大学院の学生を2006年度前期に1名、2008年度前期に1名、科目等履修生として受け入れた。

研究生に関して、旧来は学部の研究生制度しかなく、大学院の研究生制度は存在しなかったが、政府機関などからの受け入れ要請による「特別研究生」を2006年度から制度化し、2006年4月に1名を受け入れると同時に、新たに「九州国際大学大学院特別研究生規程」を整備し運用している。

【点検・評価】【長所と問題点】

科目等履修生と研究生の双方については、制度的に整備されており、また適正に運用されており評価できる。ただ、受け入れの実体数としては必ずしも十分とは言えず、これらの受け皿の利用可能性を高めるべく更なる努力・工夫が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

科目等履修生や特別研究生については、今後も希望があれば積極的に受け入れていく。目下、協定等による他の大学院や研究科との連携・交流がなされていないが、今後は、本

研究科を静的な点としてではなく、線または面として生かしていく方向性も考えられてよい。そこでは、学生の交流や単位の相互認定などを目的とした地域の他大学院との協定化によるネットワーク化も課題となる。

第6節 外国人留学生の受け入れ

＜法学研究科＞

【現状の説明】

最近3ヶ年(2007年度～2009年度)の留学生の受け入れ状況は、志願者数3名、入学者数3名となっている。いずれも国籍は中国である。ここ3年間の留学生の志願状況、入学状況は下記の表のとおりである。

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2007年度	2	1	2
2008年度	1	1	—
2009年度	2	2	—

【点検・評価】【長所と問題点】

法学研究科における外国人留学生の占める割合はさほど高くないが、外国人留学生にも門戸を開き、受け入れていることは評価できる。ただし、本学のもう一つの研究科である企業政策研究科との比較では人数的には多くない。教育・研究の国際化という観点から、優秀な留学生の受け入れを促進するべきである。

なお、外国人留学生は本学学部卒業生からの進学者が殆どであり、日本語能力にも長けており、その質的水準も高い。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の企業政策研究科と比較して低調な留学生の受け入れをより活発に行う。そのためにもまず留学生にも魅力ある学科となるように留学生のニーズを分析していく。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

2007年度入試までの過去5ヶ年の外国人留学生の受け入れは、入学者59人（全体129人）、修了者36人（同99人）、中途退学者1人である。国籍はすべて中国、またすべて本学学部卒業生である。なお、外国人留学生の入試については、書類審査、専攻科目試験、小論文、面接の結果を総合して客観的で公正な合否判定を実施している。

外国人留学生の数は、年々増加傾向にあるが、2008年度について見ると、志願者数13人、受験者11名、合格者数8人、入学者数7人となっており、また、2009年度について見ると、（春学期入試のみの数字であるが）志願者数17名、合格者5名、入学者5名となっている。志願者が40名に達した2006年度をピークに、ある種の頭打ち状態が見て取れる。入学定員に占める外国人留学生と一般学生・社会人の比率を如何にバランスシ

第6章 学生の受け入れ（大学院研究科）

グとするかの問題もあり、過剰に留学生に依存することは回避する必要があるが、ますますの国際・グローバル化が加速する現在の社会において、本研究科のアドミッション・ポリシーよりして外国人留学生を積極的に受け入れる方針は不変である。今後は、早期にこの頭打ち状態の原因を究明し、より多くの外国人留学生獲得のための対応策を考え、実践していくことが必要である。

過去5年間の外国人留学生の志願者・入学者・修了者に関する数字は次のようになる。

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2005（平成17）年度	17	11	14
2006（平成18）年度	40	16	15
2007（平成19）年度	25	14	14
2008（平成20）年度	13	7	12
2009（平成21）年度	※（17）	※（5）	—

（なお、2009年度は、春学期入試のみの数字で、秋学期入試の結果は含まない。）

【点検・評価】【長所と問題点】

外国人留学生を積極的に受け入れていることは、本研究科のアドミッション・ポリシーの一つであり、今日の国際化の観点より評価できる。また、受験資格として、日本語検定1級合格を要求している部分も、より実質的な講義・演習を担保すべ要件であり評価できる。さらに、留学生の生活基盤たる宿所については“さくらハイツ”が専用の留学生寮として活用されており、「九州国際大学留学生寮規定」に基づき適切に管理されている。さらに、1996（平成8）年制定の「九州国際大学大学院私費外国人留学生の授業料減額に関する規程」により留学生の経済的負担の緩和に努めており、2005年度4月1日からは授業料の40%減額（それ以前は50%減額）を認めている。外国人留学生の増加は、大学院での教育研究を目指す留学生が学部教育を通して意識化されたものであり、評価すべきものと考えている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

国際大学としての本学が担う国際貢献のあり方は多方面にわたるが、本研究科が、より多くの外国人留学生を受け入れ、高度専門職業人としての教育・指導を行って、その母国やわが国の経済社会の多方面において活躍できる人材を養成・輩出することは重要な国際貢献の中心であり、その方向性は不変である。現在のところ、FD活動の他、個別外国人留学生に限定した改善・改革に該当するものはないが、学生の教育研究への意欲と学修能力を厳正に評価し、他方では指導教員の指導負担を配慮しつつ、外国人留学生の個別のニーズに対応した高度の専門人教育を実践していく、というのが現在の研究科の姿勢である。

第7節 定員管理

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科は、入学定員 10 名、収容定員 20 名である。

試験成績が一定基準を満たさない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しないという方針は一貫しているが、そのなかで適正な定員管理に努めている。

開設当初 6 年間は、入学定員をかなりオーバーしている状況（入学者累計／入学定員累計＝121／60＝2.01）にあったが、最近 5 年間はほぼ定員を充足している状況（入学者累計／入学定員累計＝56／50＝1.12）にある。

最近 5 年間の入学者および収容定員は以下のとおりである。

	入学者（人）	収容者合計（人）	収容定員充足率
2005 年	13	28	1.4
2006 年	12	29	1.45
2007 年	12	28	1.4
2008 年	10	23	1.15
2009 年	9	23	1.15

【点検・評価】【長所と問題点】

開設当初の定員超過状態は改善され、現在ではほぼ適正な定員充足状態にあるといえる。

現在、ほぼ適正な状態にあるが、近年、受験志願者の漸減現象により入学者は減少傾向にある。課題は、制度面においても、教育面においてもいかにして魅力ある研究科を創造していくかにある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

受験志願者の漸減現象に対処する為、制度面において、学部生・社会人にとって魅力ある法学研究科とすべく長期履修制度および特修プログラム制度を導入したが、今後は、教育の実質面（ニーズをふまえた科目配置、講義演習内容の充実等）において改善を重ねて行く必要がある。また、企業・職域団体等に対する法学研究科の広報は重要である。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

研究科発足当初、かなり定員超過していたが、その後、着実に是正されてきている。ただし、単年度で見ると、2005 年度および 2008 年度が定員を下回り、2009 年度も、秋学期入試の結果にもよるが入学定員の 20 名に達しない見込みである。完全セメスター制を採用しているので、春・秋の年度 2 回の入学を実施している。このため、志願者数の多い春入学をベースに、全体で定員の確保を目指して努力している。

過去 5 年間における入学者数、定員充足率に関する数字は次のようになる。

第6章 学生の受け入れ（大学院研究科）

年 度	入学者（人）	定員充足率(%)
2005（平成 17）年度	1 5	7 5
2006（平成 18）年度	2 5	1 2 5
2007（平成 19）年度	2 2	1 1 0
2008（平成 20）年度	1 5	7 5
2009（平成 21）年度	※（8）	※（40）

（なお、2009 年度は、春学期入試のみの数字で、秋学期入試の結果は含まない。）

また、2 年間にわたる収容定員の側面から見ると、これまで継続して 100%を超えてきた収容定員率が、2008 年度と 2009 年度の連続しての入学者減を反映して 2009 年度は 100%を割る状況となっている。2009（平成 21）年、5 月 1 日段階における入学定員、在籍学生数は以下のとおりである。

※ なお、括弧内の数字は、前回の自己点検（2008 年 5 月 1 日）段階におけるものである。

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数（名）					収容定員率
				一般	社会人	外国人留学生	その他	計	
企業政策研究科（修士課程）	企業政策専攻	20 名	40 名	8 （4）	5 （7）	1 7 （33）	0	30 （44）	75% （110%）

【点検・評価】【長所と問題点】

近隣の文系研究科に比して、入学定員 20 名というのは、倍の規模となっているが、研究科設置 2 年目以降において適正な定員管理を目指してきている。現在までのところ、社会人、とくに会計・税理士事務所勤務者、および外国人留学生によって定員が確保されてきたことは、評価できる。ただし、入学定員に関して、2006 年度、2008 年度については定員割れとなっており、2009 年度も（秋学期入試を見越しても）同様の傾向から脱しえない可能性が高い。また、収容定員に関しては、2009 年の 5 月水準で 75%と初めて 100%を切り、秋学期入試を想定しても 100%を割り込む見込みである。ここ数年間における急激な本研究科への志望者・入学者の減少の原因の把握・分析と、それをベースとした志望者回復のための実効的な対策・措置が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

2006 年度、2007 年度と定員を充足した後は、連続しての定員充足率の低下傾向が見ら

第6章 学生の受け入れ（大学院研究科）

れるので、今後は適正な水準を維持・回復できるように取り組む。なお、上の下降傾向は、程度の差はあれ一般入学生、社会人、外国人留学生の3者のそれぞれに等しく見られるが、その原因は必ずしも究明されてはいない。本研究科のカリキュラム体系の再検討をはじめ、より魅力的で、学生のニーズに対しての即応力のある受け皿となるべく早期に対応策を検討し実践すべきである。同時に、FDの工夫・実践による個々の講座の改善化も重要であることは言うまでもない。また、改革の方向性については、法学研究科と異なり、本研究科の基盤が三学部にあり、その各学部それぞれが再編化の流動的な事情を抱えて基盤そのものが流動化しているという現実があり、そのなかでの本研究科の改革とことになる。ここでは、入学定員数の削減問題や研究科再編というドラスティックな改革も視野に入れざるをえず、難しい舵取りが求められることになる。

第 7 章

教員組織（学部）

第7章 教員組織（学部）

【到達目標】

本学の建学の精神と教育理念および教育目標を具現化できる教員組織の適正な配置を目指している。また、実務経験者、外国人教員等多様な教育・研究経験を有する教員を積極的に登用することによって教育の多様性を高め、教育内容の充実に努めたい。さらに、任免や昇格にあたって明確な基準を整備し、透明性の高い教員評価システムと人事運営を行うことを目標としている。

第1節 教員組織

＜法学部＞

1. 教員構成

【現状説明】

法学部の教員組織は教授会という形態で、2009年5月現在、教授18人、准教授10人の計28人で構成されている（大学基礎データ表21参照）。年齢構成は、10歳単位で示すと、61-70歳が11人（39.3%）、51-60歳が4人（14.3%）、41-50歳が3人（10.7%）、31-40歳が9人（32.1%）、30歳以下が1人（3.6%）となっている。人数的に多い順に年齢層をあげれば、61歳以上、31歳以上、51歳以上、41歳以上の順となっている。

また、教授、准教授、助教別では、教授が最も多く18人で、全体の64.3%を占めている。次に准教授が10人（35.7%）、助教はゼロとなっている。教授が3分の2を占めている現状の背景の一つとして、本学部の上に大学院（法学研究科）を擁しており、本学では大学院の担当教員が教授に限られているという側面がある。

法学部の年齢別教員構成数（2009年4月1日）

単位：人

法学部		26-30歳	31-40歳	41-50歳	51-60歳	61-70歳	計
	教授	0	2	1	4	11	18
	准教授	1	7	2	0	0	10
	助教	0	0	0	0	0	0
	合計	1	9	3	4	11	28
	比率	3.6%	32.1%	10.7%	14.3%	39.3%	100%

法学部における女性教員は4人（14.3%）、社会人出身教員は3人、外国人は1人となっている。また、専任教員1人当たりの在籍学生数は25人（701/28）である。

【点検・評価】

法学部における専任教員数は、大学設置基準を満たしており適切である。教員の年齢構成は、41-50歳が10.7%と極端に少なく、50歳代以上が53.6%と全体の過半数を占めるといふアンバランスな状況がある。このことは年齢的に中堅的な存在の専任教員が少ないことを意味し、教員移動によるある種の空洞化が生じているとも指摘されうる。

現在、女性は4人となっており、その全体に占める割合は低いですが、2008年度には2人であったことを踏まえれば、その分改善が進んでおり評価できる。また、社会人や外国人の人数も限定的である。法律という高度の専門性から、このような構成になっているかもしれないが、女性の社会進出や教育・研究の国際化という観点からは専任教員の多様化をなお一層進める必要があるだろう。

【改善方策】

今後の採用人事にあたっては、現場の教育力の充実化とともに、年齢、性別、出身などにも留意した計画的・持続的な人事政策に取り組んでいく。

2. 教員間の連絡調整

【現状説明】

教育実践を担う教員間の連絡調整を行う教務関連の機関としては、まず、学部固有の問題を処理する「(学部) 教務委員会」がある。同委員会は、また「(全学) 教務委員会」に参加し、全体との連絡・調整機能を果たし、全学にわたる教務事項につき審議・決定している。「(学部) 教務委員会」、「(全学) 教務委員会」での提案については、教授会において審議・決定される。この他、法学部独自の会議体として、とくに演習内容の連絡調整や成績不振者の割り出しなどを行う「演習担当者会議」、個別の重点的な項目につき検討を行う「学部横断会議」も、開催されている。

【点検・評価】

連絡調整システムの全体像を見ると、一つの議題が、「(学部) 教務委員会」、「(全学) 教務委員会」、教授会等の議論を経るなど、審議手続を慎重ならしめ、多様な意見を糾合して結論を導き出すシステムになっていると言える。また、「演習担当者会議」、「学部横断会議」等のシステムも、教育現場の意見を吸い上げ、学生の抱える諸問題を教員間で共有し、キメ細かな対応を担保するシステムとなっている。

【改善方策】

現場の教育力の充実化に資すべく、今後も計画的・持続的に連絡調整システムの活用を行っていく。

<経済学部>

1. 教員構成

【現状の説明】

経済学部の教員組織は教授会という形態であり、専任教員として教授 17 名 (58.6%)、准教授 10 名 (34.5%)、助教 2 名 (6.9%) の計 29 名で構成されている。内、専門的教育科目を担当する教員は経済学科 11 名、経営学科 11 名であり、共通教育科目や外国語科目を担当する教員は 5 名、その他に教職科目担当 1 名、図書館学科目担当 1 名となっている。

専任教員の年齢別構成は、次の表のとおりである。

第7章 教員組織（学部）

経済学部の年齢別教員構成（2009年4月1日）

単位：人

経済学部		26-30 歳	31-40 歳	41-50 歳	51-60 歳	61-70 歳	計
	教 授	0	0	3	10	4	17
	准教授	0	5	5	0	0	10
	助 教	0	2	0	0	0	2
	合 計	0	7	8	10	4	29
	比 率	0	24.1%	27.6%	34.5%	13.8%	100%

男女比率は 89.7%を男性教員が占めており、女性教員は 3 名である。外国人教員は 1 名であり、台湾出身の女性教員である。社会人出身の教員は過去に数名いたが、現在は在籍していない。

2009 年 4 月に、30 歳代の女性教員を経済学科に採用した。

【点検・評価】

教員の年齢構成は、40 歳代、50 歳代、60 歳代と同じ比率になっており、バランスが取れている。今回、30 歳代の女性教員を新たに採用したことは、年齢構成上も女性教員比率を高める点でも評価できる。

ここ数年、30 歳代の若い教員を継続的に採用して年齢構成のバランスを図ってきたことは長所である。

【改善方策】

今後の採用人事については、各学科における年齢構成等のバランスを考慮しつつ、なお一層充実させていく。

2. 教員間の連絡調整

【現状説明】

経済学部における教育課程の編成は、最終的には教授会において決定される。教授会の下に連絡調整組織である分科会を設け、そこで実質的な教育課程の検討、編成を行っている。経済学科の専門的教育科目担当教員で「経済分科会」、経営学科の専門的教育科目担当教員で「経営分科会」、共通教育科目・外国語科目・教職科目・図書館学科目の担当教員で「教養分科会」を形成し、科目配置など教務事項についての協議を行なっている。

各分科会で検討された教育課程等の教務事項は、学部長、副学部長、3 名の教務委員から構成される学部教務委員会において調整・処理され、さらに上部組織である全学教務委員会において他学部との調整を考慮しつつ審議される。全学教務委員会での審議事項は最終的に教授会に付議されて審議・決定となる。

【点検・評価】

経済学部では、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の運営は、教授会を中心に問題なく行なわれており、各分科会、学部教務委員会が置かれ

ていることで学部と学科との間の連絡調整が順調に機能していると評価できる。また、他学部との連絡調整も全学教務委員会がおかれていることで果たされており、長所である。

【改善方策】

2009年度からスタートした新カリキュラムの進行を見守りつつ、引き続き、分科会、学部教務委員会、全学教務委員会において連絡調整の円滑な状態を維持する。

＜国際関係学部＞

1. 教員構成

【現状説明】

国際関係学部の教員組織は教授会という形態で、2009年5月1日現在、教授12人、准教授8人、助教2人の計22人で構成されている。また、教授は全体の54.5%を占めている。次に准教授が36.4%、助教が最も少なく9.1%となっている。

国際関係学部の年齢別教員構成数（2009年4月1日）

単位：人

国際関係 学部		26-30歳	31-40歳	41-50歳	51-60歳	61-70歳	計
	教授	0	0	3	6	3	12
	准教授	0	0	2	5	1	8
	助教	0	1	1	0	0	2
	合計	0	1	6	11	4	22
	比率	0%	4.6%	27.3%	50.0%	18.2%	100%

年齢構成は、61-70歳が4人(18.2%)、51-60歳が11人(50.0%)、41-50歳が6人(27.3%)、31-40歳が1人(4.6%)となっている。

国際関係学部における女性教員は5人(22.7%)、社会人出身教員は5人、外国人は1人となっている。また、専任教員1人当たりの在籍学生数は22.9人(504/22)である。

【点検・評価】

国際関係学部では、実務経験豊富な社会人出身の教員も多く、そこで専門的な知識と経験に裏打ちされた教育がなされている点は評価できる。また、女性教員の占める割合も少なくない。中核となる4年間一貫ゼミナールについても、すべて専任教員が担当し、少人数クラスが実現している。

教員の年齢構成については、かろうじて30歳代が1人在籍しているものの、40歳代、50歳代が約70%を占めており、今後高齢化が懸念される。多様な学生への対応を考えれば、教員の年齢構成上のバランスをとる必要がある。

【改善方策】

教員の新規採用については、年齢構成や性別をとくに重視した採用を心がけ、なお一層の充実を図っていく。

2. 教員間の連絡調整

【現状説明】

教育課程編成の目的を具体化し達成するための教員間の連絡調整を行うために、3名の教務委員が中心となり、全体との連絡・調整の役割を果たしている。問題点が生じた場合は、教務委員会で審議し、その審議結果が国際関係学部教授会で審議・決定される。また必要に応じて、学部内の分科会におろされて検討された後、教授会で審議・決定される案件もある。分科会は、「英語」、「国際」の2つに分かれ、全ての専任教員がどちらかに所属し、カリキュラムについての具体的な検討を行うことができるようになっている。

【点検・評価】

上記の“連絡調整システム”の全体は、適正に運用され機能していると評価でき、教育課程編成の目的を具体的に達成するべく、全学的な案件の審議を一斉に行うことについては、有益で妥当な組織となっている。

【改善方策】

今後とも連絡調整システムの充実・強化を行っていく。

第2節 教育研究支援職員

【現状説明】

本学では、教育情報ネットワークセンターに専任の職員が配置され、パソコン教室での情報関連等の講義や研究室における機器のトラブルに対し速やかな対応を行っている。その他、日常的な学生のパソコン使用上のトラブル・質問に対しては、職員およびスチューデント・アシスタントが適切な対応を行っている。また、スチューデント・アシスタントは情報処理関連等の講義の補助要員として配置されている。実習は、海外語学実習を実施しているが、学務事務室において人的補助体制を整えている。外国語教育については行われていない。

【点検・評価】

情報処理関連教育を実施するための人的補助体制が整っていることは評価できる。外国語教育については、語学クラスの受講生が30名を越えており、人的補助体制を確立していく必要がある。

【改善方策】

スチューデント・アシスタントの役割を明確にし、TA制度の導入を含め教育支援制度を充実するよう検討する。さらに、外国語教育を実施するための人的補助体制を整備する。

第3節 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状説明】

教員の募集・任免・昇格に関しては基本的に、「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学人事委員会規程」および各学部を整備されている「教員選考手続きに関する内規」という学内諸規程に基づき実施されている。

まず募集については、学部人事委員会（学部長と8名の委員で構成。ただし5名は教授）において検討される。次いで教授会で原案が承認され、学部長より大学人事委員会に具申され、当委員会が全学部からの採用要請を全学的な面から調整する。人事委員会の承認を受けて、教授会が採用活動に入るが、募集は原則として公募である。応募者全員の論文・業績を互選により選ばれた論文審査委員が精査し、当該科目担当者として最も適切な者を全員一致で選出する。次に教授会において、論文審査の主査より審査報告書が出され、採用の可否を審議（2/3以上多数を要す）する。

次に、昇格の場合は、毎年度、昇格該当者を学部内公募し、該当者の自薦あった場合、募集と同様、論文審査委員が選出され、論文・業績の審査を行ない、教授会において、論文審査の主査から主要論文内容の報告等が行われ、教授会全員の賛否投票により、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

ただし、教育課程表のうち学部を超えて履修が義務付けられている教養教育科目、外国語科目、教職科目などを担当する教員の任用・昇格人事は、最終的にはいずれかの学部に委ねられている。

なお、採用および昇格の候補者は学長によって推薦され、理事会の承認により決定され、理事長名で、辞令を交付する。

教員の定年は65歳であるが、自己都合で退職する場合、学長宛に退職願が提出され教授会で報告承認をすることになっている。また、他大学へ転出する際の割愛は、来年度のカリキュラム、時間割が決定される前であること、を条件に受け入れている。

【点検・評価】

教員の募集・任免・昇格について、諸規程に則り、上記の手続きを経て審議・決定される。採用・昇格の客観性・公平性は、教授会が審議していることから、十分に担保されていると考えられ、適正に運用されていると評価できる。

しかし、教養教育科目、外国語科目、教職科目などを担当する教員の任用・昇格人事は、全学の意向を十分に反映できる制度とはなっていない。

【改善方策】

教養教育科目など、学部を超えて履修が義務付けられている科目を担当する教員の採用・昇格人事については、全学的な見地から教務部長がとりまとめた上で、人事委員会で発議可能な制度となることをめざす。

第4節 教育研究活動の評価

【現状説明】

2008年度からFD委員会が中心となって、学生による「授業評価アンケート」を春学期と秋学期の年2回実施している。

また、各教員の教育・研究・実践活動の業績については、個人調書として毎年大学総務室に提出することになっている。そのデータはファイル化され、学長および学部長による教育研究業績の把握に供されている。

さらに、2009年度春学期から、各教員の教育・研究活動を総合的に評価するために、人事考課制度が正式にスタートした。

そのほか、学部・学科ごとの研究論文集が刊行されており、教員の教育・研究活動の成果を世に問うている。

【点検・評価】

学生による「授業評価アンケート」を導入していることは評価できる。アンケートの結果は授業内容の改善に生かすために、各教員にフィードバックされている。また、全学的な授業評価とは別に独自の授業評価を行い、積極的に授業内容の改善に取り組んでいる教員もいる。ただし、授業評価の結果の公表の仕方にはなお検討の余地がある。

各教員の教育・研究活動を総合的に評価するために、人事考課制度が導入されたことは評価できる。しかし、新たに導入された人事考課制度と既存の制度をどのように融合させていくかは今後の検討課題である。

【改善方策】

新たに導入された教員評価制度と既存の制度の融合については、煩雑な事務作業をできるだけ簡素化させるとともに、必要に応じて教員評価制度の修正を加えながら実態に即した制度へと成熟させていく。

第8章

教員組織（大学院研究科）

第 8 章 教員組織（大学院研究科）

【到達目標】

＜法学研究科＞

高度な専門的知識を備えた職業人を養成する修士課程にふさわしい教員組織を整備する。法学研究科の教員組織は、すべて法学部の専任教員から構成されているので、法学部の教員組織の充実・再編と連動している。とくに、近年の急速な社会・経済状況のグローバル化に対応でき、法律の理論・実践両面に卓越した人材を養成するに足る十分な教員を本研究科の教育・指導陣に加えていく。

＜企業政策研究科＞

高度の専門的知識を備えた職業人を養成する修士課程にふさわしい教員組織を整備する。企業政策研究科の教員組織は、その大部分が法学部、経済学部、国際関係学部の各学部の専任教員から構成されているので、各学部の教員組織の充実・再編と歩調を合わせながら、大学院担当資格適合者を適宜補充していく。特に、先端領域の研究に従事する比較的若い教員を本研究科の教育・指導陣に加えていく。

第 1 節 教員組織

＜法学研究科＞

【現状説明】

本研究科は、入学定員 10 名、収容定員 20 名であるが、教員団の陣容は、2009 年度現在、専任教授 12 名、非常勤講師 4 名と比較的豊富であり、このようなスタッフによって「高度の専門的知識を備え、社会の多方面で活躍しうる創造性に富んだ職業人の養成」という本研究科開設の理念の具体化や、社会的要請および入学志願者のニーズに込えている。

なお、本研究科所属の教員の陣容は、法学部の専任教員で大学院を兼担する教授が 12 名、残りの 4 名は他大学教授および弁護士・弁理士の非常勤講師で構成されている。

法学部の専任教員で大学院を兼担する教授 12 名で構成される法学研究科委員会（開催は月 1 回および随時）で問題の共有や連携を図っている。

【点検・評価】

現状では開講科目は多彩であり、理論研究と実践研究を体系的に修得しうる体制にあり、学生のニーズに込えられていると考えられ、教員組織としては適切である。

【改善方策】

優秀な教員を確保し、多彩な科目を提供するために、すでに本学で導入されている客員教授制および特任教授制を取り入れた対応を検討する。

＜企業政策研究科＞

【現状説明】

本研究科は、2008 年度現在、法学部、経済学部、国際関係学部の専任教授 10 名と准教授 2 名（2 名とも博士号取得者）、非常勤講師 5 名の教育・研究スタッフから構成されてい

第 8 章 教員組織（大学院研究科）

る。これらのスタッフによって学部卒業生、社会人、留学生からなる入学者を 2 年にわたる講義、演習、研究指導によって修士号学位取得者へと育て上げている。

2008 年度より経営政策担当に 2 名の准教授を専任として補充し、教授 10 名、准教授 4 名、非常勤講師 4 名となっている。

上記の専任教員 14 名で構成される企業政策研究科委員会（月 1 回の開催）において問題の共有や連携を図っている。

修士論文の指導にあたる研究指導担当者は、専任の教授を原則とし、科目としては、マーケティング、財務諸表、日本経済、公共経済、地方財政、地域経済史、国際経済、環境論、環境経済、環境法である。教員の欠員補充については、学部との兼担となっているため、大学院担当可能者の採用を要請し、学部との調整を行っている。

2008 年度の専任教員の年齢構成は、60 歳代 5 名、50 歳代 3 名、40 歳代 1 名、30 歳代 3 名となっている。

2008 年度の専任教員のうち社会人経験者は、2 名である。

2008 年度の外国人籍を持つ専任教員は、1 名である。

2008 年度の女性教員の比率は、18.1 パーセントである。

【点検・評価】

専任教員の配置は、適切である。

しかし、2008 年度の研究指導担当者は、経営政策関係に 2 名、企業環境関係に 8 名と、配置に偏りが見られる。また、本研究科の講義担当は准教授でも可能であるが、研究指導は「教授に限定」という研究科委員会の申し合わせがあり、准教授は研究指導ができないため、実力がありながら研究指導が出来ないという状況があり、問題である。

【改善方策】

経営政策関係科目については、専任教員の配置を図る。

演習担当教員の強化については、研究指導を教授に限定している研究科委員会の申し合わせを廃止し、平成 22 年度より担当、募集可能となるようにする。

また、研究科担当教員とくに経営政策関係の研究指導担当者の充実を図るために、両研究科代表で構成する大学院改革委員会が提起してきた「大学院特任教授制度」が 2009 年度より導入されることになったので、この制度を活用していく。

第 2 節 研究支援職員

＜法学研究科＞

【現状説明】

本研究科においては、研究支援職員については制度そのものが存在しない。大学院に関わる事項の支援は学部事務室職員が行っており、大学院に限らず、研究支援については、本学の社会文化研究所、大学総務室、学部事務室などが一部行っている。

【点検・評価】

研究支援の専門組織を有していないため、情報も集約されず、各部署から分散して研究情報が伝達され、結果として教員の研究支援職員の組織化に対する意識も希薄になりがちである。

【改善方策】

研究支援専門部署の設置の議論の中ではあがっているが、具体的には全く進行していない。研究費獲得のための支援を含め事務組織の再編が求められる。

＜企業政策研究科＞

【現状説明】

大学院生の研究支援については、他大学院で導入されているティーチング・アシスタント制度は採用しておらず、個々の演習担当者が責任を持っている。博士課程をおいておらず、人的な体制の難しさや本研究科が研究者養成ではなく、高度専門職業人の養成を目的としている修士課程であることと関係している。

専任教員の日常研究に対する研究支援職員は置いておらず、個々の教員の努力に任されている。しかし、全学的には科学研究費や外部資金を得る研究に対しては、募集情報の提供、事務管理の支援が行われている。

【点検・評価】

大学院学生および大学院担当教員からの要望がこれまでなかったため、研究支援職員については、検討してこなかった。留学生の増加など個々の担当教員の努力だけでは難しい問題が出てきており、何らかの対応、改善が必要となっている。

【改善方策】

学生の研究支援については、論文作成講座や修士論文中間報告改善などを図ることで改善・改革していくが、教員の負担等を慎重に見極めつつ、修士課程のみの大学院として可能なティーチング・アシスタント制度の可能性やサポート体制について検討する。

教員の研究への支援職員については、外部資金獲得のサポート、シンポジウムなどの企画実行への大学院事務職員のサポート力の向上をはかる。

第3節 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

＜法学研究科＞ ＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

研究科固有の募集・任免・昇格手続は存在しない。大学院の担当教員になるには、「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」に定めてある「博士の学位を有し、かつ研究上の業績を有する者」等一定の要件を充足した者の中から各研究科委員会で選任された委員で構成される資格審査委員会での審査を経て大学院委員会の承認を得て選出される。2009年4月に上記の「審査規程」を踏まえて本研究科の審査細則が制定された。

【点検・評価】【改善方策】

大学院の担当教員資格については、規程を設け、厳格に適用しているので、現行の基準・手続に問題点はない。

第 4 節 教育・研究活動の評価

＜法学研究科＞

【現状の説明】

本研究科の専任教員はすべて法学部の専任教員が兼担している関係上、本研究科の研究活動の評価は、法学部専任教員の研究評価に委ねる。

教育活動の評価という点では、本研究科では、2008 年 7 月には、学生による授業評価を行った。これは、前年度（2008 年 3 月）に、授業評価を含め学生生活全般の満足度調査を実施したが、この調査は、年度末（本研究科は通年制を採用）に実施しており、当該年度の学生に反映できないという意見をふまえ、本研究科においては、2008 年度は、主として授業評価に限定してアンケートを実施した。その調査結果によれば、「講義方法およびその内容」については、「非常に満足」よりも、「やや満足」というどちらともいえないという評価が多かった。また、「院生に発言を促し、それに十分応答するような講義はどのくらいありますか」という問いには「ある」「かなりある」という回答がほとんどだった。研究指導についても、ほとんどの学生が「適切」、「期待通り」と満足度が高かった。この調査結果は 2008 年 9 月の本研究科委員会に報告された。

【点検・評価】

従来年度末に実施した学生生活全般のアンケート調査は、大学院制度、学生生活および授業・研究指導等について幅広く問うもので、大学院運営全般にとって有益であると思われる。しかし、昨年度の自己点検評価でも、年度末の調査では回答した者に反映できないということが指摘されたが、本研究科はそれをふまえ 2008 年度においては授業・研究指導の評価を中心にしかも 7 月に実施した。これは、評価自体が学生に反映されるものでなければならぬという評価本来のあり方を示すものとして評価できる。

授業アンケートを当該年度実施し、評価を年度中に反映しようとする点は評価できるが、大学院の講義・演習・研究指導は少人数で行われ、授業アンケートの匿名性が確保できないこともあって、本研究科で実施した授業アンケートも「全体としての講義、演習、研究指導」について問うものであり、個別の教員毎の授業アンケートではない。

【改善方策】

今後も大学院教育の充実を図る上で、アンケート内容を精査して引き続き授業アンケート調査を行う。

＜企業政策研究科＞

【現状説明】

教員の教育研究活動の評価については、2006 年の『企業政策研究科の自己点検報告書』作成に際して行った「(企業政策研究科) 院生に対してのアンケート調査」および「研究業績」データが初めての試みである。その後、毎年度院生へのアンケートを実施している。

受講生数の多い学部と異なり、いわばマン・ツー・マンの教育研究を行っている本研究科において、学部で実施している「授業評価」をそのまま導入することには問題があるということから、独自のアンケートを作成し、授業・研究指導に関する「学生アンケート」という形で実施した。アンケート回収は、大学院事務室に回収ボックスを一定期間設置し、無記名で記入および投函し、事務がそれを集計し、教務委員が一定の分析を加え、研究科委員会に報告し、教員全員で検討している。

アンケートの項目は、1)入学試験に当に関する項目、2)大学院における学習目標等、3)講義に関する項目、4)演習に関する項目、5)学生生活に関する項目、6)施設設備の利用に関する項目、7)就職に関する項目、8)自由記入等 49 項目にわたっている。

2008 年度のアンケートでは、企業政策関係科目を新設したので、その評価について聞き、その効果について確認した。

教育に関する「授業評価」では、「時間割」への不満が多く、受講したい科目が同一時間に重複しているのを改善してほしいという意見があった。研究指導と演習に関しては、「適切」で、「満足」しており、「期待どおり」と高く評価されている。

なお、本研究科の専任教員は、すべて学部の専任教員が兼担しているため、研究活動の評価は、学部の専任教員の研究評価に委ねる。

【点検・評価】

学生の講義、演習に関するアンケートによって、全体的評価が示され、本研究科教員の講義、演習の改善に生かすことや大学院としての教育改善の課題を把握することが可能となり評価できる。

しかし、個々の講義にたいする評価については把握できず、具体的な講義改善、教育改善につなげていくうえでは、限界を持っている。また、本研究科は春、秋のセメスター制を採用しているので、年一回のアンケート調査では不十分である。

【改善方策】

「学生アンケート」を効果的に実施できるように、方法（回答用紙の郵送など）や質問項目を工夫・改善し、セメスターごとに実施するようにした上で、今後も継続していく。また、そのデータを活用し、研究科の FD 活動を促進する。

第 5 節 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

＜法学研究科＞

【現状説明】

外国の大学との提携に関しては、中国の華東政法大学（当時、華東法政学院）と国際交

流協定を締結しており、特別研究生(留学生) 1 名を 2005 年 4 月～2006 年 3 月までの 1 年間受け入れている。

【点検・評価】

本研究科の専任教員が全員学部にも所属しているため、これまで、他の教育研究組織・機関等との提携ないし交流はほとんどない。今後は研究科独自の交流チャンネル、また、本学法学部には、「現代法政研究会」が設置されているので、同研究会との連携を追求する必要がある。

【改善方策】

他の教育研究組織・機関との連携を推進する。

<企業政策研究科>

【現状説明】

本研究科独自に他の教育研究組織・機関等との連携をとる試みは今までなされてこなかったが、2008 年度には研究における国際交流と地域連携を図る方針を設定し、2009 年度に国際シンポジウムを開催することとした。

また、そのシンポジウムにおいては地元の研究機関、関係団体からの後援を得ることとしている。

【点検・評価】

本研究科の専任教員が全て学部にも属しているために、学部にも帰属している意識が強く、そのために大学院独自に他の教育研究組織・機関等との人的交流などを試みてこなかった。

【改善方策】

本学の経済学部には学部共同研究を推進するために「経済研究センター」が設置され、着実に実績を挙げている。「企業政策」論などは共通のテーマとなりうるので、本研究科との連携を図る。

今後、2009 年度開催の国際シンポジウムを一過性ものに終わらせず、協定大学との持続的で、双方が利益になるような研究活動の展開や学部との協力を進めるためには、継続的な研究テーマの設定、研究担当者の分担などを具体化していく。

さらに、地域に根ざした研究科として、地域の研究所や調査機関との共同研究会や共同シンポなどの多様な協力を企画していく。

第9章

研究活動と研究環境

第9章 研究活動と研究環境

【到達目標】

高等教育機関としての大学にとって、教育と研究はまさに両輪をなすものであり、大学は教職員による活発な研究活動の成果を、教育やさまざまな社会貢献の場において還元していく必要がある。そのためには教職員による研究を活発化させる環境を整備して研究活動を充実させ、成果の公開を拡大することを目標とする。また、学際的な研究活動を推進し活発化させるために、共同研究の量的な拡大を目指すとともに学内外の研究者との共同研究や共同プロジェクトを推進する。さらに研究環境の面では、外部の競争的環境下の研究資金（補助金、助成金、受託研究等）の確保に努めるとともに、その成果の外部発信を推進する。

第1節 研究活動

1. 研究活動

【現状の説明】

現在実施されている研究活動は、大別すれば、専任教員おのこの専門分野や課題に関する個人研究と学内外の複数の教員により実施される共同研究の二本立てとなっている。

個人研究の成果は、各人により学内学会誌および学外学会誌に投稿され、公表される。共同研究は、本学付設の社会文化研究所が実施する社会の文化の発展に寄与することを目的とした事業として学内公募されており、研究助成が行われている。同研究所の共同研究の助成は、本学専任教員が研究代表者となることで、学内外の研究者との共同研究が行えるようになっているため、学際的で幅広いテーマの設定が可能である。また、助成に基づき実施された共同研究は、研究終了後、『社会文化研究所紀要』にその成果を発表・公表することとなっている。

また、本学の研究活動助成の制度には、学外研究員としての研究者の派遣や国外留学、国際学会への参加に関する支援もあり、国外留学については2006年度には1名（国際関係学部1名）がこの制度を活用して研究をおこなったが、2007年度には留学予定者の退職のため国外留学はなく、2008年度は申請が認められなかった。ただし2009年度には2名（法学部1名、国際関係学部1名）が国外留学の予定である

なお、以下の表9-1-1、表9-1-2、表9-1-3は、2006年～2008年度における本学教員の論文等研究成果の発表状況を各学部別に示したものである。詳細は添付の大学基礎データ（表24、表25）に掲載されている。

第9章 研究活動と研究環境

表9-1-1 法学部の研究成果の発表状況（本数）

	著 書		論 文		その他	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
2006 年度	4	4	28	2	8	0
2007 年度	2	10	21	1	11	0
2008 年度	1	4	19	1	7	0

注：「その他」は、翻訳、学会発表、判例研究、調査、辞書、書評、教科書などである。
以下、同じ。

表9-1-2 経済学部研究成果の発表状況（本数）

	著 書		論 文		その他	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
2006 年度	1	5	18	3	11	0
2007 年度	1	2	13	1	30	0
2008 年度	1	5	13	7	16	1

表9-1-3 国際関係学部研究成果の発表状況（本数）

	著 書		論 文		その他	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
2006 年度	0	3	8	2	12	0
2007 年度	0	3	9	0	13	0
2008 年度	1	3	7	0	5	3

本学社会文化研究所が実施する共同研究についての詳細は、第12章を参照されたい。
さらに、学内の研究成果公開としては、以下のものがある。

（1）法学部

法学部では、現代法政研究室（資料室）が設置されている。そこでは、ドメスティック・バイオレンス問題や法科大学院などに関する資料を集めている。現代法政研究室は、法学部と共同で以下のような公開講座を開催している。

- (a) 法学部公開講座「裁判員制度について」2006年11月4日
- (b) 法学部公開講座「『性同一性障害』と法」2007年11月24日
大島俊之（法学部教授）
- (c) 法学部公開講座「社会の中の『タバコ』問題－嫌煙と喫煙のはざまで－」2007年12月15日
富永猛（法学部教授）、通山昭治（法学部教授）、高木康衣（法学部准教授）
- (d) 法学部シンポジウム・講演会
1月14日 危機管理と法学部の役割（シンポジウム）
・基調講演

佐木 隆三 氏（作家、北九州市立文学館館長、九州国際大学客員教授）

柴田 高博 氏（元国土交通省都市・地域整備局長、森ビル株式会社特別顧問、九州国際大学客員教授）

・プレゼンテーション&ディスカッション

三浦 尚司 氏（元・九州管区警察学校教授兼教務部長、元・福岡県警警視長、現・富国生命保険相互会社参与、九州国際大学客員教授）

渡辺 崇浩 氏（元・北九州市消防局長）

湯浅 壘道 氏（九州国際大学副学長）

古屋 邦彦 氏（九州国際大学法学部教授）

1月15日 情報社会時代における危機管理（講演会）

林紘一郎・情報セキュリティ大学院大学副学長

（2）経済学部

経済学部では、経済研究センター（FUTURA）が設置されている。経済研究センターではシンポジウムの開催や研究会の開催を定例的に行っている。さらに、学内教員の任意研究組織である経済学会と経済研究センターとのコラボレーションとして、以下のような国際シンポジウムや研究会などが開催されている。

（a）経済研究センター／比較文化研究会学術研究会

「近代社会における排除と選択－ヴェーバーから現代まで－」2005年11月12日
鈴木宗徳（南山大学）『『自立支援』の陥穽－イギリス『第三の道』批判－」

三笥利幸（経済学部）「マックス・ヴェーバーと『ゼクテ』－『普遍主義』と『特殊主義』－」

高田実（経済学部）「『福祉の複合体』史が語るもの－〈排除・包摂〉と〈安定・拘束〉－」

（b）経済研究センター講演会「これからの経済学」2006年3月27日

講師：池上惇教授（京都橘女子大学）

（c）経済研究センターシンポジウム「学研都市のシステム・デザインと北九州地域の今後」2006年11月25日

簡施儀（長栄大学台湾）、徳永篤司（（財）北九州産業学術推進機構産学連携センター）、長内厚（京都大学）、陳韻如（経済学部）

（d）経済学会講演会「トヨタの現場管理」2007年10月31日

講師：清水哲太（トヨタ自動車株式会社顧問）

（e）経済研究センターシンポジウム税理士（会計職業人）の将来像」2007年11月5日

奥村勲（税理士法人プロネット社長）、江畑弘道（江畑会計事務所）、木村茂（川辺公認会計士事務所）、岩武一郎（岩武一郎税理士事務所）、渡邊成記（大川為男税理士事務所）

（f）経済学部／経済研究センター国際シンポジウム「近代植民地釜山の都市形成－『日本帝国』における植民地と人の移動をめぐる－」2007年12月15日

洪淳権（東亜大学校：韓国）「植民地釜山の議会と日本人」

柳教烈（韓国海洋大学校：韓国／神戸大学）「植民地朝鮮と閔釜連絡船」

車喆旭（釜山大学校：韓国）「植民地期釜山における港湾建設」

金慶南（韓国国家記録院：韓国／国文学研究資料館）「植民地期釜山における都市計画」

- (g) 教養学会／経済研究センターシンポジウム「近代日本の『神話』とナショナリズム」2007年11月5日

宮澤誠一（経済学部）[＜起源神話＞としての明治維新]

成田龍一（日本女子大学）「近代日本の『神話』と神話崩し」

（3）国際関係学部

国際関係学部では、アジア共生学会と連携して、以下のような講演会を行っている。

- (a) アジア共生学会講演会「日本と朝鮮半島の将来」2005年6月23日

講師：辺 真一（コリア・レポート編集長）

- (b) アジア共生学会講演会「地球環境と人類の未来」2005年12月16日

講師：石 弘之（北海道大学教授）

- (c) アジア共生学会講演会「SIA＝新しい交流」2006年6月24日

講師：高樹 のぶ子（作家、九州大学アジア総合政策センター特任教授）

- (d) アジア共生学会講演会「東アジアの共生を考えるーアジア経済はどう共生できるかー」2006年10月14日

講師：Pushpa Trivedi（インド工科大学ボンベイ校教授）、胥 鵬（法政大学大学院経済学研究科教授）、鄭 美愛（国民大学日本学研究所研究教授）、金 昌男（東亜大学校教授）、小川 雄平（西南学院大学教授）

コーディネーター：小林 慶二（アジア共生学会会長）

- (e) 国際関係学会秋季講演会「日中関係を考える」2006年10月27日

講師：王 敏（法政大学国際日本学研究所教授）

- (f) 国際関係学会講演会「国連と日本 国際平和をどう守るか」2007年11月12日

講師：川端 清隆（国連本部政務官（安保理担当））

- (g) 国際関係学部講演会「国際ビジネスの最前線で」

講師：TOTO株式会社社長 木瀬照雄氏

【点検・評価】

研究成果の発表状況は、全学の平均では専任教員1名につき年間1編程度であるが、著書・論文に絞ると1人1編を下回っており、良好な状況とは言い難い。合わせて、個人の研究業績にも差があり、活発に研究成果を公開している教員がいる一方で、数年間にわたって全く研究成果を公開していない教員も存在することが問題となっている。

一方、共同研究は、社会科学系の3学部を有する比較的小規模な大学の規模にしては、学内外の研究者相互による共同研究が盛んであると評価できる。また、その研究成果による学内学会誌や社会文化研究所紀要に掲載される論文等の発表状況は概ね良好であると評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学は、今後も研究活動を積極的に推進し、研究成果の充実を目指していくとともに、個人の研究業績の格差を改善する必要がある。また、個人の研究業績の格差を改善するために、個人研究費の配分方法等の見直しを図っていく。

共同研究については、様々な分野で持続的な共同研究が行われるよう、研究環境の整備を引き続き図っていく。

2. 教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本学の付属研究所として社会文化研究所が置かれている。九州国際大学社会文化研究所規程の第1条によれば、本研究所は九州国際大学学則第53条第2項の規定に基づき、社会・文化に関する調査、研究及び国の内外における学問的奉仕事業を行い、もって社会文化の発展に寄与することを目的としている。

研究所には法学部、経済学部、国際関係学部から運営委員が選出され研究所の運営に参画するほか、既に述べたように本学教員を代表者とする共同研究が毎年実施されており、本学の教員は社会文化研究所の行う事業である共同研究において他学部の教員、他大学の研究者と積極的に研究上の連携を行っている。

【点検・評価】

九州国際大学社会文化研究所と学部との研究上の連携には緊密なものがあると評価できる。また、上記のシンポジウムや講演会等を開催するなど、現代法政研究室や経済研究センター等の学内共同研究組織の活動も活発であり、本学教員の研究への意欲が刺激されていると評価できる。

学内の現代法政研究室や経済研究センターと学外のアジア共生学会とのシンポジウムや講演会を活発に行っていることは長所である。また、社会文化研究所と学部の研究上の連携が良好であることも長所である。

一方、大学院については、大学院専任教員が配置されていないこともあって、従来は独自の共同研究や講演会開催等はほとんど行われていなかった点が問題点である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

社会文化研究所のもとで、引き続き法学部、経済学部、国際関係学部の学際的な研究活動を活性化し、連携を強化していく。大学院については、高度な教育を行う機関として、学部の専任教員の中から特に顕著な研究業績を有する教員のみを厳正な審査の上で大学院に兼担させているのであるから、その研究成果を独自に積極的に公開するように努めていく。

第2節 研究環境

1. 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

(1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

専任教員のおおのの専門分野や課題に関する研究を支える制度として、個人研究費がある。2008年度は学部のみ担当する専任教員は9万円、大学院兼担者は11.2万円、別科日本語研修課程主任教員は4.5万円を支給した。また、個人研究費の他に、個人研究図書費（15万円を上限に図書館を経由した図書購入費）が設けられている。これらの使用方法是、「個人研究を目的とする経費（消費支出）の予算執行に関する取り扱い内規」によって定められており、個人研究費は消耗品費、新聞雑誌費、通信費、諸学会費等に支出することが可能である。このほかに個人研究旅費（大学16万円、別科日本語研修課程担当者8万円）を支給しており、学会出張その他の際に旅費として使用することが可能である。

しかし、個人研究費および個人研究図書費については、研究活動を活発に行っている専任教員が慢性的に不足を訴える一方で、毎年使用残が発生していたほか、活発に研究成果を公開している教員と数年間にわたっては全く研究成果を公開していない教員に一律に支給されていたことから、2009年度から直近3カ年の研究業績を勘案して、個人研究費を基礎額と傾斜配分額に分け、各教員への支給額に差を設けることとしている。具体的には直近3カ年に研究業績（単著、共著、単著論文、**First Author** となっている共著論文または単独の学会報告）またはそれに準ずる専門実務上の実績が1本以下の教員については、個人研究費および個人研究図書費の基礎額を支給しないこととし、教員が所属する部局ごとに傾斜配分額相当分を配分して、部局の長の裁量によって傾斜的に配分することとした。また大学院兼担者に対しては大学院個人研究費を上乗せして非兼担者よりも多い額を支給していたが、大学院独自の共同研究や講演会開催等はほとんど行われておらず、独自の研究成果の公表実績がほとんどないことにかんがみ、大学院兼担者に対する個人研究費の上乗せを行わないこととする予定である。

さらに、良好な研究環境創出のために、共同購入図書費の制度が設けられている。共同購入図書費（上限30万円）は、個人研究図書費を消化し終えた教員に対し、別枠の図書予算に対して理由を付して図書購入の申請を行わせるものであり、採択および配分金額は図書委員会において決定される。

さらに、先にも述べたとおり本学付設の社会文化研究所が実施する研究助成事業として、学内の競争的環境のもとに共同研究として公募されており、学内外の研究者との学際的な共同研究を推進するための共同研究費として、100万円の予算が配分されている。

これらの研究費制度により、厳しい地方中規模私立大学の財政事情の中で、極力、各教員の研究費を充実させることに努力している。

（2）教員の研究時間を確保させるための方法の適切性

教員の研究時間を確保させる方途については、勤務に関する規程により責任授業時間数は、就業規則の上では10時間（語学及び体育実技の教員は12時間）と規定されているものの、教授会で審議決定する「開講科目の原則について」において専任教員の標準授業時間数（コマ数）を、週12時間（6コマ）、専任教員の担当コマ数の上限は週16時間（8コマ）としている。大学院担当者の担当授業時間数の上限は、学部と大学院を合わせて、週16時間（8コマ）としている。また本学ではオフィス・アワーの設定時間を週2コマとしている。毎週土曜日は授業が組み込まれていないので、土日を通して研究会や学会への参加などが可能である。このようにして、教員の研究時間は確保されている。

第9章 研究活動と研究環境

また、研究活動に必要な研修機会確保のための方策として、学外派遣研究員制度がある。これは、本学教員を学外の大学または研究機関に派遣するものである。教員本人の申請により、提出された研究計画書および研究活動助成に関する規程などに基づいて、研究活動助成委員会が審議して選考原案を作成する。学外派遣研究員は、各教授会の議を経て、学長によって任命される。過去の学外派遣研究員の実績は、以下のとおりである。

2006 年度 大形里美（国際関係学部）インドネシア・インドネシア大学・約1年間

2007 年度 派遣予定者の退職のため該当者なし

2008 年度 該当者なし

本学専任教員には、個室の研究室（面積 21.40 m²）が供与されており、事務机、椅子、テーブル、パソコン（インターネット接続）、電話、書架、ロッカーなどが大学によって配備されている。その研究室は研究棟2階から7階に集約されており、全専任教員に個室を割り当てている。

また、教員相互の連絡や打ち合わせのために、研究棟1階に共同研究室が設置されている。そこには、複写機、パソコン（インターネット接続）、スキャナー、プリンター、シュレッダー、雑誌、新聞などが置かれ、また郵便物・書類等を配布するメールボックスが設置されており、研究活動を支えている。

さらに、本学専任教員による任意研究組織として、法学会、経済学会、国際関係学会、教養学会がそれぞれ設立されている。本学専任教員は、上記の学会のいずれか一つに加入している。各学会は独立した会計を行っており、それぞれの予算に基づいて研究紀要の発行、講演会や研究会を行い、会員相互の研究活動を支援している。

なお、経済学部の経済研究センター（FUTURA）は、研究会の会場を提供し、経済学部の教員が一定数量までは自由に使用できる複写機、パソコンなどが取り揃えてある。法学部には、現代法政研究室（資料室）が置かれており、法学部の教員向けに各種の資料を集めて取り揃えている。

学内の共同研究費の制度化については、本章第1節で述べた社会文化研究所規程による共同研究費があり、それぞれ適切に運用されている。

【点検・評価】

本学においては、個人研究費や研究旅費、教員研究室、教員の研究時間の確保など、経常的な研究条件の整備は、適切になされていると評価できる。また、研究活動に必要な研修機会確保のための方策として、学外派遣研究員制度があることも評価できる。さらに、学内の共同研究費の制度として、社会文化研究所共同研究費があることも評価される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後は、より一層の研究成果を創出して社会に発信するために、各種の研究助成制度の充実を図る。

2. 競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

私立大学の財政状況が困難の度合いを増している環境において、教育に直接関係しない部門・用途についての予算を安定的に確保することは難しくなっており、特に教員の研究費については外部の競争的資金に依存する度合いが高まっている。

このため、科学研究費補助金をはじめとする各種外部資金への申請・採択を増加させる必要がある。

科学研究費補助金新規申請の件数は、2006年度12件、2007年度13件、2008年度13件である。そのうち、採択された件数（採択率）は、2006年度2件（16.7%）2007年度4件（30.8%）、2008年度4件（30.8%）、となっている。

本学教員が研究代表者として科学研究費補助金（文部科学省および日本学術振興会）の交付を受けた最近の研究は、以下のとおりである。

	2006年度				2007年度				2008年度			
	申請件数		採択件数		申請件数		採択件数		申請件数		採択件数	
	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
法学部		4				4		1	1	5	1	2
経済学部	2	6	2	2	3	7	3	2	4	8	4	
国際関係学部	1	2	1			2	2	1	1	1	1	1
計	3	12	3	2	3	13	3	4	6	14	6	3

科学研究費補助金への申請・採択者を増加させるために、2008年度より大学に措置される科学研究費間接経費の一部を利用した研究助成制度を設けた。これは、科学研究費補助金に申請したものの採択されるに到らなかった教員に対して研究費を支給し、引き続き次年度も申請を行うことができるように支援して、研究環境を改善することを目的としたものである。

大学総務室は、毎年、科学研究費補助金公募要領等説明会を開催し、応募希望者の便宜を図るとともに、補助金の管理や提出書類作成の補助など採択者への事務的な支援を行っている。

さらに、市町村、財団法人、信託協会などからの研究助成金の交付ならびに受託研究については、次のような状況となっている。

	2006年度	2007年度	2008年度
法学部	1	5	1
経済学部	1	1	
国際関係学部			

【点検・評価】

本学においては、競争的な研究環境創出のための措置は、科学研究費間接経費の一部を利用した研究助成制度を設けるなど、一定程度の整備がなされていると評価できる。また、科学研究費補助金申請の件数および採択件数が増えていることは評価できる。

小規模な社会科学系の大学としては、毎年数件程度が科学研究費補助金に採択されており、競争的な研究環境創出のための措置が一定程度整備され、各教員の研究への意欲も高いことがうかがわれる。しかし、大型の外部資金の採択実績がほとんどないのが実情である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後も、科学研究費補助金への申請を含め、外部研究資金等申請を奨励し、採択率・獲得率を向上させるよう努力する。

3. 研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

①出版助成制度

本学には、研究上の成果の公表のために、大学予算による学術研究書の出版助成制度がある。毎年、本学教員から出版助成の申請を受け付けており、研究活動助成委員会の審議により選考原案が作成される。各教授会の議を経て助成が決定される。助成金額は1件100万円であり、毎年2件までの助成を行っている。過去3年の実績は以下のとおりである。

2006年度 安藤高行（法学部）『現代の行政活動と市民』法律文化社

2006年度 後藤勝喜（法学部）『現代の雇用と法を考える』法律文化社

2007年度 西堀喜久夫（経済学部）『現代都市政策と地方財政』桜井書店

2008年度 該当無し

②図書出版制度

教養学会では、学会員からの申請に基づく図書出版助成の制度を設けており、計画書などの申請内容を審査の上、九州国際大学教養学会叢書としての出版に助成を行っている。現在までに以下が出版助成されている。

叢書2：福永義臣（経済学部）「図書館社会教育の実践：中田邦造の読書指導と自己教育論」中国書店、2006年度発行

叢書3：大倉得史（法学部）「語り合う質的心理学―体験に寄り添う知を求めて」ナカニシヤ出版、2007年度発行

叢書4：坂井宏光（法学部）『クリーナープロダクションに基づく環境保全と持続可能な社会の展望』ライフリサーチプレス、2007年度発行

③紀要類

既に述べたように本学の法学会、経済学会、国際関係学会、教養学会は、おのそのの研究紀要として『法学論集』、『経営経済論集』、『国際関係学論集（旧国際商学論集）』、『教養

研究』を編集・発行しており、それらは、全国の主な研究機関や大学の図書館などに送付されている。また、全国の大学および研究機関から送られてくる紀要などは、一元的に本学附属図書館で管理および所蔵されている。なお、本学附属の社会文化研究所は、『社会文化研究所紀要』を年に2回発行している。

各紀要類については、研究成果をさらに広く公開するために、2008年度よりインターネット上での全文公開に着手しており、著作権処理の終了した号から本学図書館のホームページ及び国立情報学研究所論文情報ナビゲータ「Cinii」での公開を開始した。本学図書館の紀要論文全文公開のページのURLは次のとおりである。

<http://www.kiu.ac.jp/facility/memoir/index.html>

さらに、共同研究の成果を公表するために『九州国際大学社会文化研究所叢書』を発行している。2006年度以降に発行された叢書は、以下のとおりである。

叢書4：和田正広（法学部）・黒木國泰編『華僑ネットワークと九州』

中国書店、2006年発行

叢書5：坂本悠一（経済学部）・木村健二『近代植民地都市釜山』

桜井書店、2006年発行

【点検・評価】【長所と問題点】

本学における研究上の成果の公表は一定の件数を維持しており、評価できる。また、北九州市立年長者研修大学校の主催によるシニア・カレッジに講師および会場を提供するなど、地域貢献としての研究成果の発信も活発である。このように本学教員は各学会等を通じて一般市民にも研究上の成果を発信していると評価できる。

また、本学では、学内の法学会、経済学会、国際関係学会、教養学会により研究紀要として、『法学論集』、『経営経済論集』、『国際関係学論集（旧国際商学論集）』、『教養研究』が発行され、各教員の研究成果発表の場が確保されていることは評価できる。またインターネット上での全文公開に着手し、研究成果が従来よりも広く公開されるようになっていることも評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

研究上の成果の公表、発信・受信を今後も一層活発に行うために、今後も学術研究書の出版助成制度を維持する。紀要類のインターネット上での全文公開に向けた著作権処理等を引き続き行くと同時に、機関リポジトリの設置に着手する。また北九州市立年長者研修大学校との連携などを今後も深めていく。

第10章

施設・設備等

第10章 施設・設備等

【到達目標】

本学は各学部・各研究科の教育研究目的を実現するために必要な施設・設備の充実を促進するとともに、学生が快適なキャンパスライフを送れるようキャンパス・アメニティの向上を促進していく。

また、施設・設備上の衛生・安全を確保するために、管理体制の充実を図る。

第1節 施設・設備等の整備

【現状の説明】

本学は、殆どの施設が北九州市八幡東区平野地区（以下「平野キャンパス」）に設置されている。校舎はすべて平野キャンパスにあり、ほかに北九州市若松区にグラウンド（野球場・サッカー場）を所有している。総校地面積は83,043㎡で、大学設置基準上必要とされる36,250㎡を満たしている。また、総校舎面積は33,264㎡であり、同基準上必要とされる16,923.6㎡を満たしている。なお、平野キャンパスはJR八幡駅から徒歩10分程度の位置にあり、バス停留所、都市高速インターも近く、交通上の利便性に恵まれている。近隣には独立行政法人国際協力機構（JICA）、北九州市国際交流センターなどがあり、一体感のある国際交流ゾーンを形成している。

平野キャンパスには主な建物が7棟ある。その内訳は、1号館、2号館、3号館、研究棟、メディアセンター、KIUホール、平野記念館であり、それぞれの用途は概ね以下のとおりである。

1号館：学長室・学部長室等の執務室、事務室、保健室、会議室、別科教室等

2号館：講義専用の教室棟（大学院教室含む）

3号館：講義教室（2階以上）、就職支援関連施設、エクステンションセンター等（1階）

研究棟：教員研究室、大学院生研究室、会議室、ラウンジ等

メディアセンター：図書館、ネットワークセンター、情報処理教室、システムカフェ等

KIUホール：大教室（539席）、食堂、生活協同組合、学生自治会室等

平野記念館：法人棟、体育館、武道場、トレーニングルーム、サークル部室等

さらに、新日本製鐵株式会社八幡製鐵所から寄宿舎を借用し、留学生寮として使用している。（約250人入居可能、第13章に関連記述あり）

そのほか、学生・外来者のための駐車場（280台収容）、教職員駐車場、駐輪場を確保している。

設備面では、2号館・3号館のほぼ全教室にプロジェクター・マイク・ビデオデッキ等の教育用機材を備えている。なお、図書館設備については第11章、情報処理機器・設備については本章第5節に詳述しているので参照願いたい。

【点検・評価】 【改善方策】

大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するために必要な施設・設備等は十分整備されており、今後は機器の経年劣化や技術革新に対応しながら設備更新を図っていく。

なお、留学生寮については劣化しており、対応策を検討中である。（第13章に関連記述）

第2節 キャンパス・アメニティ

【現状の説明】

本学は、比較的コンパクトなキャンパスの中にさまざまな生活空間が整えられており、交通のアクセスも良く、学生にとっては利便性に恵まれているといえる。

キャンパス・アメニティの形成・支援は学生支援室が実行の主管部署となって取り組んでおり、2008年度より実行中である大学中期計画においても「学生満足度を高めるキャンパス・アメニティの向上」を重点課題としている。学生支援室は、種々アンケートの実施や「目安箱」による情報収集を通じて学生のニーズを把握することに努めており、その情報をキャンパス・アメニティ向上の一助としている。

学生への情報提供は、1号館1階ホール掲示板を中心とした学内数箇所の決められた場所で行っている。また、KIUポータルサイトを利用して、学生は目的に応じて情報を入手することができる。

本学の一つの特徴として、キャンパスを囲む塀や門というものがなく、開放的な構造になっていることが挙げられる。これは、平野地区へキャンパスを全面移転する際に都市型の開かれた大学を目指したことに由来し、外部との垣根がないに等しい状態となっている。これにより学外者がキャンパス内に自由に出入りできるのは大学にとって一長一短ではあるが、それによる重大なトラブルはこれまでのところ発生しておらず、地域と一体化した空間となっている。このような大学キャンパスは全国でも珍しい事例であろう。

また、食事に関しては学生食堂（445席）を整備しているほか、生活協同組合（購買部）、近隣のスーパーマーケット・各種飲食店を利用できるなど、環境が整っている。そのほか、建物内外に座って憩えるフリースペースやラウンジ等を設置することによって学生の居場所確保に努めているが、学生にとって快適なキャンパス・アメニティ形成には、今後とも学生の意見を取り入れながらハード・ソフト両面で尚一層の工夫が必要であろう。

さらに、地域への環境的影響に関しては、本学はグラウンドが隣接していないためサークル活動時の声も少なく、また駐車場も完備しているので近隣からの苦情は殆どない。ただし、定期試験時には多少の混雑があるので職員が交通整理に当たっている。

【点検・評価】 【改善方策】

学生生活を送るうえで快適な環境が提供できている。

コンパクトなキャンパスはゆとりが少ないという一面もあるが、積極的にキャンパスを利用する学生にとっては利便性が高い。また、アンケートの実施など、キャンパス・アメニティ改善に積極的に取り組んでいる姿勢は長所であり評価できる。

第3節 利用上の配慮

【現状の説明】

1999年（平成11年）に大学の全面移転を行い、建物・設備の大部分を一新した。その際に身体的ハンディキャップをもつ学生に対する相当の配慮を行っている。たとえば、ハンディキャップトイレ設置、全棟のエレベーター設置、段差の解消によるバリアフリーなど

である。もともとキャンパス全体がフラットに近い立地であるのに加えて、大学全体でのバリアフリーを目指して、すべての施設に車椅子で移動できるよう配慮している。また、ほぼ全教室に障害者用の机を設置している。さらに、車椅子通学の学生に専用駐車場を確保するなど、運用面での対応にも注意を払っている。

2009年4月現在、本学には要支援障害学生が、車椅子通学者1人、歩行補助装具使用者2人、両足首の障害者1人、麻痺のため立位静止が困難な者1人が在籍しているが、支障なく大学生活を送っている。

図書館は、昼夜開講制に対応するため、午前9時10分から午後10時まで開館し、自由に閲覧・貸出しができるようにしている。また、学生食堂は午後7時40分まで利用可能である。

大学の情報機器は、全学生に学生カード・ID・パスワードを配布しており、それを使用することにより学生向けに設置された全てのパソコンを学生は自由に利用することができるようになっている。（第5章に関連記述あり）

【点検・評価】 【改善方策】

キャンパス全体が障害者にも配慮した設計となっていることは評価できる。

また、各施設の利用時間に関しても配慮がなされており、特段の改善を要する問題点は見当たらないが、使用上の利便性向上を図るため今後とも尚一層の努力を続けていく。

第4節 組織・管理体制

1. 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

【現状の説明】

本学では、施設・設備等の維持・管理に関し資産管理規程を定め、規程に則って法人事務局長を管理責任者とし、法人総務室が全体の維持・管理業務を担っている。また、各会計単位に資産管理主任者を置いて、それぞれに配置されている資産の管理を行っている。

責任体制は上述のとおりであるが、実際の運営上では日常的な業務の多くを民間のビル管理会社や警備会社に委託しており、大学の施設・設備等の実質的な維持・管理機能の一部を外部委託業者が担っている。そのほか、若松グラウンドには管理人を配置して資産を管理している。

防火管理に関しては防火管理規程を定めており、法人事務局に設置する防火管理委員会の委員長が防火管理責任者を務める。防火管理委員会には大学からは学生部長、大学防火責任者、副防火責任者が委員となっている。

【点検・評価】 【改善方策】

施設・設備の維持・管理に係る管理体制が確立され、管理責任者のもとに、法人総務室、資産管理主任者、外部委託業者等がそれぞれの範囲で施設・設備の維持・管理を行っているなかで、現状においては適正な管理が行われており、体制面に係るような問題は発生していない。日常業務の中で微妙な判断が発生する場合は都度連絡をとりながら処理しており、責任体制は確立されていると判断される。

2. 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

【現状説明】

本学では、ネットワーク関連設備を除き施設・設備のメンテナンスをビル管理会社に外部委託している。そして、夜間および休日の守衛業務を警備会社に外部委託している。

2号館に施設設備を集中監視する中央監視室を設置しているが、その機能を上記二社に委託しており、日常はビル管理会社が常駐し、夜間・休日は警備会社が常駐する24時間体制をとっている。

また、キャンパス内の建物を含む清掃管理業務、法定点検管理（受変電設備、防災設備、昇降機設備）、保守点検管理（自動ドア、空調・換気設備、ポンプ、放送設備）、環境衛生管理（受水槽清掃、剪定・除草）等を専門業者に委託している。それらは本学に常駐しているビル管理会社とも密接に連携しており、何かあればビル管理会社を通じて法人総務室に報告されるようになっている。そして、毎月1回、法人総務室・ビル管理会社・警備会社による連絡会議を開催しており、綿密な情報交換を行っている。

防火管理規程において、防火管理組織、火災予防、自衛消防活動対策、震災対策について詳細に定めており、それに基づいて定期的に消防訓練を実施することとしている。そして、理事長が消防設備等の点検結果を3年に1回所轄の消防署長に報告することを規定し実行している。全学での消防訓練は、消防署協力のもと、数年に1回程度の頻度で実施している。

学生がサークル活動・課外活動等で使用する平野記念館の施設や部室などについては、九州国際大学平野記念館使用規程、九州国際大学アリーナ使用規則、九州国際大学部室等使用規則等において施設・備品等を完全な状態で使用するための使用手続き、遵守事項等を定め、適正な運用と衛生・安全の確保を図っている。

なお、施設等を学外の団体に貸与する場合は、施設の適切な運用が図られるように、九州国際大学施設等の学外貸与に関する規程において遵守事項や使用者の責任範囲を明確にしている。

【点検・評価】 【改善方策】

施設・設備等の衛生・安全を確保するため、専門業者に業務を委託し、常に安全、良好、快適な状態で使用に供することができるようにシステムが整備されている。また、学生が課外活動等で使用する施設についても、使用規則を定めて適正な状態を維持する仕組みができていることは評価できる。

第 5 節 教育情報ネットワークセンター

1. 大学における情報設備

【現状説明】

大学における情報設備は、教育情報ネットワークセンターが管理・運営している。教育情報ネットワークセンターはメディアセンター棟の 1 階部分に配置しており、その組織と管理する施設・設備は次頁（図 10-5-2）に掲載しているとおりである。本学の情報教育関連施設としては、情報系の授業はもとより一般教養の授業にも活用できるパソコン教室をはじめ、図書館学系の講義や各種研究会に利用されているマルチメディア教室、学生が自由に利用できるシステムカフェ・電腦スクエアなどを、メディアセンター棟を中心に配置しており、各室の概要およびパソコン設置状況は以下のとおりである。

マルチメディア教室には 80 インチの大型リアスクリーンを設置しており、教卓のパソコンの画面や書画装置に置かれた資料を投影して授業等を行っている。またこの教室は 120 席を有し、それぞれの机の上には、情報および電源コンセントを配置している。学生が持込んだパソコンを机上の情報コンセントに接続すれば、インターネットが利用できる。

パソコン教室は 4 室あり、メディアセンター内に 3 教室を配置している。パソコン教室 1・2 は、それぞれ学生が使用できるパソコンを 60 台設置、パソコン教室 3 は教室内を 2 つに分割しての授業も可能である。パソコン教室 4 は、3 号館 2 階に配置している。

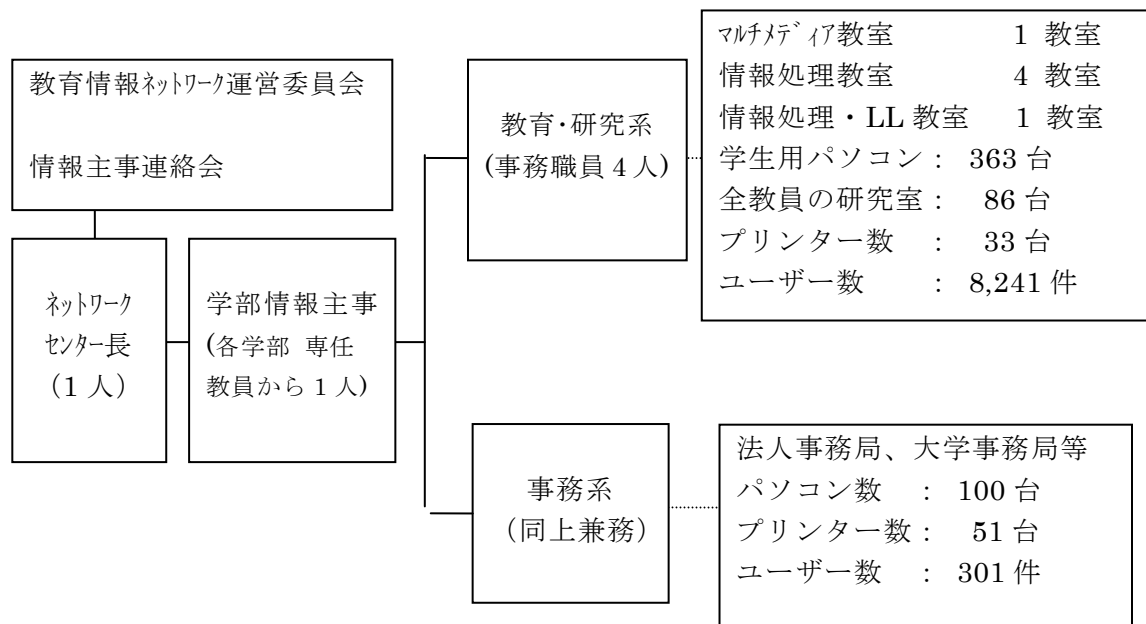
付帯設備として、各室の教卓には、教員用パソコン・書画装置およびビデオレコーダーを設置している。また、教卓パソコン用の液晶モニターの画面を、学生用パソコンまたは中間モニターに配信する画像配信装置を有する。

そのほか、1 号館に情報処理・LL 教室、3 号館に電腦スクエア、メディアセンターにシステムカフェを配置している。研究棟 1 階には大学院談話室がありパソコンを設置しているほか、同棟 2 階～7 階には教育職員用研究室が配置されており、専任の教育職員には 1 人 1 台のパソコンを貸与している。

表 10-5-1 各教室のパソコン設置状況 (台)

メディアセンター	マルチメディア教室	1
	パソコン教室 1	60
	パソコン教室 2	60
	パソコン教室 3	40
	システムカフェ	40
	図書館（蔵書検索・ブラウジングコーナー）	19
1 号館	情報処理・LL 教室	59
3 号館	パソコン教室 4	36
	電腦スクエア	21
研究棟	教育職員研究室	86
	大学院談話室	6

図 10-5-2 教育情報ネットワークセンターの組織と管理する施設・設備

**【点検・評価】**

各研究室および 2 号館・3 号館の教卓に配置しているパソコンが導入からおよそ 10 年を経過しており、老朽化が目立ってきている。教室に配置しているパソコンで DVD 教材を天吊プロジェクターで投影するが、時にはコマ送り状態となり、講義にならないという苦情も出てきている。研究室用パソコンも同様である。

機器の老朽化を除けば、本学の情報設備は、教育・研究を支援するためにほぼ十分に整備されていると評価できる。

【改善方策】

普通教室の教卓用パソコンおよび研究室用パソコンの更新に具体的に着手する。

2. ネットワーク**【現状説明】**

本学のネットワーク構成は、外部直結部、DMZ 部、内部ネットワーク(研究教育系、事務系)に分けられている。また、外部回線は QTnet の VLAN 回線を利用して SINET3(九州工業大学戸畑キャンパス)へ接続している。

内部ネットワークは基本的に、各建物またはフロアでセグメント分割され、各建物間は光ファイバを用いて接続している。外部との接続はファイアーウォール、プロキシ経由で行われている。通信速度については、基幹部は 1000M である。研究教育系ネットワークと事務系ネットワークとの間にはファイアーウォールが設置されている。

学内ネットワークについては、Windows ドメインにて研究教育系と事務系に分かれる。

利用目的の観点から(a)研究系、(b)教育系、(c)事務系の3種類に分類され、運用および管理をしている。

(a) 研究系ネットワーク

研究系ネットワークは、主として教員が利用するネットワークおよび情報機器類を指し、教員の研究および教育活動等に利用される。

専任教員に対しては、各教員の個人研究室に各1台のパソコンが支給されており、個人別のアカウントおよびメールアドレスを配布している。

(b) 教育系ネットワーク

教育系ネットワークは、主として学生が利用するネットワークおよび情報機器類を指す。

学部および大学院の学生に対しては、全員に Windows 用アカウントおよび電子メールアドレスを配布している。これにより、学生は学内各所にある学生用パソコンに自由にアクセスすることが可能となっている。

(c) 事務系ネットワーク

事務系ネットワークは、主に事務職員が利用するネットワークおよび情報機器類を指す。

事務系に関しては、事務職員に対して原則として1人1台のパソコンが支給されており、個人別のアカウントおよびメールアドレスを配布している。このため事務作業において障害なくコンピュータ・ネットワークを利用することが可能となっている。

また、コンピュータシステム（学務システムを含む。）の更新により、2007 年度から学生の授業への出席状況、学生の成績・単位取得状況、シラバス、休講情報などを一元的に管理できるようになった。また、ブラウザ上で処理を行うことができる GAKUEN/Universal Passport の導入により、従来は各部署において管理していた学生情報の共有化と効率的な利用、事務の省力化を図ることができた。GAKUEN/Universal Passport には、教員、事務職員、学生がアクセス可能であり、ユーザーの所属および部署ごとにアクセス管理を行っている。

2009 年度からは、これまでロータスノート（グループウェア）で運用していた学内専用メールとインターネットメール（学内・学外両用メール）のうち、後者について、ヤフー株式会社が提供する「Yahoo!メール アカデミックエディション」に切り替える。これにより、学外向けの電子メールは事実上外部委託による運用となる。

システムの維持管理については、限られた環境のもと、できる限りの対応はしているが、様々なトラブルや利用者側の高度なニーズに対応するために、的確な情報を提供するとともに、十分対応できる人員の確保と育成を行っていく。

【点検・評価】

利用目的の観点から分類された(a)研究系、(b)教育系、(c)事務系の各ネットワークの運用および管理については、下記のとおりである。

(a) 研究系ネットワーク

個人研究室に設置しているパソコン、ネットワークプリンタ等のトラブルには、センター職員が対応しており、教員が教育・研究にあたり情報機器類を使用する際のサポートも行っている。また、各研究室からの Q & A に対して適宜対応ができています。

(b) 教育系ネットワーク

前述（図 10-5-2 参照）したように、学生用として合計 363 台のパソコンが設置されており、在学者数との対比の観点からは、充実した環境であるといえる。

特に、メディアセンター内の「システムカフェ」40 台および 3 号館の「電腦スクエア」21 台のパソコンは、学生の自由利用専用としており、PC 教室が講義等で使用されているときにも学生は自由にパソコンを利用することができる。

パソコン教室については、メディアセンター 4 室（うち 1 室はマルチメディア教室）、1 号館 1 室、3 号館 1 室が設置されており、情報系の講義・実習科目の需要に応えられる状態にある。

全学生数に対する学生が利用できるパソコンの保有台数については、約 6.3 人に 1 台の割合である点からするとほぼ適切な台数を保有している。

学生が昼休みや講義の空き時間に使用できるパソコンが足りないという状況はほとんど見られず、講義に使用しない時間帯は PC 教室のパソコンも自由に利用することが可能であり、学生数に対して適切な台数のパソコンが配置されている。

またプリンタへの出力についても、年間の枚数制限は設けているが特に料金は徴収せず、学生のレポート、卒業論文やその他の印刷物の作成に配慮している。

(c) 事務系ネットワーク

事務系ネットワークでは、職員に対してはパソコン 1 人 1 台体制が早い時期から実現できており、ネットワークを活用した事務体制が構築されている。

電子メールによる事務連絡については、学内向けにはロータス・ノーツを利用する。また学外向けとしては、2009 年度から「Yahoo!メール アカデミックエディション」を導入。電子メールアドレスは事務職員全員に配布されている。

2007 年度から GAKUEN/Universal Passport が導入され、ポータル機能（KIU Portal）を駆使し、学生、教育職員、事務職員へ情報を提供している。教育及び業務の改善という観点から考察した場合、以前と比べて個々の学生への連絡およびシラバス検索、履修、成績、出席、休講、進路情報等の情報が容易に把握できるようになった。また学生は、携帯端末のメールアドレスを KIU Portal に登録することによって、休講情報等の配信サービスを利用できるようになった。

教育職員については、シラバス、履修学生名簿、受講の有無、成績登録等が研究室から入力できるようになった。事務職員については、各部署単位で所有していた情報が一元管理され、また手作業で行っていた諸業務についても部署間連携ができるようになり、個人への情報サービス向上と簡素化が図られた点を考慮すれば、的確な導入である。

以上、本学のネットワークについては、教育・研究支援のために、ほぼ十分に整備されていると評価できる。

【改善方策】

学内業務の情報化、教室及び研究室のパソコン更新とさまざまな教育メディアの活用を視野に入れて、

- ①情報処理教育推進に伴う機器・設備更新・拡充への対応
- ②学内事務系情報化の運用
- ③学生に対するシステムの変更

(学生向けノーツシステム利用については 2009 年度でサービスを停止する。)などを行っていく。

また、本学のホームページ上において、個人認証が行えるようになれば、学外から学内環境へのアクセスをサービス開始することができる。現在テスト稼動中である。

(a) 研究系ネットワーク

研究系ネットワークについては、情報機器類の更新を行っていく。

専任教員の個人研究室のコンピュータについては、性能面から次期 OS（オペレーティングシステム）の使用には耐えられないと思われ、教材作成等にも支障を来すことが予想されるため、更新の検討を行う。

プリンタについては、全個人研究室に配置することが望ましいが、当面共用プリンタの更新および増設を行う。

(b) 教育系ネットワーク

PC 教室のパソコン、プリンタおよび教材提示用モニタの更新を定期的に行う。

また、学生の利便性を向上させるために、学内無線 LAN 環境整備は完了しているが、セキュリティについて今後検討していく。

(c) 事務系ネットワーク

事務系ネットワークについては、GAKUEN/Universal Passport の導入に合わせて、事務職員に配布されているコンピュータの多くをリプレースしたが、引き続き一部に残っている老朽機については早急に更新を行う。また、ギガビット・ネットワークの設備導入と合わせて全体的な情報機器の更新も行っていく。

今後 KIU Portal の機能を徐々に追加して、コミュニケーション・ツールとして拡充していく。

第6節 大学院研究科の施設・設備

【現状の説明】

大学院研究科の教育目的を実現するための施設・設備等の整備状況については、多くの施設・設備は大学・学部との共同利用となっているが、大学院生の研究活動を円滑に行うことができるように、大学院専用の施設・設備も整備している。

大学院専用の施設としては、大学院専用教室と、自習室にあたる院生研究室、院生談話室を設置している。大学院専用教室は2号館に5室設置している。院生研究室は研究棟に3室用意され、総面積253㎡、96名収容可能であり、個人用に机・椅子・照明スタンド、ロッカー、書架が配備されている。また、院生談話室（3号館）は総面積101㎡で、グループテーブル、コピー機、学内LAN対応パソコン6台、プリンター、書架、応接セットならびに電話が配備されている。

図書館については、大学院生は開架式書庫だけでなく閉架式書庫への立ち入りも可能であり、資料収集面で特別の配慮をしている。（第11章に関連記述あり）

学術資料の記録・保管ならびに他大学との学術資料等の相互利用に関しては、「第11章 図書館および図書・電子媒体」において記述したとおりである。学術資料については、本学研究科の学問系統である社会科学分野に重点を置いており、教員・院生の研究活動に資する資料の整備を図っている。また、九州地区の図書館利用の便宜を図るために情報ネットワークシステムを構築しており、相互利用の仕組みが整備されている。

そのほか、法学、経済学、経営学関係の雑誌18種類を大学院予算で購入して、大学院談話室にて院生が自由に閲覧できるようにしている。

施設・設備等の維持管理については、大学院・学部の区別はなく、本章第4節にて記述しているので参照願いたい。

【点検・評価】 【改善方策】

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備が十分整えられており、特に改善すべき点は見当たらないが、今後とも施設・設備の充実に努力していく。

第11章

図書館および図書 ・電子媒体等

第 11 章 図書館および図書・電子媒体等

【到達目標】

図書館は、大学院研究科、学部・学科の教育、研究および学習に必要な図書そのほかの資料を適切に収集・管理する。これら整備・構築した資料・蔵書類は、広く学内外に公開することにより教員・学生の学習・研究に供すると共に、地域住民にも開放して地域社会への情報提供に寄与する。また、大学における教育・研究の基礎施設として環境変化への対応、利便性向上を果たしていくために、学術情報の電子化、図書館ネットワークの整備拡充等を図る。

第 1 節 図書、図書館の整備

1. 図書・学術雑誌・視聴覚資料等の整備

【現状説明】

(1) 資料・図書

本学図書館は、図書館規程に基づき、学術研究・教育活動に必要な一般教養・専門分野の図書や、統計書、辞典、事典、年鑑類、非図書資料（活字以外のメディアによる資料、ビデオテープ、DVD などの映像資料、録音資料および機械可読資料）および逐次刊行物（学術雑誌、新聞および大学・研究機関が発行する紀要等）などを収集している。

2008 年度は図書を 6,241 冊受け入れ、その他の非図書資料については、視聴覚資料などの映像資料および機械可読資料などを 38 点受け入れている。

学部学生・大学院生の学習、教職員の教育・研究活動を支援するため、必要とされる資料を図書委員会や図書館事務室が主体となり選書収集している。

学生用図書は、一般教養図書、専門書などを収集している。また、気軽に読める資料として、文庫コーナーを別置している。さらに、就職活動に役立つ資料を別置している。そのほか、留学生への配慮として、日本語、中国語、韓国語で書かれた日本の文化事情に関する資料などの収集にも努めている。最近では、教職課程を履修している学生が利用する教職関係資料コーナーを設置した。

指定図書（講義に関連する図書）については、担当教員が講義に関連した参考図書を年度初めに選定し、図書館事務室で収集している。指定図書は、2008 年度、約 2,300 冊受け入れており、専用コーナーを設けて教員別に配置している。

また、シラバスに掲載されている図書のうち所蔵のないものは購入するようにして利用に供している。同時に学生による購入希望図書制度を取り入れて、学生が希望する資格試験資料や教養書などを購入している。購入を決定した資料については、ホームページで紹介している。

教育・研究専門分野の図書は、研究資料費で教員が資料を選定収集し利用に供している。

利用者のニーズは時とともに変化していく傾向にあるので、学内者や学外者のニーズをいち早く捉えそれに対応した資料収集を図り、常に最新の資料・図書を整備するようにしている。

図書の蔵書構成は、人文科学・社会科学・自然科学分野と主題分野別に研究用資料群と学習・教養教育用資料群で構成されている。

図書の整備状況については、社会科学分野の図書に重点を置き、法律・経済・国際関係その他を整備し、人文科学分野では語学、哲学、歴史、産業芸術、文学関係を整備している。自然科学分野では、数学、物理学、地球科学、生物学等、教育・研究に必要な資料を収集している。またこれらの主題に関する辞典、目録、索引、統計的な資料として官庁関係資料群で毎年発行されているもの、学習教養書や資格試験、就職関係資料などを毎年更新している。その他の資料としては、新聞のマикроフィルムや外国の官報をマイクロフィッシュ資料などを数多く所蔵し、学内外からの利用に供している。

この他、蔵書には、新日本製鐵（旧八幡製鐵）資料室から寄贈された『製鐵文庫』（13, 218 冊）や、関係者から寄贈された各種文庫（13, 734 冊：「高本文庫」・「瀬戸山文庫」・「川瀬文庫」・「正田文庫」・「伊藤文庫」その他）などを含む貴重な専門書や学生のための図書（和・洋を含む）をはじめ、本学に関係する様々な分野の図書を所蔵し、学内外の利用者に活用されている。また、貴重な郷土資料や入手不可能な資料を教員より寄贈を受け所蔵している。

過去 3 年間の図書の受入冊数状況は表 11-1-1-1 のとおりである。2007 年度の受入冊数 6, 171 冊を、最新情報の「平成 19 年度 日本の図書館統計と名簿」の平均値の 4, 000 冊と比較検討すると約 1.5 倍の受け入れとなっている。

表 11-1-1-1 過去 3 年間の図書受入状況

区分		2006 年度	2007 年度	2008 年度
和 書	購入	4, 751	4, 630	4, 709
	寄贈	673	619	826
計		5, 424	5, 249	5, 535
洋 書	購入	780	912	706
	寄贈	76	10	0
計		856	922	706
合 計		6, 280	6, 171	6, 241

(2) 学術雑誌および視聴覚資料

①学術雑誌

図書館は、逐次刊行物を 2008 年度に国内 2, 615 種、国外 592 種合計 3, 207 種を継続受け入れしている。なかでも、法律関係では、利用の多い判例集「最高裁判所判例集」をはじめ「法律時報」、「判例時報」、「民商法雑誌」、「法学協会雑誌」、「Law Quarterly Review」、経済関係では、「国民経済雑誌」、「会計」、「国際問題」などを創刊号から所蔵している。アジア関係・経済関係の資料では、韓国の「新東亜」、「月刊朝鮮」、「現代文學」、インドネシアの「GATRA」、中国の「民主与法制」、「天下雑誌」、「人民日報縮印合訂版」、「争鳴」、「廣角鏡」などを所蔵しており、これらの雑誌は、全国でも所蔵している

大学はあるものの、受け入れ大学数が少なく貴重な雑誌といえる。

新聞は、国内紙は主要な全国紙に加えて、地元の「西日本新聞」を創刊号から（一部マイクロフィルム）所蔵している。外国新聞は国際関係の特色を活かした中国の「中国時報」、「東亜時報」、インドネシアの「Kompas with Bola」などを所蔵している。

学術雑誌のうち、一部電子ジャーナルについて 2005 年度より導入しており、学内における LAN 利用で閲覧可能となっている。

学術雑誌の受け入れは、「平成 18 年度 学術情報基盤実態調査結果報告」によれば、平均総数は 1,266 種であり、本学は総数 3,185 種を受け入れており平均値の 2 倍以上を示している。

②視聴覚資料

専用コーナーを設置し、図書や雑誌資料とは違った映像資料効果による、教育・学習効果を上げるため、幅広い教養分野や学術分野に亘って、事典、歴史、社会科学、自然科学、芸術、言語、文学などの関連資料を所蔵している。2008 年度は、総数 4,325 点となっている。最近は、法学部の新たな教育プログラム設置に伴いリスクマネジメント関係資料も収集している。

過去 3 年間の学術雑誌および視聴覚資料の所蔵数は[基礎データ]表 41 のとおりである。

(3) マイクロフィルム

外国新聞の保存については、九州地区の大学図書館間における外国新聞分担保存協定により、各大学図書館は外国新聞の保存の形をオリジナルまたはマイクロフィルム等で保存している。

また、「中国時報」新聞をマイクロ化した資料や「Kompas with Bola」（原紙）などの近隣大学には所蔵していない貴重な資料を、原紙の状態（一部マイクロ化あり）で分担保存している。

(4) 図書・資料購入費

①図書費

図書費は、2008 年度の購入費、28,408 千円で、学部間の共同購入や、業者との割引価格交渉などの工夫を行って、効率的な資料購入に努めている。

②視聴覚資料費

2008 年度の視聴覚資料購入費は 867 千円となっているが、利用者が増加傾向にあることから、パッケージの消耗が著しい。また新しい分野の資料を充実させる必要がある。

なお、過去 3 年間の資料購入費の推移は表 11-1-1-2 のとおりである。

【点検・評価】【改善方策】

図書・学術雑誌・視聴覚資料等の整備状況は全国平均と比較しても格段に充実しており、大学図書館としての機能を十分に果たしていると評価できる。また、中国、韓国を中心としたアジア関係の特色ある和文・欧文資料を収集し利用に供していることは、大学の方針と合致しているとともに、他の図書館との相互協力関係の中においても特徴的な役割を果たしている。

総じて、蔵書数、受け入れ状況、図書・資料の種類ともに適切な運営が行われており、特段の大きな問題は見当たらないが、引き続き図書・資料の充実に取り組む。

表 11-1-1-2 資料購入費の推移（単位：千円）

区分		2006 年度	2007 年度	2008 年度
図書	内国書	19,750	16,406	19,776
	外国書	11,326	9,854	7,380
雑誌	内国書	6,046	6,001	4,607
	外国書	7,496	6,249	5,882
視聴覚資料		537	655	867
合 計		45,155	39,165	38,512

2. 図書館施設の規模、機器・備品の整備

【現状説明】

(1) 施設の規模

図書館はメディアセンターという複合施設の中にあり、地上 5 階建てのうち 2 階から 5 階までが図書館となり、延べ床面積は 4,346 m²、閲覧席 457 席（OA デスク 68 席）、図書収容可能冊数 約 45 万冊（うち開架図書約 10 万冊）である。

2 階には中央カウンターをはじめ、レファレンスカウンター、AV コーナー、判例コーナー、個人ブース閲覧席、雑誌などを読むことができるスペース、上階を吹き抜けにした空間のブラウジングコーナー、新聞閲覧コーナーがあり、入り口には BDS（ブックディテクションシステム：図書貸出確認システム）を設置している。また入り口横には蔵書検索コーナーを配置している。

3 階には OA デスク（個人のノート PC を接続可能な閲覧机）をはじめ、グループ自習室や、蔵書検索コーナーを配置し、4 階には、一般閲覧席のほか、研究個室と蔵書検索コーナーを設置している。4 階の書庫内には、閲覧席をはじめ、検索端末機とコピー機を設置している。また身体障害者に配慮し、図書館へ 1 階からエレベータを利用できるようにしている。

閲覧机は専用机を各階に配置している。2009 年 5 月 1 日現在の設備詳細は表 11-1-2-1 のとおりである。

表 11-1-2-1 図書館施設

	名称	面積 (㎡)	閲覧座席数 (席)	閲覧座席数に 含まない座席(席)
図書館	総 面 積	4, 346. 02 ㎡		
	2 階閲覧室・カウンター	1, 242. 17 ㎡	152 (PC 仕様席 26 席 H/C 2 席、ブ ラウジングコー ナー12)	2
	A V コーナー			26
	判例コーナー			
	新聞閲覧コーナー			9
	ブラウジングコーナー			
	インターネットカフェ			9
	蔵書検索コーナー			10
	3 階閲覧室	1, 242. 79 ㎡	222 (PC 使用席 42 席 H/C 2 席)	
	グループ学習室			
	検索コーナー			6
	4 階閲覧室・書庫	1, 181. 61 ㎡	76	
	研究個室		4	
	検索コーナー			2
	書庫内閲覧席		3	
	5 階書庫	679. 45 ㎡		
	館長室			
	事務室			
	会議室			
	選書室			
	マイクロ室			2
	印刷製本室			
	閲覧座席数		457	66

(2) 機器・備品

図書館は業務の効率化と利用者サービス向上のためコンピュータ化しており、サーバー機器をはじめ、各端末機器を 2 階から 5 階に配置している。また、CD-ROM 専用検索端末とオンラインデータベースが検索できる端末も配置している。

また、A V ブースは 2 階コーナーに 23 台、マイクロリーダー機器を 5 階に 1 台、1 階のマルチメディア教室には、マルチメディアスクリーン、視聴覚機器、パソコン、プロジェクター等を配置している。

第 11 章 図書館および図書・電子媒体等

表 11-1-2-2 機器・備品の配置数（2009 年 5 月 1 日）

配置場所	種類	台数
A V コーナー	ビデオデッキ	22
	カセットレコーダー	6
	L D デッキ	14
	D V D デッキ	6
マルチメディア教室	大型 80 インチスクリーン	1
	パソコン	1
	ビデオデッキ	1
	L D デッキ	1
	マルチメディア プロジェクター	1
	書画装置	1

システム配置機器		
階	機器	台数
2F	O P A C 検索端末	10
	インターネット検索端末	9
	カウンター貸出し返却端末	3
	プリンター	2
3F	O P A C 検索端末	4
	プリンター	1
4F	O P A C 検索端末	2
	プリンター	1
5F	業務用サーバー	2
	O P A C 検索端末	3
	プリンター	4
	業務用端末	8
	蔵書検索端末	6
計	O P A C / 業務用端末機器	55

【点検・評価】

図書館は教室棟や研究棟から近く、キャンパスの中央に位置している。また、地域開放も視野に入れ、外部から比較的わかりやすい場所に配置されている。

館内の視聴覚コーナー（大型モニタ 2 台配置）や、週刊で発行される雑誌を閲覧できるブラウジングコーナーは多く利用されている。資料の配置については、最も利用度の高い

調査資料（事典、辞典、年鑑、統計書など）を 2 階に配置し、資料の検索には各階に検索端末を配置しており、使用者の便にかなっている。4 階書庫内の書架は電動式であり、同時に免振性に配慮した書架として地震対策も施されており、利便性・安全性ともに優れている。

表 11-1-2-1 のとおり、本学の図書館総面積は 4,346.02 m²、図書収容可能冊数は約 45 万冊である。それに対し、所蔵冊数は 2009 年 3 月末の時点で約 43.4 万冊であり、収容可能冊数に近づいている。

視聴覚機器の設置台数は表 11-1-2-2 のとおりである。現在の運用状況からみると、ハードおよびソフト類の整備状況は概ね良好であるが、最近は視聴覚用のハード・ソフトなどが多様化しビデオカセットテープから DVD ビデオが主流となっているので、DVD などハード機器の整備が望まれる。

寄贈学術雑誌の収集については、収集に限界があり、受入・保存する資料の選択に苦慮している。

施設について、利用者が落ち着いて学習・読書できるよう各階に個人ブースを設置したり、書架・机などは木のぬくもりを感じる木製にしたり、また照明は一部分間接照明にして利用者に配慮している点は長所といえる。さらに、閲覧席の一部では、個人のノート PC を持ち込んで学習できる環境を提供している。

【改善方策】

- (1) 書庫スペースの問題を解消するために資料の希少性、重要性、利用状況を勘案し、廃棄処理を検討する。
- (2) 新聞保存については、書庫の狭隘化から原紙保存を見直し、CD-ROM 化を検討する。
- (3) 寄贈学術雑誌の保存についてアンケートを実施し見直しを行っていくとともに、雑誌の重複所蔵の洗い出しを行うなど、廃棄できるものの検討を行う。
- (4) DVD に対応した機器の増設を検討する。

3. 図書館利用者に対する利用上の配慮等

【現状説明】

(1) 閲覧座席数および開館時間

座席数については、身体障害者席や研究者向け閲覧席を考慮したうえで、館内全体で 457 席設けている。その他に、グループ自習室席などがあり、閲覧室利用が集中する場合は閲覧席として開放している。また開館日数は、定期試験期間前や期間中、夏期休暇中の開館を含め 2008 年度の開館日数は 280 日、講義開講中の開館時間は、平日 9 時 10 分～22 時、土曜日 9 時 10 分～18 時となっている。（閉講中の開館時間は平日 9 時 10 分～16 時 30 分、土曜日 9 時 10 分～16 時）

(2) 図書館の利用状況

本学図書館の 2006 年度～2008 年度の利用状況は、表 11-1-3-1 のとおりであり、入学者

数の減少により利用者数が減少傾向にある。なお、このなかには、学外の利用者数を含んでいる。

表11-1-3-1 過去3年間の利用統計

項目	2006年度	2007年度	2008年度
開館日数（日）	279	279	280
入館者総数（人）	107,393 (4,735)	89,536 (5,179)	77,621 (4,832)
1日平均入館者数（人）	385	321	278

（注）カッコ内は学外者数

（3）館外貸出し

本学図書館の2008年度の貸出し冊数は、9,214冊である。

貸出しについては、通常の貸出し以外に、論文やレポート作成のための特別貸出しを実施しており利用促進を図っている。

過去3年間の館外貸出冊数は表11-1-3-2のとおりであるが、表に見るとおり、学外者への貸出しも比較的多いことが読み取れる。

表 11-1-3-2 館外貸出冊数状況

事項	2006年度	2007年度	2008年度
学 生	7,627	7,078	6,991
教 職 員	1,744	1,139	864
学 外 者	1,285	1,192	1,359
合 計	10,656	9,409	9,214
1日平均貸出冊数	38	34	33

（4）利用者へのサービス

携帯電話から、お知らせや開館情報を見ることができるサービスを提供している。また、学内に所蔵していない資料については、相互利用制度（ILL）の利用を紹介している。

蔵書検索については、OPAC（Online Public Access Catalog オンライン目録、以下 OPAC という）サービスや Web OPAC サービスを提供し、館内では利用指導や事項調査、所蔵調査などのサービスを行っている。

新入生の図書館利用ガイダンスとして、図書館を学生に一層身近に感じてもらうため、4月から6月にかけて利用指導を実施している。具体的には、入門演習の時間を利用して、PC教室で利用方法や蔵書検索方法説明と検索実習、図書館にて館内ツアー、検索実習で検索した資料を実際に図書館内で探してもらうなど、実践的な内容にしている。これらをとおして図書館利用の促進を図っている。

第 11 章 図書館および図書・電子媒体等

外部商用オンラインデータベースの導入については、電子ジャーナルをはじめ、各種データベースを学内から接続できるようにしている。国内のものでは、朝日新聞記事の検索や、国立国会図書館の雑誌記事索引の検索、国立情報学研究所が収集する論文検索や図書データベースの検索などがあり、利用者に活用されている。

2008 年度 3 月末現在の相互協力状況については表 11-1-3-3、外部データベースについては表 11-1-3-4 のとおりである。

表 11-1-3-3 過去 3 年間の各加盟館との相互協力状況表（件数）

事項			2006 年度	2007 年度	2008 年度
相 互 協 力	依頼	複写	510	257	175
		貸借	54	62	43
	受付	複写	322	396	353
		貸借	19	33	45
計			905	748	616

表 11-1-3-4 外部データベース一覧表

データベース名	内容説明
国立国会図書館 蔵書検索	国立国会図書館の蔵書検索、雑誌記事索引検索。
NACSIS Webcat	全国の大学図書館等が所蔵する総合目録データベース。 所蔵検索後、各図書館の所在地、利用条件情報まで提示。
CiNii	論文検索データベース。 国会図書館の雑誌記事索引、研究紀要目次検索、引用文献検索等。 本文へのリンクあり。
日経テレコン	新聞記事検索（日経四紙、朝日、毎日、読売、産経、地方紙等）、 日経関連雑誌記事検索、企業情報等の検索。 記事本文まで表示される（職員が代行検索）。
聞蔵	朝日新聞記事検索。戦後すべての記事を検索できる。 記事本文まで表示。1945 年から 1984 年分は紙面イメージが見られる。 『知恵蔵』の検索も可能。
Lexis Nexis	判例・法検索データベース。 キーワードや日付、法令等さまざまな面から判例の検索ができる。 判例全文が読め、法律関連雑誌の掲載情報までわかる。

(5) 図書館ネットワークの整備

本学の図書館は、近隣の国公立大学・短大の図書館で構成されている各種団体（表 11-1-3-5）に加盟している。また、各大学・機関との相互協力協定を締結し、九州地区の図書館の利用を紹介状なしで利用できることや外国新聞の分担保存など、図書館サービスの向上を図るための相互協力活動を行って情報提供機能を強めている。

また、福岡県下では、大学図書館協議会、公共図書館協議会、専門機関による専門図書館協議会などの組織を合体し、館種を越えて、各館が可能な範囲で協力していくという情報ネットワークシステムが確立されている。

表 11-1-3-5 本学が加盟している図書関係機関

私立大学図書館協会
私立大学図書館協会西部会
九州地区大学図書館協会
福岡県・佐賀県大学図書館協議会
国立情報学研究所目録所在情報サービス

(6) 個人情報の保護への配慮

図書館は、本学の「個人情報保護の指針」に基づき、個人情報の取り扱いについて次のように配慮している。

まず、図書館が取り扱う個人情報には入館者票、閲覧票、文献複写申込票等、各種の個人情報があるが、それを「個人情報」か「個人データ」か「保有する個人データ」かに明確に区別している。各種閲覧票には、個人情報保護に関する注意書きを明記するとともに、取り扱いについては各種単票とし、保管場所もカウンター上に置かない等の処置を行って、情報漏洩等が発生しないよう工夫している。

【点検・評価】【改善方策】

図書館を講義終了後にも利用できるように開館時間について配慮し、また社会人のために 22 時まで開館していることは評価できる。総じて、図書館利用者に対する利用上の配慮は適切である。

4. 図書館の地域開放状況

【現状の説明】

図書館の地域開放については、従来、学内者に支障のない範囲で館長が認めた者に利用を許可してきた。その後、キャンパスの平野地区移転を機に 1999 年 4 月に「九州国際大学図書館市民利用内規」を定め、利用対象者を 15 歳以上の北九州市民および北九州市近隣市町村民に拡大した。また、2002 年 9 月から貸出しサービスを拡充し、他大学の関係者や地域住民にも広く開放している。さらに、九州地区では、大学間で身分証明書を提示することにより、大学図書館を利用できるように協定を締結している。なお本学では、学外者に

よる利用を把握するため、学外者入館記録票への記入を依頼している。

本学は、福岡県内でも早期に専任教員を置いた「図書館学課程」を開設した経緯があり、司書教諭にあつては最も早く、1960 年より地域に開かれた司書教諭科目を開講している。

また本学では、図書館法に定められた法律に基づく司書講習を文部科学大臣の委嘱により実施してきている。この講習は 1962 年から隔年おきに開講し、多くの司書を輩出している。地域のニーズに応え現在も継続して実施している。

貸出しの学外開放については、表 11-1-4-1 のとおり、過去 3 年間の学外登録者総数は 2008 年度で 194 人となった。学外者へのサービスの内容は、15 歳以上の利用者を対象とし、資料の閲覧、文献複写および貸出しとなっている。貸出し期間は、5 冊 14 日間となっており、学外者による 2008 年度の貸出冊数は 1,359 冊となっている。また、学外利用者への便宜と地域開放を進めるため、2008 年 7 月から本学の定期試験期間中も学内学生の利用に支障のない範囲で学外利用者がサービスを利用できるようにしている。

表 11-1-4-1 学外の利用状況

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
入館者総数（人）	4,735	5,179	4,832
登録者数（人）	43	74	77
貸出冊数（冊）	1,285	1,192	1,359

【点検・評価】

図書館の学外者への開放は、開館時間やサービス面において十分な配慮がなされており適切である。学外利用者を対象にアンケートを実施した結果では、施設面では「使いやすい」「静かでよい」、蔵書面では「専門の資料が揃っていてわかりやすい」など、高い評価を受けている。

【改善方策】

定期的に学外者の利用アンケートを実施し、さらなる満足度向上を目指す。

第 2 節 学術情報へのアクセス

1. 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学等との協力の状況

【現状説明】

(1) 学術情報の処理および提供システムの整備状況

1996 年 4 月より図書館システム ILIS（富士通）を導入し、2004 年 4 月に WEB 版に更新した。現システムは、受入れ業務から OPAC 検索サービスまでの業務をシステム化したものである。このシステムは、国立情報学研究所が展開する NACSIS-CAT 総合目録と連動し、質の保たれた書誌データベースを構築することが可能となっている。また、WEB 版

システムに更新したことにより、インターネット上で OPAC 検索サービスを利用することが可能になった。

(2) 国内外の他大学等との協力の状況

本学図書館は、国立情報学研究所が提供する目録・所在情報サービスに参加している。本館は、このサービスに参加することによって、オンライン共同分担目録方式による全国規模での総合目録データベースの形成に協働することになる。それにより、同機関の学術情報サービスである Genii（学術コンテンツ・ポータル）を介して当館資料の所蔵情報を公開し、他大学からの文献複写や現物貸出の要望に対応している。また、他館と資料の相互貸借をおこない双方の利用者の便宜を図る目的で実施されている ILL（Inter-Library-Loan）サービスの運用を行っている。さらに、国立国会図書館を中心とした公共図書館との協力体制も構築している。

【点検・評価】

全体的にシステム化が進んでいる。国立情報学研究所の目録・所在情報サービスに参加し、学術情報の提供、他大学との協力の状況は、問題なく展開されている。

学内における学術情報へのアクセスについては、外部商用データベースの検索や、紀要・論集類などを Web 上で検索できるようにしたことで資料の有効活用を図っているが、今後は、さらに各種データベースの拡充が必要となる。

【改善方策】

資料の電子化、情報基盤の整備は継続的に進行するものであり、今後も内外の動向を把握しながら学術情報の整備・充実を図っていく。

第12章

研究所・施設等

第 12 章 研究所・施設等

【到達目標】

本学の研究所・施設として、社会文化研究所、エクステンションセンターが設置されている。これらの研究所・施設の共通の到達目標は、大学の教育研究活動をさらに深め、あわせて社会貢献を推進することである。そしてこの共通目標の下に各研究所・施設ごとに到達目標が設定されている。

なお、文化交流センターおよび次世代システム研究所は、2007 年（平成 19 年）3 月末で廃止された。

第 1 節 社会文化研究所

【到達目標】

社会文化研究所は学内外の研究者による共同研究を主体とした調査・研究活動の推進、資料類の収集、新日本製鐵株式会社八幡製鉄所から寄託されている資料等の管理・閲覧、を目標としている。そしてこれらの研究成果および収集した図書・資料等を地域社会・学外研究者へ還元・提供することを目標としている。

【現状の説明】

1. 概要

社会文化研究所は、1964 年（昭和 39 年）設立の産業文化研究所および 1967 年（昭和 42 年）設立の法律研究所を 1970 年（昭和 45 年）に統合し、人文・社会科学の総合研究機関として設立された。

以後、本研究所は、学術研究、出版活動のほか、学術講演会の開催、市民・学生を対象とした各種の資格試験講座等を主宰してきたが、市民・学生を対象とした講座等は、その後設立されたエクステンションセンターの事業として本研究所から分離されたため、現在では、本学教員と学外の研究者による共同研究活動の拠点としてその役割を担っている。

研究所の運営は、学長により任命される所長の下に、各学部から選出される運営委員（各学部 2 名）により構成される社会文化研究所運営委員会において事業内容について審議・決定を行うこととしている。また現時点では専任研究員は置かれていないが、兼務研究職員（各学部 2 名）を置いている。また 2008 年（平成 20 年）度末を以て事務室が廃止され、現在は事務職員 1 名が事務を行っている。

本研究所の主な事業は、①本学教員が研究テーマに応じて自主的に組織する研究グループによる調査・研究活動の支援と、②その成果等を発表するための出版事業となっている。以下個別的におおのの事業の現状を説明する。

2. 調査・研究活動

毎年、様々な社会・文化に関する研究テーマを設定した共同研究グループ（学内外の研究者）が、活発な調査・研究活動を推進している。その研究成果を含め、本学教職員の様々な研究活動成果を公刊している紀要は、2007 年（平成 19 年）度に第 60 号と第 61 号をそ

れぞれ発刊し、2008 年（平成 20 年）度には第 62 号、第 63 号を刊行予定である。

前述の共同研究に関しては、2009 年（平成 21 年）度から規程を整備し、研究領域の異なる研究者により構成される多角的・総合的な共同研究を推進する趣旨から、メンバーに学外研究者を加えること、学内の研究者だけで構成する場合には複数の学科に所属する研究者によって構成することを規定した。

3. 研究紀要・叢書

上記研究活動の成果は、本学学生に還元されることはもちろんのこと、年 2 回刊行されている「社会文化研究所紀要」によって公刊され、国内の大学研究所等の研究機関と相互に情報交換がなされている。また 2008 年（平成 20 年）度には、研究所の活動状況を外部に積極的に発信するため、「社会文化研究所紀要」増刊号として「社文研ジャーナル」を試行的に刊行した。社会文化研究所の紀要は、国立情報学研究所の「論文情報ナビゲータ」ホームページ（Cinii）で、62 号から全文公開を開始している。ホームページのアドレスは下記の通りである。

http://ci.nii.ac.jp/vol_issue/nels/AN10126807_ja.html

ま共同研究または特定研究の成果をまとめた著書として年 1 回「社会文化研究所叢書」を公刊しているが、2006 年（平成 18 年）度は刊行できたものの、2007 年（平成 19 年）度以降は刊行できない状態が続いている。

2006 年度分

叢書号数	題名	著者	発行所	頁数
第 5 号	近代植民地都市釜山	坂本悠一（経済学部教授） 木村健二（下関市立大学教授）	桜井書店	230 頁

4. 図書・資料の収集

本研究所は、旧「官営八幡製鉄所」時代以来の八幡製鉄所内文書・記録類を約 1,300 冊の簿冊に整理したものを保管している。2007 年（平成 19 年）度末現在、所蔵している主な資料としては、次のようなものがある。

このような貴重な資料をより利用しやすくするために、本研究所では八幡製鉄所資料の CD-ROM 化を 1998 年（平成 10 年）から始め、2005 年（平成 17 年）3 月にこれを完成した。

なお、2007 年（平成 19 年）度には、5 月より複写料金の引き下げを行い、利便性の向上と利用の促進を図った。

5. 公開講座

社会文化研究所は 1970 年（昭和 45 年）の開設以来、学術講演・公開講座を継続的に実施しているが、2008 年（平成 20 年）度には研究所主催の公開講座を 2 回実施し、広く一般市民に公開した。

平成 20 年 12 月 6 日 第 1 回公開講座開催

裁判員制度シリーズ連続講座第 1 回「裁判員制度」

吉村真性 九州国際大学法学部准教授

平成 20 年 12 月 13 日 第 2 回公開講座開催

裁判員制度シリーズ連続講座第 2 回

「改革開放期における中国人民参審員制度」

通山昭治 九州国際大学法学部教授

6. 外部研究資金への応募

私立大学の財政状況が厳しさを増す中で、教育に直接関係しない研究部門の内部資金を安定的に確保することには制約が強まっているため、今後は共同研究の拠点として研究所としても外部資金を積極的に獲得することが求められている。このため、平成 20 年度以降、下記の外部研究資金への応募を行った(研究所が研究組織の中に加わっているものを含む)。

- 北九州市民環境パスポート事業 祇園町センター運營業務(特定非営利活動法人里山を考える会:受託)
- 産学官連携コーディネーター(文部科学省:平成 20 年度・平成 21 年度採択)
- 地方の元気再生事業(内閣府、平成 21 年度採択)
- 人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業(文部科学省)
- 「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発プロジェクト(独立行政法人科学技術振興機構)
- さつき松原の利活用事業等調査研究業務(宗像市:受託)
- サステイナブル都市再開発促進モデル事業(環境省・受託)

7. イベント参加

産学官連携の推進の一環および地域社会との交流のため、平成 20 年度には下記のイベントに参加した。

平成 20 年 9 月 30 日 「北九州市環境モデル都市地域推進会議」記念フォーラム・設立総会

平成 20 年 11 月 27 日 「低炭素社会づくりを進める国際セミナー」

平成 21 年 2 月 20 日 ひびしんビジネスフェア出展

【点検・評価】

1. 共同研究支援活動

共同研究主体の調査・研究は、調査・研究内容の幅を広げるのと同時に、研究者相互の交流と刺激が図られ非常に有意義な取り組みである。そしておよそ 40 年にわたる調査・研究による研究成果は学会および地域に大きな貢献をしてきた。

2. 研究紀要・叢書

「社会文化研究所紀要」「社会文化研究所叢書」は、本学学生はもとより研究成果の地域還元により地域の文化的発展に寄与し、他大学の研究所および研究機関に送付することに

よって研究者相互の情報交換や交流を深めることで、学問の発展と深化に貢献している。ただし、2007 年（平成 19 年）度以降は叢書を刊行できていない。

3. 図書・資料の収集

本研究所が収集・保管している旧「官営八幡製鉄所」時代以来の八幡製鉄所内文書・記録類は、1892 年（明治 25 年）から 1965 年（昭和 40 年）までにわたる国内屈指の鉄鋼関係文書資料であり、本学内はもとより、広く学外の研究者からも注目されている。さらに 1998 年（平成 10 年）から始めたこれら資料の CD-ROM 化により史料の効率的利用が可能となり、鉄鋼産業に関連する本格的な研究の進展を期待できる。今後は、よりいっそうの利用者へのサービスの向上が求められる。

4. 公開講座

本学全体の問題点として、一般市民に公開される公開講座を体系的に企画・実施する部署が存在しない中で、社会文化研究所が 1970 年（昭和 45 年）の開設以来、学術講演・公開講座を継続的に実施して地域との連携を深めている点は評価できる。

5. 外部資金への応募

共同研究の拠点として研究所を運営する上で、本学のような地方中小私立大学の財政状況が厳しさを増す環境においては、外部資金を積極的に獲得して内部資金に極力依存しない体質を強化することが求められており、積極的に外部資金に応募していることは研究所の財政の安定化に寄与していると評価できる。

【長所と問題点】

本研究所が行っている共同研究活動支援事業は、学内の教職員間のみならず、他大学や他機関の研究者との共同研究を支援しており、多くの研究成果とともに研究者相互の情報交換や研究者交流に大いに役立っている。

また、年間 2 回公刊している紀要については、学内の研究者のみならず、共同研究に参加した学外の研究者も自由に寄稿できることから、研究発表の場として広く利用されている点は評価できる。また「社会文化研究所紀要」の全文をホームページで公開し、研究成果をさらに広く公開できるようになった点は評価できる。

問題点としては、私学財政が厳しさを増す中で非・教育部門に対する内部資金の制約が強まっていることがある。これについては、今後は外部資金を積極的に獲得して、共同研究の拠点として安定的に運営できるようにすることが求められているが、2008 年（平成 20 年）度末を以て事務室が廃止されたため、事務職員による積極的な支援は期待できない状況にある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後の改善・改革に向けての方策としては、次の項目が挙げられる。

- ① 多くの教員が社会文化研究所等での共同研究を行えるように研究所としてサポートする体制を作り、同時に共同研究をコーディネートできる教職員を育成していく。

- ② 学外からの委託調査や外部資金による共同研究の実施等も行えるように、本学教員の研究内容のより一層の充実を図る。
- ③ 2008 年（平成 20 年）度末を以て事務室が廃止され、研究所の活動（特に外部資金の獲得、イベント参加等）に対する事務職員による支援は期待できないので、さらに大型の外部資金を獲得して研究者・研究グループ自体が研究補助員を雇用できるようにするか、研究者自身が研究活動に係る事務を行うようにして、極力事務員を必要としない体制の構築を図る。

第 2 節 エクステンションセンター

【到達目標】

エクステンションセンターは、「地域に開かれた国際理解・交流のアカデミック・コミュニティ」を目指し、学部生や大学院生はもとより、学外の社会人にも開放した「資格取得講座」、「就職支援・スキルアップ講座」、「教養講座」、「提携講座（自治体と共同で講座開講）」など社会のニーズに基づいた講座の企画・運営を行うことを目標としている。

あわせて、地域の市民に「学び直し」の機会となる講座を企画・提供することにより、新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の学習意欲に対応し、生涯学習に資する事業を行うことを目標とする。

【現状の説明】

現在、「資格取得講座」、「就職支援・スキルアップ講座」、「教養講座」、の 3 カテゴリーに区分された様々な資格・検定試験受験対策講座や語学講座など、年間 80 講座以上を企画・運営している。過去 3 年の全受講生数は、2005 年度 889 名、2006 年度 792 名（司書講習受講者を含む）、2007 年度 735 名、2008 年度 884 名（司書講習受講者を含む）となっている。そのうち地域の市民の受講者は、毎年 200 名前後となっており、地域の学習の場としても広く活用されている。

3 カテゴリーに区分された講座を過去 3 年間で示すと、以下のとおりである。

(1) 資格取得講座

宅地建物取引主任者、行政書士、社会保険労務士、通関士、公認会計士、中小企業診断士、知的財産管理技能者、旅行業務取扱管理者、WEB デザイン技能検定、文部科学大臣委嘱司書講習（隔年開講）など

(2) 就職支援・スキルアップ講座

公務員試験受験対策、ビジネス実務法務検定、日商簿記検定、秘書検定、マイクロソフトオフィス スペシャリスト、IT パスポート、基本情報技術者、医療事務、ホームヘルパー、福祉住環境コーディネーター、ファイナンシャル・プランナー、通関士、旅行管理者、TOEIC 受験対策、航空・ホテル・旅行会社受験対策講座など

(3) 教養講座

韓国語、中国語、ドイツ語、英語、英会話、ボランティアなど

これらの講座から分かるように、エクステンションセンターでは、資格取得・検定試験対策講座を中心に講座の企画・運営を行っている。特に資格講座においては、外部の専門学校と提携して実施しており、合格率の向上を目指している。

また、受講生の募集は、春季と秋季の年間 2 回に分けて実施しており、春季の開講状況によって、秋季の講座の企画立案の見直しと調整等を行い、円滑な講座運営に務めている。

【点検・評価】

エクステンションセンター講座の全受講生数は、2006 年度 792 名（司書講習受講者を含む）、2007 年度 735 名、2008 年度 884 名（司書講習受講者を含む）と、やや増加してきている。

一方で、新たに企画立案し募集はしたものの、開講定員に満たない講座は閉講とせざるを得なかった。

【長所と問題点】

上記のとおり、本学学生、一般社会人を対象に法律系・経済系・情報系の資格取得・検定試験対策講座は非常に充実している。しかしながら、教養系の講座は、語学関係の講座がメインになっており、今後の課題としては、本学教員の有する学問的成果としての体系知を活用した教養講座の企画立案が求められている。

また、資格・検定試験対策講座においては、合格率のさらなる向上を念頭においた講座運営管理の強化等に努めていくことが必要である。

さらに、応募申込者がゼロの講座もいくつか見受けられるので、講座内容の吟味、再整理が今後の問題点として指摘される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

全受講生数につき、各年度ごとに多少の増減はあるものの、本年度に至りやや増加してきており、今後はそのさらなる増加に向け、提携専門学校にポスター掲示ならびにパンフレットの設置依頼をするなど、エクステンションセンター講座の広報を学内、学外ともに強化し、多くの受講生の確保を目指す措置を講じる予定である。特に、学内向けには学生が集まる行事等での講座紹介、ポスター掲示およびチラシの配布等をタイムリーに行い、系統だてたチラシやシラバスの作成を密に行う予定である。

また、資格講座の合格率の向上を図るため、本学教員、講師派遣提携先の専門学校等との意見交換を定期的実施するとともに、受講生の学習効果を向上させるべく、講座欠席者への連絡を密に行い、担当講師とその情報の共有化を図るなど受講生管理もさらに強化していく予定である。

第 13 章

別科日本語研修課程

第 13 章 別科日本語研修課程

【到達目標】

別科日本語研修課程（以下「別科」という。）は、本学学部への進学を希望する外国人に対して、本学学部において広い国際的視野にたち国際文化の交流に寄与できる有能な人材を育成する上で、その基礎となる日本語、日本の社会・文化・歴史等の基礎的知識などを修得させることを目標とする。

第 1 節 理念・目的・教育目標

【現状の説明】

別科は「国際的視野を身につけた人材の育成」という本学の教育理念の下に、広く外国人に門戸を開放する目的で、1999 年（平成 11 年）4 月に設立された。

別科設立の目的は、①一定水準以上の日本語能力を保持した留学生を安定的に受け入れること、②学部で日本語の講義を受講できるレベル（日本語能力試験 2 級）にまで日本語能力を高めること、③日本の生活文化に馴染むこと、の 3 点である。

教育目標としては、①総合的且つ実践的な日本語能力の習得、②日本の文化や法律の理解、③日本の生活習慣への順応を掲げている。

別科においては所定の単位を修得した者は、別科長から別科長特別推薦を受けて入学試験を受け、本学に入学することができる。

【点検・評価】

日本語能力試験 4 級レベルの志願者に対して海外において入学試験を実施し、毎年募集定員の 60 名を安定的に受け入れていること、毎年別科入学者のうち 8 割以上が学部入学を果たしていることから、別科開設の目的および到達目標は達成されていると評価できる。また、日本語教育だけでなく、日本の文化習慣や法律、生活習慣への順応を教育目標として掲げ実行していることは長所である。

【改善方策】

特にない。

第 2 節 教育課程

【現状の説明】

科目の構成は別科規程に則り、日本語は 14 科目からなり、修了単位としては、英語・日本事情の両科目と併せて計 28 単位以上が必要である。

日本語科目は「文字・語彙Ⅰ・Ⅱ」「文法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「読解Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「聴解Ⅰ・Ⅱ」「作文Ⅰ・Ⅱ」「発音・会話Ⅰ・Ⅱ」に分けられており、1 冊の総合教科書（話す・聞く・読む・書くの言語 4 機能を総合的に学習するために作られたもの）を用いて一貫した総合的な授業が行われている。

これらの日本語科目は、初級段階と中級段階に分けられる。入学してから修了するまで

の 1 年間のうち前半の半年を初級、後半を中級の段階とすることを原則としている。初級では日常生活に必要な基本的な日本語の学習を行う。教育科目の名称でいうと、文字・語彙Ⅰ、文法Ⅰ・Ⅱ、読解Ⅰ、聴解Ⅰ、作文Ⅰ、発音・会話Ⅰにあたり、合計 7 科目合計 14 単位を半年間で学ぶ。中級では、読解、文章表現を中心にやや高度な日本語能力を身につけさせる。教育科目の名称でいうと、文字・語彙Ⅱ、文法Ⅲ、読解Ⅱ・Ⅲ、聴解Ⅱ、作文Ⅱ、発音・会話Ⅱにあたり、合計 7 科目合計 14 単位を半年間で学ぶ。

中級段階には、英語科目（2 単位）も配当され、能力に合わせた 2 クラスで教育が行われている。英語科目は、能力に合わせた 2 クラスで教育が行われている。高校までに英語を必修として学習しなかった学生には、基礎英語力を重点的に培う教育が行われている。

学部の授業でも支障のないように日本事情（通年で 2 単位）科目を設置し、（１）地理・歴史や社会・文化を学び、（２）生活習慣や日本社会への理解を深めるための地域交流や社会見学が行われている。

入学直後、学校生活への適応を促すために、別科専任教員が通訳つきでオリエンテーションを行っている。ここでは履修に関する説明、別科の規則、学期間の予定、授業内容、評価方法について説明している。学生はこの時点で 1 年の概要を把握でき、自己目標を持つことができる。

別科の修業年限は 1 年間であり、4 月入学者は翌年の 3 月に修了、10 月入学者は翌年の 9 月に修了することを原則としてカリキュラムを組んでいる。ただし、日本語能力試験 2 級程度に達しない者にたいしては、例外的に留年させる場合もある。

授業は毎週月曜日から金曜日まで、週に 34 時限（17 コマ）、年間 1,120 時間（560 コマ）行っている。入学して最初の半年間は週 17 コマのうち、16 コマは日本語、1 コマは日本事情を学習する。また、半年を過ぎた者は 15 コマを日本語にあて、1 コマを日本事情、1 コマを英語にあてている。2 年修了型を採用している多くの日本語学校に比べ、1 年で成果を上げるためかなり密度の濃い学習プログラムとなっている。

【点検・評価】

教育課程は、日本語習得のプログラムとして標準的なものであり、毎年別科入学者のうち 8 割以上が学部入学を果たしていることから、妥当であると評価される。

多くの日本語学校では見られない近隣諸地域との交流や社会見学など多様な活動を取り入れていることによって、歴史・文化や生活習慣を理解し本学で学ぶ力を醸成していることは、大きな長所である。

【改善方策】

特にない。

第 3 節 教育方法等

【現状の説明】

別科では少人数教育を基本としている。教師と学生との関係を密にし学生の習熟度に応じて指導している。学習効果を高める方法としては、①1 クラスの人数は 12 から 14 人程度

に抑えること、②担任制を敷いていること、③1 クラスに関わる教師は 4 人程度として、日々の連絡を密にしながら連続的な授業を行うチーム・ティーチングを採用すること、などが行われている。

別科では、初級、中級の 2 段階に分け教育を行っており、それぞれの段階をさらに能力別に 2 クラスに分けている。クラスの編成は、毎学期初めにプレイスメントテストを行い、その結果を参照して、初級、中級それぞれの段階に、能力別に初級においては A・B、中級においては C・D の 2 クラスを置くことによって編成する。

表 13-2-2 別科の段階およびクラス

	春学期	秋学期	春学期	秋学期
春学期入学者	初級段階 A クラス	中級段階 C クラス	大学	
	初級段階 B クラス	中級段階 D クラス		
秋学期入学者		初級段階 A クラス	中級段階 C クラス	大学
		初級段階 B クラス	中級段階 D クラス	

科目ごとの教育方法は次の通りである。

1. 日本語教育について

初級では、日常生活に必要な基本的な日本語（語彙・文法・会話など）を中心に学習する。中級では、読解、文章表現を中心にやや高度な日本語能力を身につけさせる。また中級では、大学での専門教育を受けるための十分な日本語能力を獲得するために、高度な文法や語彙の習得、レポートや論文執筆に必要な読解や作文能力、ゼミで発表するための口頭表現能力などを学習させる。

このほか、別科生が日本語の総合的な能力をつけるための方法として、①調査、発表、文集作り、壁新聞作りなどの活動、②パソコンへの日本語入力、日本語によるインターネットの使用等、③社会人ボランティアのチューターによる会話練習や漢字指導などを行っている。

2. 日本事情に関する教育について

本科目は日本の社会や文化に直接触れる機会を提供し、その理解を助けるために実施される。①初級では日本の生活に必要な基本的知識を料理教室・バスハイク・祭り参加・小中高交流会を通して活用する。②中級では、工場見学・市内見学を通して日本社会の仕組みに目を向けさせている。

3. 英語教育について

大学進学後に英語の講義が必修となることから、別科においても英語教育を行っている。

- ① 別科生の英語力は出身地の教育事情によって異なるため、各学期初めにプレイスメントテストで 2 クラスに分けて少人数指導を行っている。

- ② 中学 1～2 年の基本文法の理解と基礎語彙の習得を目指し、同時に大学の授業にも対応できる文法用語も日本語で理解できるように指導している。

4. 成績評価

学生の成績は、学期間に 3 回行われる定期試験の点数が主となる。定期試験は毎回、ことば・文法・読解・聴解・作文・会話・日本事情（中級では英語も加わる）の分野別に行われる。その点数に、提出物の提出状況、授業参加態度、日々の復習テストの点数、活動への取り組みなどの平常点を加えたものが成績となる。成績は担任に加え、専任教員、各教員が話し合って原案を作成し、別科運営会議において審議・決定することによって、厳正な成績評価を実施している。

成績は、60 パーセント以上が C、70 パーセント以上が B、80 パーセント以上が A、90 パーセント以上が AA となる。

【点検・評価】

日本語・日本事情・英語の各教育においては、1 年という短期間で学部進学に必要な力を身につけさせる効果を挙げていると評価される。

少人数でしかも学生の能力にきめ細かく対応したクラス編成、教師間の連携による教育内容の一貫性保証、チューター制などは、学生の意欲と学習効果の向上に大きい役割を果たしていると評価できる。

学習効果を高めるために、社会見学、日本語スピーチ大会、チューター制度、発表活動、壁新聞作り、文集作成、パソコン入力練習など、日本語学校とは違った、多様な活動を取り入れ、様々な工夫がなされている点は長所である。しかし別科入学後、学習意欲が減退する生徒が一部にみられるという問題点もある。

【改善方策】

別科入学後の学習意欲減退の学生には、スタート時の学力や人間的成熟度が日本語学習の適応に影響を及ぼしていると考えられることより、募集時点での海外入試と入学後の定期試験の合否判定基準を厳しく底上げする改善策を実施する。

また今後は、大学でも留学生教育に取り組んでいることから、大学と別科が連携し、留学生日本語教育の方法改善などについて意見・情報交換を行い、改善を図っていく。

第 4 節 学生の受け入れ

【現状の説明】

別科の募集については、中国での広報を年 2 回（9 月に春入学広報、3 月に秋入学広報）、韓国での広報も年 2 回（10 月に春入学広報、5 月に秋入学）実施している。国によって入学卒業時期がことなるので、実態にあわせた広報を行っている。特に中国については、別科の協定校を中心に学校で説明会を行なっている。本学入学を希望する生徒の保護者に対しても説明を行い、入学者に対しては、異国への留学の不安を取り除く一環として、福岡空港への出迎えを行なっている。

別科の募集定員は 60 名（春 30 名、秋 30 名募集）である。別科の入学資格としては、①

第 13 章 別科日本語研修課程

外国において通常の課程による 12 年間の学校教育を修了した者、またはこれに準ずると認められる者、②出入国管理法および難民認定法による留学の在留資格を取得できる者の他、③出願時点で 25 歳未満であること、④日本語能力試験 4 級合格者、またはそれに準ずる日本語能力を有する者、以上の 4 つである。

上記の資格を判定するために、現地で日本語能力試験と面接を行い、合格者で所定の手続きを終了したものを入学許可している。試験は、春、秋入学の年 2 回行なっている。

また、学習の妨げとならないように半年間はアルバイトを禁止し、ほとんどが学内の寮に入居、学費・寮費は入学時の一括納入としている。

現在までの入学者数及び本学への進学者数は次表のとおりである。

表 13-2-2 受け入れ学生数(人)

	受入総 数	中国	韓国	台湾	ベトナム	そ の 他
2009 年春入学	27	26				1 (ミャンマー)
2008 年秋入学	24	24				
2008 年春入学	26	21	5			
2007 年秋入学	30	28	1			1 (インドネシア)
2007 年春入学	25	21	3	1		
2006 年秋入学	33	27	4			2 (アメリカ、フィリピン)
2006 年春入学	28	26	1	1		

表 13-2-2 に見るように、2008 年度の受け入れ国と人数は、中国 45 名、韓国 5 名、の 2 カ国計 50 名であり、9 割が中国の学生である。

表 13-2-3 本学進学者数（編入・大学院進学を含む）

年月	修了者数 (A)	本学学部 進学者数 (B)	修了者に対する学 部進学者の比率 ($B/A \times 100$)
2009 年 3 月	23	21	91.3
2008 年 9 月	21	19	90.5
2008 年 3 月	21	15	71.4
2007 年 9 月	26	26	100.0
2007 年 3 月	26	24	92.3
2006 年 9 月	27	25	92.5
2006 年 3 月	12	12	100.0

表 13-2-2・3 に見るように、2008 年度の受け入れ別科生 50 名に占める修了者 42 名の割合は 84.0%であるが、修了者に占める学部進学者の割合は 80.95%である。

【点検・評価】

現在では定員を充たすだけの入学者が確保しており、本学を構成する各学部、大学院各研究科の中で定員充足率は最も高い。定員に対して過大な人数の学生の受け入れも行っておらず、学生の受け入れは適切であると評価できる。

中国での広報を年 2 回、韓国での広報も年 2 回実施し、それぞれの国の実態にあわせた広報を行うことによって、安定した入学生を確保している点は長所である。

【改善方策】

特にない。

第 5 節 教員組織

【現状の説明】

別科の教員組織は、以下のとおりである。

- ・別科日本語研修課程別科長（大学専任教員より学長が推薦して任命）
- ・別科日本語研修課程主任教員 1 名（担当科目：日本語、日本事情）
- ・別科日本語研修課程非常勤講師 11 名（担当科目：日本語）
- ・別科日本語研修課程非常勤講師 1 名（担当科目：英語）

（2008 年 5 月 1 日現在）

2007 年 10 月からは、別科日本語研修課程主任教員の退職に伴い、専任教員 1 名と非常勤講師の体制に移行した。また、日本語担当の非常勤講師のうち 4 名は、クラス担任としてオフィスアワー 1 コマを担当し、クラス運営に携わっている。

【点検・評価】

主任教員を兼ねる専任教員 1 名と、その他は非常勤という教員組織の下では、専任・非常勤ともに、授業以外の業務の比重が大きくなっていることは否めない。

しかし、チーム・ティーチングとクラス担任制度は、学生の学習情報を共有し、連続的な教育を保障し、教育効果を発揮して、教員への信頼を高めている。

一方で、学生の学習意欲の低下など新しい傾向に対しては、個々の教員の努力だけでは解決できないため、生活指導などに国際センター職員の支援を要している。

学生数に対し日本語教員数を十分確保している点は長所である。しかし、「大学専攻科及び別科に関する取扱について（平成 13 年 2 月 20 日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）によれば「別科の授業は原則として学部の教員の兼担とすること。」とされているところ、現在学部の教員は別科の授業を兼担として受け持っていない。専任教員が 1 人しかいないこと、別科長は大学の教授であり日常的に日本語別科の教育に携わっているわけではないことから、専任教員の運営上の負担が重くなっており、十分な支援体制を構

築する必要がある。

【改善方策】

学部の教員が別科の授業を兼担として受け持っておらず大学設置基準に違反する状態になっている問題については、大学専任教員に別科授業を兼担させて別科の授業は原則として学部の教員の兼担とすることで、改善する。専任教員の負担が過重となっている問題については、別科長、国際センター事務室員との緊密な協力関係により専任教員への支援を強化し、負担を軽減する。

第 6 節 教育施設・設備

【現状の説明】

別科専用の教育施設として、現在 1 号館 4 階の 5 教室、3 階の 2 教室を用いて授業を行っている。各教室に TV セットとビデオデッキがある。講師室には教材作成用のコピー機、印刷機、カセットテープ複写機などが設置されている。

別科学生は、すべて学部学生と同様に本学の施設（学生ラウンジ、学生食堂、図書館、コンピューター、インターネット接続、体育施設など）を利用可能であり、大学付設の教育機関として一般の日本語学校に比べて格段に良好な環境が提供されている。

【点検と評価】

教育施設・設備については充実しており、学習・生活のインフラが整備されていると評価できる。

講師室、国際センターが教室と同じ棟にあり、気軽に相談できるなど、学生と教員が常に近い場所にいることができる点も長所である。

一方で、学内の諸施設利用に関しては、必ずしも学生に十分周知できていない。

【改善方策】

特にない。

第 7 節 学生生活

【現状の説明】

留学生寮は大学敷地内にあり、きわめて利便性が高い。一室に 4 人が個室の形で入居し、寮費は月額 15,000 円（光熱水費込み）と安価で提供されている。別科生の大半の学生は、経済的負担の少ない安価な寮に住んでおり、寮生活の相談は国際センターの担当者が対応している。民間アパートに住んでいる者は稀である。安価な寮が完備されている点は、留学生に生活費軽減・学習の利便性確保という大きなメリットを提供している。

また、日本語学習に専心させるために、別科入学時に 1 年間の課程の学費や 1 年間の寮費を納入させており、日本に入学後の経済負担は生活費等であり、金銭面での負担は少ない。

さらに、日本の習慣や文化に触れるために、授業以外に料理教室・地域の祭り・もちつき大会への参加、月 2 回の寮・中庭や階段の清掃参加といった機会を設けている。

別科生の進路相談は、別科長・別科専任教員・国際センター事務室長が国際特別顧問と協議の上、適切な対応を行なっている。

【点検と評価】

寮は、寮費が光熱水費を含め低価格であることもあり、別科生が日本で安心して生活するために極めて重要なものとなっている。また、大学と寮との距離が近いこともあり、生活指導面においても問題が大きくなる前に対処できている。

留学生の寮生活においては生活習慣の違いが大きいため、母国語により日本の法律や慣習等の教育を徹底させなければならず、そのことは課題となっている。

留学生寮は建物の老朽化が著しいという問題点がある。

生活指導のためのスタッフとして、国際センターに中国語、韓国語、英語を話せる職員を配置して対応していることは、別科生にとって有益であり長所である。また、すでに学部に進学した修了生のサポートが得られるなど、学部留学生との連携が国際センターを通して行われていることは、とくに中国・韓国以外の国からの留学生にとって母国語での会話ができる機会を提供しており、長所と考えられる。

【改善方策】

寮の老朽化の問題については、現行の留学生寮に代わる施設を設置する。

別科生の多くが中国からの留学生であることにかんがみると、教員、日本人職員の他に中国語ネイティブ・スタッフが生活習慣の相違等の事情をふまえて生活指導やサポートに当たる必要があるので、早急に配置する。

第 14 章

社会貢献

第14章 社会貢献

【到達目標】

今日、大学の役割は単に学生に対する教育を行い教職員が研究活動を行うにとどまらず、研究成果の社会的発信を行っていくと同時に、地域社会と連携し教育研究成果を地域社会に還元することにより社会に積極的に貢献することが求められている。具体的には、社会との連携・交流を目的とした学生の活動を積極的に実施するとともに、連携・交流を教育・研究システムの一貫として制度化して充実させることが必要である。このため、本学の社会貢献に関する目標として、教員の教育研究成果を公開講座等の形式で社会へ提供するほか、教職員や学生による様々な地域活動による地域との連携を通じて教育研究成果を地域社会に還元していくこととする。このような活動を通して、地域の課題解決や地方自治体等の政策形成に寄与するとともに、地域企業との連携も積極的に行うことも目標とする。

第1節 社会への貢献

1. 社会との文化交流を目的とした教育システム

【現状の説明】

本学では、文化交流を目的とした教育として、海外社会実習、海外語学実習、国内社会実習を正規のカリキュラムに位置づけている。そして学生が積極的に学外に出て様々な文化交流を行い、大学の授業等では体験できないことを経験できるよう配慮している。

また海外の提携大学と交換留学制度を設けており、中国（東北财经大学・遼寧大学）、韓国（東亜大学校・漢陽大学校）、インドネシア（インドネシア大学）に学生を派遣するとともに、交換留学生を受け入れており、学生間の文化交流にも積極的に取り組んでいる。提携大学についてはさらに充実させることを目指しており、現在、ロシア、韓国の大学と協定締結に向けて交渉を進めている。さらに、認定留学制度を設け米国（カリフォルニア州立大学チコ校）に学生を派遣している。

これまで実施した海外語学実習・海外社会実習・国内社会実習の主なものは以下のとおりである。

（1）海外語学実習

全学部対象の科目であり、夏期休暇、春期休暇を利用して、14日間から20日間現地に滞在し、主に語学を学習するとともに、滞在している大学の学生との交流、社会見学などを行っている。これらは1989年（平成元年）より国際商学部で正規のカリキュラムとして導入され、その後全学部対象の科目となり毎年取り組まれている。2006、2007、2008年度に実施した実習は次の通りである。

2006年度 オーストラリア：モナッシュ大学

2007年度 オーストラリア：モナッシュ大学

2008年度 アメリカ：イースタンワシントン大学

(2) 海外社会実習

主に国際関係学部 of 学生を対象にした実習で、中国、韓国、東南アジア諸国に学生を引率し、様々なケーススタディを行っている。2006、2007、2008 年度に実施した海外社会実習は次のとおりである。

2006 年度 韓国：スタディツアー
2006 年度 中国：スタディツアー
2007 年度 中国：スタディツアー
2008 年度 韓国：スタディツアー
2008 年度 中国：スタディツアー
2008 年度 ベトナム・カンボジア：スタディツアー

(3) 国内社会実習

主に国際関係学部 of 学生を対象にした実習で、学生の要望を踏まえ大学で実習メニューを用意し、様々な社会実習を行っている。これらの実習では担当教員がコーディネートをを行い、事前研修、研修中の監督、レポート評価を行っている。2006、2007、2008 年度に実施した国内社会実習は次のとおりである。

2006 年度 九国大環境美化ボランティア
2006 年度 JAL スカラシッププログラム
2006 年度 さつき松原保存事業ボランティア
2007 年度 インターンシップ
2007 年度 ホームレス支援ボランティア
2007 年度 さつき松原保存事業ボランティア
2007 年度 インターンシップ
2007 年度 北九州プロサッカーチームの球団運営
2008 年度 インターンシップ
2008 年度 さつき松原保存事業ボランティア
2008 年度 北九州プロサッカーチームの球団運営

また、経済学部でも、同様の科目として「国内社会実習」があり、個人単位で社会実習を行った学生に対し、ゼミの担当教員が単位を認定している。法学部にも同様の科目として「社会実習」が開設され、2009 年度より地域の防犯・防災活動やボランティア活動における実習を行い、参加した学生に単位を認定することとしている。

【点検・評価】

国外、国内を問わず、様々な社会における文化交流やボランティアを目的とした教育システムを整備し、学生に各種プログラムを提供している。このように学生が様々な活動を学外で経験することは、社会へ目が開かれるとともに、実際の社会を知ること大学での授業やゼミナールでの学習に非常に効果的である。学生のレポートにも「非常によい経験

ができた」と素直に感想を述べており、参加した学生にとっては有意義なプログラムとなっている。

【長所と問題点】

学生に積極的に学外での活動を勧める上で有効かつ有益なプログラムを提供している。特に、様々なボランティア活動を大学が用意し、実習科目として単位を認定することで学生の社会参加を促している点は長所である。

問題点としては、有益なプログラムを提供しているものの、海外実習に関しては参加する学生が多いとはいえないこと、アジア中心の活動が多く欧米での活動がまだ不十分であることが挙げられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

これまで以上に多くの学生が海外実習等に参加できるように環境を整備するとともに、国際関係学部の成果をもとに他学部でも積極的に学生に働きかけていく。

また、海外実習については欧米での活動機会を増やすべく拠点拡充に鋭意努力していく。

2. 公開講座の開設と市民の参加

【現状の説明】

本学は、北九州市年長者研修大学校穴生学舎の「シニアカレッジ」を毎年 2、3 月に実施している。これは地域の 60 歳以上の年長者を対象とするものであり、過去 3 年間に行われた内容は次のとおりである。

2006 年度「世界を知る」

2007 年度「世界を知ることで見えてくる日本」

2008 年度「世界同時不況が世界経済に与える影響とさまざまな国の変化する諸事情」

また、各年度の概要は次のとおりである。

年度	期間	受講者数	講座数	担当教員数	
				国際関係学部	他学部
2006 年度	2/20～3/22	95	19	15	4
2007 年度	2/12～3/27	87	19	11	8
2008 年度	2/12～3/17	68	19	11	8

(注) 講義日は毎週火・木曜日で、講座は 1 コマ 90 分である。

このほか、過去 3 年間に行われた主な公開講座は次のとおりである。

2006 年度

第14章 社会貢献

法学部公開講座（11月14日、3303教室）

『裁判員制度について』

基調講演・パネラー：高口英徳氏（福岡地方検察庁検事）

参加者：約100名

経済研究センター講演会（11月25日、KIUホール）

『学研都市のシステム・デザインと北九州地域の今後』

基調講演・パネラー：簡施儀氏（長栄大学国際企業学科）ほか

アジアとともに生きる『SIA＝新しい交流』（6月24日）

講師：高樹のぶ子氏（作家、九州大学アジア総合政策センター特任教授）

参加者：約55名

アジアとともに生きる『東アジアの共生を考えるーアジア経済はどう共生できるかー』（10月14日）

講師：Pushpa Trivedi氏（インド工科大学ポンペイ校教授）ほか

国際関係学会秋季講演会（10月27日）

『日中関係を考える』

講師：王敏氏（法政大学国際日本学研究所教授）

参加者：約272名

2007年度

法学部公開講座第1回（11月25日、3303教室）

『「性同一性障害」と法』

基調講演・パネラー：大島俊之氏（九州国際大学教授）

参加者：約25名

法学部公開講座第2回（12月15日、3303教室）

『社会の中の「タバコ」問題ー嫌煙と喫煙のはざまでー』

基調講演・パネラー：富永猛氏（九州国際大学教授）ほか

参加者：約25名

経済研究センター講演会

『税理士（会計職業人）の将来像』

基調講演・パネラー：奥村勲氏（税理士法人プロネット代表社長）

『近代植民地釜山の都市形成ー「日本帝国」における植民地との人の移動をめぐってー』

国際関係学会講演会（11月12日）

『国連と日本 国際平和をどう守るか』

講師：川端清隆氏〔国連本部政務官（安保理担当）〕

参加者：約483名

教養学会シンポジウム（経済学部後援）（3月8日）

宮澤誠一氏（本学名誉教授）「＜起源神話＞としての明治維新ー大逆事件の衝撃と波紋ー」

成田龍一氏（日本女子大学人間社会学部教授）「近代日本の『神話』と『神

話崩し』

井野瀬久美恵氏（甲南大学文学部教授）「イギリス近代と＜起源神話＞－宮澤報告へのコメント－」

2008 年度

法学部シンポジウム・講演会

1 月 14 日 危機管理と法学部の役割（シンポジウム）

・基調講演

佐木 隆三 氏（作家、北九州市立文学館館長、九州国際大学客員教授）

柴田 高博 氏（元国土交通省都市・地域整備局長、森ビル株式会社特別顧問、九州国際大学客員教授）

・プレゼンテーション&ディスカッション

三浦 尚司 氏（元・九州管区警察学校教授兼教務部長、元・福岡県警警視長、現・富国生命保険相互会社参与、九州国際大学客員教授）

渡辺 崇浩 氏（元・北九州市消防局長）

湯浅 壘道 氏（九州国際大学副学長）

古屋 邦彦 氏（九州国際大学法学部教授）

1 月 15 日 情報社会時代における危機管理（講演会）

林 紘一郎 氏（情報セキュリティ大学院大学副学長）

参加者：両日で約 600 名

経済学部講演会

「サブプライム金融破綻と米国経済動向」（7 月 1 日）

講師：米国ニューヨーク市立大学大学院教授 霍見芳浩氏

国際関係学部講演会

「国際ビジネスの最前線で」（10 月 6 日）

講師：TOTO株式会社社長 木瀬照雄氏

参加者：554 名

以上のように、本学では精力的に公開講座を開催し、多くの市民、学生が参加している。

【点検・評価】

本学の公開講座は、法学部、経済学部、国際関係学部の研究分野を生かして、精力的に市民へ提供されている。各学部とも公開講座の担当者は講師の選定、交渉、市民へのPR等、相当のエネルギーを費やして毎回の公開講座に取り組んでいる。北九州市では直接聞く機会の少ない各界の著名人の講演を身近に聴くことができるので、市民の反応は毎回好評であり、新聞紙上に採り上げられることも多い。

【長所と問題点】

上述したように、北九州エリアの市民に対して様々な情報提供を行っている公開講座は重要な取り組みである。

問題点は、高度な教育・研究を行っている大学院による講座が実施されていないこと、多くが平日に開催されているため高齢者の方の参加が多く若い世代や壮年世代の参加が少ないことである。生涯学習として学ぶ意欲にあふれた高齢者の参加はそれ自体非常に有意義なことではあるが、さらに様々な世代の市民の参加を得られるような工夫が必要であろう。また大学全体としての一貫した公開講座がなく、各講座が単発的に実施されていることが問題点である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

公開講座の内容をさらに充実させるとともに、広く市民に呼びかけるために広報の強化、開催日時等の工夫等を行っていく。また年間の公開講座を一覧としたチラシやパンフレットを作成して関係機関に送付することができるように、各種公開講座の実施を支援する体制を構築する。

3. 教育研究上の成果の市民への還元

【現状の説明】

大きく分けて三つの取り組みを行っている。

(1) 地元教員への還元

小学校・中学校・高校で行われている総合的学習の指導方法を、本学教員と高校の教諭とが研究会方式で議論している。2001 年から 2008 年までに「共生と国際理解を考えるー総合的学習を目指してー」という研究会の場で、本学教員が日頃の研究を通じて高校の総合的学習に生かすための指導方法について話題提供し、高校の教諭とディスカッションをしてきている。

(2) 一般市民への還元

北九州市と教員が連携して研究成果を継続的に市民に提供している。主な活動としては、北九州市立年長者研修大学校穴生学舎シニアカレッジに講師を派遣しており、本学教員の研究成果を市民に還元している。この取り組みは 2002 年度より行われている。

(3) 高校生への還元

高校生に向けた各種出張講義を実施しているほか、高校が総合的学習、大学模擬講義、進路研究などの目的で開催する特別授業に学外講師として本学教員を派遣している。

福岡県を中心に九州・山口県の高校で行われ、2006 年度は 48 校、2007 年度は 49 校、2008 年度は 53 校の高校で出張講義を行った。これらの高校での講義は、各教員の研究成果を高校生にわかりやすく伝えることに主眼を置いており、高校からの評判は概ね良好である。

出張講義のほか、高校生が本学に来学し、本学で学ぶセミナーも積極的に受け入れている。本学付属高校をはじめ毎年十数校ほどの高校が来学しており、大学見学のほか模擬講義を受講している。また小倉工業高校に対しては 2004 年度より夏休みを利用して一週間にわたる連続セミナーを開催している。また 2008 年度からはサマーカレッジと称し、さらに参加する高校を増やして運営している。

【点検と評価】

教育研究の市民への還元は、総合的学習に関しては地元高校教員への還元、北九州市との連携においては年長者研修大学校を通じてシニア世代への還元、出張講義においては高校生への還元と、各世代において教育研究成果を還元するように努めており、研究成果の市民への還元として高く評価できる。

教育研究成果の市民への還元は、教員の研究分野が細分化・専門化している中で市民の要望に沿った内容を提供することは人選その他で難しい面もある。現実には特定の教員に講師派遣が偏っている傾向があり、教員の側でも専門的な研究に特化するだけでなく、市民向けにわかりやすい内容で講義ができるように意識することも必要であろう。

【長所と問題点】

これまで取り組んできた市民向けの講義、研究会は蓄積も増え、市民の中で定着している。ただ、先に述べたように特定の教員に偏っている傾向から、多くの教員の教育研究成果を広く市民に還元するという意味ではまだ不十分である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

研究成果を市民にわかりやすい形で還元することと、特定の教員に偏らない講師派遣を課題として、具体的な方策を検討していく。

4. 教育システムと地域社会への貢献

【現状の説明】

地域社会への貢献に係る本学の教育システムについては、本章の 1.「社会への文化交流等を目的とした教育システム」の中でも採り上げたように、国内社会実習を通じて、様々なボランティア活動等を国際関係学部では正規の科目として位置づけ、多くの学生がこれに参加している。この活動によって学生が地域社会に貢献することを学んでいる。

本学が地域社会への貢献をメインテーマにしたきわめて特色のある教育システムとして、地域貢献活動がある。この活動は地域社会への貢献をテーマに学生が地域問題を考え、問題解決力を高めるための実践活動を行うものであり、この活動には研究所研究員、教員だけでなく本学学生も 2004 年頃から積極的に関わっている。現在では様々なイベントなどで中心的な活動を担っている。さらに大学に近接する祇園町商店街でも同様な活動を行っている。特に、さくら祭り、祇園山笠、七夕祭りなどの行事に参加したり、北九州市「環境パスポート」事業における生ゴミ回収ステーションの運営、祇園商店街における「九国茶屋」の運営などにおいて学生主体で運営を行ったりすることで、地域住民と共同作業を行っている。

このような取り組みは、地域の住民にとってもきわめて好評で、高齢化が進む大学周辺地域に若い学生が積極的に入り込み問題提起を行うことで、地域にとっても新鮮な刺激を受けるとともに、学生も授業形式では得ることのできない様々なことを学んでいる。

【点検・評価】

本学の地域連携は、一定の実績を積むに至っている。

【長所と問題点】

これからの取組として、学部としての制度化（科目単位化）を推進すること、2009 年度以降の開設が予定されているリスクマネジメントコース、まちづくりコースなどの学部教育において地域連携を中心的な内容とすることが課題である。

【将来の改革・改善に向けての方策】

地域社会に貢献する課題を教育研究に位置づけるために、これまでの経験をふまえ、制度化することを目指す。

5. 地方自治体等の政策形成への寄与

【現状の説明】

2006 年度以降の本学教員が関わった地方自治体等の委員会などの一覧は次のとおりである（新規分）。次の表からもわかるように、北九州市をはじめ福岡県各地方自治体などにおいて多くの教員が各自の専門性を生かして政策形成への貢献を行っている。

第14章 社会貢献

年度	所属学部	職名	氏名	活動名称・内容
2006	法	教授	伊藤平八郎	宗像自治振興組合情報公開審査会
	法	教授	伊藤平八郎	宗像清掃施設組合情報公開審査会
	法	教授	坂井宏光	北九州市環境影響評価審議会(第5期)
	法	教授	木村俊夫	九州船員地方労働委員会
	法	教授	木村俊夫	九州運輸局最低賃金専門部会
	法	教授	木村俊夫	北九州市個人情報保護審査会
	法	教授	安藤高行	佐賀県労働委員会
	法	教授	安藤高行	厚生労働省佐賀紛争調整委員会
	法	教授	安藤高行	総務省行政懇談会
	法	教授	平野充好	山口地方社会保険医療協議会
	法	助教授	湯浅懇道	古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
	法	助教授	湯浅懇道	下関市公文書公開審査会
	経済	教授	河内優子	福岡県景気動向委員会
	経済	教授	河内優子	福岡県子育て応援職場づくりアドバイザー
	経済	教授	松田有加	名古屋市税制研究会
	経済	教授	清水憲一	北九州市文化財保護審議会
	経済	教授	河内優子	ふくおか出会い・子育て支援協議会
	経済	助教授	松田有加	名古屋市税制研究会
	経済	助教授	岡本 真	総務省九州通信局通信モニター
2007	法	教授	河津八平	北九州市消費生活審議会
	法	教授	木村俊夫	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会
	法	教授	大島俊之	大阪医科大学附属病院性同一性障害性別適合手術適応判定会議
	法	助教授	湯浅懇道	第2期福津市男女共同参画審議会
	法	助教授	湯浅懇道	北九州市情報公開審査会
	法	助教授	湯浅懇道	北九州市自治基本条例検討委員会
	法	教授	櫻井弘晃	北九州市情報公開審査会
	法	教授	高場俊光	九州地方入札監視委員会
	法	教授	富永猛	北九州法科大学院設立準備協議会
	法	教授	安藤高行	佐賀県地方労働委員会
	法	教授	松前眞介	北九州市国民健康保険運営協議会
	法	教授	後藤勝喜	九州運輸局入札監視委員会
	法	教授	後藤勝喜	九州運輸局発注者綱紀保持委員会
	経済	教授	河内優子	福岡地方労働審議会
	経済	教授	清水憲一	薩摩川内商工会議所観光モデルコース構築検討委員会
	経済	教授	清水憲一	北九州市基本構想検討委員会
	経済	教授	浅田正	北九州市奨学資金貸付審議会
	経済	教授	浅田正	私立大学協会学生生活指導研究委員会
2008	法	教授	高場俊光	九州地方入札監視委員会
	法	教授	湯浅懇道	九州大学情報セキュリティ専門委員会
	法	教授	湯浅懇道	下関市公文書公開審査会
	法	教授	湯浅懇道	水巻町個人情報保護審議会
	法	教授	安藤高行	佐賀県地方労働委員会
	法	教授	櫻井弘晃	北九州市情報公開審査会
	法	教授	平野充好	中国地方社会保険医療協議会
	法	教授	平野充好	財団法人明るい選挙推進協会
	法	教授	古屋邦彦	北九州市立図書館協議会
	法	教授	古屋邦彦	国立情報学研究所
	法	教授	富永猛	北九州市保健福祉オンブズパーソン
	経済	教授	浅田正	独立行政法人日本学生支援機構
	経済	准教授	松田有加	古賀市税制審議会
	経済	教授	清水憲一	九州工業大学工学部地域環境支援教育センター外部評価委員
	経済	教授	清水憲一	北九州市先人顕彰検討委員会
	経済	教授	清水憲一	福岡県近代化産業遺産委員会
	経済	教授	清水憲一	北九州市文化財保護審議会
	経済	教授	山田信一	北九州市奨学資金貸付審議会
	経済	教授	西堀喜久夫	北九州市消費生活センター消費生活審議会
	国際関係	准教授	勝倉秀治	門司税関専門委員
	国際関係	准教授	男澤智治	九州グリーン物流パートナーシップ推進協議会
	国際関係	准教授	男澤智治	北九州港長期構想検討委員会
	国際関係	准教授	男澤智治	北東アジア12フィートコンテナ普及拡大検討委員会
	国際関係	准教授	青木美樹	北九州市政府調達苦情検討委員会

【点検・評価】【長所と問題点】

表のように地域の様々な活動の政策形成に貢献しており、地域社会の発展に寄与していると評価できる。

【将来の改革・改善に向けての方策】

今後も引き続き地方自治体等の要請に積極的に対応していく。

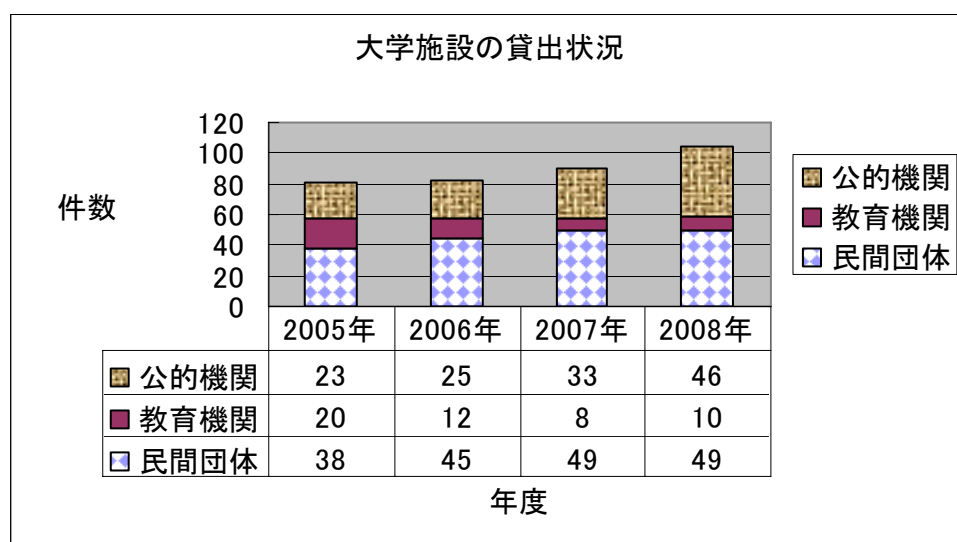
6. 大学の諸施設の開放

【現状の説明】

本学は 2002 年度（平成 14 年度）より大学の教室や会議室を中心とした施設の開放を実施してきた。以下の図はその経年の施設貸出状況を表したものである。

貸出の手続は本学のホームページに掲載されており、外部への貸出し可能な施設を紹介するとともに、施設の使用を希望する場合には、同ページよりダウンロードした施設等使用申請書を以ってファックスでの申請を受け付けている。公共的な性質の強い団体の使用申請に対しては、利用料金の減免制度を設けており、地域社会への貢献の一環となっている。

また、本学の図書館は北九州市立図書館との相互利用の提携をしており、地域市民が蔵書を閲覧できるように開放している。



【点検・評価】【長所と問題点】

大学の施設開放に関する PR を積極的に実施したことにより、教育関係機関や地方自治体及び民間団体等の利用が増加している。

また、近年の施設利用者の中には、TOEIC や社会保険労務士、地方自治体の採用試験など、学生の進路に大きく係わる団体の使用が増加しており、学生は日頃使用している教室

で安心して受験の機会を得ることができる。

学校行事と重ならない休日を中心とした利用が多いが、教室のみならず附帯設備である映像設備や放送設備等も開放しており、利用者からの評価は概ね好評である。また利用料金をホームページ上で明示していることから、料金問い合わせ等の手間がかからず、利用実績を伸ばす一因となっていると評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後も引き続き施設の開放に努めていく。

第 2 節 企業等との連携 寄付講座・教育研究連携・共同研究・受託等

【現状の説明】

本学は社会科学系の学部および大学院を擁する大学であり、大学において産業界のニーズを背景として技術・ノウハウの開発を行い、それを民間企業において事業化することによりイノベーションを実現するという一般的な産学官連携を強力に推進するには困難が伴うが、社会科学系の大学として地域社会に貢献する方策を早急に確立し実行するため、平成 20 年度より、文部科学省産学官連携コーディネーター配置機関として選定され、産学官連携コーディネーター 1 名を客員教授とし、地域社会のニーズと本学の研究シーズとのマッチングその他の活動を行っている。

また企業との連携においては、本学では 2006 年度から遠賀信用金庫による寄付講座を運営している。開設している科目は「経営特講Ⅲ」「国際ビジネス特講Ⅲ」である。この寄付講座は、遠賀信用金庫のコーディネートで講師が選定され、講師手当、交通費は遠賀信用金庫が負担するというものである。講師は企業経営者、地方自治体首長、農業実践者など多彩で、学外講師が授業を行った翌週、本学の科目担当教員による解説と学生同士のディスカッションが行われている。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学程度の規模の私立中小大学に文部科学省産学官連携コーディネーターが配置されている例は珍しく、人文社会科学系の大学として地域社会に貢献する第一歩を踏み出していると評価できる。ただし、2008 年度末を以て社会文化研究所の事務室が廃止され、事務員 1 名を残すのみとなったため、学内において産学官連携を実質的に推進する部署が存在しない状況となっている。産学官連携活動を支援するためには、大型の外部資金を獲得して、産学官連携コーディネーターの業務を補助する研究補助員を雇用できるようにすることが必要である。

共同研究・受託については、2008 年度までは社会文化研究所が所管部署となっていたが、2008 年度末で社会文化研究所事務室が廃止され事務員 1 名が配置されるのみになったため、今後どの部署が共同研究・受託研究を所管するかを早急に検討・決定する必要がある。

企業との連携については、寄付講座は地域で活躍する各界の著名人から様々な経験・知見を直接学生に語りかけることができる非常に意味のある取り組みとして評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

産学官連携コーディネーターを活用し、企業・行政との連携促進を図る。また、寄付講座については継続して充実させる。

第 15 章

学生生活

第 15 章 学生生活

【到達目標】

経済面のみならず、健康面、心理面および学業面での修学支援の強化・充実を図り、人権の保障を含め学生生活全般にわたり、多様な学生に対してきめ細かな勉学環境を整備し学生主体の大学生活支援を通じて学生の満足度を高めることを目標としている。さらに、近年、本学において増大した外国人留学生が持つ固有の問題への対応を強化することを目指している。また、学生から社会人等への移行が円滑に進むように配慮して、就職・進路面での指導・支援を強化・充実していくことを目指している。

第 1 節 学生に対する経済的支援(奨学金)

〔学部〕

【現状説明】

本学では、学内奨学金制度を充実させるとともに、在学生に学外奨学金の活用を周知して、学生への経済的支援に積極的に取り組んでいる。

奨学金のうち学内奨学金には、給与型奨学金と貸与型奨学金がある。給与型には、九州国際大学学生奨学金給与に関する規程に定められている特別奨学生奨学金と一般奨学生奨学金がある。また、入学試験結果の成績優秀者に対する奨学金制度や、自然災害による被災学生に対する授業料減免の制度も設置しているほか、体育会系学生に対してスポーツ奨学金を、1 学年平均 20 名、計 80 名を対象に支給している。

また貸与型奨学金として九州国際大学貸与奨学金制度を設けている。

さらに学外奨学金として、主に日本学生支援機構や地方公共団体の奨学金制度の活用を促しているが、そのほか九州国際大学同窓会からの給与型奨学金も用意されている。

(1) 学内奨学金

上述の特別奨学生奨学金制度の申込みは、学業成績ならびに人物ともに優秀な者で、前年までの履修科目全ての単位を取得し、全履修科目の 80%以上に「AA」または「A」の評価を得た者が対象となっている。

一般奨学生奨学金の申込みは、学業成績ならびに人物ともに優秀な者で、前年度の履修科目が 20 科目以上であることを基準としている。

給付額は、特別奨学生奨学金（各学部・各学年 2 名程度、対象者 2～4 年生）が授業料相当額（昼間主コース 60 万円、夜間主コース 36 万円）を支給している。一般奨学生奨学金（各学部・各学年 6 名程度、対象者 2～4 年生）は 10 万円を、前期・後期に分け、1 年間給付している。

2007 年度においては、特別奨学生奨学金申請者 82 名のうち 19 名、一般奨学生奨学金申請者 97 名のうち 35 名が給付を受けた。2008 年度は、特別奨学生奨学金申請者 54 名のうち 18 名、一般奨学生奨学金申請者 76 名のうち 30 名が給付を受けた。

入学試験時の成績優秀者に対しても、奨学金制度を設けている。2007 年度は、学力特待生 30 名が選考され（入試区分：推薦・一般・センター・AO等）、4 年間授業料半額免除となった。2008 年度は、学力特待生 19 名が選考された。また、AO 入試キャリアサポー

トプログラムでの入学者には、本学付属のエクステンションセンターでの講座の受講料補助や参考書購入費補助を行っている。

自然災害による被災学生に対しては、授業料減免の制度を設け、申し出があった数名の対象者に給付している。

また、2005 年 4 月より、本学独自の貸与型の九州国際大学貸与奨学金制度を設置し（採用は若干名）、授業料相当額を 1 年間貸与している。この制度は在学中に経済的理由により著しく修学に困難をきたした者に対し、学費を貸与して学業を継続させることを目的として設置したものである。

そのほか、留学生を対象にした奨学金制度も設けている。減免額は授業料相当分の 50% から 30% となっている。2007 年度は全留学生（432 名 2007 年 5 月 1 日現在）の約 92% が授業料減免を受け、2008 年度は全留学生（308 名 2008 年 5 月 1 日現在）の約 91% が授業料減免を受けた。

なお、スポーツ奨学生は、スポーツ政策委員会において、九州国際大学体育会に所属するサークルのうち強化サークルと指定サークルに入部する新入生に対して、スポーツに特に優れた実績と潜在能力を有するとしてサークル顧問や部長が推薦する候補者の中から、選考している。現在、1 学年平均 20 名がその対象となっており、授業料相当額の免除を受けている。また、指定サークルのうち、過去 4 年間に実績が残せなかった 2 サークルが指定を取り消されている。その他、若干名ではあるが、全国レベルの成績を収めた学生に対して、スポーツ奨励費の支給も行っている。

(2) 学外奨学金

本学では、日本学生支援機構奨学金と地方自治体による各種奨学金について、学生に周知徹底するよう心がけている。

2007 年度の日本学生支援機構奨学金では、第一種申請者 60 名、第二種申請者 86 名のうち、第一種申請者 44 名、第二種 86 名が採用されている。2008 年度は、第一種申請者 55 名、第二種申請者 105 名のうち、第一種 35 名、第二種 88 名が採用された。また、地方自治体による奨学金では、毎年数名が採用されている。

(3) 同窓会奨学金

九州国際大学同窓会が、毎年 40 名程度の奨学生に給費を行っている。2005 年度は日本人学生 22 名、留学生 9 名の合計 31 名で、2006 年度は日本人学生 39 名、留学生 14 名の合計 53 名、2007 年度は日本人学生 44 名（内、大学院生 3 名）、留学生 6 名の合計 50 名、2008 年度も日本人学生 34 名（内、大学院生 3 名）、留学生 5 名の合計 39 名がその対象となった。

【点検・評価】

(1) 学内奨学金

入学試験時の成績優秀者や入学後の学業優秀者に対する奨学金制度を設けていることは適切である。自然災害による被災学生に対する授業料減免制度では、1995 年（平成 7 年）の阪神大震災以来、九州地区における台風災害やその他の地震災害等に見舞われた学生が

この制度の適用を受けており、このような制度を設けていることは適切である。経済的理由で修学困難な状況に陥った学生に対しても本学独自の貸与奨学金制度を設けていることは、学生への経済的支援として適切かつ効果的なものとして評価できる。

留学生対象の授業料減免制度についても、全留学生のおよそ91%の者が授業料相当額の50%～30%の減免を受けており、留学生の修学を支援する制度として高く評価できる。

なお、スポーツ奨学生を迎えることでサークルが強化され、全国規模の大会での実績が着実に伸びている。これはスポーツ奨学生の制度の有効性を証すものであると評価できる。

(2) 学外奨学金

日本学生支援機構奨学金の緊急(一種)・応急(二種)の制度について、学生に周知徹底し、相談者については、速やかに対応していることは適切である。また、地方自治体による各種奨学金についても、出身学生が多い各自治体からの情報や、実際に貸与を受けている学生からの報告をもとに、学生への情報提供を迅速かつ適切に行っている。

(3) 同窓会奨学金

同窓会による奨学金については、大学が申請書類の配布を行い、選考は同窓会が行っているが、選考については適切に行われていると思料される。

多様な学内外の奨学金制度が整備されていることで、多くの学生が各種の奨学金制度を活用し、充実した学生生活を送ることができている点は評価できる。特に経済的困難が発生した学生への対応を可能とする貸与奨学金制度を創設していることは長所といえる。

なお、特別・一般奨学生奨学金の対象者数については、在籍者数や昼間主と夜間主の学生の人数構成など、規程が作成された時期と比べかなり変化が見られ、現状にそぐわない一面が出てきているという問題点がある。

【改善方策】

財政の効率的運用を図る観点からは、在籍者数等に変化が見られるので、学内の奨学金制度の対象者数については、奨学金制度の充実を図りつつも、在学生数に見合うように整理を行う。また学外の奨学金については、学生に対する情報提供をより強化していく。

[大学院]

【現状説明】

大学院生に対する経済的な支援としては学納金に関して一部免除する特典と各種奨学金、その他がある。

学納金に関しては本学学部卒業生に対する入学金の減額および留学生に対して授業料の40%の減免措置がある。また、高度な社会人教育を謳っている本学大学院の特徴として、厚生労働省職業能力開発局育成支援課により「教育訓練施設」として法学研究科・企業政策研究科ともども指定認可(2002年3月通達)を受けているので、社会人のうち条件を満たした者は学納金の一部給付を受けることができる。受給者実績としては2008年3月対象修

了者が3名、9月対象修了者が1名であり、毎年数名の修了者が申請している。

奨学金については、学内および学外（一般事業体ないしは自治体支援）からの奨学金があげられる。

学内奨学金としては、一年次生に対しては入学時の成績及び面接、二年次生に対しては一年間の大学院における成績を基準として授業料の全額もしくは半額を給付する制度があり、2008年度学受給者実績は9名である。

学外からの奨学金は、九州国際大学同窓会奨学金があり、2008年度は0名であるが、2007年度は11名であり、例年数名が受給する。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金および留学生対象の学習奨励費などがあり、日本学生支援機構からの奨学金は貸与が基本で2008年度は5名が採用されている。

また、留学生限定の奨学金としては、2008年度は日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費、文部科学省の国費外国人留学生奨学金、財団法人アシュラン国際奨学財団、財団法人吉川奨学会、田坂育英基金、ロータリー米山奨学金について、採用されている。

大学院生に対する奨学金以外の経済的援助としては、複写（経費）のサービスがある。これは、大学院入学から修了までのあいだに、研究用として一人あたり5,000枚までの複写を認めるものである。

【点検・評価】

大学院生への学内外の各種奨学金に関する情報提供については、遺漏なく、行われている。本大学院が厚生省より「教育訓練施設」として指定を受けているため、一定の条件を満たした学生が修了した場合、本人が支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額がハローワークから支給される点は、大学院生への経済的支援に大きく貢献するものとして評価できる。また、学業成績によって授業料の全額または半額が給付される制度や、留学生を対象とした学習奨励費の給付制度が整っている点は、本大学院の特徴として高く評価できるものである。複写（経費）サービスについても、貴重な経済的支援として、大学院生から高く評価を受けている。

日本学生支援機構による奨学金制度や厚生省からの学納金の一部給付をはじめ、上述のとおり学内外の様々な奨学金制度が充実している点は、本大学院の長所である。また、本大学院は留学生の占める割合が比較的高く、そうした現状に対応すべく留学生を対象とした学習奨励費給付の制度が整っている点も、本大学院の長所とみなしうる。ただし、留学生を含め大学院生の一部には奨学金の選考にもれる者もあり、そうした大学院生は自己の研究を持続しつつ、生活費や学費を確保するために苦学を余儀なくされている。現状ではそのような大学院生を救いうるような経済的支援の方法が見当たらないのが唯一の問題点である。

【改善方策】

上述のとおり、本大学院では、学内外の奨学金制度は比較的充実しており、今後とも大学院生への各種奨学金に関する情報提供を遺漏なく行う必要がある。また、奨学金の選考から外れる大学院生が現に存在することを考えれば、各種の奨学金への申請を大学院生が行うことができるように、個別の奨学金制度の詳細について、学務事務室で逐次調査し、

有効な情報を大学院生に提供できるよう努力を重ねていく。

第 2 節 学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮

最近の大学教育の課題は、学生の人間的な成長を図り、自立を促すために支援機能を充実させることである。本学の保健室では、健康診断および事後措置等の健康管理業務、応急処置等の「医療モデル」の活動と、学生自身の自己管理能力を高めるため心身の発達を支援する健康教育や相談業務を中心にした「健康支援モデル」の活動を展開しており、学生が心身ともに健康で、有意義な学生生活を送れるようサポート活動をしている。

【現状説明】

1. 保健室の運営状況

保健室は学生支援室に所属し、九州国際大学保健室規程・保健委員会規程に基づき運営されている。キャンパス中央の 1 号館（事務室棟）1 階に受付および事務コーナーを配置し、応急処置室、休養室（ベッド 3 台）、防音設備を完備した健康相談室、居場所スペースなどを設置している。管理対象学生は、学部生・大学院生・日本語別科生・交換留学生で、2008 年 5 月 1 日現在、2397 人である。また、教職員の管理対象数は 187 人である。

業務は、常勤保健師、パート保健師補助（5 時間）、パート事務職（5 時間）各 1 名の 3 人体制で運営している。また、学校医は内科系と外科系を委託し、救急患者への対応や保健室スタッフへのコンサルテーション、感染防止対策のアドバイス等を委託している。

保健室開室時間は、下記のとおりである。

月～金曜日	9 時～20 時（2000 年度～2004 年度春学期）
	9 時～18 時（2004 年度秋学期～2008 年度 6 月）
	9 時～20 時（2008 年度 6 月～現在）
土曜日	9 時～16 時

2000 年度の昼夜開講制の導入時は、夜間 20 時まで開室していたが、2004 年度の秋学期から開室時間を短縮した。しかし、2008 年度 6 月より、夜間主学生の利用も考え、開室時間を 20 時まで延長している。

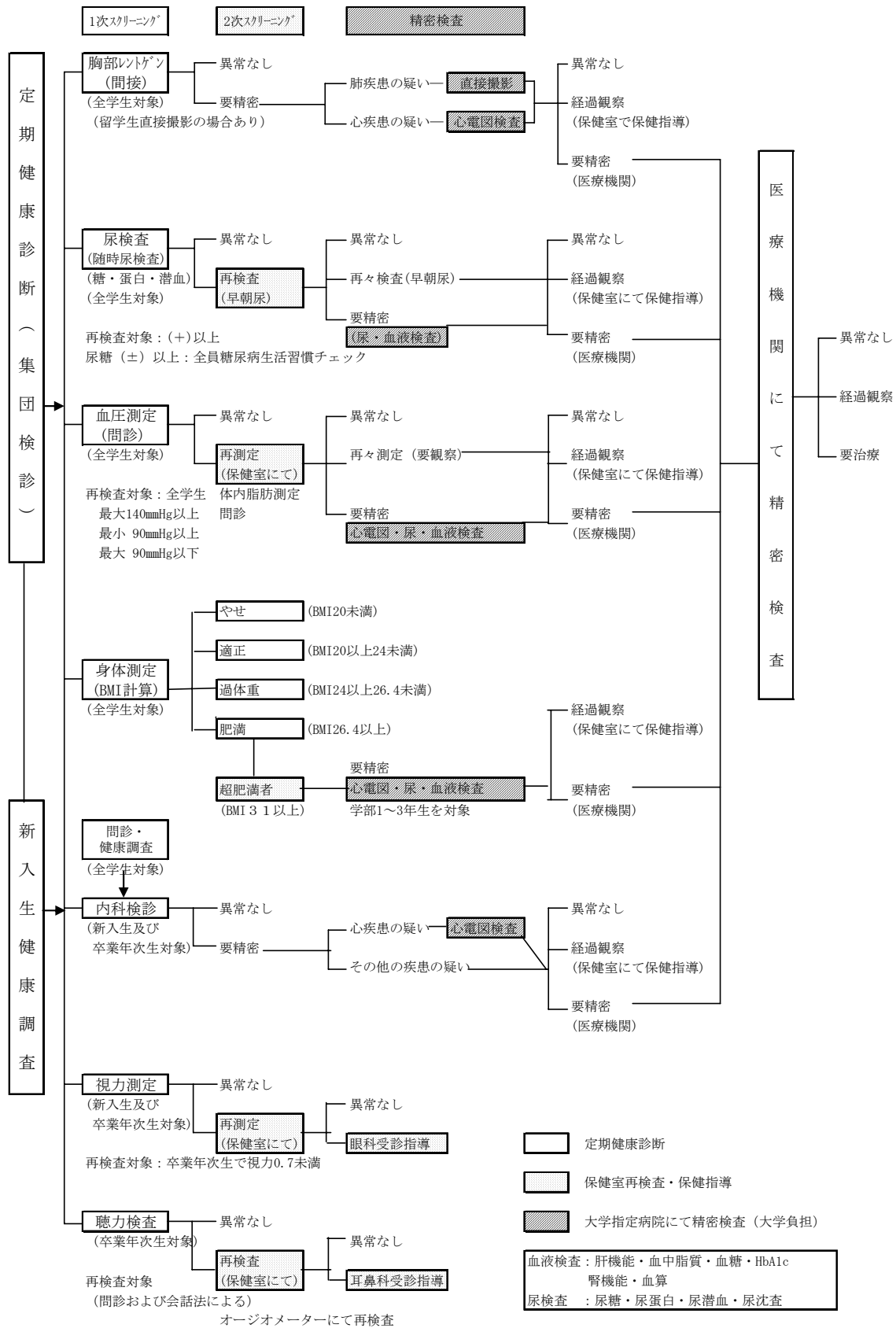
2. 健康診断

(1) 健康診断および事後措置

健康診断の検査内容と事後措置（精密検査や保健指導）は表 15-2-1 のとおり実施している。結核の集団感染防止のため受診率のアップと健康診断結果に基づく事後指導の徹底を重点的目標として活動している。学生が入学手続き時に提出する健康調査結果・予防接種アンケート、毎年の健康診断および事後措置データ、保健室利用状況等の健康情報はすべて入学時から卒業まで、システム化し管理している。

また、本学では新規入国者に対しては特別健康診断（胸部直接撮影・生化学検査・貧血検査・感染症検査）を実施している。

図 15-2-1 定期学生健康診断および事後措置



(2) 受診状況

新入生と留学生の受診率 100%を目標としている。この目標を達成するために、健康診断の実施日を履修登録日と同じ日にする等の工夫をしている。また、未受診者に対して、学務事務室、国際センター等の職員やゼミ担当教員にも受診指導を依頼すると同時に、掲示やメール、郵送による案内等、徹底した受診指導を全学的に実施している。

全体の受診率は表 15-2-2 のとおり、2005 年度の 98.3%から低下傾向にある。2008 年度は、大学院生の受診率が前年度より 3.2%上昇したものの学部生の受診率が低下したため、全体の受診率は 96.7%に低下した。

表 15-2-2 健康診断所属別受診状況

所属	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
学部	97.4%	98.4%	98.6%	97.3%	96.7%
大学院	85.3%	90.3%	95.8%	88.5%	91.7%
日本語別科	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全体	97.2%	98.3%	98.6%	97.1%	96.7%

(3) 事後措置状況

健康診断結果に基づき、異常者に対して再検査および精密検査を実施している。大学負担による精密検査として、胸部直接撮影・心電図・肝機能・血中脂質・血糖値・HbA1c・腎機能・尿定性検査および尿沈査等を健診業者に委託し実施している。結核や無症候性腎疾患の早期発見のほか、糖尿病・高脂血症・脂肪肝・高血圧等いわゆる生活習慣病の早期発見に努め、早期治療、生活習慣の改善を指導している。

3. 保健室利用状況

図 15-2-3 のとおり、2005 年度、2006 年度と減少傾向にあった保健室の利用者は 2007 年度に再度増加している。2008 年度は学生の利用件数は増加したものの、教職員の利用件数が減少し、全体としては 67 件減少している。

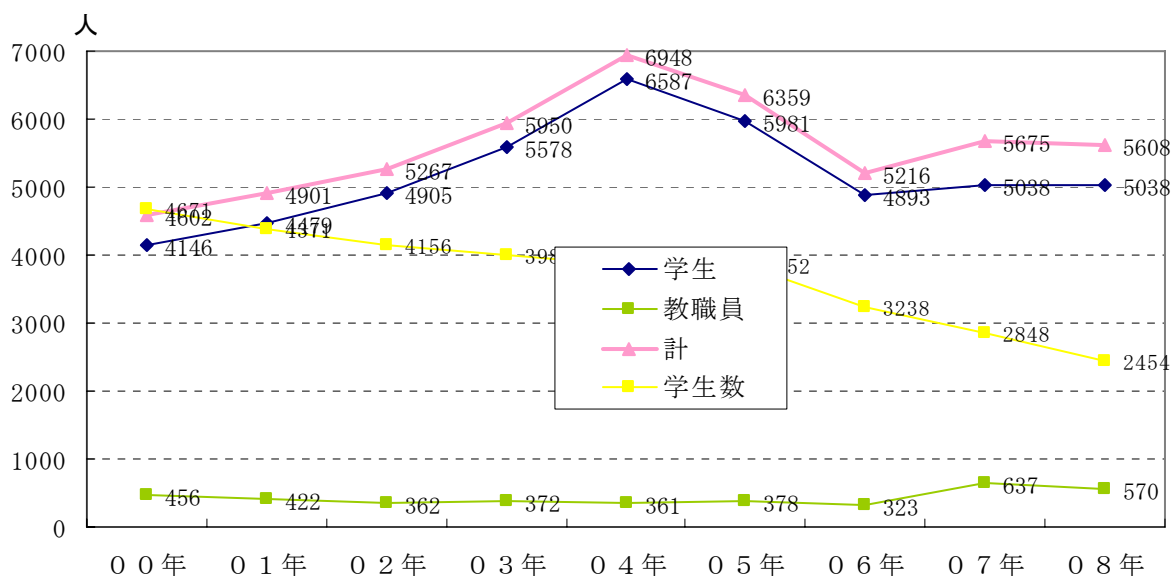
応急処置の過去 5 年間の平均利用件数は 1397 件で、呼吸器系（風邪・発熱等）の処置が一番多かった。次いで外科系、整形外科系、消化器系、皮膚科系の順に多かった。その他、精神科治療中やメンタル面の問題を抱えている学生の不眠、不定愁訴症状、片頭痛や緊張性頭痛等の頭痛発作、過換気症候群等、慢性疾患を抱えた学生への対応も多かった。また、最近では学生の居場所としての利用が多くなっている。

ベッド利用は、5 年間平均 200 件で、呼吸器系と消化器系症状での利用もあるが、精神疾患治療中やメンタル面の問題を抱えた学生のベッド利用が多い。また、最近の傾向として、深夜アルバイトによる寝不足での利用者が増えている。常習化の問題はあるが、利用者が空き時間にベッド休養することでリフレッシュし、修学意欲を回復できるよう配慮している。

保健指導は、健康診断結果に基づく事後指導と各種検査測定時の生活改善や禁煙・飲酒指導や性教育等で、5 年間平均 1695 件だった。身体的な内容の相談は、5 年間平均 423

件で、内科系の相談が多かった。最近では、婦人科系の相談、性に関する相談が増えている。精神的な内容のサポートは横ばい傾向にあるが、5年間平均 253 件だった。「よろず相談」、「話し相手」、「昼食場所」、「友人のいない学生の居場所」、「友人との待ち合わせ」、「空き時間の居場所」、「勉強やレポート作成」等、「その他」のサポート件数は、5年間平均 598 件で、最近大幅に増加している。

図 15-2-3 保健室利用状況年次推移



4. 健康教育

健康教育の充実を図るために、さまざまな創意工夫をしている。保健室内での健康教育として、「傷の手当ての仕方」、「風邪の予防法」、「生理痛の対処法」、「感染症の予防」、「避妊法」、「薬物」等に関して自己解決方法を指導している。そして、保健室内設置の検査機器は、「禁煙」、「飲酒」、「性教育」、「食生活」等の健康教育の導入に大きく役立っている。

また、保健室外での健康教育として、下記のようにさまざまな活動をしている。

①全学年を対象にした学外講師による年2回の「アセンブリアワー講演会」。テーマは「禁煙」、「性教育」、「食生活」等。2007年は1回のみ（禁煙について）であった。2008年度は実施できなかった。

②ゼミ（入門演習）訪問による健康教室。テーマは「禁煙」「飲酒」等。2008年は2つのゼミに対して、保健室で実施した。保健室の利用方法や検査機器についても説明を行った。

③大学祭実施関係者を対象にした健康教育。テーマは「食中毒予防」、「急性アルコール予防と応急処置法」等。

④AED使用方法の説明会を実施。2008年度は大学祭実行委員に対して、人形を用いて説明会を行った。

その他「保健だより」の発行や本学ホームページ上のブログでの健康情報の記事掲載等により学生へ健康情報の発信を行っている。

5. 受動喫煙防止対策および禁煙サポート

健康増進法の施行により、2003 年 6 月より建物内を禁煙とした。タバコを吸いにくい環境づくりが喫煙率低下に繋がると同時に、受動喫煙防止に有効であると考え、建物への出入り口付近に設置していた灰皿の撤去、喫煙場所の見直し（屋外に 5 箇所の喫煙場所設置し、それ以外は禁煙とする）、歩行喫煙の禁止等、受動喫煙防止対策をした。

また、2004 年度より学校医によるニコチンパッチ（有料 1 枚 400 円）の処方とメールによる禁煙サポートを実施している。2004 年度はこの企画に 10 名参加し 6 名が、2005 年度は 6 名参加し 3 名が 3 カ月以上禁煙できた。2006 年度は 2 名が参加したものの、禁煙は達成できず、2007 年度以降は残念ながら希望者がいなかった。喫煙者呼気一酸化炭素濃度測定者（5 年間平均利用件数 80 件）にも禁煙の保健指導を実施しているものの、パッチの使用については抵抗感が見受けられた。

【点検・評価】

昨今、若年性生活習慣病が増えており、本学においてもこれは例外ではない。健康診断スクリーニングの異常者に対して、大学負担による精密検査を実施しており、これが大きな成果をあげている。また、イラスト入りのわかりやすい生活習慣チェック表を作成し、それに基づいて学生に自己採点・自己評価をさせ、無理なく実行できる目標設定をともに考え、生活改善へと繋がるような健康教育・保健指導方法を工夫している。これにより、生活習慣病の早期発見が可能になり、その結果、学生の生活が大いに改善されている。

また、保健室の利用状況については、2007 年度から 2008 年度にかけて、学生数が約 400 名減少しているものの、学生の保健室利用件数はわずかながら増加している。この要因は、体組成計や血圧計、握力計などの健康機器の充実、学生像の多様化により、利用目的も多様化しているためだと考えられる。

利用目的が多様化していることから、学生へのサポート活動の際には、一人一人の学生に丁寧に向き合い、傾聴するよう心掛けています。しかし、心と体は表裏一体で、表面上は身体症状として訴えるが、根底には心理的問題（それまでのこころの傷や育ちの脆さ）を抱えている学生が保健室を多く利用している。就学支援室でのカウンセリングを勧めても、必要性を容認できず保健室で悶々としている。このような学生に対して保健室は、身体的訴えに傾聴し、羽を休める「とまり木」的な居場所として根気よく対応し、タイミングをみてカウンセリングを勧めざるをえない。また、保健室の学生への対応は、授業の場合とは異なり評価を下さないスタンスでするように努めている。そのため様々な相談内容に対して、問題解決というよりも傾聴に努め、学生自身が解決の糸口を見出せるよう意識して他部署特に就学支援室（注：修学支援室は 2009 年 4 月に学務事務室に統合）へのリエゾン機能を担っている。特に留学生の場合は、言葉の問題や経済的な問題や習慣の違い等により、保健室単独で支援することは難しい。しかし、国際センターとの連携を密にすることで効果をあげている。これらは、学内分業を徹底するとともに、適切・円滑に他部署との連携を行っている点で評価できる。

保健室スタッフの複数勤務体制については、おおむね充足されており、緊急時対応においても、他部署のバックアップがあり、相互の協力体制のもと効率よく運営されている。

学生が健康情報を獲得し、自己管理ができる支援として健康教育は大きな意義があり、中でも大学祭に向けての健康教育においても急性アルコール中毒者や食中毒防止に大きな成果をあげている点は本学の長所であるといえる。

しかし、上述のように、健康教育の一環で行ってきたアセンブリアワー講演会については、2008年度は一度も実施することができなかった。この講演会は今まで、他部署や教員の理解を得て、多くの学生に参加してもらい、健康教育につなげていた。しかし、年々参加学生が減少しているのと同時に、講演内容のマンネリ化が生じており、保健室としても学生が興味を持って参加できるようなテーマにする、タイムリーな話題についての知識を提供する、などと改善を試みたが、講演会を開催するまでに至らなかった。これは本学の問題点となっている。

また、保健室には各種検査機器を設置し、健康相談や保健指導等、学生に健康教育を導入する際に多いに役立っている。2007年度には新たに自動血圧計、体組成計、握力計を設置したため、学生・教職員の定期的な測定者が増加した。このことは、学生・教職員に自己管理を促す方向に作用している点で長所になっている。

新型インフルエンザや麻疹など、学内で感染症が発生すれば、すぐに集団感染になる可能性がある。2008年度は感染症に備え、殺菌機能付き空気清浄機を保健室に設置した。マスクや消毒薬などの備蓄も行った。感染症に対する完全な対策は困難であるが、幸い無事に切り抜けたことは評価してよい。

受動喫煙防止対策および禁煙サポートについては、難しさを痛感している。禁煙は身体的依存と心理的依存との闘いである。しかし、身体的依存にはニコチンパッチ等のニコチン置換療法が有効であるが、心理的依存の脱却は容易ではない。禁煙継続への支援としては、継続した学生指導が重要である。

【改善方策】

学生の心身が健康で有意義な学生生活を送れるようサポート活動を展開するうえで健康教育が大きなウエイトを占めている。今までのような健康教室の開催等、専門家（外部講師や医療職）による集団健康教育ももちろん必要であるが、利用目的が多様化している中で、個々の学生が求めている健康情報や、抱えている健康問題も多様化している。そのため、より個別的な指導・健康教育も重要になってくると考える。そのための方策を立案したい。

また、特に若者の性の問題は深刻さを増しているが、同じ世代の仲間による相談・教育（ピアサポート等）は他大学で大きな効果をあげていることを耳にする。本学においても、性の問題に限らず、学生同士が様々な悩みを相談できるような保健室の雰囲気作りも行う。また、学生の移動が国際化する中で、ネットを使った情報提供方法等も模索する。

現在喫煙コーナーを数箇所設定して、分煙を担保しているが、雨天時には禁煙場所である建物の軒下で喫煙するものが散見されるなど、分煙が実行できないケースが出ている。これを防止するために、雨天時でも喫煙できるように喫煙コーナーを増やしたい。

第3節 学生に対する生活指導

【現状説明】

第 15 章 学生生活

本学では、学生が生活上の問題やトラブルにあわないように、様々な取り組みを行っている。新入生に対しては、入学時に学生生活に関するガイダンスを行い、主として高校生活と大学生活との違い、学内・外での大学生としてのマナー、規律・規則の遵守、サークル活動・奨学金等について説明している。

また、2007 年度までは全学生を対象に、所轄の警察署や消防署等の協力を得て、交通ルールの指導や留学生寮の火災訓練等を毎年行ったり、学生が悪徳商法の被害にあわないよう、国民消費センターから講師を招き講演会を開催するなど配慮していたが、2008 年度については行っていない。近年全国的に大麻や覚せい剤等の薬物乱用事件が多発したり、振り込め詐欺に加担する学生が出現したり、社会での学生の犯罪事件が増加している状況では、学外の諸団体の協力も求めながら是非ともコンプライアンス教育強化に取り組む必要を感じている。

その他、学生生活を健全に送るうえで有効な各種の情報については、逐次、学内掲示やホームページで学生に知らせている。なお、本学には留学生が多く、留学生固有の問題も想定されるため、入国管理局等の公的機関の協力を得て、留学生への指導を行っている。

【点検・評価】

学生が様々なトラブルに無縁で過ごせるよう、講演会、ガイダンス、学内掲示等を通して、常に必要な情報の発信を行っており、学生に問題が生じた場合は、問題の性質に応じて、学生サービス室、学生サービス委員会、学部事務室、修学支援室、保健室、国際センターなど担当部署がその適切な対応にあたっており、学生指導の仕組みは整っている。

学生が事件、事故に巻き込まれないように、入学時より各種ガイダンスにより生活指導を行っていることは適切である。学外の関係諸団体の協力を得ていることで、より効果的な指導ができています。また問題が発生した際の対応を可能にする学内の仕組みができていくことも長所である。

【改善方策】

学生に対する生活指導は概ね良好である。しかし、近年全国的に大麻や覚せい剤等の薬物乱用事件が多発しており、本学学生が事件に巻き込まれないよう特に薬物使用に関して啓蒙や情報発信を密にするなど、また所轄警察署の指導・協力を仰ぐなど、コンプライアンス教育を含めて、生活指導をさらに強化・充実していく工夫を凝らす。

第 4 節 ハラスメント防止対策

【現状説明】

本学では、人権尊重のための教育啓発を行い、またよりよい環境のもとで就学ないし就労できることを保障するとともに、その人権が侵害された場合には、その侵害を排除するために必要な措置を取るための組織と手続きを定めた九州国際大学人権保障規程を 1999 年（平成 11 年）に制定している。この規程に基づき、従前の「九州国際大学同和教育委員会」を廃止し、新たに「九州国際大学人権委員会」を発足させ、セクシュアル・ハラスメント部会、同和・人権保障部会を設置し、セクハラに対する相談、問題解決に強く取り組

むことになった。

本学では、性別・国籍・年齢や病気・障害の程度などに基づく、あらゆる差別や人権侵害のない安全で公正な就労・就学環境を保障することを掲げ、セクシュアル・ハラスメント防止など人権保障のための取り組みを行っている。

本学の「人権保障のしくみ（文章と図解）」および「九州国際大学人権保障規程」は、学生への周知を図るべく、『学生便覧(STUDENT GUIDE)』に掲載されている。そのなかには人権相談窓口が学内組織で最も学生が相談しやすい部署である修学支援室に設けられていること、電話での相談にも応じられることが電話番号とあわせて明記されている。また、相談窓口に限らず、ゼミやサークル顧問の教員、事務職員への相談も奨励している。この『学生便覧(STUDENT GUIDE)』は全学生に配布しており、あわせてホームページにも掲載し、セクハラ防止のためのさまざまな情報を周知させている。

相談窓口では、来談者の意思を尊重することを前提に、問題解決の方法の相談や心理的な事項に関するカウンセリングを受け付けている。また、人権委員会を介した人権救済の申立て手続きの紹介も行っている。相談内容によっては、人権委員会（委員長：学長、各学部から選出された 6 名[各学部 2 名、うち 1 名は女性教員]、日本語別科教員 1 名、事務職員 2 名[うち 1 名は女性職員]）を上部組織とするセクシュアル・ハラスメント部会（半数以上が女性委員）が来談者への対応にあたっている。また、セクシュアル・ハラスメントに限らず、アカデミック・ハラスメントに対しても、同様に対応することになっている。

人権尊重の啓発のため、教職員に対して、外部講師を招いて「セクハラ・パワハラ研修会」を平成 20 年 10 月 29 日に実施した。

【点検・評価】

セクシュアル・ハラスメントのみならず同和人権問題、さらにはアカデミック・ハラスメントも含めて、人権の保障に取り組んでいることは評価できる。委員会の設置、その構成に際しての女性委員参加、担当者の定期的な研修、学生への周知徹底など、セクシュアル・ハラスメント防止などの人権保障のための対策は整備されていると評価できる。

実際の対応についても、人権相談窓口を修学支援室（注：修学支援室は 2009 年 4 月に学務事務室に統合）という学内組織で最も学生が相談しやすい部署に設置していることも評価できる。また、修学支援室に限らず、ゼミ、サークル顧問の教員、事務職員への相談も奨励しており、相談窓口を広くしていることは評価できる。

相談方法も対面式だけでなく、電話での相談にも応じており、相談しやすい環境を整備していることは評価できる。

セクシュアル・ハラスメント防止のために学生の入学時から取り組んでいること、そして相談しやすい環境が整備されているのみならず、恒常的に担当者に人権研修を受講させるなど窓口担当者の専門性向上に努めている点は長所である。また、セクシュアル・ハラスメント部会の半数以上の委員が女性であることは、適切な対処を確保する上で評価できる。また人権侵害を包括的に捉え、人権委員会にてアカデミック・ハラスメントへの対応も可能となる仕組みを作っていることは評価できる。

制度上、特に問題点は見当たらないが、相談への対応について事実関係の確認に時間を要することもあり、必ずしも迅速性が確保されていないことが問題である。相談に来た学

生にとっては切実で緊急を要する問題であり、できる限り速やかな対応を確保する必要がある。

【改善方策】

セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントの防止に当たっては制度のみならず、構成員一人一人の意識を高めていくことが重要であり、学生に対する研修会を一段と強化充実するとともに、全学生を対象とした研修会の開催も必要である。一方では、学生の指導にあたる教職員に対するよりレベルの高い研修会の開催が必要である。

また、セクハラが発生した場合に備えて、日頃から全職員が相談窓口になりうるような環境づくりが大切である。そのためには、人権委員会は、セクハラに限らず、あらゆる種類のハラスメントに関する情報の収集に努め、有効な情報を常に職員に発信していく活動を、従来どおり続けていく必要がある。同時に、相談への迅速性を高めるために具体的な対応に際して実務面での改善を図っていく必要もある。

第5節 修学支援活動

本学は、在学生の修学を多面的に支援する「学生フリースペース」を設置し、学生の心身共に健康な学生生活の実現を目指すとともに、充実した勉学生活ができるように直接的に教学関係を担当する部局とも連携を図りつつ、学修支援を行っている。また在学生に対する支援のみならず、教職員の意識・授業スキルなどの向上を図るために定期的に専門家を招き教職員研修会を実施している。なお、本学の修学支援は、旧枝光キャンパスにおいて、1993（平成5）年10月、学生課内で保健室と機能を分け合う「学生相談室」として設立され、以後、2004（平成16）年10月に学生サービス室から組織上独立し、翌2005（平成17）年4月には「学生相談室」から「修学支援室」に名称を変更したが、2009（平成21）年4月に再び学生支援室（旧学生サービス室）所属になり現在に至っている。

1. 修学支援の設備・備品

【現状説明】

修学支援は2008（平成20）年度まで、雑誌や箱庭、ソファ等を用意し、静かに過ごす部屋「修学支援室」（20人収容：115㎡）と、お喋りやゲームができる部屋「学生フリースペース」（50人収容：220.49㎡）の二室体制で主に学生の居場所として運営していたが、2009（平成21）年4月からは組織の変更により、若干狭くはなったが「学生フリースペース」（162.58㎡）が1号館1階に移転した。また、学生がリラックスして使用できるよう、BGMを終日流し、学生用のパソコンも2台設置している。

なお、1号館1階及び3階には会議室・面談室も確保している。

【点検・評価】

2007（平成19）年度の修学支援の年間利用者数は延べ3,389人、2008（平成20）年度は4,395人であり、新入生の校内見学ツアーの中に、「学生フリースペース」見学も加わり、前年度に比べより多くの学生に利用されている点が評価できる。単なる居場所として求め

る学生でも勉強できる場所・利用しやすい場所・過ごしやすい場所や情報収集・情報交換場所として定着してきたことは評価できる。

2008（平成20）年度は、それぞれ部屋の利用学生の特質に合わせた行事を開催した。個人利用の多い「修学支援室」においては、心理テストや脳トレーニングなど、個人で行える企画を開催。一方、多くの学生が集う「学生フリースペース」においては、修学支援委員（教員）の協力の元、グループでのクイズ大会や学内宝探し大会を開催した。この企画を通して、顔見知りでない学生同士がグループとなったり、教員と参加学生との交流があるなど、相互交流の場所として機能していることも評価できる。

さらに、修学支援室の方にも常時カウンセラーを配置、昼食会を開くなど、単独で利用する学生への配慮をともなった支援を行っている点も評価できる。

学生の居場所（学生フリースペース）として部屋を確保・提供していることにより、支援を必要とする学生を容易に把握でき、カウンセラーの指導へと導くことができるという長所がある。確保している部屋もかなりの面積を有している点も長所といえる。

静かに過ごす部屋（修学支援室）は、利用者数（2008年度年間利用者数：延べ432名）が多いとは言えないが、精神的疾患を抱えた学生の面談待合室としても利用されていることを考え合わせると、そのような学生が他の学生の目を余り気にかけることなく個人面談室に入ることができるという意味においては、却って、利用者数が少ない点が現状では功を奏している。ただし、2009（平成21）年4月以降は、1号館1階（旧学生サービス室）に移転したため、外部から中が透けて見える状態であるので、学生の利用が制限される恐れがある。

他方、お喋りやゲームができる部屋（学生フリースペース）の利用者数（2008年度年間利用者数：延べ3,963名）はかなり増加傾向にあり、グループでの利用が多いため、単独での利用を希望する学生にとっては、使用しづらいという短所もなくはない。

【改善方策】

「学生フリースペース」をグループで訪れる学生は、「学生フリースペース」をネットカフェのような憩いの空間として利用している。これは、学内に彼らの居場所が少ないことの表れであろう。したがって、学生が憩える場所を利用しやすくするために、上で指摘したように、まずは「学生フリースペース」に目隠しを設置することによって学生の利便を図ることにする。

2. カウンセラー、アドバイザー等の配置

【現状説明】

修学支援のスタッフの構成は2008（平成20）年度までカウンセラー3名（うち1名は専任教員＜主事＞、他2名は非常勤職員）、発達障害コーディネーター1名（非常勤職員）、事務職員4名、各学部から2名ずつ選ばれた修学支援委員6名となっている。各部屋（二室）にはカウンセラー1名と事務職員を2名ずつ配置し、月曜日から金曜日にかけて、カウンセラーが各部屋ともに常駐していた。また、面談を希望する学生が、男女2名ずつのカウンセラーのいずれかを選択でき、さらには開室時間内（10:00～17:45）であれば、いつでも相談に応じられる体制が整っていた。

また、心理面のみならず、修学面での来談者も少なくはなく、2002（平成 14）年度以降は 6 名の修学支援委員が交代で学生フリースペースにて週に 1 コマ（90 分）張り付き、学生の修学相談に応じていた。

過去 3 年間の面談実数は以下のとおりである。

年度	面談実数	内 訳		
		心 理	修 学	その他
2006 年度	90 人	38 人	34 人	18 人
2007 年度	62 人	30 人	32 人	0 人
2008 年度	108 人	52 人	49 人	7 人

なお、2009（平成 21）年度からは、学生支援室所管の「学生フリースペース」のみの対応となり、曜日によりカウンセラー 3 名が常駐している。

【点検・評価】

上述のとおり、修学支援の運営には職員のみならず、専門のカウンセラーと学部から選出された修学支援委員（教員）が学生の心理面・学習面での対応にあたっているため、幅広い相談内容に応じることが可能である点は評価できる。2008 年度は、修学支援委員とカウンセラーで月 1 回のミーティングを行い、学生フリースペースのあり方などについて協議した。結果、修学支援委員の主導による学生フリースペースの行事も行われ、学生と教員との交流の機会が増えたことは評価できる。

修学支援にカウンセラー・修学支援委員（教員）・事務職員を配置することにより、他部署やゼミ担当教員との連携が図りやすくなった点は長所である。その結果、学生の修学面・心理面でのケアが適切かつ迅速に行うことができるようになった。

また、発達障害コーディネーターを配置したことにより、修学面の指導が強化されたことは大きな長所となっている。

問題点として、修学支援の業務には学生のカウンセリングという高度な専門知識が要求されるため、職員配置時に修学支援のための実務研修制度を設けるなどの配慮が必要であるが、実現できていない。また、教育面での支援強化を図るため、修学支援委員（教員）の役割の再確認ならびに増員の検討を行う必要性が指摘されたが、これも実現できていない。しかし、教育面での支援は学部全体で取り組む方向に進みつつある。

【改善方策】

組織の変更により、学生支援室所管の「学生フリースペース」にはカウンセラーのみで職員及び修学支援委員（教員）の配置がしていないため、部署間の連携を検討する必要がある。

3. 成績不振者・不登校学生への対応

【現状説明】

修学支援室（注：2009 年 4 月に学務事務室に統合）では 2003（平成 15）年以降、UPI（心の健康調査）テスト、修学アンケート調査、教員による出席管理等を通して、成績不振や不登校に繋がるおそれのある学生の早期発見とその対応にあたっている。また、2004（平成

16) 年度以降は、ゼミ教員と連携をとり、入学直後に実施されるフレッシュャーズ・ミーティング（新入生合宿研修）への欠席者や授業への長期欠席者に連絡を取り、必要に応じて面談を実施している。さらには、半期の単位取得数が 15 単位に満たない成績不振の学生を対象にして、年 2 回保護者面談会を実施しており、学生、保護者とともに大学生活の取り組みについて相談、アドバイスを行っている。この中で心理的要因や生活リズムの改善を必要とする場合は、カウンセラーとの面談を行い、その結果、必要に応じて定期面談を行っている。

成績不振や不登校に陥り退学していく学生の中には、友達作りのきっかけがつかめないまたは定期試験にどう対応していけばよいのかわからないという悩みを持つ者が多い。このような学生に対して、本学では、修学支援を利用する学生を中心に大学祭の際に共同で模擬店を出店させたり、学内でのクリスマス・パーティーやスポーツ大会に参加させたりすることで、仲間作りを支援している。また、定期試験前には不安解消講座を開催し、学生に試験対策のノウハウを提供し、レポートのまとめ方の指導も行っている。

【点検・評価】

修学支援へのカウンセラーの配置、教員による学生の出席管理、成績不振者への個別指導、定期試験に向けた不安解消講座等を通して、成績不振者と不登校学生への早期対策が適切に図られている点は評価できる。

また、カウンセラーは、2007（平成 19）年 10 月に導入した事務システムで学生の出席状況が即時に確認できるようになり、2007 年度に比べてより多くの修学カウンセリングに繋がっていることは評価できる。

事務システムの改良などによるところが大きいとはいえ、成績不振者と不登校学生への早期対策が効率化できている点は長所である。

しかし、大学のユニバーサル化の傾向が強まるなかで、フォローすべき学生の数が増大し、その対応の内容も多様化している。そのため修学支援の業務は量的にも質的にも拡大傾向にある。成績不振者・不登校学生への対応は、学内関係部署との連携が不可欠であり、今後、役割分担をより明確にしていく必要がある。

【改善方策】

前年度の点検でも指摘されたことであるが、以下の点の改善がなお不十分である。上述の傾向に適切に対応するために、学務事務室、ゼミ担当教員、修学支援等の役割を一層明確にしていくなかで（マニュアル本作成など）、さらに一段と高いレベルを目指した取り組みを進める。

4. 学内関係部署等との連携活動

【現状説明】

修学支援は、一過性のものではなく、学生が在学している間、一貫した支援が不可欠である。修学支援では、入学から卒業に至るまで教学の関係部署と緊密な連携を図り、在学時期に適った適切な対応を目指している。

修学支援では、現在、学内の関連部署と以下のような連携活動を図っている。

入学時での対応としては、新しい友人、仲間づくりをしてもらう「フレッシュャーズ・ミーティング」の宿泊研修にカウンセラーも同行している。また各学期、講義を欠席しがちの学生対応としては、学生本人やその保護者と連絡を取り、学生をカウンセラーとの面談に導いている。面談後は当該学生の授業への出席状況を確認し、依然として問題が認められる場合は、所属するゼミの担当教員にその旨を伝達し、学生の指導と観察を依頼している。その上で教員から新たな懸念材料が報告された場合は、内容に応じてカウンセラーがアドバイスをを行っている。さらに、各学期の成績不振者への対応としては、年 2 回保護者面談会を実施しており、学生、保護者とともに大学生活の取り組みについて相談、アドバイスをを行っている。この中で、来談経歴のある学生に関する情報を、必要に応じて面談にあたる教員にあらかじめ提供し、面談に役立てている。なお、実際の面談で気にかかる学生がいる場合、教員からその旨の連絡を受けた修学支援室は、問題解決に向けて当該学生とカウンセラーとの面談を行っている。

学生の抱える問題が就職等の進路に関するものである場合は「キャリア支援室」と、また学生が事件・事故に巻き込まれた場合は「学生支援室」と、さらには学生が体調を崩している場合は保健室と連携を取りながら学生の支援にあたっている。

また 2008（平成 20）年度まで、修学支援室は、「修学支援室だより」を講義期間中の毎月発行し、学生に対するさまざまな対応方法について教職員に紹介している。

このように、修学支援では学生の問題の性質に応じて、迅速かつ円滑に対応できるよう、関連部署との連携を常に図っている。

【点検・評価】

学内の関連部署とネットワークを張り巡らせているために、修学支援室（現、「学生フリースペース」）には問題を抱えた学生の情報が集積されており、学生に関する問い合わせに対して迅速に回答・対応できる点は高く評価できる。卒業年次を控えた発達障害を抱える在学生に対して、キャリア支援室との連携により、個別就労支援をおこない、就職の内定を得ることが出来たことは評価できる。

学生支援に必要かつ有効な情報は、学生のプライバシーを侵さない範囲で関係部署に伝達されている。それにより、問題を抱えた学生への対応が関連部署間で概ねスムーズに行われている。例えば、学部別にカウンセラーを配置したことにより、カウンセラーと修学支援にあたる教職員（学生が所属するゼミの担当教員等）との連携が図りやすくなり、学生への対応も適切に行われている。ただし、教職員の学生対応に温度差があることは改善の余地のあるところである。

【改善方策】

修学支援は、問題を抱えた学生情報の一層の集約をはかるため、関係部署の職員間で情報交換が今まで以上に活発に行われるような機会を増やしていかなければならない。また、教員間で学生への対応に温度差が生じることのないよう、問題を抱えた学生に関する必要な情報を、これまでどおり教員側に正確に伝える努力を続けていかなければならない。さらに、カウンセラーと指導にあたる教職員との連携を強める意味では、これまで以上に迅速かつ適切な情報の共有が確保される仕組みを構築していく必要がある。

第 6 節 進路・就職活動支援

本学では、在学生の進路・就職活動を支援するために、各種就職支援講座、業界・企業研究セミナー、企業合同面談会・企業説明会、個別就職相談などの実施、さらには、「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」を「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」（正課授業）への組入れ、及び「就職活動支援講座」・「インターンシップ」を単位として認定できるなど、教学上への配慮を行い、あわせて、エクステンションセンターでの資格取得支援などを通し、全力で支援活動を展開している。

1. 学生の進路選択に係る指導の適切性

<学部>

【現状説明】

キャリア支援室では、学生が入学後の早い時期から社会の仕組み、経済の流れ、仕事の役割等の就職に関する全般的な知識を習得し、且つ、自身の職業観を育み、就職活動への意識確立ができるよう 1・2 年次生を対象に従前の「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」を「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」（正課授業）へ組入れ、その効率化を図った。また、この目的が確実に達成できるように、職業適性模擬試験、一般常識模擬試験、SPI2 模擬試験、学外講師による「基礎学力」・「社会常識」・「マナー」（社会人基礎力）等も講義形式で適宜、実施している。なお、1・2 年次生を対象とした就職支援スケジュールの詳細については、表 15-6-1、表 15-6-2 のとおりである。

1・2 年次生対象の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」（正課授業）を段階的に分けて、それぞれの目的をより明確にし、社会の仕組み、経済の流れ、仕事の役割等を含めた経済市場・労働市場の動向やそれと絡めて職業観も同時に醸成し、就職に関する全般的な知識ならびに就職意識の構築に不可欠な知識の習得を確実にする。

3 年次生では、「自立した社会人の育成」と「社会で活用できる人材の育成」を目指し、就職活動の進め方や社会人としてのマナー等、「ハウ・ツー（HOW to）」の伝授から、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養成するため、毎週、「就職活動支援講座」を開講している。春学期は就職活動の流れの解説に始まり、自己分析、エントリーシートや履歴書の書き方、ナビ活用法等の就職活動の基礎事項に加え、「社会人としてのマナー講座」、「筆記試験対策講座」等、テーマを特定した支援講座を展開している。秋学期は 4 年次生による就職活動体験報告会や業界・企業研究セミナー等を開催することで、3 年次生の就職活動に対するモチベーションを高めつつ、個別相談、模擬面接、履歴書ならびにエントリーシートの添削指導、適性検査、就職模擬試験、就職対策合宿研修、筆記試験対策直前集中講座、学内企業合同面談会等を通して、円滑な就職活動のサポートを図っている。なお、3 年次生を対象にした就職支援スケジュールの詳細については、表 15-6-3 のとおりである。

キャリア支援室では、2005 年度より学生にインターンシップへの積極的な参加を奨励している。これは学生が自らの専攻や将来の進路に関わりの深い企業で就業体験をすることで、高い就職意識に目覚め、企業選択の貴重な判断材料を得ることを主たる目的としてい

第 15 章 学生生活

る。インターンシップへの参加者は、事前研修を受講した上でこれに臨み、終了後は体験報告会を行う。その成果次第では、「法律学特殊講義」ならびに「国内社会実習」の単位に読替えが可能となる。因みに、今年度（2008 年度）の参加者は 55 名であった。なお、インターンシップ受入企業・団体名の詳細については、表 15-6-4 のとおりである。

インターンシップにおいては、学生に就職意識を芽生えさせ同時に、企業選択におけるミスマッチ防止や企業選択の判断材料として活用させるために、本年度から 2・3 年次生を対象にインターンシップへの参加を強く奨励する。しかも、2005 年度から法学部では、「法律学特殊講義Ⅱ・Ⅲ」、経済学部・国際関係学部では、「国内社会実習」の単位として読替えることにして、実効性確保に努めている。

また、各種講座については、「社会的マナー講座」、「コミュニケーション能力UP講座」、「プレゼンテーション能力UP講座」を特別講座として全学年を対象に開講している。

就職決定者の業種別は表 15-6-5 のとおりであり、地域別は表 15-6-6 のとおりである。さらに、法学部を擁する本学では、法科大学院進学を目指している学生の適性試験（法科大学院出願の必須条件）への対策として、2003 年度より外部業者との提携のもとで、「適性試験対策講座」を開設し、学生の進学支援を行っている。大学は本講座（全 12 回）の受講者に対して、講座料の半額を補助している。

2008 年度までの受講者数および法科大学院への合格実績は以下の表のとおりとなっている。

表 15-6-7 法科大学院受験対策講座 受講人数内訳表

所 属	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
法学部学生	3 人	4 人	5 人	—
他学部生	—	1 人	—	—
法学部卒業生	—	—	—	—
法学研究科大学院生	1 人	—	—	—
法学部卒業・法学研究 科修了生	—	—	—	—
計	4 人	5 人	5 人	—

※ 2008 年度は、実施予定の定員 3 名に達しなかったため開講していない。

表 15-6-8 法科大学院合格実績

所 属	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
法学部学生	3 人	5 人	3 人	2 人
他学部生	—	—	—	—
法学部卒業生	2 人	—	—	—
法学研究科大学院生	1 人	—	—	—
法学研究科修了生	—	—	—	—
計	6 人	5 人	3 人	2 人

【点検・評価】

1・2 年次生を対象とした「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」（正課授業）については、参加学生の就職意識の向上がみられ、キャリア形成に向けて積極的に取り組み始めるなど、履修による効果は高い。ただし、「キャリアデザインⅠ」については必修科目であるが、「キャリアデザインⅡ」については選択科目であるため、これを必修科目にするなどの工夫により履修者数を増やすことが今後の課題である。

一方、3 年次生を対象とした「就職活動支援講座」受講生の今年度の出席率は 46.7%であり、前年度よりも増加している。年間を通じ、ステップアップ方式で各講座を開講しているので、学生にとっては比較的取組が容易で、とりわけ就職意識の高い学生には効果的であった。

また、景気の後退とともに就職活動は年々早期化・厳選化傾向にあり、3 年次生から就職対策を始めても、遅れをとりがちである。そこで、企業の採用スケジュールの変化にあわせて、学内の講座内容と行事日程の変更を余儀なくされることとなった。

このような状況下であるにも拘わらず、就職活動支援のために、「学内業界・企業研究セミナー」、「就職対策合宿研修」、「筆記試験対策直前集中講座」、その他「特別講座」等への参加者の 85%が早期に内定を獲得している。加えて、個別相談、模擬面接、エントリーシートならびに履歴書の添削指導等、きめ細かな指導との相乗効果で、昨今の厳選採用の中、今年度（2008 年）の内定率が実に 92.6%（2007 年度実績：前年比 2.7%減）も確保することができた点は評価できる。

1・2 年次生対象の講座参加学生は、経済や産業、企業や社会に積極的に関心を示し学生生活の過ごし方に変化がみられるなど、その効果が如実に反映されている。しかし、職業適性模擬試験と一般常識模擬試験以外の企画への参加者が少なかったことから判断すると、全体的に就職に対する 1・2 年次生の意識は必ずしも高くはない。そこで、各学部の協力を得て、ゼミ毎での受験を実施することで受験者数は増えたものの、大きな成果を得るには各学部とのさらなる連携が必要である。特に、「キャリアデザインⅡ」（選択）の履修生が少ないので、増加させる施策を検討していく必要がある。

なお、3 年次生に対する支援講座やインターンシップの参加状況をみると、学生全体の意識が高くなりつつあり、本学の支援活動全体が浸透しつつある点は評価できる。

【改善方策】

就職活動の早期化・厳選化の一方で、企業が学生に求める能力も学問上の知識にとどまらず多様化している。そのために、本学では、こうした実情に即した進路指導を低学年次から段階的・体系的に展開していく必要がある。具体的には以下に列举するとおりである。

(1) カリキュラム上の配慮

① キャリア関連科目の正課授業化

2006 年度よりインターンシップが読替え科目で単位認定されたように、2008 年度より、1・2 年次生を対象に実施してきた「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」を「キャリアデザインⅠ（必修）・Ⅱ（選択）」に再編して、それぞれに単位化を図った。また、3 年次生対象の「就職活動支

援講座」も「キャリアプランⅢ・Ⅳ」へと選択科目での単位化を可能なものとしたことにより、2009 年度の 1 年次生から、教養教育科目群（必修）「キャリアデザインⅠ」、特殊教育科目群キャリア教育科目（選択）として、「キャリアプランⅠからⅣ」と、「インターシップ」までを併せて、正規科目と位置づけてカリキュラム化し、キャリア教育の本格的な体系的プログラム化を図った。

②インターシップの推進

インターシップについては、これまでは 3 年次生を対象に行っていたが 2008 年度からは 2 年次生から募集している。学生には低学年より就職意識を芽生えさせ、企業とのミスマッチ防止や企業選択の判断材料として活用させることで実効性確保に努めていきたい。

③SPI2 対策講座、各種講座の開講

基礎学力の向上を目指して、全学年を対象に「SPI2 対策講座」を開講する。また、上述の「就職活動支援講座」とは別に、ゼミを通じ受講を促す。

(2)企業人との連携によるプログラムの充実・強化

社会と学びとの融合を図るべく、低年次生を対象に引き続き企業人による講座や学内での業界・企業研究セミナー、企業単独説明会、企業合同面談会等を開催し、学生との接触強化を図っていく。

<大学院>

【現状説明】

法学研究科の 2003 年度から 2007 年度まで 5 年間の入学者は 57 人であり、そのうち社会人が 26 人(45.6%)と約半数が社会人入学試験での入学者で、進路の典型的な例としては、税理士事務所に勤務する大学院生が税理士資格の取得に向けて大学院で学び、資格取得後に自ら税理士事務所を開業するというものである。一般入学試験での入学者 24 人(42.1%)の進路は、主に他大学の博士課程進学、法科大学院進学、教職専修免許状取得希望、税理士資格取得などであり、少数ではあるが、外国人留学生試験での入学者 7 人(12.3%)は、1 人が未定のまま帰国したが、国内就職が 4 人、帰国して就職が 2 人である。

企業政策研究科では、社会人枠での入学者と留学生の入学が中心である。2003 年 4 月から 2007 年 4 月までの実際の入学者は、企業政策研究科全体で 105 人であり、そのうち社会人が 29 人、27.6%、留学生が 68 人、64.7%であった。社会人はそのうち 21 人、72.4%が税理士資格取得を目的に大学院に入学した。

留学生院生については日本企業への就職を希望するケースが多く、大学院修了後、母国に帰国する留学生の場合は、帰国後、教職に就く者、外資系企業に就職する者など、進路は様々である。

【点検・評価】

本学では、多くの大学院生が自己の将来への展望をしっかりと抱いており、大学院として院生の進路や就職に関する特段の支援を行っていない。しかし、よりきめ細かな指導を行うためには、院生への進路についての相談等を行うような体制づくり、また早い時期から情報提供を行うような体制づくりが必要である。

留学生については、大学院修了後に帰国する者を除けば大半が日本国内での就職を希望しており、そのような院生に対する有効な就職支援体制を検討している。

【改善方策】

日本国内で就職を希望する留学生や、一部の日本人大学院生のニーズに応えるために、大学院では、これまでは学部学生を中心に活動してきたキャリア支援室との連携を深め、大学院修了者に相応しい就職先に関する情報収集を積極的に行うとともに、大学院生一人ひとりの希望職種などを把握するよう努力している。具体的な対応としては、2008 年 10 月より大学院・留学生専用カウンターを設置し専任者を配置している。

2. 就職担当部署の活動上の有効性

【現状説明】

学生の卒業後の進路が多様化していることに伴い、2008 年度に「就職・進路相談室」から「キャリア支援室」に名称を変更し、卒業後の進路について学生の相談を受け付け、助言指導や支援を行っている。

現在、キャリア支援室は職員 4 名、嘱託職員 3 名、特別職員 1 名で構成され、法学部、経済学部、国際関係学部の学部ごとに 1 名の職員および嘱託職員が就職指導を行っている。就職・進路部長を委員長に各学部から選出された 3 名の委員とキャリア支援室長とで就職対策委員会が構成されており、同委員会にて就職活動支援講座や各種就職支援スケジュール等、各年度の就職支援・指導方針が決定されている。各委員はそれらの事項を所属する学部教授会で報告し、学部間・教員間の連携を図りつつ、学生の就職・進路に関わる諸業務に携わっている。

キャリア支援室には、求人票や企業情報ファイル、公務員採用試験情報ファイル、各種年鑑、就職関係図書・ビデオのほか、卒業生の就職活動報告書を常備して学生への情報提供を行っている。なお、学生との連絡や講座の案内、採用情報の提供は、モバイルメールまたは掲示などによって周知徹底を図っている。

また、学生が自己の能力と適性を磨き、悔いのない職業選択を行えるよう低学年次から受講できる適性検査、就職常識試験、SPI2 対策講座、社会人としてのマナー講座等を開催している。それらに加えて、面接対策講座、学内業界・企業研究セミナー、就職対策合宿研修、就活直前集中講座、学内企業合同面談会の開催、合同説明会無料バスツアー等の手配ならびに引率を行っている。

これらの講座等に参加した学生の早期内定獲得率は、上述のとおり 85%と高い。

【点検・評価】

卒業年次生の履歴書添削等の指導、内定状況の調査、未内定者への求人企業の紹介、求人票受付業務、学内企業説明会の開催、来訪者への対応等、適切な対応がなされている。

加えて、1～3 年次生を対象にした、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」、「就職活動支援講座」、インターンシップ、その他各種の特別講座の開催・運営とそれら企画への学生の出席管理についても、スタッフでこれらの業務を分担し、相互の協力体制を整えることで着実に業務上の成果を上げている。なお、モバイルメールは、学生への事務連絡や情報提供に適し

た手段であり、その幅広い活用が今後も期待できる。

学部ごとに担当職員を固定し指導にあたることで、担当者の責任感が自ずと向上し、担当者間の競争心が良い意味で刺激を受け、結果的に学生へのサービス向上に繋がっている。例えば、担当者が学生と接触する回数が必然的に増加するので担当者が個々の学生の個性や適性を把握でき、個々人に応じた求人企業の紹介や指導を行う上で極めて有効である。また、学部ごとに担当職員を固定することで、複数の学生が同時に相談窓口を訪れてきた場合、順番制での対応を余儀なくされることもあるが、他の室員がフォローにあたることにより、全体としてスムーズな対応が来ている。

年間を通じた講座の開講は、段階的な編成によりモチベーションの維持向上が期待できる反面、学生の履修状況との関係で各講座への出席者が固定化する傾向が見られる。それらの講座に出席できなかった学生たちを対象としたフォロー講座や講座のリピート開講を検討する必要がある。モバイルメールも同様に、登録している学生には極めて有効なツールであることが実証されてきているので、未登録者を無くす方法の検討も必要である。

【改善方策】

入学時のオリエンテーションの際に、キャリア支援室の活用方法、就職者とニート・フリーターの違い、大学生活の過ごし方等を説明する中で、新入生には、1・2 年次生対象の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」（正課授業）の受講を促すとともに、2009 年度よりキャリア支援室主導から、学部主導のカリキュラムへ移行することとしている。また、就職情報の提供を行っているモバイル通信への登録を徹底指導していく。

学部担当職員は学生の相談内容に応じて、就職アドバイザーやキャリアカウンセラー（職員2名）との連携を図り、より一層きめ細かな個別相談を目指す。

さらに、職員間での業務分担を図り、担当部署の業務の効率化を進める。講座等に出席していない学生への対応策として、室員・就職アドバイザーがクラブ・サークルやゼミに出向いて指導する態勢を整えるように取り計らっている。

3. 就職指導を行う専門のアドバイザーの配置状況

【現状説明】

就職指導を一般的な相談で終わらせることなく、より実質的で個別具体的な指導ができるように、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）資格取得者2名の職員と、企業の人事採用担当の経験者3名を就職アドバイザーとして配置している。これらのスタッフは、学生からの「何でも相談」に応じる専門知識を備えており、学生の個別相談に応じるのみならず、就職活動に関わる実践的な講座の担当や企業訪問で得た情報をもとに、企業と学生とのマッチング業務なども担っている。就職アドバイザーは、エントリーシートや履歴書の添削、面接指導、インターンシップ指導、講座講師、就職対策合宿研修の講師、ゼミやクラブ・サークルごとの出張ガイダンス、企業訪問などを行っている。また、将来に不安を持ち、自分に自信の持てない学生には、時間をかけてメンタル面でのサポートも行っている。

【点検・評価】

企業出身の就職アドバイザーは、採用者の立場で「企業が求める学生」、「大学で学んだことが社会でどう役立つか」等をアドバイスしており、概ね学生には好評で、多くの学生が面談を受けるために窓口を訪れている。履歴書、エントリーシートの添削や面接指導が個別に受けられることのメリットが大きいからでもある。また、就職アドバイザーは上述のように、就職講座に出席していない学生のためにフォロー講座の講師として「就職活動直前講座」を担ったり、「就職対策合宿」や「インターンシップ研修」等の講師を担当したり、求人のために企業を訪問する等、個別相談のみならず、講座の講師や企業訪問など幅広い活動をしている。

インターンシップ研修会等において、業種の異なる企業に内定した4年次生による体験報告会を開催し、4年次生の活動体験を2・3年次生に紹介する場の設定も行っている。これらの取組は、就職活動を間近に控えた学生には、先輩学生の身近な体験談や助言が自らの就職活動への最良の起爆剤となり、好評を博している。

就職アドバイザーが面談方式で相談に応じることで、学生の理解も深まり非常に効果が認められる。また、就職アドバイザーによる面談可能学生数や時間的制約もあり、アドバイザー配置の効果を一層高めていくためには、教員と就職アドバイザーとの連携を深め、教員を通した学生に対する助言の機会も増やしていく必要がある。また、リピーター学生については、アドバイザーを頼り過ぎる面も伺える点、問題も残る。

【改善方策】

本学の就職をめぐる実情を共有し合うために、就職アドバイザーと学部選出の就職対策委員が意見交換、情報交換をする機会を設けており、両者の協力のもとに諸問題を解決していくような体制の確立を目指している。

また、リピーター学生については、担当アドバイザーだけではなく、他のアドバイザーならびにキャリア支援室員も指導にあたることとしている。

4. 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

【現状説明】

本学では、上記1において記述したとおり、就職ガイダンスとして「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」(1・2年次生対象)と「就職活動支援講座」(3年次生対象)を実施している。また、企業の人事採用担当者を招き、企業・団体ごとの業界・企業研究セミナーや企業単独説明会・企業合同面談会を学内にて実施している(表15-6-7、表15-6-8参照)。

【点検・評価】

毎週実施している「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」ならびに「就職活動支援講座」は、ステップアップ方式をとっているため、就職活動に対する学生のモチベーションは徐々にではあるが、確実に高まってきている。また、その他の実践的なフォロー講座は意欲のある学生には極めて効果的である。

「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」ならびに「就職活動支援講座」やフォロー講座に出席した学生の早期内定獲得率は高く、決定企業を選定する時間のゆとりが生まれている。これらの講座は、単に就職活動に有効であるにとどまらず、社会人として豊かな人生を送る上で

有意義なので、出席者増に繋がる対策の検討が急務である。

【改善方策】

今後とも講座への出席率の向上、内容の充実を図っていく必要があるため、積極的に正課授業化、カリキュラム化することを検討していく。その一つとして、就職活動上の重要な時期には「就職ガイダンス」を開催し、講座に出席していない学生もガイダンスに参加できるようにしたい。

また、学生アンケートなどを通して、学生のニーズを的確に把握しつつ、次年度実施のキャリア支援プログラムに反映させていきたい。

5. 就職活動の早期化に対する対応

【現状説明】

本学では、就職活動の早期化に対応すべく、正課授業科目「キャリアデザインⅠ（必修）・Ⅱ（選択）」に、既述のとおり就職関連の内容を組入れて開講している。この科目は、自分と仕事、自分と社会、自分と家庭、大学生としての自覚等をテーマとし、有意義な学生生活を送る上での価値観や豊かな人生観、望ましい職業観等を育むことを目的としている。同時に就職適正試験、就職常識試験、SPI2 対策試験を実施し、学生の基礎学力の向上を目指している。社会常識、マナーの向上等についても、特別講座を開いて指導を徹底している。3 年次生に向けては、「就職活動支援講座」で実践的な講座を開講している。こうして、3 年次生の 12 月までに社会人としての基礎が身に付くよう各種講座の段階的構築がなされている。さらに、3 年次生の秋学期には学内業界研究セミナーを開催し、秋学期定期試験終了後には「学内企業合同面談会」を開催することにより、学生に就職活動が本格的に始動したことに対する自覚を促している。

【点検・評価】

1 年次生を対象とする科目の設置など、就職活動の早期化に対する対応は適切である。低学年対象の科目に出席した学生は、3 年次開講の講座やフォロー講座にも自ら進んで出席している。また、社会や経済、企業の研究へと主体的・積極的に活動している。1 年次生で出席した学生は、必要な資格試験の講座を受講するなど就職を意識した取組を早くから進めている。総じて、将来に向けての「社会人基礎力の醸成」に寄与していると認め得る。

早期に学生生活の有意義な過ごし方と社会との接点を自ら見出すことが可能になる科目や講座であるが、低学年では、そのことに「気づき」が必要である。気づかせる仕組みと仕掛けを構築し、且つ、内容・時期の調整を図ることにより、出席者増に繋げたい。

【改善方策】

本学の教育理念である、「理論と実践両面に明るい人材」を育てるため、キャリア教育を体系的にカリキュラム化（単位化）して取組むことについては、入学時の新入生ガイダンスにおいても、初年次教育の一環として、キャリア教育の骨子を説明することとしたい。科目内容を次のとおり、学年ごとに相応しい形態で設置すると共に、1 年次生対象の内容

を充実するため、一部のプログラムを前倒しで組入れ、3年次生で一連の科目（または講座）の受講を終え、具体的な就職活動に円滑に入ることができるように調整を図って、社会が求めている人材や能力である「社会人基礎力」や「就職基礎能力」、「人間力」と「ジェネリックスキル（汎用力）」を視野に入れた「社会人準備プログラム」の構築を目指す。

1 年次（春学期）「キャリアデザインⅠ」（必修）では、現状把握と問題意識を高めることに重点を置き、人々が社会とかかわる中心的な場としての職業と労働とをどのように考えるのか。その方法は何かなど、自分の将来について、より具体的に考えてもらえるようなカリキュラム構成を図る。

（秋学期）「キャリアプランⅠ・入門」（選択）では、職業観と就職意識を学ぶことに主眼を置く。自分にどんな特徴があり、何に向いているのか、自己理解の必要性和自己特徴の活かし方を学ぶ。また、働くことの意味を考え、世の中の仕組みを知ることの大切さや、自分の特徴がどのような環境で活かせるのかを考えさせることを目的とする。

2 年次（春学期）「キャリアプランⅡ・基礎」（選択）では、個々の学生の進路決定能力を育成するため、さらにはそれを発展させ、将来の目標をより具体化させることを目的とする。自己理解を深めるとともに仕事理解を中心に、働くことの大切さの気づきとその基礎力を形成し、就職選択時のミスマッチを防ぐよう、内外から様々なキャリアを持つ講師を招き、経済社会の実情や労働社会の動向等々を教示しつつ、併せて、現実の4年次生から「企業内定への道」、「公務員合格への道」の提言を受ける。また、インターンシップ（就業体験）への参加意識を高めることで職業意識の向上を図り、就業の本質的な基礎や社会貢献の精神を修得することを目指す。過年生「キャリアデザインⅡ」（2年次生秋学期配当）も同じ内容とする（経過措置対応）。

（秋学期）「キャリアプランⅢ応用」（選択）では、「キャリアプランⅠ、Ⅱ」で学んだことを、さらに発展的に展開できるよう応用力をつけさせる。卒業後の進路を念頭に会社とは何か、仕事とは何かを具体的データを用いて考える。また、就職に向けての基礎学力を養う。

3 年次（春学期）「キャリアプランⅣ実践」（選択）では、就職活動に向けた取り組みとして、「履歴書・エントリーシートの書き方」・「面接対策」・「自己アピールの方法」などを学び、ワークショップを活用してより実践的な力を身につける。また、「インターンシップ」（就業体験）に参加することで、ビジネスマナーやビジネススキルを実践的に学び、時事分析能力・業界・企業研究を行い、より実践的に就職試験を前提とした集大成を図る。

過年度生は、「就職活動支援講座」（通年）を通して、「キャリアプランⅣ」と同等の社会人として求められる能力を身に付けさせる。なお、引き続き就職一般常識模擬試験、SPI2対策試験等は受験させ、併せて、時事分析能力の醸成も不可欠なのでその攻略も盛り込んでいる。

インターンシップでは、2・3 年次生を対象とし、自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等への就業体験を通して、自己を正しく認識し適正を把握し、職業意識の向上を図ることを目的とする。就業研修を前に、事前研修や諸準備（業界研究、マナー・身だしなみ研修）を行い、夏期休暇中のインターンシップ参加を促進し、実社会を体験させ社会研修へ導く。修了後は、研修報告書の提出とそれを纏めた（冊子作成）インターンシップ研修報告会を開催することとする。

上記を踏まえ、カリキュラム化について、キャリア支援室と学務事務室（教務）とで協議を重ね、教務委員会の議を経て、平成 21 年度から正課授業として取り組み、社会情勢や経済情勢を先取りしつつ、時代にマッチした展開を積極的に推進していく予定である。

6. 就職統計データの整備と活用状況

【現状説明】

キャリア支援室では、各社企業ファイル、求人票、OB 体験レポートや各種雑誌を整備して学生への情報提供を行っている。また、学生情報管理システムを開発し、学生の活動状況を容易に把握できるようにしている。これは学生の内定状況から決定状況までの進路の経過につき、最終決定を入力するだけで一覧できる状態になっている。また、企業から検索し、内定者のリストができるようになっている。そして、卒業後の進路状況を出身高校別にも出力でき、母校に進路結果をフィードバックできるようにもなっている。企業からの求人情報は求人情報システムを開発し、OB・OG の在社状況や内定情報が分かるようにし、学生が企業を訪問する際に活用できるよう便宜を図っている。学生への連絡にはモバイル通信を活用しており、本学のホームページからも就職に関する学内外行事や実習日誌・欠席届手続等の就職活動に必要な情報が入手できるようになっている。

【点検・評価】

学生情報管理システムは、情報入力に時間を要するが、内定状況と未内定者情報を瞬時に知ることができるので、モバイル通信と併用して求人情報を学生に提供しやすくなった。「本社所在地別就職状況」、「地域別就職情報」、「業種別就職情報」等、各種の統計データをまとめ、適宜、学生に必要な情報を提供しているところである。

学生情報管理システムならびに求人情報システムは、学生の進路指導上は非常に有効であるが、キャリア支援室内でのみ入出力可能であるため、システム構築上の検討が必要である。

【改善方策】

求人情報やモバイルで提供している情報が、学生が自由に Web 上で取り出せるように、新システム導入に向けて検討中である。

表 15-6-3 平成 20 年度（2008）キャリアデザイン I カリキュラム（対象：1 年次秋学期）

月	日	曜	テーマ	内 容	時間	摘要
---	---	---	-----	-----	----	----

第 15 章 学生生活

10	9	木	オリエンテーション	講義の課題、進め方、達成目標、評価等	5 限	学部
	16	木	自分を見つめよう①	自己整理シートを使ってのワーク	5 限	合同
	23	木	自分を見つめよう②	自己整理シートを使って点検・評価	5 限	学部
	30	木	あなたの常識度はどれくらい	一般常識模擬試験	5 限	合同
11	6	木	働くとは	人生と職業について	5 限	学部
	16	木	どんな職業があるのだろう	職業の概観	5 限	学部
	20	木	どんな企業があるのだろう	企業例の紹介	5 限	学部
	27	木	常識を身につけよう	一般常識模擬試験の解答と解説	5 限	合同
12	4	木	労働の現場から	現職を招いての講義(陸上自衛官幹部)	5 限	学部
	11	木	いい仕事に出会うには	職業興味調査、VPIの実施	5 限	合同
	18	木	自分の適性を確認してみよう	SPI模擬試験	5 限	合同
	25	木	こんな人がもとめられる！	企業が求める人物像、強みを見つける	5 限	合同
1	8	木	ライフプラン	自分の将来をみつめて	5 限	学部
	22	木	まとめ	講義で学んだこと、それを今後活かすには	5 限	学部
備考	【目標】◆社会の仕組み、経済の流れ、仕事の役割などを含めた就職に関する全般的な知識習得 ◆就職意識の構築に不可欠な知識を習得し、今後の学生生活に役立ていく。 【概要】◆現状把握と問題意識を高め、キャリアプラン、ジョブプラン、ライフプランの3点から、就職を考える際に、必要な情報を与え、1年次生でも日常生活に生かしながらも、同時に就職対策にも直結させる。					

表 15-6-4 平成 20 年度 (2008) キャリアデザインⅡカリキュラム (対象: 2 年次秋学期)

月	日	曜	テーマ	内 容	時間	場所
10	9	木	オリエンテーション	スケジュールの説明・この講義の醍醐味	5 限	2104
	16	木	自分に付加価値をつける	資格の紹介と資格取得について	5 限	2104
	23	木	英語っておもしろい	グローバル社会における語学知識	5 限	2104
	30	木	情報戦に勝つには	情報収集とその活用法について	5 限	2104
11	6	木	インターンシップ体験報告会	インターンシップ参加学生による体験報告	5 限	3501
	16	木	雇用形態・職業観の醸成について	正社員VSフリーターの社会的差異	5 限	2104
	20	木	業界研究について	企業研究とセミナーへの参加について	5 限	2104
	27	木	これが社会人としてのマナーです	社会生活で通用する最低限マナーと認識	5 限	2104
12	4	木	コミュニケーション能力をつけよう	能力として求められるものは	5 限	2104
	11	木	OBからの提言 1	営業経験者・企業向け個人向けについて	5 限	2104
	18	木	OBからの提言 2	接客経験者・職業環境について	5 限	2104
	25	木	OBからの提言 3	総務経験者・人事、労務の見識から	5 限	2104
1	8	木	OBからの提言 4	公務員・政令市の行政について	5 限	2104
	22	木	まとめ	講義で得たこと、どう活かしていきますか	5 限	2104

第 15 章 学生生活

備考	【目標】◆個々の学生の進路決定能力を育成する。 ◆自己理解を深めト同時に今後の就職・進路と学生生活に役立ていく。 【概要】◆内外から様々なキャリアを持つ講師を招き、労働市場の動向及びそれと関連した職業理解をより積極的に支援し、且つ、就職・進路活動に直結する内容・構成である。
----	--

表 15-6-5 2008(平成 20 年度) 就職活動支援スケジュール (対象：3 年次生以上 通年)

月	日	曜	テーマ	内 容	時間	場所
4	17	木	オリエンテーション(導入編)	就職活動の流れ・キャリア支援室の活用など	4 限	3501
	24	木	就職活動の進め方①	効果的な就職情報の収集など	4 限	3501
5	8	木	適職適性診断テスト(NAAIP)	自己の特徴・長所を客観的に把握するなど	4 限	KIU
	15	木	自己分析の基本	ワークシートを活用した自分の強み発見など	4 限	3501
	22	木	筆記試験対策①	筆記試験対策の秘訣など	4 限	3501
	29	木	一般常識模擬試験	就職常識模擬試験の受験	4 限	3501
6	5	木	脳を鍛える①数学・基礎編	一般常識試験数学対策(解法テクニックなど)	4 限	3501
	12	木	脳を鍛える②数学・応用編	一般常識試験数学対策(解法テクニックなど)	4 限	3501
	19	木	脳を鍛える③国語編	一般常識試験国語対策(解法テクニックなど)	4 限	3501
	26	木	CAB+GAB 模擬試験	職業適性把握のための受験	4 限	KIU
7	3	木	筆記試験対策②	就職常識模擬試験の解答・解説	4 限	3501
	17	木	夏期休暇の過ごし方	就職活動に備えた有意義な過ごし方	4 限	3501
	24	木	社会人としてのマナー	ビジネスマナー、基本動作など	4 限	3501
夏期休暇 8 月初旬～9 月下旬 この間を利用してインターンシップ(就業体験)						
10	9	木	仕事・業界研究対策	企業選定、人事担当者の見るポイント	4 限	3501
	16	木	履歴書・エントリーシート対策①	履歴書とエントリーシートの相違点など	4 限	3501
	23	木	SPI 対策模擬試験	SPI2 の模擬試験受験	4 限	3501
	30	木	履歴書・エントリーシート対策②	自己 PR、志望動機の書き方	4 限	3501
11	6	木	企業研究セミナー徹底戦略	学内企業研究セミナー参加に向けたポイント	4 限	3501
	13	木	エントリーシート対策テスト	エントリーシート実践	4 限	3501
	20	木	面接対策～イメージアップ	マナー、イメージチェックなど	4 限	3501
	26	木	面接対策①	グループディスカッション	4 限	3501
12	3	木	面接対策②	グループ面接①	4 限	3501
	10	木	面接対策③	グループ面接②	4 限	3501
	17	木	面接対策④	個人面接	4 限	3501
1	8	木	就活フォローアップセミナー	就職活動支援講座の復習と就職活動フォロー	4 限	3501
	15	木	就活に臨む	就職活動で必要となる書類等や重要事項など	4 限	3501
2	2,3		春期学内企業合同セミナー(2 日間)	就職セミナー実施	4 限	KIU
	6		合同セミナーバスツアー	福岡で開催される企業合同セミナーへ参加		

第 15 章 学生生活

備考	6 月ナビ登録会	7 月筆記試験対策講座Ⅰ	10 月ナビ登録会
	11 月筆記試験対策講座Ⅱ	11/12～11/30 業界・企業研究セミナー、	2 月筆記試験対策講座Ⅲ
	2 月実践面接対策		

表 15-6-6 平成 20 年度(2008 年) インターンシップ受入れ企業団体名 35 社

(株)アイキューブドシステムズ	(株)タイヨー	(株)福岡ビル開発
(株)阿部光林社	(株)タカミヤ	福岡法務局
飯塚市役所 商工観光課	(株)談	(株)フタタ
(株)岩田屋	特定非営利法人 NPO ふくおか	(株)ベスト電器
岩田屋産業(株)北九州営業所	(株)ナフコ	弁護士法人ブリッジルーツ
NPO ボランティア交流センター「あすみん」	西鉄旅行(株)	(株)マイタウン今治新聞社
エフコープ生活共同組合	日本生命保険相互会社(福岡)	前原市役所こども課
(株)おおやま夢工房	(株)はせがわ	(株)三好不動産
(株)カウン・システム・サービス	(株)平山旅館	(株)門司港ホテル
北九州市役所	福岡県赤十字血液センター	行橋市役所
(株)小倉スポーツ折尾店	福岡市早良区役所	(株)ラック
小倉ターミナルビル(株)	福岡トヨタ自動車(株)高須店	

表 15-6-7

業 種	%
農林水産業	0.9
建設業	4.9
製造業	13.8
情報通信業	2.5
運輸業	6.7
卸売・小売業	32.8
金融・保険業	4.3
不動産業	3.7
飲食店・宿泊業	4.6
医療・福祉	1.8
教育・学習支援業	2.5
総合サービス事業	0.9
サービス業	13.2
公務	7.1
電気・ガス・水道業	0.7

表 15-6-8

地 域	%
福 岡	25.5
北 九 州	18.4
佐 賀	1.2
熊 本	2.5
長 崎	1.2
鹿 児 島	1.8
大 分	2.8
宮 崎	1.5
沖 縄	0.3
山 口	4.6
中 国	4.0
四 国	1.8
近 畿	12.0
東海・信越	4.6
関 東	16.9
そ の 他	0.9

第 15 章 学生生活

表 15-6-9 平成 20 年度（2008 年） 学内業界・企業研究セミナー参加企業名 36 社

(株)伊藤園	長崎船舶装備(株)	大正製薬(株)
エフコープ生活協同組合	(株)ナフコ	(株)日専連ブネフル
(株)コメリ	新日本製鐵(株)八幡製鐵所	(株)マルハン
(株)サカイ引越センター	ピップフジモト(株)	トヨタカローラ博多(株)
(株)翔菓	(株)西原商会	日本生命保険相互会社(福岡ブランチ)
総合警備保障(株)	(株)コスモス薬品	福岡トヨタ自動車(株)
総合メディカル(株)	西日本旅客鉄道(株)	福岡ひびき信用金庫
(株)タカミヤ	吉川工業(株)	ホームセンター・グッデイ(嘉穂無線(株))
(株)トーホー	第一交通産業(株)	(株)森光商店
小野建(株)	(株)ビケンテクノ	毎日新聞社
(株)フタタ	三角商事(株)	ヤマエ久野(株)
(株)三好不動産	エアライン・ホテル業界セミナー	ワイエスフード(株)

表 15-6-10 平成 20 年度（2008 年） 学内企業合同面談会参加企業名 90 社

アートコーポレーション(株)	(株)翔菓	ネットトヨタ西京(株)
相光石油(株)	新日本製鐵(株)八幡製鐵所	ネットトヨタ山口(株)
ALSOK 総合警備保障(株)	(株)住友金属小倉	(株)ハウディ
池田興業(株)	清新産業(株)	(株)白菱
いすゞ自動車中国(株)	総合メディカル(株)	(株)はせがわ
(株)ウエシマコーヒーフーズ	第一交通産業(株)	(株)ビケンテクノ
荏原テクノサーブ(株)	ダイハツ販売会社グループ	ピップフジモト(株)
エフコープ生活協同組合	太陽建機レンタル(株)	平岡電気(株)
(株)小野建	大和冷機工業(株)	福岡運輸(株)
嘉穂無線(株)ホームセンター・グッデイ	(株)高田工業所	福岡運輸システムネット(株)
(株)上組	鶴崎海陸運送(株)	福岡県警察本部
(株)カンサイ	(株)デンヒチ	福岡酸素(株)
北九州青果(株)	(株)トーホー	福岡トヨタ自動車(株)
キチナングループ	(株)ドーワテクノス	福岡ひびき信用金庫
(株)キューハウ	(株)トオートウ	(株)フタタ
九州三菱自動車販売グループ	トヨタカローラ博多(株)	平成建設(株)
(株)九州めいらく(スタージャ)	(株)トライアルカンパニー	(株)ベスト電器
極東ファディ(株)	長崎県警察本部	(株)ホームインブルーメントひろせ
久留米運送(株)	長崎船舶装備(株)	(株)松島機械製作所
(株)クレ・コーポレーション	(株)ナフコ	(株)マリンポリス
(株)コスモス薬品	南国殖産(株)	丸栄産業(株)
(株)コムシス	西日本フード(株)	向島ドック(株)
(株)コメリ	西日本リネンサプライ(株)	ルミエール・三角商事(株)

(株)サカイ引越センター	西日本旅客鉄道(株)	(株)森光商店
作州商事(株)	(株)日専連ベネフル	山口マツダ(株)
(株)サンキュードラッグ	(株)西原商会	ヤマト運輸(株)
(株)サンレー	ニチバン(株)	(株)吉川システック
防衛省自衛隊	日本生命保険相互会社 福岡ブランチ	(株)ワイエスフード

第 7 節 課外活動への支援

【現状説明】

学生の課外活動は、体育系サークルと文化系サークルに別れて活動が行われている。体育会系サークルは硬式野球部など 29 団体、文化系サークルは軽音楽部など 12 団体となっている。近年、体育会系の活躍が目につくのに対して、文化系の活動は低迷が続いている。

課外活動支援は、これらのサークル活動支援（体育系・文化系含む）が中心である。サークル活動支援は、活動資金面での支援を行っているほか、優れた技術と専門知識を有する学外指導者、OB、顧問（教職員）、副顧問（事務職員）らによって技術等の指導が行われるなど人的にも支援されている。

財政的支援は、本学体育会および文化会に所属条件となっている。体育会サークルは強化サークル、指定サークル、一般サークルに分かれており、それぞれ異なる待遇を受けている。この仕組みがサークル活動活性化への刺激となっている。2008 年度末には、近年実績を残せなかった指定サークルが指定枠を解除されている。また、試合への遠征費についても、ある一定の基準により大学より援助を行っており、体育会(学生自治)、保護者後援会、同窓会からも物資面と財政面での支援がなされている。

また、本学では、学生自治 4 団体（学生自治会執行委員会、体育会、文化会総務委員会、橘祭実行委員会）の代表と学長が年 1 回定期的に意見交換を行う制度を確立している。これは学生自治会が自主的な学生アンケートを行い、学長会見要望書としてまとめ、学長ほか関係部局の役職者も出席し、教務、サークル活動を含む学生生活全般について問題点の検討と改善に向けての意見交換を行うものである。

2008 年度は残念ながら学長との意見交換の場が設定できなかった。しかし、学生支援室と学生自治 4 団体との懇談会がひらかれ、一部低迷しているサークル活動を活発化させるべく意見交換が行われた。その結果、2009 年度入学式で盛大なサークル紹介・勧誘を行うことが学生団体と学生支援室間で合意された点はまずまずの成果といえるであろう。

【点検・評価】

本学では、上述のとおり、特に体育系のサークルの指導体制が充実しており他大学に比べてそんな色ない。その結果、全国レベルの大会における成績は多くのサークル（硬式野球・バスケットボール・ウエイトリフティング・バドミントン等）で年々上昇している。他方の低調が続く文化系サークルに対しては、財政的支援だけでなく活動への教育的指導を提供してやる必要があるように思われる。こうした課題があるものの、全体として、課外活動への人的・財政的支援はうまく機能していると評価できる。

また、2008 年度は残念ながら学長との意見交換の場が設定できなかったものの、学生代

表との意見交換の場を設置し、学生の意見を集約して、関係部局にて改善策を検討する仕組みがシステムとして確立していることは、学生の自治的活動と大学の管理がうまく調和できている点で評価できる。今後は両者の協力の下、サークル活動の促進を軸にして大学全体の活性化につながることを期待する。

これまでに何度も指摘してきたように、優れた技術と専門知識を有する指導陣が充実している点が、本学の課外活動への支援の最大の特徴（長所）である。

しかし、文化系サークルの低迷は、たとえば吹奏楽部が廃部寸前の状態にあり、試合での応援にも支障をきたしている。文化系の活性化が課題となっている。これは、本学ではこれまで体育会系への支援に重点が置かれてきたことも影響を与えていると考えられる。

さらに、昨年も指摘されたように、学生がサークル活動に没頭するあまり、正課の活動がおろそかになる者が一部にみられ、それが課外活動への支援周辺での問題点として浮き上がる。

【改善方策】

サークル活動への支援体制それ自体には特に問題は見当たらないが、上述のように、正課の活動がおろそかになる学生に対するフォローアップの体制作りに取り組んでいかなければならない。そのために、学長との会見の席および体育会総会などでの呼びかけ等、学生への勉強面での指導も強化していく。また、サークル指導者は人格形成でも大きな影響力を有しているので、指導者に技術指導のみならず勉強にも目を向けるように説いてもらうことが重要であると考えている。これまで学外から招いている指導者と、学長や学生部長、学生指導室職員が直接に懇談する機会がなかったので、是非とも 2009 年度には、学外サークル指導者も招いて、学生の教育・指導に関して意見交換の場を設定する。

2008 年度には実施できなかった学長会見を実行することはもちろんだが、それだけに限定せず、必要に応じて学生支援室とサークル学生との意見交換ができる機会作りを行う。

活動が低迷している原因として、サークルの勧誘活動がうまく行われていない点も指摘されている。そこで大学全体の活性化のためであるのはいうまでもないが、サークル支援の一環として勧誘もおこなえる環境を提供すべく、各県人会の立ち上げを促進する。

低迷している部を活性化させる第一歩として、まずは吹奏楽部とチアガール愛好会を復活させる。

第 8 節 学生の研究活動への支援（大学院）

【現状説明】

法学研究科・企業政策研究科の院生は、それぞれ法学部・経済学部・国際関係学部の学会における会員であり、一定の条件を充たす場合は、論文を掲載することができる。特に、法学研究科においては、指導教授が認定した優秀な修士論文につき『九州国際大学法政論集』として毎年発行し（2009 年 3 月には第 11 巻）、これまで、延べ 74 名の修士論文を掲載している。なお、各巻には当該年度の修了生全員の「修士論文要旨」を掲載し、院生の成果を確認できるようにしている。

【点検・評価】

現状では法学研究科に在籍する院生が主体ではあるが、大学院生の研究活動の成果が論集に登載されることにより、そのことが彼らの研究活動を促進する契機になっている点は高く評価できる。

院生の研究成果を論集の形で披露する機会が準備されている点は、院生の研究を促進する「動機付け」になりうるという意味において長所である。

【改善方策】

法政論集のPDF化を図り、すべての掲載論文についてPDF化が実現するように院生に指導していく。院生の研究活動を促進していくために、企業政策研究科においても院生による独自の論集の刊行を検討していく必要があるとし、さらには、院生の要望等を掌握し、研究活動の支援へと院生の声を活かしていくために、引き続きアンケート調査等を行いたい。

第 9 節 留学生に対する指導および支援

本学では、本学では、9ヶ国から360名の留学生（2009年5月1日現在）を受け入れている。

本学の理念と目標に基づき、大学全体の国際化の推進を図りつつ、本学の教育を国際的レベルに引き上げることを目指して、留学生の指導と支援を行っている。

1. 留学生指導と組織体制

【現状説明】

2004年（平成16年）11月、それまでの留学生に対する指導と支援をしていた国際交流室、学長事務室の蓄積をふまえ、「本学の大学院、学部、別科日本語研修課程に在籍する外国人留学生ならびに本学の海外留学生が快適な環境で勉学に専念するためのサービス・管理を行なうとともに、本学の国際交流の促進に資することを目的とする」国際センターを設立した。

留学生に対する指導上の組織体制は次の通りである。

まず、組織の管理責任者としての国際センター長（本学教授の中から学長により任命される）の下で、国際センター事務室長が外国語に堪能な4名の職員に対して業務上の指導・管理・統括責任を遂行している。留学生の学習・生活上の相談や保健衛生他は全職員で当たっている。

また、国際センター事務室長によるオリエンテーション開催を除けば、職員4名の事務分掌は以下の4つに分かれる。

- ① 入管業務（入国手続等）と生活上のデータ管理他の担当者。
- ② 寮管理業務（入退寮手続）・アルバイト他の担当者。
- ③ 外国人登録・国保加入手続や地域交流他の担当者。
- ④ 授業料減免・奨学金・在籍確認・就職進路相談他の担当者。

なお、留学生指導上の審議機関としては、国際センター委員会および留学生寮管理委員

会が置かれている。

国際センターの広いスペースの 4 分の 1 は国際センター職員 5 名のオフィスであり、横長 10m ほどの相談窓口を持つ。残りの広いスペースにはレターボックス・パソコン・テレビ・椅子・机・新聞・雑誌コーナーが配置されている。

【点検・評価】

「国際化の推進」という本学の教育理念と密接に関連した国際センターを設置し、留学生の勉学、日常生活全般にわたり指導する組織体制が確立されていることは、適切である。

国際センターの人員配置は、留学生に適切な対応をする上で、十分な配慮がなされている点が長所である。また、中国と韓国の留学生が多数であることを配慮して、中国語、韓国語を解する職員および留学経験のある英語専門の職員を採用している。センターのスペースは 254 平方メートルであり、広々した部屋では大勢の留学生が交流や集会もできるようになっている。メールボックスも室内に設置し、留学生とスタッフが日常的に顔を交わすことができ、極めて便利である。

【改善方策】

今後は、国際センターの充実した設備が活用され、手続き相談に来訪する留学生の談笑が溢れるなど、明るい声掛けが飛び交うような空間作りに心掛け、彼らのコミュニケーション能力の向上に資する環境作りに努める。また中国からの留学生が過半であることにかんがみると、中国語のネイティブ・スタッフの配置が望まれる。

2. 留学生に対する指導

【現状説明】

(1) 留学生に対する入学時指導

留学生に対する入学時ガイダンスでは、我が国の法律、社会事情、生活習慣および本学の学則、大学生活に関することをまず行っている。それによって留学生の異国生活への適応、不安感の解消に努めている。学部への留学生には日本語で、別科日本語研修課程学生にはそれぞれの母国の言葉で専門のスタッフが説明している。

また、ガイダンスでは留学生にとって必要な情報を網羅したガイドブックを一人一冊ずつ配布している。内容としては、①国際センターからの連絡事項、②在留の手続き（外国人登録）、③在留資格に関する手続き（在留期間更新、在留資格変更、資格外活動許可、再入国許可）、④生活面について（医療費、留学生医療費補助）、⑤学生教育研究災害保険についてである。

ガイダンス終了後、国際センターのスタッフの案内で、学内手続きと外国人登録、銀行口座の申請など、手続き面での支援を行っている。

なお、留学生に対しては、①K F C カード（在籍状況などの確認）、②留学生カード（現住所等の確認）、③パスポートのコピー（在留資格・在留期間等の確認）、④外国人登録証明書の両面コピー（在留資格・在留期間等の確認）、⑤国民健康保険証のコピー（加入状況の確認）の提出を求め、手続き上の不備が発生しないようにしている。また、新学期に入国管理局や警察署に依頼して、留学生向けの入管法や交通安全に関する説明会を行い、よ

り正確な理解と自覚を促すようにしている。

(2) 留学生の入学後の指導

(a) 在籍状況と出席状況の確認

月一回 K F C カードで在籍状況の確認を行っている。その際には、住所変更の有無、携帯電話変更の有無等の確認もあわせて行っている。出席状況の確認は学部事務室と連携し、必要に応じて国際センターにて指導している。

(b) 在留資格に関する指導

本学は「入管法」および「外国人登録法」等の諸法令とその手続について、常に留学生に理解させ、手続に誤りのないよう指導している。主に在留期限の更新、在留資格の変更、資格外活動の許可、再入国許可等の事務を行っている。在留資格「留学」は、在留期間が 1 年または 2 年であることから、在留期限の 2 ヶ月から 10 日前までに入管での更新手続きを行い、それが終わり次第、外国人登録を行うように常時留学生に注意している。また、留学生が日本から出国するときには、必ず再入国許可の手続きをすること、出国時には必ず国際センターへ届け出て、K F C カードに記入すること等、指導している。

なお、上記在留資格を入管より取得するためには、学部授業での確実な出席回数と単位取得とが前提となるため、国際センターでは学部より資料を入手し、学期中 3 回にわたって修学状況が良好でない学生に対する指導を行っている。

(c) アルバイトに関する指導

留学生は、経済的困難や日本語の習得および日本社会の理解を深める等の理由からアルバイトを必要とする者もいるが、資格外活動の許可手続を必要とする。また、時間・職種の制限もある。これについて本学は留学生に十分な説明を行い、月一回の K F C カード記入時に、アルバイト先、働く時間と働く内容の確認を行なっている。

(d) 交通安全に関する指導

留学生の交通事故率は、日本人学生より高い。その理由としては、日本の交通事情への不慣れ、自身の不注意等によるものが考えられる。また事故発生後の対応知識も至って低いので、本学は留学生の交通安全教育を極めて重視している。上述のガイダンス時の説明や警察官の特別講義のほか、日常的に集会、掲示の形で注意を喚起している。一旦事故が起こった場合、センターの担当スタッフは必ず現場と病院に赴き対応する。その後の保護者との連絡、治療、保険、賠償等の手続にも協力している。

(e) 国民健康保険に関する指導

日本に 1 年以上在留する外国人は、全員が国民健康保険に加入しなければならない。

社会医療体制の違いと今までの留学生の国民健康保険加入の現状を考慮して、本学は留学生の国民健康保険加入の義務および必要性を常に指導している。新入留学生には入学手続きの一環として、国民健康保険の加入を求め、一年分の保険料を払わせている。また、月一回の K F C カードの確認時および奨学金申請時に保険料支払い状況をチェックしている。なお、国民健康保険加入済み留学生が他人に保険証を貸し与える事は、重大な違法行為であることを、機会ある毎に注意喚起している。また、交通事故対策上より、自動車・オートバイ所持の留学生には、任意保険への加入を強く勧めている。

(f) 生活面での指導と支援

留学生が日本社会の実情をよく理解できるように生活上のサポートに努めている。本学の留学生寮の運営は、多数の留学生が安く、快適な寮生活を過ごすことができるように工夫している。特に2007年からは寮生に日本の環境対策・生活習慣を体得させるために、隔週毎にゴミの分別収集も徹底して実行させている。また、民間の宿舎探しにも協力している。

保健室も定期的に留学生の健康診断と健康セミナーを行っている。また、必要に応じて専門的な精神科医が留学生のカウンセリングを行っている。留学生の身上的悩みを持ち込んで来た場合や、あるいは出席状況から、留学生の異常を察知したとき国際センタースタッフが直ちに本人と連絡して問題の解決にあたっている。

(g) 学内外との交流の支援

留学生は、留学生という特性を十分に活かして、学内外との国際交流に貢献することができる。このことは、本学の国際化をより推進し、留学生の対日理解を増進することにもつながる。そのため、本学では、ゼミ担当の教員の指導の下に、日本人学生が留学生を招いて焼肉パーティーを行い、交流の機会を持つこともある。

北九州国際交流協会をはじめ、多くの社会団体の協力を得て、多彩な地域との交流を行っている。留学生のクリスマス・パーティーやお国自慢料理の一般市民への振舞、大学祭での留学生の出店、町自治会の祭りへの参加等を行っている。こうした努力により一般の市民や日本人学生との交流が深まり、留学生への支援も増えてきている。

【点検・評価】

入学時並びに入学後の「在留資格」を中心とした法的手続き上の指導は適切に行われている。また、寮生活やアルバイト・学内外交流といった生活面における支援にも努力が払われている点は評価できる。

留学生に対する指導は極めてきめ細かな対応を必要とするが、日常の勉学や生活指導において、関係部局との連携や保護者との連絡調整などを通して、誠意をもって留学生の悩みや苦情等の解決に努めていることは長所である。

留学生の教育と支援は一部門にまかせることなく、全学の共通の理解と参加がなければ効果はあがらないため、国際センターと学部事務室および専任教員との情報交換および連携を重視している。さらに、留学生の母国での保護者との連絡もできる限り強化している。具体的には、海外募集の際に、できるだけ保護者にも説明会を行ない、入学後も直接、あるいは協定校を通じて保護者との関係を確保している。

国民健康保険未加入の留学生が発生しないように、国民健康保険の加入状況を確認する手だてとして、留学生対象の奨学金申請時に、同保険証のコピーを提出させ、加入と納付状況を把握しており、未加入の留学生の問題が発生していない点は長所である。

留学生と地域住民との交流の輪は広がっているが、留学生同士（特に違う出身国の留学生）、留学生と日本人学生の交流はかならずしも盛んとはいえない点で問題が残っている。

【改善方策】

留学生が、アルバイトの時間制限を超えたり、風俗営業・類似業種等で働いたりすることがないように、国際センターでは、入管の指導に基づき、資格外活動許可の申請の

際には、雇用先から「雇用（予定）証明書」の提出を求め、留学生のアルバイト先の把握に努めているが、今後は雇用主に対しても確認を行う等の方策を実施する。

留学生同士（特に違う出身国の留学生）、留学生と日本人学生、留学生と地域住民との交流の輪をさらに広げる方策を強化する。本学が企画、主催している諸活動とサークル活動は勿論のこと、県・市・区・地域の交流団体に対する働きかけを強化する。

3. 留学生に対する経済支援

【現状説明】

(1) 学費減額

本学では、学部私費外国人留学生の授業料減額に関する規程に基づき、減額を希望する学生に対し、入学時一律 40%減額を行っており、半年間の成績により、減額対象者上位 25%以内の留学生には 50%減額を行ない、25%に入らない留学生に対しては 30%減額を行っている。この減額は、留学生に対する経済支援だけでなく、勉学の意欲を高める方策の一つである。

なお、この規程は 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日に施行しており、平成 17 年以前に入学した学部留学生および海外協定校から入学して来る学部留学生については、従前の 50%減額を行っている。

また、近時の急激な円高の進行によって経済的苦境に陥っている留学生の学修・生活を支援するため、「急激な外国為替相場の変化時における外国人留学生に対する学費等減免に関する内規」を新たに制定し、出身国の通貨と本邦通貨との外国為替相場の急激な変化によって大きな影響を被り修学が著しく困難となった外国人留学生に対し、学費等の減免を行うこととした。2009 年度現在、大韓民国およびモンゴル国が当該内規の適用対象となっている。

(2) 奨学金

留学生限定の奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度奨学金（大学院、学部、別科）、文部科学省の国費外国人留学生奨学金、財団法人ロータリー米山記念奨学会、平和中島財団外国人留学生奨学金、財団法人アシュラン国際奨学財団、財団法人吉川奨学会、田坂育英基金、福岡県国際交流センター留学生奨学金、福岡アジア留学生里親奨学金、関原大連市留学生奨学金制度および本学の同窓会奨学金などがある。

留学生奨学金の募集と推薦は、あくまでも公正・公平・公開の原則で行っている。まず、公募の奨学金の募集人数、応募資格、奨学金の提供期間、金額、募集期限等を掲示して、本人から提出された資料に基づき書類審査を行ない、場合によっては複数の面接官が面接をして、最終的に推薦者の学籍番号を掲示する。できるだけ多くの留学生に応募の機会を与えるために、特定の留学生が重複して申請しないような工夫を行っている。

(3) 授業料の分納

留学生の経済負担軽減対応策の一つとして、本学では春学期・秋学期の 2 回にわけて納付することができるようにしている。納期に学費等を納付できない特別の事情ある者は、

納付の延長（2 カ月を限度）の許可の願い出ができ、さらに延納を許可された者が、特別の事情がある場合は、再延納（1 カ月）が許可されている。

（4）留学生寮

本学では、留学生の経済的負担を軽減するとともに、居住環境を整え、留学生が安心して勉学できるように、大学のキャンパス内に収容定員 232 人（男子収容人数 124 名、女子収容人数 108 名）の留学生寮を設置している。一部屋の家賃、水道・ガス・電気などの諸費用を含んで、寮費は 1 ヶ月 15,000 円である。入寮者の募集については、多くの留学生が利用できるように、別科一年、学部生二年、大学院生二年の入寮期間の上限を定めている。

なお、寮の運営・維持管理に関しては、留学生寮規程に基づき留学生寮管理委員会において審議し、国際センター長が運営・維持管理の責任者となっている。

【点検・評価】

留学生に対して、学費減額、奨学金、留学生寮の提供等の経済支援策を講じていることは適切である。また学費減額、奨学金募集や寮の提供に際して、公正・公平・公開の原則を貫いていることも適切である。ただし、留学生の奨学金の数は必ずしも十分ではなく、その充実が望まれる。

【改善方策】

留学生寮が整備されていることは、留学生が落ち着いて勉学できる環境を提供しているが、建物の老朽化が著しく、現行の留学生寮に代わる施設の確保を検討していく。

留学生対象の奨学金の数を増やすために、多くの財団の協力が得られるように努めていく。また、留学生に対する無利息の貸与金制度の導入を検討していく。

4. 留学生に対する学業および就職支援

【現状説明】

（1）学業支援

日本語を身につけることは、留学生にとって大切な問題である。本学では、別科日本語研修課程のほかに、学部留学生のために、日本語科目を設置して、日本語および日本事情の教育を行っている。

国際センターはゼミ担当教員および学部事務室と情報交換の体制を整え、常に留学生の出席状況、学習成績および他の関連情報を分析し、対策案を立てる。担当者は、留学生本人と相談して、問題の原因を見出し、その解決あるいは改善を図っている。

（2）就職進路の支援

本学の学部卒業留学生の多数は日本での就職を希望している。就職・進路相談室と国際センターは、日本人学生と同様に、留学生に対して、留学先の日本あるいは必要に応じて母国での就職の支援をしている。まず就職先に関する情報の収集と提供がある。就職・進路相談室と国際センターのスタッフは、日本国内の就職先あるいは就職説明会の情報を掲示により提供するとともに、卒業予定者の相談にも応じている。また、各国の留学生を推

薦してきた協定校と国際センターのネットワークを利用し、海外の就職情報を収集して公開している。勿論、本学主催の留学生と地域との交流集会と活動の際にも、企業と卒業予定留学生の相互紹介、相互接触の場を提供している。

また、留学生の就職希望者に対して、申請書類の書き方、提出資料の整理、面接時の注意事項について易しく、丁寧に指導している。

【点検・評価】

留学生の学業進捗状況が、Universal Passport によって随時確認できるようになっている点は評価できる。留学生の進路・就職についての相談も、国際センターは学務事務室やキャリア支援室と連携して適切に進めており、評価できる。

学部留学生のために、日本語科目を設置して、日本語および日本事情の教育を行っている点は評価できるが、中国からの留学生の中には英語力が十分でない者が少なくないので、留学生に対する英語教育を充実・強化することが課題となっている。

【改善方策】

学業面での支援については、全学の教職員、特にゼミの担当教員の理解と協力が不可欠であり、今後とも協力体制を強化するための方策を講じていく。

就職支援については、求人情報の拡大が当面の重要な課題である。そのためには、まず留学生にキャリア支援室への来室利用や、インターンシップへの積極参加を強く呼びかける必要がある。さらには、本学の担当スタッフによる企業調査および再結成された留学生会を窓口とした卒業留学生からの就職情報の提供を求め、留学生への情報の周知を図る。

5. 留学生に対する緊急対応

【現状説明】

(1) 留学生の緊急事態に対応するシステム

留学生の交通事故、急病、事件およびその他の緊急事態が起こった場合は、学長事務室、中央監視室、警察本部、福岡入国管理局あるいは本人などから、国際センター事務室長の携帯電話に連絡が入る。電話が同事務室長に繋がらない場合は、課長補佐に連絡が入る。上記連絡は直ちに国際センター長に報告されるとともに、学生支援室に報告され、さらには当該学部事務室長および当該学部長にも報告される。

それと同時に、国際センター事務室の職員が、現場、病院あるいは指定された場所へ急行して状況の把握にあたり、処理方法を協議すると同時に、適切な対応を行っている。

(2) 緊急事態後の総括とこれからの予防措置の提出

留学生の緊急事態への初動対応の終了後、国際センターが責任をもって、この緊急事態の経過、内容、影響、発生原因と教訓、予防措置を報告書にまとめて国際センター長および関係部門に報告している。また、必要な場合、留学生向けの掲示を行ない、留学生全員への注意を呼びかけている。

【点検・評価】

母国を離れ、事故や事件に遭った留学生に対する緊急態勢が整備され、国際センターの担当スタッフは24時間待機の体制を整えていることは、外国にあって母国語が通じない環境において生活している留学生に対し、大きな安心感を与えていると評価できる。

【改善方策】

留学生の事故と事件への迅速な対応は勿論のこと、事前防止と再発防止には一層力を入れなければならない。留学生の緊急事態発生の原因は複雑で、改善策も複雑である。しかし、入管法を含む法令遵守と交通安全教育を常に行なうことが必要であり、この点は、今後とも強化していく。またこれまでの緊急事態への対応経験を踏まえると、留学生の保護者と保証人との連絡を密にしていく必要があり、連絡体制の強化を図っていく。

《取り組みの主要点》

(1) 学生に対する経済支援については本学の多様な奨学金制度の効果的な運用を図るとともに、外部の奨学金制度に関する情報提供を強化する。

(2) 学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮は、保健室を中心に健康診断のみならず健康教育という視点での取り組みが重視されていることは長所であり、さらに一段と高いレベルの取り組みを展開していく。また、学生に対する適切な生活指導を行っていく。

(3) ハラスメント防止対策は、人権保障規程に基づき対応への環境が整備されているが、教職員の意識を高めることの重要性に鑑み、研修会、情報提供を強化する。

(4) 本学が最も重視している学生に対する修学支援は、心理カウンセラーが配置されている「修学支援室」の機能に負うところが大きい。成績不振者・不登校学生に対する支援を学部と連携して取り組んでいるのみならず、教職員に対する各種研修会を実施して、大学全体で修学を支援する環境作りに取り組んでいる。大学のユニバーサル化に伴って多様化している学生支援に学内関係者と連携して取り組んでいく。

(5) 就職・進路活動支援は、キャリア支援室にて適切、且つ、様々な支援活動を行っているが、就職支援講座の開講、インターンシップ、就職アドバイザーによる個別相談、出前講座等をより効果的に実施する方策や企業・団体への訪問を積極的に講じる必要がある。あわせて、今後ともキャリア教育を推進するには、学生生活を有意義に過ごしながら、学生自身が将来のライフビジョンをイメージして人生設計が描けることと、社会・経済の動向を見極めながら必要なコミュニケーション能力を身に付け、「人間力」を育み、一人前の社会人のたまご達を社会に送り出せるようキャリア教育を本学の教育の柱として位置づけ、展開させることが、本学の社会的使命の重要な一つであり、そのための教学側とキャリア

第 15 章 学生生活

支援室が連携して取組むキャリア教育体制の整備が急務である。

(6)外国人留学生がもつ固有な問題に対処するために、国際センターは、奨学金を通じた経済的支援、留学生寮の提供、生活指導、緊急時の対応を確実に実施していく。

第 16 章

管理運営

第 16 章 管理運営

【到達目標】

大学を取り巻く社会環境の変化や学生の入学動機・目的・目標・学習歴の多様化などに対応しつつ、効率的で安定した管理運営を図り、諸審議機関や事務部局間の連携を推進し、大学改革にも迅速に対応できる体制を確立していくことを目標としている。

第 1 節 教授会

1. 教授会の権限、役割および活動

【現状説明】

教授会は、法学部、経済学部、国際関係学部の各学部ともに、九州国際大学学則(以下「学則」)第 5 条第 2 項の規定に基づき、学部にも所属する専任の教授、准教授および助教をもって構成されている。各教授会の権限についても、3 学部とも共通であり、学則第 5 条第 3 項に網羅され、「(1)教育課程に関すること、(2)入学、卒業、転学、転学部・転学科、留学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び賞罰等学生の身上に関すること、(3)学生の試験に関すること、(4)学生の生活指導に関すること、(5)教員の人事に関すること、(6)学則その他学内諸規程に関すること、(7)教育及び研究に関すること、(8)その他学部の運営に関する重要事項」について審議し、決定する権限を有している。

教授会の運営については、3 学部それぞれの教授会規程を有しているが、いずれの学部の規程も内容的には同一である。学部長が招集しその議長となり、教授会会員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教員の人事および学則に関する事項は、教授会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議事は出席者の 3 分の 2 以上の多数で決定する。毎月 1 回の定例教授会は 3 学部共通の日時に開催され、学部長が必要と認めたとき随時、臨時教授会が開催されている。定例教授会においては 3 学部共通議題が設定され、全学的に時局的に歩調をあわせるべき課題が調整されている。

【点検・評価】

法学部、経済学部、国際関係学部、いずれの教授会も、大学学則第 5 条第 3 項に基づく諸事項を審議する権限を有している。とくに教育課程の立案・決定・点検、教員の募集・任免・昇格は、必ず教授会の議を経てなされており、3 学部ともに学部教授会の役割とその活動は適切である。

学部教授会に教育課程および人事をはじめとして、幅広く審議する権限が認められている点は、学部教育の自律性を保障するものであり評価できる。

【改善方策】

教授会の権限、役割および活動は、適切に機能しており、大きな改善を必要とする点は見受けられないが、全学と学部間の調整業務の増加にくわえ、たとえば修学支援など全学で一体的に取り組むことによって効果が発揮される業務も増加しており、全学レベルの各種委員会や大学評議会などに出席する学部代表は、学部教授会の意向を踏まえつつ全学

的観点に立って協議に参加し、学部間ならびに全学と学部間の調整機能を適切に果たしていく必要がある。

2. 学部教授会と学部長との連携協力関係・機能分担

【現状説明】

法学部、経済学部、国際関係学部の各学部教授会は、それぞれ学部長が議長になる（各学部教授会規程第 4 条第 1 項）。学部長は、学部を代表し、学部運営の責任を負っている（学校法人九州国際大学組織規程第 16 条第 3 項）。また各学部に学部主事（2009 年 7 月以降は「副学部長」に名称変更）が置かれ、学部長の補佐職位（組織規程第 16 条第 4 項）として学部運営の調整を図る役割を果たしている。

定例教授会は原則として毎月第二水曜日の午後に開催され、臨時教授会は学部長が必要と認めたときに招集される。臨時教授会は入試判定など緊急を要する案件がある場合にしばしば開催されてきた。また教授会員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、学部長は教授会を招集しなければならない（各学部教授会規程第 4 条第 2 項）。

教授会の共通の審議事項は、学部長が他学部とも調整の上、決定し、あらかじめ教授会開催通知とともに教授会員に知らされる。

また、学部教授会における審議の前に、学部内の調整を図るために学部長を委員長とする学部単位での委員会やワーキンググループも設置され、学部長と学部教授会の橋渡しの役割を担っている。特に教務や人事などの重要事項については学部単位での委員会が設置されている。なお、教授会においては、学部長報告、大学評議会報告、各種委員会報告がなされ、教授会員の情報の共有が図られている。

【点検・評価】

3 学部ともに学部教授会は議長である学部長の下で、学部の意思決定機関としての機能を果たしており、学部の管理運営事項は学部教授会で審議される仕組みが構築されている。学部長を補佐する学部主事（2009 年 7 月以降は「副学部長」）が各学部とも置かれており、いわば“二人三脚”的に学部業務を遂行していることは評価できる。また学部長より、教授会において「学部長報告」として大学の各種会議の審議結果や研究・教育に係わる情報が教授会員に伝達され、学部運営に必要な情報の共有が図られていることは学部長と学部教授会との連携協力関係を深める上で適切である。

ただし、近年大学運営に関する事項が複雑・多様化するなかで、大学全体あるいは学部固有の双方において、学部長が関与せざるをえない事項が拡大し、学部長の業務量も増大しており、その結果学部長がカリキュラム運営や改革、学生の修学支援に関わる企画、人事・研究費の配分、入試など学部の重要業務に専念しようとすればするほど加重的な負担を背負うことになっている。

【改善方策】

学部長と学部教授会との連携協力関係をさらに深めていくためには、学部主事（2009 年 7 月以降は「副学部長」）による補佐体制にとどまらず、学部教授会全体で協力し合っていく仕組みを構築していく必要があろう。重要事項の原案作成などが学部長あるいは学部主事

や特定の教員などに委ねられている現況を改善し、教授会全体で役割分担していくことが必要である。

3. 学部教授会と全学的審議機関との連携・役割分担

【現状説明】

本学における全学的審議機関は、大学評議会である。学則その他重要な規程の制定改廃、教学の基本方針など大学運営の重要事項は、教務委員会など関係する全学的委員会にて審議調整された後、大学評議会の審議に諮られる。大学評議会の審議の後、通例 1 週間後に開催される学部教授会で審議され、大学としての意思決定がなされている。この場合、大学評議会の開催日程についての規定はないが、慣例として定例教授会の 1 週間前に予定されている。すなわち、大学評議会と学部教授会の審議が連結しており、学部教授会の審議の前に大学評議会にて審議がなされ、学部教授会の審議結果を踏まえて必要に応じて大学評議会にて再度調整する仕組みが慣行的に整っている。

全学的意思決定機関である大学評議会は、学長、副学長、法学研究科長、企業政策研究科長、法学部長、経済学部長、国際関係学部長、国際センター長、図書館長、社会文化研究所長の役職者に加えて、各学部から選出された教授各 3 名ならびにオブザーバーとして入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長の役職者によって構成されている（学則第 6 条第 2 項、大学評議会規程第 2 条）ので、各学部長のみならず学部教授会の代表としての大学評議会委員の出席が確保されている。

学部教授会は、教育課程をはじめ学部の運営に関する重要事項を審議する（学則第 5 条第 3 項、各学部教授会規程第 3 条）のに対して、大学評議会は学則その他重要な規程の制定改廃に関することをはじめとして全学の大学運営に関する事項を審議し決定する（学則第 6 条第 3 項、大学評議会規程第 4 条）。

この場合、学部教授会と大学評議会という二つの会議体の調整については、大学評議会の審議に諮る前に、大学評議会の審議事項を全学的見地から協議する場として大学運営協議会がある。

【点検・評価】

学部教授会と大学評議会は、審議事項を学部と全学的観点のそれぞれに立って整理しており、役割分担は明確である。大学評議会委員に学部の代表として学部長のほかに教授会から各 3 名が加わっていることは大学評議会と教授会の連携や情報の共有をねらいとしたものであり、評価できる。

大学評議会の審議決定後に学部教授会で審議するという形で、学部教授会の意思を尊重する仕組みが成立している。全学の委員会→大学評議会→学部教授会→大学評議会という会議体の審議を経ることにより、厳正で適切な手続きが担保されている点は評価できる。

【改善方策】

今後とも、評議会と教授会の適切な関係を保持していく。

第 2 節 学長、学部長の権限と選任手続

1. 学長・学部長の選任手続

【現状説明】

学長および学部長の選任は、所定の選挙に当選した者について理事会の議を経て理事長が任命することが定められている（職員及び嘱託職員任免規程第 7 条第 1 項）。

(1) 学長の選出手続き

学長の選出手続きは、学長選挙規程等に詳細に定められており、以下のとおり具体化している。

(a) 選挙権者

- 1) 各学部専任教員（教授会員）および別科日本語研修課程専任教員
- 2) 教授会会員および別科日本語研修課程専任教員の総数の 4 分の 1 の事務職員（大学および法人事務局（技能職員を含む））

(b) 被選挙権者

選挙の公告の日現在満 70 歳以下の者で、学識にすぐれ、学校運営に関し識見を有する学内外の教授または教授経験者

(c) 選挙管理委員会（11 名）

- 1) 各教授会において互選された教授会員 3 名、計 9 名
- 2) 上述 (a) 2) の選挙権者から互選された事務職員 2 名

(d) 選挙の方法

学長選挙は、予備選挙と本選挙によって行われる。

1) 予備選挙の実施

選挙権者の単記無記名投票により 10 票以上を得た者を学長候補者名簿に登録し、これを選挙権者に報告するとともに、学長候補者名簿に登録された者にこの旨を通知する。なお、学長候補者名簿に登録された者は、通知を受けた日から 3 日以内に辞退することができる。

2) 本選挙の実施

候補者のうち、選挙権者の単記無記名投票により選挙権者数の過半数を得たものを当選者とする。

これにより当選者が決まらないときは、選挙管理委員会は、得票数の上位 2 位の者について、その日のうちに決選投票を行わなければならない。決選投票においては、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。ただし、当選者は選挙権者数の 3 分の 1 以上の得票を要する。

(e) 学長の任期

- 1) 学長の任期が満了するときに行う通常選挙により選出された学長の任期は 3 年、再任の場合の任期は 2 年である。再選を妨げないが、継続して 2 期を超えることはできない。
- 2) 学長が任期中に欠員となったときに行う臨時選挙による場合は、前任者の残任期間である。なお、学長選挙規程には、選挙の期日の設定、予備選挙の再実施、決選投票で得票同数となった場合の扱い、投票、不在者投票、開票、無効投票、異議申し立てなど学長選挙手続きについて詳細に定められている。そのほか、詳細規程として、学長

選挙事務職員選挙権者選出内規、学長選挙規程施行細則、学長選挙管理委員会規則が定められている。

(2) 学部長の選出手続き

学部長の選出手続きは、役職者選挙規程に定められている。学部長は、本学の教授会に所属する教授のなかから、学部教授会員の選挙により選出される。学部長選挙は、学部教授会員の単記無記名投票により行い、有効投票の過半数を得た者が当選者となる。第 1 回の投票により過半数を得た者がいないときは、上位得票者 2 名につき決選投票を行い、高得票者を当選者とするになっている。

【点検・評価】【改善方策】

学長は全学、学部長は当該学部の意思に基づいて選出されており、選挙方法も公正に行われている。問題点は特に見当たらない。

2. 学長権限の内容とその行使

【現状説明】

学長は、学則第 4 条で置くことが定められ、大学評議会規程第 5 条で大学の意思決定機関である大学評議会の議長となることが定められている。組織規程第 14 条第 2 項により、学長は、大学を代表し、大学運営の責任を負うことが規定され、学長が大学の責任者かつ代表者であることを明確に定義している。

これに基づき、学長は全学の教学事項や管理運営業務の全般について責任を負っており、大学評議会のほか、大学運営協議会、人事委員会、人権委員会、自己評価検討委員会、スポーツ政策委員会などの議長も務めている。また学長は、選挙により選出される学部長、研究科長を除く大学役職者（副学長等）の任命に関する具申を理事長に行う（職員及び嘱託職員任免規程第 7 条第 4 項）権限を有している。

【点検・評価】【改善方策】

学長は、規程に基づき、全学の教学事項や管理運営業務の全般に関して、その権限を適切に行使していると評価できる。2008 年 9 月 1 日以降は、学長補佐職として 2 名の副学長制を導入し、1 名は大学の自己点検評価・FD の推進担当、他の 1 名は産・官・学・民連携の推進担当として精力的に活動しており、評価できる。また、学長が議長とならない委員会については、学長は 4 部長（入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長、以下「4 部長」という。）を指揮し、入学から卒業までの学生生活全般に係る主要な大学の運営事項を適切に処理していることは評価できる。さらに、3 学部長に対しても学部改革、教育改革（初年次教育の推進、PDCA サイクルの運用等）について学長の権限を発揮して、大学改革を進めていることは評価できる。

学長が、大学評議会、人事委員会などの議長として大学全体に関わる重要事項の調整にあたり、より実務的な入試広報・学生募集、教務、学生生活、キャリア支援などの業務を 4 部長に役割分担させている。学長の統括のもとで、副学長、4 部長の間で合理的な業務の分担体制ができていることは長所である。

従前、学長は全学的に主要な委員会の議長を務めていたが、幾つかの会議の議長を 4 部長に権限委譲した結果、学長の負担が軽減され、学長としての権限を発揮して大所高所かつ長期的な視点から、これまで以上に大学運営に取り組むことができるようになったことは評価できる。

3. 学長と全学的審議機関との連携協力関係、機能分担、権限委譲

【現状説明】

全学的審議機関としての大学評議会は、大学学則第 6 条の規定に基づき設置され、学長が議長となり、構成員は、第 1 節第 3 項で述べた大学役職者、各学部から選出された教員である。学則その他重要な規程の制定改廃、教学の基本方針、教員人事の基準、大学の機構・組織ならびに制度、全学的な行事、学生に関する重大な賞罰、その他大学運営に関することについて、審議し決定することになっている。

大学評議会の組織、運営、審議事項については大学評議会規程に規定されており、会議の招集は学長の権限で行い、学長が議長となる。

また事前に全学的な調整を図り、各学部・各研究科との連携を図るための協議機関として、学長、副学長、各学部長、各研究科長、大学事務局長ならびにオブザーバーとして 4 部長から構成される大学運営協議会が設けられている。

【点検・評価】【改善方策】

学長と全学的審議機関としての大学評議会については、大学評議会の審議に付される前に開催される各種委員会で、原案の作成までの機能・役割分担、権限委譲の体制がとられている。学長はこれらの会議体の協議を通して、大学評議会との一定の連携協力体制をとっていることは評価できる。

学長と大学評議会の連携関係を円滑にするために設置されている大学運営協議会は、大学評議会に諮られる議題の調整に関する協議が中心となっており、大学役職者の意思疎通が図られているため、大学評議会の円滑な運営に寄与している。

4. 学部長権限の内容とその行使

【現状説明】

学部長は、組織規程第 16 条第 3 項に「その学部を代表し、学部運営の責任を負う」ことが定められている。また各学部の教授会規程第 4 条により、学部教授会を招集しその議長となることが定められている。これに基づき、各学部長は、各種委員会や大学評議会から提案され、教授会に諮られる議題を決定したり、必要に応じて教授会に提案する原案を作成したりして、教授会の審議に諮っている。なお、各学部とも学部長の補佐職位として学部主事(2009 年 7 月以降は「副学部長」)が置かれ、学部長の業務を直接補佐している。

学部長は、学部教授会の下に設置される学部内の各種委員会やワーキンググループなどの会議体について、学部運営を図るためにその委員長になるなど、学部内の調整も行なっている。学部内の委員会は 3 学部とも共通の教務委員会や人事委員会などのほか、学部独自の委員会などもある。また学部長は、大学評議会に学部を代表して出席し、当該学部の決定事項のうち、全学的な意思決定が必要な案件の提案を行い、全学の承認を得て、実行

している。

【点検・評価】

学部長の権限が明確に規定され、その権限行使が適切に行われるように制度上整備されていることは評価できる。学部内の各種委員会等、全学の重要な会議体に学部長の参画が確保されていることは評価できる。また、所属する学部の観点、全学的な観点の双方から学部長としての権限の行使が行われる体制がとられていることも評価できる。

【改善方策】

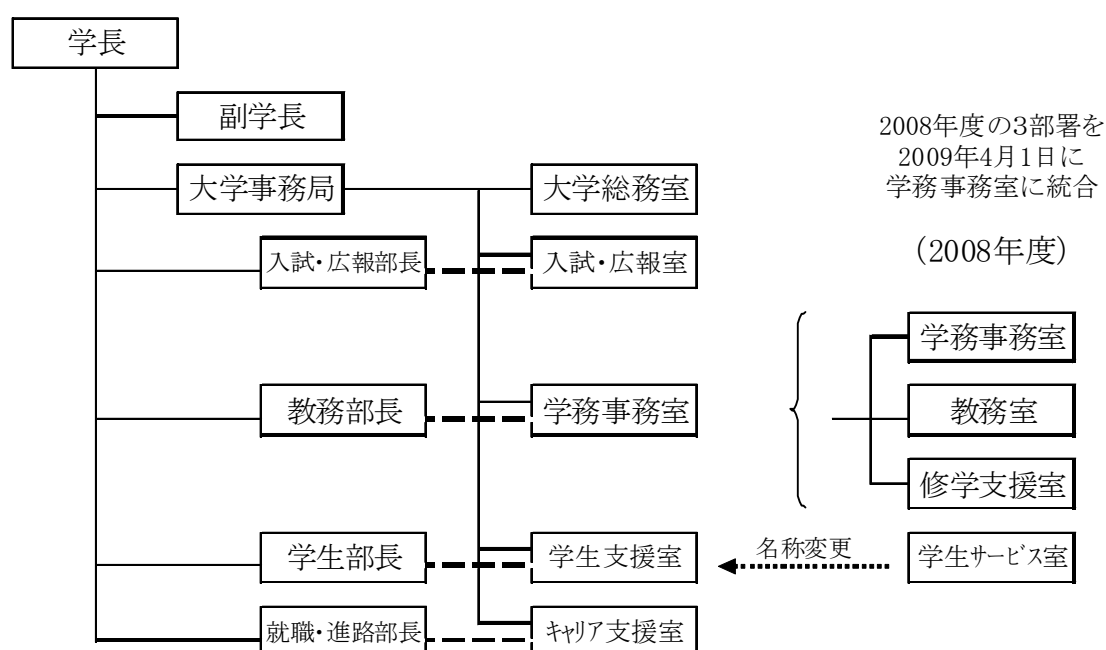
今後とも適切に権限を行使していく。

5. 学長補佐体制の構成と活動

【現状説明】

2008 年 4 月に、大学運営の機動性を高め組織のスリム化を図るため組織改正を行った。これにより学長の指示が迅速に実行されるよう、実務に関する補佐職として、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長を置き、副学長は学長の業務を総合的に補佐することとなった。副学長のうち 1 名は自己点検評価・FD の担当、他の 1 名は産・官・学・民連携の担当である。これら役職と統括する部局を次図に示す。

組織図(2009年4月1日現在)



学長を補佐する 4 部長は、それぞれが担当する部署に関する全学の各種委員会の議長を務め、学長の指揮のもと、学生募集、教務、学生生活、就職・進路など大学運営の重要な業務を遂行している。

なお、大学事務局長は学長の指揮下にあり、大学の事務を統括し職員を監督する（組織規程第 15 条第 2 項、3 項）。大学総務室は学長の秘書・渉外業務のみならず、大学運営の企画立案、事務の調整、組織運営をはじめとして全学的に事務的に調整すべき業務を担当し（業務分掌規程第 9 条）、学長を事務サイドから直接補佐している。

【点検・評価】【改善方策】

学長を補佐する制度は組織上も十分整備されており、2 副学長および 4 部長ならびに大学事務局長は、大学の代表でその運営責任者である学長に各種の助言や原案作成を協力するなど、補佐としての役割を十分果たしていると評価できる。

補佐としての 2 副学長および 4 部長ならびに大学事務局長の役割、活動も学長の意向を踏まえて遂行されており、適切である。

大学改革の一環として組織改革を行い、学長補佐制度を整備し、有効に機能させていることは長所である。全学的に取り組むべき課題の設定と学部への提示、問題点の抽出と提案など、補佐制度なくして本格的な改革への取り組みは困難であるが、2 副学長に加えて 4 部長を学長補佐職とすることによって諸課題に的確かつ迅速に対処できており、今後も現体制を維持していく。

第 3 節 意思決定のプロセスと運用

【現状説明】

大学は、学長を中心として、その指揮監督の下に意思決定が下されている。組織規程第 14 条第 2 項に基づき、大学を代表し責任者である学長は、大学の意思決定機関である大学評議会の議長（大学評議会規程第 5 条第 1 項）である。また、同時に学部の自治を尊重する意思決定のプロセスがとられている。

大学の意思決定のプロセスは、事案が大学評議会で審議し決定しなければならない重要事項であるかどうかによって異なる。大学評議会にて審議すべき重要事項は大学評議会規程第 4 条に規定されているが、この場合、まず全学の各種委員会あるいは部局から提案がなされ、これを受けて大学評議会で審議される。その後、各学部の教授会に共通の審議事項として諮られ、教授会承認後、大学としての意思決定が確定する。教授会の承認が得られない場合は再度大学評議会にて審議し必要な修正を行い、教授会に諮られる。

大学評議会での審議が不要な事案については、通常全学の各種委員会の審議の後、各学部の教授会に諮られ、その結果が学長に報告され、大学としての意思決定が確定する。

また、各学部においては、教授会ならびに学部の各種委員会が組織されており、当該学部の人事や教育研究などの事項について、学部の自治の下に、諸決定がなされている。なお、採用人事計画など学校法人組織の承認を要する事項は、学長の下で調整が行われた後、所定の手続きを経て意思決定されている。

【点検・評価】【改善方策】

意思決定プロセスにおいて学長の意思、学部教授会の意思の双方が反映される仕組みが整っている。

重要事項とそうではない事項を区別し、前者を大学評議会に、後者を全学の各種委員会に全学レベルでの意思決定の第 1 段階の役割を担わせ、いずれの場合も学部教授会に諮る方法を取り入れている点は、大学の意思決定プロセスに各学部教授会の意向を最大限反映させるものであり、評価できる。

また、全学レベルの会議体に学長が参画しない場合、学長の補佐となっている 4 部長が主要な各種委員会の議長を務めていることで、学長の意思が反映される仕組みができており、適切である。

第 4 節 全学的審議機関の権限内容とその行使

【現状説明】

全学的な審議決定機関として大学評議会が設置されている。既述のとおり、大学評議会は、大学学則第 6 条の規定に基づき設置され、学長が議長となり、構成員は、副学長、法学研究科長、企業政策研究科長、法学部長、経済学部長、国際関係学部長、国際センター長、図書館長、社会文化研究所長および各学部から選出された教授各 3 名ならびにオブザーバーとして 4 部長である。学則その他重要な規程の制定改廃、教学の基本方針、教員人事の基準、大学の機構・組織ならびに制度、全学的な行事、学生に関する重大な賞罰、その他大学運営に関することについて、審議し決定することになっている。大学評議会規程により、会議の招集は学長の権限で行い、学長が議長となる。また、大学評議会の審議の後、各学部の教授会審議、その後大学評議会への教授会報告というプロセスが確立されている。

【点検・評価】

大学運営の重要事項を審議し決定する権限を大学評議会が有していることは評価できる。また、その構成員も大学役職者のみならず学部の代表が含まれており適切である。

【改善方策】

大学評議会と教授会との役割分担も含め大学評議会は適切にその権限を行使しており、現状では、特段の改善・改革の必要性は見当たらない。

第 5 節 教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

理事会は、理事長、副理事長、常務理事のほか、学内理事としての学長および附属高等学校長、学外理事としての学識経験者、企業・法人関係者、同窓会長から構成され、教学組織の代表たる学長が理事に加わっていることで、教学側の意見が直接伝わる組織となっている。理事会は原則として毎月 1 回開催され、定例化されている。

また、理事会には、副学長、3 学部長ほかの陪席が認められ、理事長の許可があれば発言できることになっている。

理事会の開催 1 週間前に、法人運営会議が開催され、理事会に諮られる議題などについて

での調整が行われている。法人運営会議は、大学からは学長、副学長、各学部長ならびに大学事務局長が委員となっている。

【点検・評価】【改善方策】

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係は、教学組織の学長が理事として理事会に加わっていることで、意思疎通が図られている。学校法人と理事会は、大学の組織・体制を尊重し、大学評議会での全学的な決定事項については経営的な観点から最終判断しており、適切な関係が構築されていると評価できる。

第 6 節 大学院の管理運営体制

【現状説明】

大学院の管理運営は、九州国際大学大学院学則第 8 章（運営組織）に定められており、大学院委員会がその管理運営組織となっている。委員会の委員長は学長がこれを兼ね、各研究科長（法学研究科長、企業政策研究科長）ならびに各研究科から選出された教授各 2 名で構成されている。

大学院学則に定められた審議事項は、①大学院学則及び規則の改廃に関する事項、②大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項、③学位授与の承認に関する事項、④その他大学院に関する重要な事項であり、これらの審議事項については、九州国際大学大学院委員会規程でもほぼ同様に定められている。

また各研究科の管理運営は、九州国際大学法学研究科委員会規程、九州国際大学企業政策研究科規程にもとづいて、それぞれの研究科委員会を中心に行われている。

各委員会は、所属する専任の教授及び准教授をもって構成され、①研究科担当教員の人事及び資格審査に関する事項、②学位授与の審査に関する事項、③教育課程に関する事項、④学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項、⑤学生の生活指導及び賞罰に関する事項、⑥その他研究科に関する事項を審議・決定する。

各研究科委員会は、研究科長を議長に、月 1 回定例で開催され、それ以外に必要な応じて臨時の会議が開かれ、必要な事項を審議・決定している。

研究科長は、大学院学則第 37 条にもとづき、教授である構成員より研究科委員会において所定の選挙に当選した者について理事会の議を経て理事長が任命する（職員及び嘱託職員任免規程第 7 条第 1 項）。

大学院の審議機関である大学院委員会、及び各委員会と学部教授会との関係は、大学院担当教員が全員、学部との兼任教員であり、学部教授会とは相互に密接であり、齟齬はない。

【点検・評価】【改善方策】

大学院研究科は、各研究科委員会において主体的に研究科の運営管理を行い、大学院としての管理運営事項については大学院委員会において審議・決定によって統一的な意思を形成している。また、大学院と学部との連携についても、適切である。

研究科長の選出も規定にもとづき公正に行われている。

第 7 節 別科日本語研修課程の管理運営体制

【現状説明】

別科日本語研修課程の管理運営体制は、九州国際大学別科日本語研修課程規程に定められており、別科長、別科専任教員、兼任教員、各学部から選出された教員各 1 名および国際センター事務室長により構成される別科運営会議が管理運営にあたることとなっている。

別科運営会議は、①教育課程に関すること、②入学・修了・休学・復学・退学・除籍・再入学及び賞罰等学生の身上に関すること、③学生の試験に関すること、④学生の生活指導に関すること、⑤別科教員の人事に関すること、⑥別科内の諸規程に関すること、⑦教育及び研究に関することなど別科における重要事項をすべて審議することとなっており、議長には別科長が充てられている。

別科長は、別科日本語研修課程規程の定めにより、大学専任教員の中から学長の推薦に基づき任命される。別科長の職務は、学校法人九州国際大学組織規程に別科日本語研修課程を代表し、別科日本語研修課程運営の責任を負うことと規定されている。

【点検・評価】【改善方策】

別科日本語研修課程の責任者である別科長が大学専任教員の中から任命され、別科運営会議に各学部から選出された専任教員が加わっていることから、別科日本語研修課程と学部との関係は非常に緊密なものとなっていると評価できる。

第 8 節 法令遵守等

1. 関連法令等および学内規定の遵守

【現状説明】

2008 年 10 月に「学校法人九州国際大学行動規範」を策定した。「健全な職場環境」、「法令遵守」、「教育、学生・生徒支援」、「入学者選抜」、「研究活動」、「社会貢献・環境活動」、「財務」の全 7 章で構成され、法令違反や人権侵害の防止等も含め、学園職員としてとるべき態度と行動に関して職員が遵守すべき事柄を明らかにすることにより、本学園の教育研究活動に対する社会の信頼を維持向上させることを目的としている。策定と同時に、全職員に電子メールで通知し、周知を図り、大学ホームページにおいては、理事長のメッセージとともに公開している。

【点検・評価】

すべての学園職員が、その社会的責務を自覚し、社会の信頼に応えるため「学校法人九州国際大学行動規範」を定め、遵守すべき事項を明確化したことは評価できる。

【改善方策】

法令遵守の取り組みとともに、大学への社会的要請という視点を強く意識し、法令違反

や人権侵害を未然に防止するための啓蒙活動を推進していく。

2. 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

【現状説明】

個人情報の保護については、2005 年 4 月に「学校法人九州国際大学個人情報保護に関する指針」を策定し、大学ホームページで公表するとともに、この指針に則り、個人情報の適正取得、適正利用、安全管理、相談窓口の設置等の取り組みを行っている。

2008 年 10 月には、国等からの研究費、学術研究奨励寄付金、受託研究費等の外部資金の取扱いについて責任体系、管理体制、不正防止について定めた「九州国際大学外部資金取扱規程」と不正行為の防止、不正行為に起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対処するための委員会の設置及び不正行為に対する措置等を定めた「九州国際大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を策定した。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）第 1 節 機関内の責任体系の明確化」に基づき、運営管理に関わる者およびその責任と権限の体系について、関係規程とあわせて大学ホームページにおいて公表している。

【点検・評価】【改善方策】

個人情報の保護に対する取り組みは適切である。

近年、他大学における公的研究資金の不正使用や論文不正等が相次いで発覚し、社会問題となっているが、不正行為の防止等に関する取り組みとして、上記記載の通り、学内規程と体制づくりを行い、研究者倫理の向上に努めている。

第 17 章

財務

第 17 章 財務

【到達目標】

1. 教育研究を適切に遂行するために、必要な経費を確保できるように健全で安定的な財政基盤を確立することを目標とする。そのために中期経営計画に基づき、学生募集強化や教育改革による教育力強化を図りつつ、事業・業務の見直しや経費削減に向けた取り組みを強力に推進する。具体的な目標として、2010 年度には法人全体の消費支出比率 100% 以下の達成を目指す。
2. 資産運用益の拡大・充実、元本の確保を第一義として慎重に対処していく。また、教育研究活動を支援するための科学研究費補助金、受託研究費などの外部資金の増加に向けて取り組むとともに、学園経営の適正化と効率化を一層推進する。
3. 予算の配分と執行については、各部署が資金の有効な活用を心がけるとともに、その妥当性と適切性を検証し、経費の削減に努力する。

第 1 節 教育研究と財政

【現状説明】

本学では、1989（平成元）年の国際商学部新設を契機に校名を八幡大学から九州国際大学に改称し、以来、法経学部の法学部と経済学部への分離、大学院法学研究科、企業政策研究科の開設、別科日本語研修課程の設置等の教学組織改革を実施し、このような教学改革やそれに伴う施設・設備と教育の充実を図るために予算を重点的に配分した。

この結果、本学の教育研究環境は一段と充実・向上したものの、18 歳人口の継続的減少、国立大学の独立行政法人化等、大学を取り巻く環境は大変厳しくなり、現実問題として、本学は 2000 年度から入学者の定員割れをおこし、財政に大きな影響を与えている。

消費収支の内容および均衡の状態を明らかにしている消費収支計算書関係比率【大学基礎データ（表 46-2）】をみると、2004 年度から殆どの項目で数値が大きく変化している。これは 2000 年度から始まった入学定員割れによる帰属収入の減少に起因している。

消費収支計算書関係諸比率は、日本私立学校振興・共済事業団の平成 20 年度（2008 年度）版「今日の私学財政」大学・短期大学編平成 19 年度（2007 年度）財務比率表（系統別）— 大学部門— の文他複数学部の数値と比較して、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、借入金等利息比率および寄付金比率など殆どの項目で、改善の必要がある。

学園の期末の財政状態を表示するものである貸借対照表によると、本学園の 2008 年度末の財政状態は、表 17-6-1 のとおりである。資産の部合計は 211 億 36 百万円で 2004 年度と比較すると 26 億 24 百万円の減少となっている。これは、学園創立 50 周年記念事業で施設設備の整備がほぼ終了し、その後大規模な設備投資が行われなかったことによるものである。

負債の部合計は 24 億 99 百万円で、2004 年度と比較すると 19 億 19 百万円の減少となっている。主な減少要因は、借入金を順調に返済したことによるものである。しかし前受

金が減少していることは入学者が減少していることを示しており、注意が必要である。

基本金の部合計は 217 億 63 百万円で、2004 年度と比較すると 14 億 73 百万円の増加となっている。基本金の増加要因は、学園創立 50 周年記念事業費の一部を借入れた際、その時点では借入金分の基本金が未組入れであったが、借入金を返済することにより、組入額が増加したことなどによるものである。

消費収支差額の部合計は 31 億 26 百万円の翌年度繰越消費支出超過額となっており、2004 年度と比較すると 21 億 78 百万円の翌年度繰越消費支出超過額の増加となっている。これは前述の 2000 年度から始まった入学定員割れによるものであり、2003 年度までは、賞与支給率の調整、教職員の新規採用の抑制および経費節減により、単年度での消費収入超過を確保することで、翌年度繰越消費支出超過額は減少したが、2004 年度以降は予測を上回る定員割れにより、再び消費支出超過に陥り、翌年度繰越消費支出超過額が増加した。

貸借対照表関係諸比率は、日本私立学校振興・共済事業団の平成 20 年度（2008 年度）版「今日の私学財政」大学・短期大学編平成 19 年度（2007 年度）財務比率表（規模別）—大学法人—の学生数 3～5 千人のデータと比較して、概ね平均を上回る良好な比率となっている。

【点検・評価】【改善方策】

本学の直近の収支状況は、新規投資や教学改革が必ずしも財政基盤の強化につながらず、ここ 5 年間（2004 年度から 2008 年度）において人件費比率が 49.8%から 59.8%へと増加、人件費依存率も 58.9%から 76.9%に増加、消費支出比率が 84.8%から 111.0%へと増加している。

この要因としては、財政面から見た場合、定員充足率の低下による学生生徒等納付金の減少、奨学金の急増などが指摘できる。については、定員充足率を高めるための教育改革への重点配分、学生生徒等納付金以外による財源確保や徹底した経費の節減や合理化、さらには人件費削減計画の実施によって、健全かつ安定的な財政基盤を構築していく。

財務比率については、全般的に全国平均に比べ数値を改善する必要があるが、退職給与引当預金率は 100%であり、その比率の分母となる退職給与引当金についても 100%計上しており、退職金の支払に対する備えが十分であること示している。比率も全国平均を大きく上回っており、退職金を 100%引当金として計上し、全額特定資産として保持している点は、評価できる。

他には、この 2004 年度と比較して総負債比率が 6.8%、負債比率が 9.4%の減少および基本金比率が 6.1%増加している点は、全国平均と比べそれぞれの数値は改善する必要があるものの、借入金が順調に返済（2004 年末と比較して 15 億円、68.3%減）されていることを示しており、その点では評価できる。

現在、取り組みを進めている中期経営計画では、業務の改善、経費の削減、学生サービス向上および事務合理化を目指す新事務システムの導入など、事業体質の強化と図ろうとしている。さらに、組織的な取り組みによる教育力強化、学生募集と就職・進路面での抜

本的な改善を重点目標としている。

また、具体的な数値目標を設定し、2010 年度には単年度での法人全体の消費支出比率 100%以下の達成を目指している。

中期経営計画の下で、教育研究の適切な遂行と財政確保の両立を図り、健全かつ安定的な大学運営を図っていく。このためには教育改革と財政改革の関連性を十分意識して、両者の両立を図るための仕組みを構築していく。特に重点的に取り組む事項は以下のとおりである。

- (1) 本学が“競争的環境の中で個性輝く学園運営を実現する”ためには、自らの特色・得意分野を十分に活かし、時代の要請にマッチした明確な目標を立て、独自性を発揮することが必要である。これを戦略的に実行するために、現在、本学が取り組んでいる中期経営計画による確実な財政的基盤強化を行い、収入の安定化をはかる。
- (2) 本学にとって入学者の確保対策および縮小均衡方策を検討し実行することが喫緊の課題であるので、財政面からも優先的課題として支援を継続する。
- (3) 今後とも財源を確保するために教職員が一丸となって不要不急な経費の節減に取り組むとともに、教育・研究の質の維持・向上を図っていく。

第 2 節 外部資金等

【現状説明】

本学が受け入れている外部資金には寄附金、受託研究費、科学研究費補助金等がある。

寄附金については、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度の利用や文部科学省の特定公益増進法人認定を受けることにより、企業および個人が税制面での優遇措置を受けられる体制ができている。

受託研究費については、2008 年度 2,520,000 円（1 件）の受入れを行っているが、共同研究費の受け入れは最近 5 年間では実績がない。

科学研究費補助金の受け入れ状況は、表 14-2-1 のとおりである。

表 14-2-1 最近 5 年間の科学研究費補助金申請採択状況

	申請件数	新規採択件数	総採択件数	受入れ金額
2004 年度	10 件	2 件	7 件	15,300,000 円
2005 年度	4 件	1 件	6 件	8,200,000 円
2006 年度	12 件	2 件	5 件	7,600,000 円
2007 年度	13 件	4 件	7 件	6,170,000 円
2008 年度	13 件	4 件	9 件	9,070,000 円

その他の外部研究助成金は、2004 年度 1,317,715 円（2 件）、2006 年度 2,107,000 円（2 件）、2007 年度 3,200,000 円（5 件）、2008 年度 1,900,000 円（3 件）である。

【点検・評価】

寄附金、受託研究費、共同研究費等の外部資金は、本学が社会科学系の学部で構成されている大学であることもあり、自然科学系の学部を持った大学に比べて寄附金の申し出や募集できる外部研究費が少なく、獲得しづらい状況にあるが、科学研究費補助金等を中心に外部資金の導入に努めている。

科学研究費補助金は、過去 5 年間の申請件数が 10 件程度で推移しているが、連続して毎年新規採択者が出ていることは評価できる。

【改善方策】

- (1) 受託研究費、共同研究費等の外部研究費の増加については、サイエンスポータル等インターネットの研究関係のサイト等から情報収集を積極的に行う必要があり、その情報をスピーディに教員に提供することが重要である。また教員自身が地方公共団体・中央官庁・外部企業等との連携を強め、外部資金獲得機会を増やすことが不可欠である。よって、そのための対応を図っていく。
- (2) 科学研究費補助金については、公募の時期だけに限らず、学内説明会等を実施することで、申請への周知徹底を図り、申請して不採択だった教員に対しては、学内資金で一部研究費を手当するなど、教員の活発な研究活動と科学研究費補助金の採択が結びつくように積極的な支援体制を確立する。申請の際、過去に採択された教員の申請に関する情報共有を図るなど、個々の教員の努力に任せるだけではなく、大学全体で採択者を増加させる仕組みを構築する。

第 3 節 予算編成

【現状説明】

予算は、その事業計画の円滑なる運営を図るとともに収支の合理的な調整を行うことを目的としており、本学においては資金収支予算および消費収支予算で編成している。

予算編成の手順は以下のとおりである。

- (1) 予算責任者（法人事務局長）の指揮のもと、法人財務室は予算編成原案作成に際し事前に予算編成の基本方針を周知徹底し、全部署から「現場の意見・要望」を「予算要求書」として汲み上げている。
- (2) 法人財務室では「予算要求書」の内容を検討し、予算要求内容について各部署へのヒアリングおよび精査を行い、適切であると判断した項目を集計し、収入と支出のバランスを調整しつつ基本方針の具体的な肉付けを優先的に行って、予算原案を作成する。
- (3) 基本方針に対して、予算が欠けている部署に対しては要求額の再編成を、不要不急な予

算要求案を作成している部署に対しては要求額の削減を指示する。

- (4) 理事長は予算原案に基づき予算編成を行い、法人運営会議（理事長、副理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、学部長、大学事務局長、附属高等学校長、附属高等学校副校長、附属中学校長）で予算案を審議したうえで、評議員会の意見を聴き、理事会の審議を経て予算を決定する。
- (5) 経済情勢の変動、その他やむを得ない事由に基づき、予算執行上支障が生ずるおそれがある時には、補正予算を編成することとなるが、補正予算の編成手順は本予算の編成手順に準ずる。

【点検・評価】

従来は、事業計画ならびに当該年度における重要事項などの基本方針に沿って予算を編成してきたが、今後は学園財政改善のために新たに策定した中期経営計画に基づき予算編成をしていく必要がある。

【改善方策】

経営改善のための中期経営計画に基づき予算編成を行い、理事会・評議員会に付議していく。単なる必要資金の申請ではなく、投資効果の期待できる項目への資金配分を優先する。また投資効果の検証も逐一行う。

第 4 節 予算の配分と執行

【現状説明】

(1) 予算配分

理事会の審議を経て予算が決定すると、予算責任者（法人事務局長）は各会計単位の責任者へ予算を配分する。配分額は、予算編成方針に基づき、各部署から申請された内容について法人財務室でヒアリング等を実施した内容がベースとなっている。

(2) 予算執行

会計単位の責任者に配賦された予算の執行については所管する各部署の責任者が予算執行管理を行っている。支払伝票は各部署でコンピュータに入力し起票するが、起票時点でコンピュータによる予算残高チェックを行っている。会計伝票は各部署の管理者に承認を得たうえで法人財務室へ提出するが、法人財務室では証憑書類の内容が適正であるか、伝票に記載している目的、科目および金額に間違いがないかを確認し、伝票確定処理を行い、執行している。

1 件の金額が多額である経費については、業者から見積書を提出された段階で予算執行伺を提出し、決裁を受けることとなっている。50 万円以上のものは学部長または大学事務局長、100 万円以上は学長、200 万円以上は会計責任者（法人事務局長）の決裁がないと予算

執行することができない。

各部署の責任者は、予算を超えて支出する必要がある場合は、予算責任者の承認を得て予算の流用を申請することができる。また、予測しがたい予算の不足を補うため予備費を学校法人部門に計上しているが、その執行については予算責任者、理事長の承認を得なければならない。

【点検・評価】

(1) 予算配分

予算要求の内容については、予算編成方針に基づいているか、内容が適正であるかなどを法人財務室のヒアリングで審査しており、さらに法人運営会議で教育研究と財政面の両面からの審議が行なわれているため、透明性も高く、予算配分は適正に行なわれている。

(2) 予算執行

予算執行状況は、各予算管理部署でリアルタイムでの把握が可能となっている。

また、本学全体の予算執行状況を反映した収支計算書を月次で出力し、運転資金も含めた予算執行管理を適正に行っている。

【改善方策】

予算配分については、教育的効果の高いもの・収益性の高いものを優先し、あわせて予算投資効果の検証を行い効率的な配分を行う。

第 5 節 財務監査

【現状説明】

寄附行為の定めにより評議員会の同意を得て、理事長が監事 2 人を選任している。

監事は、理事会・評議員会には必ず出席し、私立学校法第 37 条に定める学校法人の財産および理事の業務執行状況チェックを行い、監事がアカウンタビリティの履行ができる仕組みの構築を目指している。また、毎会計年度終了後に、監査報告書を理事会および評議員会に提出している。

監査法人による会計監査は、学校法人会計基準および本学園の会計規程などの諸規程に基づいて適正に会計処理がされているか、税法上の不正はないか等、コンプライアンスの側面からも点検が実施されている。

毎年度の決算については、法令に基づき監事および監査法人の監査を受けており、それぞれ適正であるとの監査報告書が提出されている。

監査法人による監査は公認会計士 6 名、会計士補 1 名で延 45 日前後受けている。

【点検・評価】【改善方策】

監事による監査は、寄附行為の規定に基づき行なわれている。

監査法人による監査は計画的に行なわれており、監査の際は、提出された書類だけで判断できないことがあれば、現場の担当者にその都度確認しているため、特に問題はないと思料する。

監事と監査法人とは監査について意見を交換するなど綿密な連携を図っている。

第 6 節 私立大学財政の財務比率

【現状の説明】

(1) 消費収支計算書比率（この比率の基礎は、大学単体の消費収支計算書による）

本学における 2004 年度から 2008 年度までの消費収支計算書比率は【大学基礎データ（表 46-2）】に示している。この表に基づいた 2008 年度の消費収支計算書比率についての分析は以下のとおりである。なお、（ ）内の比率は、日本私立学校振興・共済事業団の平成 20 年度（2008 年度）版「今日の私学財政」大学・短期大学編平成 19 年度（2007 年度）財務比率表（系統別）－大学部門－の文他複数学部のデータ（231 頁）を引用した。

(a) 人件費比率 59.8%(50.8%)

2004 年度 49.8%から 2008 年度 59.8%へ年々比率が高まっている。

比率上昇の理由は、学生生徒等納付金を主とした帰属収入の減少割合が、人件費を主とした経費の減少割合を上回っていることによる。

賞与支給率調整、本俸引下げなどの人件費削減に取組み、2008 年度は改善したものの、比率は全国平均に比べ高い水準で推移している。

(b) 人件費依存率 76.9%(66.4%)

人件費比率と同様に、最近 5 年間で 2004 年度 58.9%から 2008 年度 76.9%に上昇している。

2008 年度に小幅改善したものの、全国平均より高い水準である。

(c) 教育研究経費比率 28.2%(32.8%)

最近 5 年間は 25%台から 28%台を推移しており、全国平均と比べやや低くなっている。

学生数の減少に伴い収入も減少しているが、経費節減に努める一方、教育研究活動の充実に必要な事業には可能な限り予算計上しており、今後も本学の教育の特色となり得る事業に対しては積極的に予算配分する。

(d) 管理経費比率 11.9%(6.6%)

本学の重点課題である学生募集活動にかかる経費が多いため、全国平均と比べ約 3%高い水準で推移している。今後さらなる経費節減が必要になると思料する。

(e) 借入金等利息比率 0.5%(0.4%)

借入金を順調に返済（2004 年度末と比較して 15 億円、68.3%減）しているため 2003 年度と比べ 0.8%低下しており、今後さらに低くなっていく見込みである。

(f) 帰属収支差額比率 $\Delta 5.6\%$ (8.0%)

学費収入減による帰属収入の落込みに対し、経費削減（特に人件費）のスピードがマッ

チせず、全国平均に対し大幅に劣る水準となっている。

(g) 消費支出比率 100.7%(100.6%)

比率上昇は学費収入の減少が最大の原因であり、今後の学生確保と支出削減を並行して推進し、法人全体で 2010 年度に 100%以下の水準を目指す。

(h) 消費収支比率 111.0%(103.6%)

最近 5 年間で、94.0%から 111.0%に急上昇している。

基本金組入額が減少したにもかかわらず、学生生徒等納付金の大幅な減少により数値が悪化した。

学生生徒等納付金の大幅な減少により、帰属収入に占める割合が低下していることが比率にあらわれている。

(i) 学生生徒等納付金比率 77.8%(84.5%)

最近 5 年間は 77%台から 84%台で推移しており、現在は全国平均とほぼ同水準である。

入学者数の減少により学生生徒等納付金も減少しているので、今後は寄付金および外部研究費等の外部資金を導入できる体制を整えて、多額の外部資金を獲得し、学生生徒等納付金以外の収入を増加させる必要がある。

(j) 寄付金比率 0.3%(2.4%)

最近 5 年間は、0.4%から 0.0%で全国平均と比べ低くなっている。ここでの主要なものは現物寄付であるが、今後は奨学寄付金など大学の収入となる寄付金を中心に獲得する体制を整える必要がある。

(k) 補助金比率 11.1%(10.5%)

最近 5 年間は、全国平均並みの 10%前後で推移している。

2008 年度は、特別補助金の増加により比率は向上したが、年々減少していく私立大学等経常費補助金一般補助に対して、今後も増加が見込まれる特別補助の獲得に結びつけるため、工夫を凝らす必要がある。

(l) 基本金組入率 9.3%(11.1%)

平野キャンパスへの移転により施設・設備の整備はほぼ完了しており、最近 5 年間は多額の固定資産の購入はなく、借入金返済が基本金組入れの主な要因となっている。

比率の上昇は、帰属収入の減少によるものである。

(m) 減価償却費比率 11.1%(11.8%)

大学移転統合直後は償却資産の増加により比率が上昇したが、移転後は 2004 年度 11.7%から 2008 年度 11.1%と殆ど変化していない。

今後の資産取得に際してはリース等も検討されるので、比率は徐々に低下するものと見込まれる。

(2) 貸借対照表関係比率（この比率の基礎は、法人全体の貸借対照表による）

貸借対照表の最近 5 年間の推移は【大学基礎データ（表 47）】のとおりである。

この表に基づいた 2008 年度の貸借対照表比率についての分析は以下のとおりである。

なお、() 内の比率は、日本私立学校振興・共済事業団の平成 20 年度 (2008 年度) 版「今日の私学財政」大学・短期大学編平成 19 年度 (2007 年度) 財務比率表 (規模別) 一大学法人一の学生数 3～5 千人のデータ (139 頁)を引用した。

(a) 固定資産構成比率 90.6% (83.7%)

2004 年度の 84.7%から 2008 年度は 90.6%となり、全国平均を 7%近く上回っている。

これは 2008 年度に利付国債を 10 億円購入したことにより、固定資産が増加したことによるものである。

(b) 流動資産構成比率 9.4% (16.3%)

2004 年度の 15.3%から、2008 年度は 9.4%となり、固定資産構成比率とは逆に全国平均を 7%近く下回っている。

比率の低下は、2008 年度に利付国債を 10 億円購入したことにより現金預金が増加したことが主要因であるが、今後は現金預金の残高を注意深く見守る必要があり、場合によっては国債の売却等も視野に入れておく必要がある。

(c) 固定負債構成比率 8.7% (7.8%)

2004 年度 13.4%から、2008 年度 8.7%となり、ほぼ全国平均並みの比率になった。

比率低下の主要因は借入金の返済による長期借入金の減少であるので、今後も借入金を順調に返済することにより比率はさらに下がるものと思料する。

(d) 流動負債構成比率 3.2% (5.5%)

2004 年度の 5.2%から 2008 年度は 3.2%と全国平均を下回る数値であるが、総資金が増加しない状況での入学者数の減少による前受金 (授業料、入学金、教育充実費等) 減少によるものであるため、必ずしも好ましいとは言えない状況であり、今後一層学生募集に力を入れるなど対策を講じる必要がある。

(e) 自己資金構成比率 88.1% (86.7%)

2004 年度の 81.4%から、2008 年度は 88.1%となっており、全国平均並みの数値である。

比率の上昇は、借入金が増加した順調に返済されたことにより負債総額が増加し、自己資金の割合が増加したことによるものである。

(f) 消費収支差額構成比率 $\Delta 14.8\%$ ($\Delta 7.8\%$)

2004 年度の $\Delta 4.0\%$ から、2008 年度は $\Delta 14.8\%$ となっており、全国平均を下回る数値である。

2003 年度までは単年度で消費収入超過を確保していたが、2004 年度以降から消費支出超過に陥っている。

(g) 固定比率 102.7% (96.5%)

2004 年度の 104.0%から、2008 年度は 102.7%となった。

借入金返済と 2008 年度国債購入 10 億円との関係はあるが、徐々に改善している。

(h) 固定長期適合率 93.5% (88.5%)

2004 年度の 89.3%から 2008 年度は 93.5%と上昇した。

借入金残高の減少により、2004 年度には全国平均を下回るまでに回復したが、2005 年度

以降は利付国債購入により固定資産が増加したことから再び全国平均を上回った。

(i) 流動比率 299.2%(299.7%)

2004 年度の 294.0%から 2008 年度は 299.2%となり、全国平均と同程度の水準である。

(j) 総負債比率 11.8%(13.3%)

2004 年度の 18.6%から 2008 年度は 11.8%と 6.8%改善し、全国平均を下回った。

借入金を順調に返済することが負債総額を減少し比率を下げることになるので、今後も確実に返済していくことが肝要である。

(k) 負債比率 13.4%(15.3%)

2004 年度の 22.8%から、2008 年度は 13.4%と大きく改善して、全国平均を下回った。

総負債比率と同様、借入金の返済が比率を下げることに繋がるので、今後も返済を確実にを行うことが肝要である。

(l) 前受金保有率 456.3%(396.5%)

2004 年度の 512.6%から 2008 年度は 456.3%と若干低下したが全国平均を上回っている。

この比率は資金運用によっても左右されるが、比率が高いのは前受金が少ないからであり、入学者増による前受金収入の増加が望まれる。

(m) 退職給与引当預金率 100% (53.0%)

2004 年度の 100%から、2008 年度も 100%と、全国平均を大幅に上回っている。

その上、退職金の支給に備えるための退職給与引当金も 100%計上しており、退職金支給に対する備えが十分であることを示している。

(n) 基本金比率 96.4% (96.6%)

2004 年度の 90.3%から 2008 年度は 96.4%と徐々に改善されており、全国平均とほぼ同率である。

50 周年記念事業費に係る設備投資の一部を借入金で賄ったことで基本金の未組入れが発生し一時的に比率を下げたが、借入金の返済により基本金組入れが順調に進んだ。

(o) 減価償却比率 33.9% (43.8%)

2004 年度 25.9%から 2008 年度 33.9%と上昇しているが、全国平均を下回っている。

これは 50 周年記念事業で施設設備の整備を行った後、大規模な資産取得がなく減価償却が進んでいるためである。

当面は大規模の設備投資は必要ないため減価償却累計額が引き続き増加し、それに伴って比率は今後も上昇するものと思料する。

【点検・評価】【改善方策】

(1) 消費収支関係比率

人件費比率、人件費依存比率、管理経費比率は全国平均より高い水準で推移している。入学者数の減少により主要な帰属収入（学生生徒等納付金収入、補助金、入学検定料収入等）が減少しており、賞与支給率の調整、教職員の新規採用抑制など人件費抑制および経費節減を実施しているにもかかわらず、ここ数年は同比率が徐々に上昇しており、本学の

経営面に与える影響は深刻である。その解決方法としては、入学者数の増加が一番望ましいことであるが、少子化がさらに進行している状況ではV字回復は難しい。よって、人件費、管理経費の削減に対し一層の努力が必要である。人件費は人事給与制度の見直し、賞与支給率の改定、各種手当の見直し、定年退職者の再雇用制度の見直しなどを検討する。管理経費は一律に削減できない状況であるが、全体的に一層の経費節減を行う必要がある。

寄付金比率および補助金比率については、奨学寄付金、経常費補助金以外の補助金など外部資金の導入を積極的に推進することにより、比率を高めていく。

(2) 貸借対照表関係比率

固定資産構成比率、流動資産構成比率、固定比率、固定長期適合率、流動比率、前受金保有率を見ると、本学の資産の流動性が乏しいことを示している。これは、2005 年度以降の利付国債購入による流動資産から固定資産へのシフトが影響している。殆どの比率は、2004 年度では全国平均と比べ良好もしくは同等の数値を示していたので、今後は資産のバランスについて考慮する必要がある。

固定資産構成比率、自己資金構成比率、総負債比率、負債比率、基本金比率は、借入金

の順調な返済により全国平均と比較して良好な水準に達している。流動負債構成比率については、全国平均と比べ良好な数値となっているものの低下傾向にある。流動負債の中には入学予定者からの入学金・授業料等の前受金が含まれており、前受金の減少で流動負債が減少することは好ましい状況ではないので、前受金保有率も含めて、注意深く比率の動向を見守る必要がある。

退職給与引当預金率は 100%であり、分母となる退職給与引当金も 100%計上していることを含め、他大学より大変良好な数値であり、また退職金の支給に対し十分な備えがあることを証明しているので、評価できる。

本学における財政の現状に鑑み、教育研究の活力を失うことなく、健全な財政を再生するため様々な対策を講じていく。当面は、学校法人の 1 年間の損益を実質的に把握することができる消費支出比率を法人全体で 2008 年度の 100.7%から 100%以下にまで改善することを目標とし、学生生徒の在籍者数が増加しない場合においても大学・高校・中学を運営し続けることができるように経費の節減とあわせて、外部資金を積極的に獲得して財政体質を強化していく。このため、今年度は 2010 年度の目標値 100.0%以下実現に向かって、収入確保の施策および人件費抑制等の改革についての具体的な取組みを強力に推進する。

第 17 章 財務

(表 17-6-1 最近 5 年間の貸借対照表)

(単位：百万円)

資 産 の 部						
科 目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2004年度 との比較
固定資産	20,113	21,468	21,080	20,653	19,139	△ 974
有形固定資産	17,148	16,773	16,429	16,060	15,642	△ 1,506
その他の固定資産	2,965	4,695	4,651	4,593	3,497	532
流動資産	3,647	1,733	1,476	1,191	1,997	△ 1,650
資産の部合計	23,760	23,201	22,556	21,844	21,136	△ 2,624

負 債 の 部						
科 目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2004年度 との比較
固定負債	3,177	2,800	2,391	2,034	1,832	△ 1,345
流動負債	1,241	1,157	1,079	953	667	△ 574
負債の部合計	4,418	3,957	3,470	2,987	2,499	△ 1,919

基 本 金 の 部						
科 目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2004年度 との比較
第1号基本金	19,893	20,112	20,637	21,108	21,366	1,473
第2号基本金						0
第3号基本金						0
第4号基本金	397	397	397	397	397	0
基本金の部合計	20,290	20,509	21,034	21,505	21,763	1,473

消費収支差額の部						
科 目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2004年度 との比較
翌年度繰越消費支出超過額	948	1,265	1,948	2,649	3,126	2,178
消費収支差額の部合計	△ 948	△ 1,265	△ 1,948	△ 2,649	△ 3,126	△ 2,178
科 目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2004年度 との比較
負債の部、基本金の部および 消費収支差額の部合計	23,760	23,201	22,556	21,844	21,136	△ 2,624

第 17 章 財務

表 17-6-2 財務比率表【本学と全国平均の比較】

1 消費収支計算書関係比率（大学単体）

	比 率	算 式（＊１００）	本学	全国平均	評価
1	人 件 費 比 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	% 59.8	% 50.8	▼
2	人 件 費 依 存 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	76.9	66.4	▼
3	教 育 研 究 経 費 比 率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰 属 収 入}}$	28.2	32.8	△
4	管 理 経 費 比 率	$\frac{\text{管 理 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	11.9	6.6	▼
5	借 入 金 等 利 息 比 率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰 属 収 入}}$	0.5	0.4	▼
6	帰 属 収 支 差 額 比 率	$\frac{\text{帰属収入-消費支出}}{\text{帰 属 収 入}}$	△ 5.6	8.0	△
7	消 費 支 出 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{帰 属 収 入}}$	100.7	100.6	▼
8	消 費 収 支 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{消 費 収 入}}$	111.0	103.6	▼
9	学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰 属 収 入}}$	77.8	76.5	～
10	寄 付 金 比 率	$\frac{\text{寄 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	0.3	2.4	△
11	補 助 金 比 率	$\frac{\text{補 助 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	11.1	10.5	△
12	基 本 金 組 入 率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰 属 収 入}}$	9.3	11.1	△
13	減 価 償 却 費 比 率	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{消 費 支 出}}$	11.1	11.8	～

2 貸借対照表関係比率（法人全体）

	比 率	算 式（＊１００）	本学	全国平均	評価
1	固 定 資 産 構 成 比 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{総 資 産}}$	% 90.6	% 83.7	▼
2	流 動 資 産 構 成 比 率	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{総 資 産}}$	9.4	16.3	△
3	固 定 負 債 構 成 比 率	$\frac{\text{固 定 負 債}}{\text{総 資 金}}$	8.7	7.8	▼
4	流 動 負 債 構 成 比 率	$\frac{\text{流 動 負 債}}{\text{総 資 金}}$	3.2	5.5	▼
5	自 己 資 金 構 成 比 率	$\frac{\text{自 己 資 金}}{\text{総 資 金}}$	88.1	86.7	△
6	消 費 収 支 差 額 構 成 比 率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総 資 金}}$	△ 14.8	△ 7.8	△
7	固 定 比 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自 己 資 金}}$	102.7	96.5	▼
8	固 定 長 期 適 合 率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自己資金+固定負債}}$	93.5	88.5	▼
9	流 動 比 率	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}}$	299.2	299.7	△
10	総 負 債 比 率	$\frac{\text{総 負 債}}{\text{総 資 産}}$	11.8	13.3	▼
11	負 債 比 率	$\frac{\text{総 負 債}}{\text{自 己 資 金}}$	13.4	15.3	▼
12	前 受 金 保 有 率	$\frac{\text{現 金 預 金}}{\text{前 受 金}}$	456.3	396.5	△
13	退 職 給 与 引 当 預 金 率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金（資産）}}{\text{退職給与引当金}}$	100.0	53.0	△
14	基 本 金 比 率	$\frac{\text{基 本 金}}{\text{基本金要組入額}}$	96.4	96.6	△
15	減 価 償 却 比 率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価額合計}}$	33.9	43.8	～

※

第 17 章 財務

- ※ 全国平均の数字は、「日本私立学校振興・共済事業団 平成 20 年度版今日の私学財政 大学・短期大学編」を参照し、「消費収支計算書関係比率」は、統計別大学部門の文他複数学部、「貸借対照表比率」は、規模別大学法人の学生数 3～5 千人のデータを引用している。
- ※ 評価は、△：高い方が良い、▼：低い方が良い、～：どちらともいえない を意味している。

第 18 章

事務組織

第18章 事務組織

【到達目標】

本学事務組織は、円滑な大学運営を推進するために、教学組織との連携協力関係を高めること、学校法人理事会との連携協力関係を図ること、学生サービスの充実を図ること、教育・研究活動の充実に資する企画・立案機能を高めることを目標としている。

今日の大学事務は、学生の多様化、教育内容の多様化、国際化、地域貢献などに対応するため業務内容が多様化・複雑化している。それに対し事務組織としては、多様化・複雑化した業務内容に適切に対応するために、積極的に事務組織、教学組織、理事会等の様々な場面で主体的かつ横断的に対処できる行政管理機能の向上を目指している。

また、事務職員の行政管理能力、企画立案能力の育成・向上を目指している。

第1節 事務組織の構成と人員配置

【現状説明】

本学の事務組織は、学校法人九州国際大学組織規程ならびに業務分掌規程により規定され、その趣旨・目的を明確にしており、現状は「図18-1-1 事務組織図」のとおりである。また、主な会議体は「図18-1-2 主な会議体一覧」のとおりである。

大学の事務組織は大学事務局が統括し、大学事務局には大学事務局長および大学事務局付職員が配置されている。大学事務局のもとに大学全体に係る企画立案や各部署間の事務調整を行う大学総務室を設置しており、事務責任者として室長が配置されている。

大学の事務組織はすべて大学事務局のもとにあり部署長に職員を配置しているが、大学の教学組織と連結した事務組織として、3学部と2研究科を取りまとめる学務事務室、別科日本語研修課程・国際センターの事務を取り扱う国際センター事務室、入試・広報室（学生募集）、学生支援室（学生サービス）、キャリア支援室（就職支援）がある。

また、附置機関として、図書館、教育情報ネットワークセンター、社会文化研究所、エクステンションセンターを設置しており、責任者として教育職員を配置している。そして、附置機関の事務はそれぞれ、図書館事務室、教育情報ネットワークセンター事務室、大学総務室、キャリア支援室が担当している。

人事、財務および施設に関しては法人事務局が法人全体の業務を担当している。

なお、事務組織所属ではないが、学長が学長補佐職として教育職員から選任した入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長を関連事務組織の担当部長に配置しており、それぞれが教学組織側の担当職として入試・広報室、学務事務室、学生支援室、キャリア支援室と密接に連携しながら業務を遂行している。

【点検・評価】【改善方策】

2008年4月に大学事務局の設置と事務組織のスリム化が同時に行われ、それに伴って業務分掌も整理されたが、これまでのところ実務面での大きな混乱はなく業務は概ねスムーズに遂行されている。また、事務組織のスリム化によって可能となった人員配置の見直しにより、学生募集や就職支援などに重点を置いた職員配置ができたことは評価できる。

組織構成と人員配置に関しては、今後の動向を慎重に確認しながら、調整を図っていく。

第18章 事務組織

図 18-1-1 事務組織の構成と人員配置

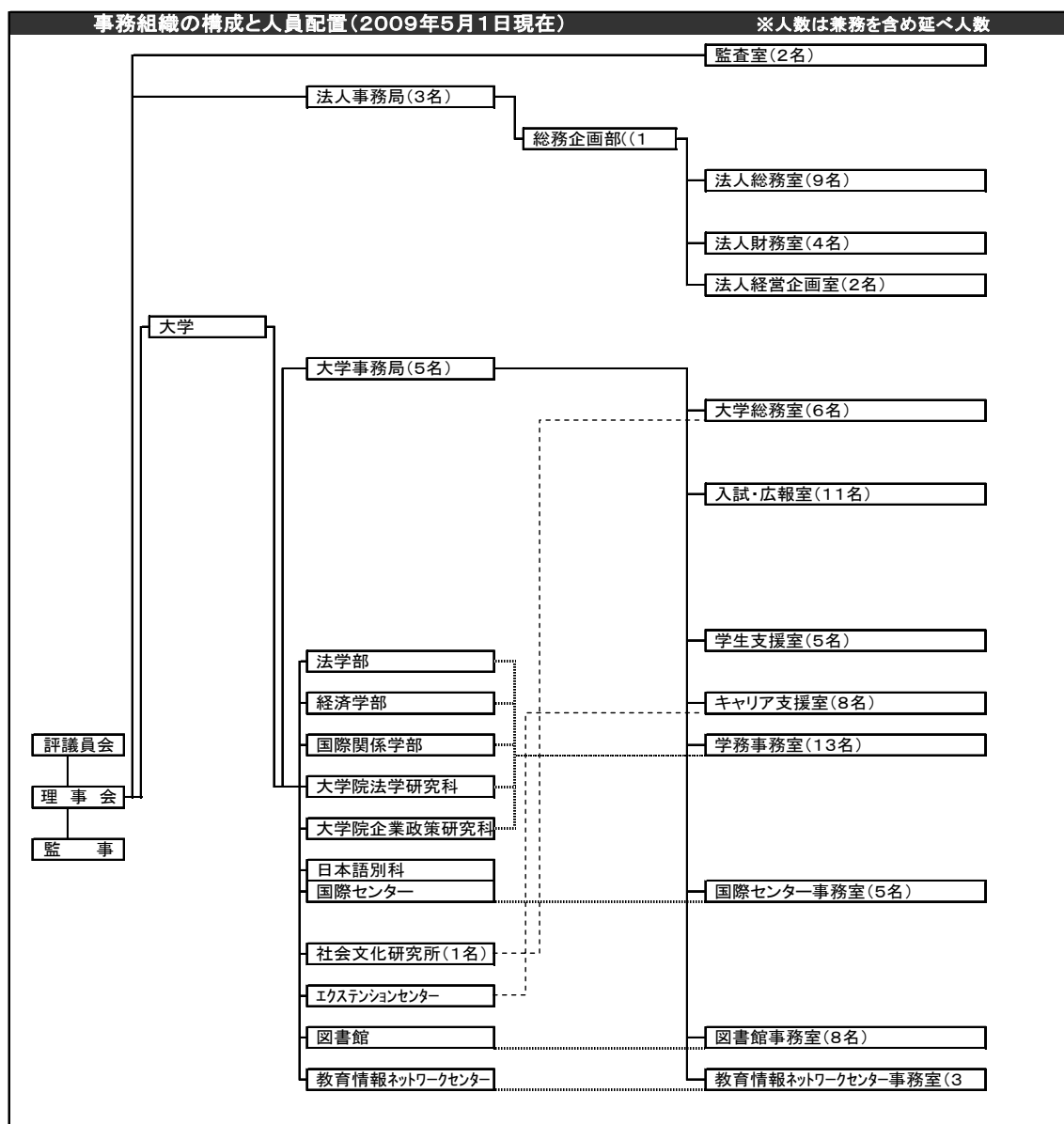


図18-1-2 主な会議体一覧 (2009年5月1日現在)

会議体	事務局
大学評議会、大学運営協議会、自己評価検討委員会、人事委員会、人権委員会、研究活動助成委員会、学長選挙管理委員会	大学総務室
各学部教授会、大学院委員会、各研究科委員会、FD委員会、教務委員会、教養委員会、教職・図書館学課程委員会	学務事務室
別科日本語研修課程運営会議、国際センター委員会	国際センター事務室
入試・広報委員会	入試・広報室
学生サービス委員会、スポーツ対策委員会、保健委員会	学生支援室
就職対策委員会	キャリア支援室

第2節 事務組織と教学組織との関係

1. 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

【現状説明】

大学の意思決定にかかわる大学評議会、教授会、大学院委員会および大学院研究科委員会は教員組織が主催し、事務職員が資料の準備から会議記録までを担当している。また、教育研究活動ならびに学生支援活動を円滑かつ効果的に行なうとともに、これら会議体における意思決定支援を目的として、各種委員会や運営委員会等会議体が設置されている。

いずれの会議体も教育職員と当該部署の事務職員で構成されており、事務所管部署と教学組織との連携が図られている（図18-1-2主な会議体一覧参照）。

さらに、学長補佐職である入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長が、関連事務組織の業務について教学側との連携を図る橋渡しの役割を果たしている。

【点検・評価】

事務組織と教学組織の役割分担が明確化され、連携協力関係が整えられている。また、学長補佐職の四部長が、学生にかかわる重要な業務において教学組織と事務組織の連携をスムーズにする役割を果たしている点は長所であり評価できる。

さらに、各事務室に、所管する会議体等への企画立案や、審議決定事項を速やかに執行する事務職員を配置し、教育研究活動のサポートを行なっていることは、教学組織との一体化や連携機能を確保するうえで有効であり評価できる。

【改善方策】

引き続き、事務組織と教学組織の連携協力関係の向上、研修制度の充実を図るとともに、事務職員の資質向上に努める。

2. 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

【現状説明】

事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況にも記したとおり、教学組織における重要な会議体には事務組織より適切な人数の職員が構成委員や事務局担当者として参加し、会議資料の作成から調整業務を担当している。

学長および大学事務局長の指揮のもと、それぞれの会議体を主管する当該事務組織および学長補佐職である入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長が、大学運営において教学組織との連携を図りながら業務を推進していることで、事務組織と教学組織との有機的一体性は確保されている。

さらに、事務組織と教学組織との間の連携協力関係を大学総務室が支援している。大学の最高議決機関でもある大学評議会の事務局機能をはじめとして、全学的な各種会議体の運営を幅広く支援している。また、2008年4月に大学事務局を設置したことにより大学全体の事務組織のとりまとめが容易となった。

【点検・評価】

大学運営に関する政策立案や企画提案資料の作成については、所管部門や会議体の委員長と事務組織、学長補佐職部長との間で調整され、意思決定を支援しており、この点では有機的一体性を確保しているといえる。審議決定事項の具体的業務の執行や学生への指導・周知徹底に関しては事務窓口担当者による責任をもった対応がなされている。

2008 年 4 月より大学事務局が設置されたが、従来は、教学組織と事務組織の縦割り構造で、長所と短所の両面を包含していた。即ち、各学部・大学院にそれぞれ事務室が設置され、指揮命令系統も明快となっているため事務組織と教学組織とのスピーディーかつ綿密な連携ができていたが、反面、縦の動きは比較的スムーズであるものの各事務組織間の横断的連携には課題を残していた。

それが、大学事務局の設置により事務組織間の連携体制も整備された。また大学事務局設置と同時に、各学部と大学院に配置していた各事務室を学務事務室として一つに統合することで、事務機能の連携強化を図った。この結果、事務組織の横の連携も改善された。

大学事務局の機能については今後の推移を見ながら点検していくことになるが、今後はさらなる機能の充実が求められることになるであろう。

【改善方策】

教学組織と事務組織の連携がとれている良さを継承しながら、事務組織全体の横連携がスムーズかつ効率的に機能する組織の構築をめざす。

第 3 節 事務組織の機能と役割

1. 教学に関わる企画・立案・補佐機能

【現状説明】

各事務室長は教学に関わる所管業務の企画立案を行い、教授会および各種委員会に審議資料を提出するとともに、教授会および委員会にも出席し記録をとっている。教授会や各委員会で決定した事項については、各事務室長の指揮のもと関連する部署との連絡調整を図りつつ速やかに執行している。このように大学の教育研究、学生サービスなど教学に係わる企画立案や、教育の責任者である教育職員の補佐業務は事務職員が担っている。

また、申請業務や学内の企画業務等に関しては、必要に応じて教職員が一体となったプロジェクトチームを編成し、業務を進めている。

【点検・評価】

教学に係わる企画立案、審議、執行については事務組織が補佐機能を担っており、短時間で正確に実行することを可能としている。また、経年の客観的データにもとづく継続的で計画的な業務遂行を可能としており、教員役職者の交替等があっても業務に支障をきたさない機能が確立されていることは評価できる。

一方、組織のスリム化により、事務室によっては業務量と人員配置のアンバランスから十分な企画・立案・補佐機能を果たせていない部署も見受けられる。

【改善方策】

各事務室が教学に関わる企画・立案・補佐機能を十分果たしているかを点検するとともに、事務組織の企画・立案能力や補佐機能の向上を果たすための職員研修を強化していく。

2. 学内の意思決定・伝達システムにおける事務組織の役割

【現状説明】

大学の意思決定は、大学評議会、教授会および各委員会で行っている。本学は各部門・附置機関に事務室を設置しているが、各部門・附置機関の長（以下「部門長」）は教育職員から任命しており、事務室長は部門長（各委員会の委員長も同じ）と綿密に連携して業務運営を遂行している。

会議、委員会には事務職員が同席し、資料の準備等から議事録作成までの事務処理を行うとともに、議事録については基本的に学内公開することとしているので、グループウェア上での開示および書類による回覧を行ない、情報を学内関係者に周知している。さらに、定期的に事務室長連絡会を開催し情報の共有を図っている。

【点検・評価】【改善方策】

教育職員である部門長と事務職員である事務室長が連携して会議への対応や業務遂行を行っており、それぞれの事務組織は適切に意思決定支援・伝達の役割を果たしている。また、決定事項の伝達が迅速に行われるようにシステムが整備されている。

今後とも、教学組織と事務組織とが綿密に連携して意思決定を図っている本学の業務運営体制を維持・発展させていく。

3. 国際交流、入試、修学支援等の専門業務への事務組織の関与の状況

《 国際交流 》

【現状説明】

国際交流に関しては殆どの業務を国際センターが所管しており、国際センターには英語、中国語、韓国語に堪能な専門職員を配置している。また、留学生に対する、近隣在住の日本人チューターによる日本語サポートおよび日本での生活習慣を身に付けるための補完的制度を実施している。さらに、国際センターは全学的な国際交流プログラムに関する重要な業務も担っている。

ただし、国際交流に関する殆どの業務を国際センターが担っているが、業務分掌に規定されている業務分担と実態とに乖離が若干見られるため、役割分担の見直しと規程の整備が必要である。

【点検・評価】

国際センター事務室に、語学に堪能な職員を配置して外国人留学生の修学支援を強力にバックアップしていることは長所である。また、同事務室の支援によって交換留学生制度や国際交流プログラムなどが円滑に遂行されていることも評価できる。殊に本学の場合は、学部へ入学するステップとして別科日本語研修課程を設置し、日本に不慣れな学生を受け入れる体制を整備していることは適切である。

しかし、大学としての国際交流の推進に関しては十分な活動ができておらず、国際化をさらに充実していくためには教学組織を含めた組織体制のさらなる整備が望まれる。特に、国際化に関する企画・立案能力と業務遂行能力の充実は、国際交流を推進していくうえで強化を要する課題となっている。

また、業務分掌と業務実態との乖離に関しては、今後の方向性を整理するとともに早急に規程等を整備する必要がある。

【改善方策】

国際交流に関しては、現状の範囲では業務を支障なく運営できているものの、業務分掌と実態の乖離が若干みられるので、実態に合わせた業務の整理と併せて業務分掌の見直しを実施する。

《 入試 》

【現状説明】

入試業務に関しては、教学組織である入試・広報委員会が、事務組織である入試・広報室と綿密に連携して実施している。入試・広報委員会は、入試・広報部長を委員長として学長、副学長、学部長、入試広報委員（各学部に 3 名ずつ）で構成される。

本学の入試業務には、主に本学の各種入学試験（「第 5 章学生を受け入れ（学部）」参照）と、独立行政法人大学入試センターから業務委託されているセンター試験がある。そのほか、外国人留学生を受け入れるための海外入学試験を実施している。

入試業務の役割分担としては、試験問題作成および試験監督を教員が担当し、試験の運営や分析を事務職員が中心となって実施している。

【点検・評価】【改善方策】

入試業務は教学組織と事務組織の円滑な連携がなされており、適切な役割分担のもと、支障なく業務が遂行されている。

《 修学支援 》

【現状説明】

本学では、学生ニーズの多様化や中途退学者の増加に対し、修学支援を目的として、カウンセラー（非常勤カウンセラー 3 名）を常駐させ対応している。

学生の就職活動に対しては、民間企業で人事担当の経験をもつ就職アドバイザー 2 名を配置して、活動を支援している。また、行政書士や司法書士をめざす学生を支援する目的で、資格取得対策を専ら担当する専任職員を配置している。

【点検・評価】

入学後の学生生活・学修・就職進学等をそれぞれの分野からサポートする体制として、当該事務組織にカウンセラー、保健師、就職アドバイザーなどの専門家を配置し、学生に対して手厚い支援を行っていることは長所であり評価できる。

しかし一方で、退学・除籍者数に目立った改善が見られないこと、就職実績が伸びない

ことは修学支援に改善が必要な余地を残しており、今後とも修学支援機能の尚一層の充実が望まれる。

【改善方策】

学生への修学支援をさらに充実させるために、サポート体制の周知を徹底させるとともに、アンケート等の分析を通して強化すべきポイントを定め改善に取り組む。

4. 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

【現状説明】

経営面では法人事務局が事務局機能を担っており、法人事務局長のもと、人事・組織は法人総務室、財務・経理は法人財務室、中長期計画の立案や企画業務は法人経営企画室が大学を側面から支えている。法人事務局の各室は、理事会、評議員会、法人運営会議、大学改革特別委員会を主管しており、大学運営に密接に関わっている。

法人事務局の大学運営に資する機能は従来から上述のとおりであるが、大学運営は基本的に学長をはじめとする教学組織を中心に運営されており、法人事務局は大学事務組織とともにそれを側面から補完するような位置付けであった。それが、今般の大学運営においては大学内の事務組織の尚一層の機能充実が必要との観点から、2008 年 4 月の組織改正により事務組織を統括する大学事務局を設置することとなった。大学事務局が設置されたことにより大学事務組織が統括され、これまでに増して法人事務局と大学事務組織との連携がスムーズとなり経営面での支援が強化されるものと期待される。

【点検・評価】【改善方策】

法人事務局が大学運営を経営面から支えており、適切な事務機能が確立されていると評価できる。また、大学の事務組織を統括する大学事務局の設置によって大学内での合意形成・調整機能が向上したことは、大学運営において適切である。

それまで、大学内の一部署である大学総務室が法人事務局との連携を図っていたが、大学全体の事務組織をとりまとめる大学事務局が設置されたことによって、それぞれの事務局同士が連携を図る形となり、従来以上の包括的連携が可能となった。

一方で、昨今の大学経営を取り巻く環境の変化は著しく、時宜や事象に応じて的確な経営判断とスピード経営が求められる状況になってきている。しかし、折々の運営において大学と法人事務局が密接に連携することは難しく、対処能力を向上させるためには大学事務組織の対応力を強化していかなければならない。

ついては、今後は大学事務組織の経営面での機能強化を図るために、さまざまな局面で適切な判断ができるような体制整備と人材育成に努め、大学内における経営支援機能の強化を推進していく。

第 4 節 大学院事務の機能と役割

【現状説明】

大学院事務は学務事務室の所管となっており、三つの委員会（大学院委員会、法学研究科委員会、企業政策研究科委員会）、学長および各研究科長と連絡を取り合い、教学に係わる企画立案や、教育の責任者である教育職員の補佐業務などを行っている。また、審議事項の確認、各委員会提出資料・議事録の作成などを行っている。さらに、委員会で審議された事項や承認を受けた事項についての文書の保存管理、学内もしくは学校法人に対する報告・承認などの文書作成・管理を行う。加えて、文部科学省など学外の諸機関からの調査事項に対する回答書の作成や必要に応じた資料の提供を行っている。

【点検・評価】

本学の場合は規模も小さく業務が完結しており、問題なく業務が遂行できている。

期限の厳守や業務の振り分けにおいてもスムーズに対応できており、学務事務室の機能・役割は適切であると評価できる。

学務事務室は大学院に係る全ての事務業務を掌っており、業務が多様であるという点においては幅が広い。ただし、規模が小さく量的負担は軽いので過重負荷とはなっておらず、業務全体を把握して適切に対処できる体制となっている。

【改善方策】

2008 年 4 月の組織改正により、学部と大学院との一体性を踏まえて学部事務組織と大学院事務組織を統合し、学務事務室とした。今後は、統合されたメリットが最大限に発揮できるように業務の整理等を行っていく。

第 5 節 スタッフ・ディベロップメント（SD）

【現状説明】

事務職員には事務研修会への積極的参加を推奨しており、日本私立大学協会が実施する「学生生活指導主務者研修会」「大学教務部課長相当者研修会」「事務局長相当者研修会」「大学経理部課長相当者研修会」「就職部課長相当者研修会」や、同九州支部事務研修および九州地区七大学で実施する「教務」に関する研修や九州地区の有力大学で構成する「入試、総務」等の研修に該当職員が参加している。また、研修会に出席した職員による報告会を定期的に開催しており、2009 年 1 月 16 日には職員による学会出席報告「初年次教育学会第 1 回大会参加報告」を実施した。

さらに、平成 21 年 4 月に「学校法人九州国際大学研修実施要綱」を制定し、職員の能力開発及び資質の向上を目的として、職員研修について定めた。そのほか、定期的に SD 研修を開催し、他大学の事例を参考にするなど、意識向上を図っている。

本学の中期実行計画（2008 年度～2010 年度）においては、「FD・SD活動の推進」を取り組み課題として掲げており、SD活動は大学事務局を主管部署としている。FD活動と比較してSD活動の推進は遅れており、まだ具体的な活動計画は組み立てられていないが、2008 年 7 月 16 日に篠田道夫氏（日本福祉大学常任理事）を招いて、「戦略経営の確立、

その遂行システムの強化と職員の役割」をテーマとする研修会を実施した。

今後の大学運営において職員の果たすべき役割は重要であり、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、渉外・調整能力等が求められてくる。それに対して、職員が自己啓発することは当然であるものの、組織としても職員のそのような能力向上に取り組むことが重要になってくる。現在、その認識のもとに大学事務局においてSD活動計画を策定中である。

そのほか、人事考課制度の導入に伴って役職者を対象とした「考課者研修」を実施するなど、業務と結びついた形での研修も徐々にではあるが導入してきている。

【点検・評価】

現状は、「学校法人九州国際大学研修実施要綱」に基づいて制度上の職員研修を実施しはじめたばかりであり、総じてSD活動への取り組みは遅れている。早急に主管部署において具体的計画を策定することが急務であり、SD活動の目的を明確にしたうえで職員に開示し、早めに組織的な取り組みとして確立することが求められる。

【改善方策】

早急にSD活動計画を策定し具体的取り組みとする。専門性向上に向けては研修会・学会等への参加を促進し、その成果を学内研修会という形で発表することをSD活動の一環として実行していく。

また、中期計画を推進するなかでPDCAサイクルの確立に取り組み、問題発見～企画・立案～計画～実行～点検作業を各人が実行することにより、実務の遂行（OJT）を通じて職員の能力開発を図っていく。

第6節 事務組織と学校法人理事会との関係

【現状説明】

理事会には、大学からは職員として大学事務局長、大学総務室長がオブザーバーで出席しており、意思疎通に齟齬をきたさないようにしきみを整えている。そして、理事会の審議結果については大学評議会において学長報告が行われ学内に周知されている。

理事会を支える事務組織として、法人事務局長の指揮のもと、法人事務局に法人経営企画室、法人総務室、法人財務室が配置されている。理事会運営の所管事務室は、法人総務室である。法人事務組織と大学事務組織との連携は法人総務室・大学総務室を通じて行われており、大学評議会で決定した案件については、大学総務室を通じて法人総務室がとりまとめ、理事会に付議し、その審議結果に基づき大学の各担当部署が業務執行している。

【点検・評価】【改善方策】

事務組織と学校法人理事会との関係は適切な形で整備されており、制度的にも運用上も問題なく運営されている。

第 19 章

自己点検・評価

第 19 章 自己点検・評価

【到達目標】

教育研究活動等の状況について自己点検・評価を恒常的に実施し、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を果たすことを目標としている。不断に自己点検・評価活動に取り組み、学内の評価システムを確立し、その評価結果を将来の改善・改革につなげる組織体制の構築を目指している。

第 1 節 大学の自己点検・評価

【現状説明】

本学では、大学学則に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」(大学学則第 2 条)ことを定め、そのために自己評価検討委員会規程を制定(1992 年(平成 4 年))している。

自己評価検討委員会は、学長が委員長となり、副学長、各研究科長(法学研究科長・企業政策研究科長)、各学部長(法学部長、経済学部長、国際関係学部長)、別科長、国際センター長、社会文化研究所長、エクステンションセンター長、図書館長、教育情報ネットワークセンター長、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長および大学事務局長という全ての大学役職者で構成されている。委員会の事務局は大学総務室が担当している。自己評価検討委員会の下に各学部教授会から推薦されたそれぞれ 2 名の専門委員をもって構成される自己評価検討専門委員会を設置し、各部局単位での点検・評価作業の調整・編集などを行っている。全学的な点検・評価を統括する担当の副学長を配置し、専門委員会の委員長となっている。点検・評価作業の実施にあたっては、すべての事務部局の参画が不可欠であるので、法人事務局を含む事務部局の全ての室長も出席する拡大自己評価検討委員会を開催し、自己点検・評価作業が役職者と事務部局とが一体となっていく体制を整えている。

点検・評価項目は、本学が 1995 年(平成 7 年)以来、大学基準協会の正会員であることなどを考慮して、大学基準協会による認証評価において設定されている評価項目に従い、設定している。それぞれの項目を章・節として構成し、報告書の形にまとめている。点検・評価項目ごとに自己評価検討委員会の委員である役職者が「責任者」となって作業を行う体制を確立している。それぞれの責任者は必要に応じて関係役職者や部局との間で問題点や今後の方策を協議することにより、適切な点検が行われるようにしている。点検・評価作業のベースとなる基礎データは、毎年関係事務部局において作成し、学内の自己点検データベースに保管し、教職員全員がアクセスし、参照できるように整備している。

本学は自己点検・評価を、2006 年度以来、概ね継続的に実施している。2006 年度の点検・評価結果をまとめた 2006 年度版自己点検・評価報告書に基づき、2007 年度に大学基準協会の認証評価を受審した。引き続き、2008 年度においても自己点検・評価を実施し、2008 年度版自己点検・評価報告書としてまとめている。本報告書は 2009 年度の点検・評価の結果をまとめたものである。

また、2008 年度より実施している中期計画に基づく部局ごとの重点達成目標についての実行計画結果については、点検・評価と同一の要領にて、具体的方策（P）、具体的取り組み（D）、実行計画の検証（C）及び今後の改善・改革の方策（A）に区分してまとめ、報告する体制を 2008 年度の結果報告から整え、改善・改革のサイクルが機能するようにした。

【点検・評価】

全学で組織的に自己点検・評価を行う制度が構築されていると評価できる。全学の自己評価検討委員会は、学長を委員長として大学役職者で構成され、大学運営に関わる教学側の全ての責任者が構成員になっている。また、作業の全体的調整と運営のために各学部から選出された 2 名の専門委員から構成される専門委員会が設置されていることも実務レベルでの調整を行う上で適切である。また自己点検・評価の担当副学長を配置し、全学的な活動の調整役として、また全学の委員会と専門委員会との連携・調整役として機能していることも評価できる。

自己点検・評価の活動が、2006 年度以降、概ね継続的に実施されていると評価できる。これは 2006 年度の大学基準協会への認証評価申請を機に、教職員の間で継続的な自己点検・評価の必要性が共通認識となったことが背景にある。

本学の自己点検・評価は、専ら特定の部局が集権的に行うのではなく、全学的に取り組むようになっていること、つまり各部局責任者の指揮の下で、ほとんどの教職員が何らかの形で作業に参画するものになっていることは長所である。また本点検・評価報告書が示すように大学基準協会の評価基準で示されている評価項目について網羅的に忠実に点検作業を行っていることは評価できる。大学の基礎データを毎年更新し、全教職員が閲覧し、点検・評価の際の参考資料として活用できるようにしていることは長所である。加えて、自己点検・評価の全体的な調整を図るために担当の副学長を配置していることで、点検・評価の恒常的な取り組みを担保している。

点検項目ごとに責任者を割り振りしているため、作業結果において、一部の項目について記述上の精粗の問題が見られ、専門委員会における編集作業における調整の負担が大きくなっている。全学的に点検・評価に取り組む体制は整備されているので、今後は各部局の点検・評価において部局間の精粗が出ないように全学的な調整を強化していく必要がある。

【改善方策】

自己点検・評価活動の恒常的な実施は確立できているので、今後、活動そのものの質的向上を図っていくこと、つまり、その実質化に向けての取り組みを強化するための方策を講じていく。第一に、部局間の精粗を高い水準で標準化させるため、点検・評価作業にあたっては、点検・評価やその記述の方法についてのより詳細なガイドラインを提示していく。第二に、点検・評価にあたり、部局間で十分協議を行い、より適切で実効性のある方策を探索する仕組みを構築していく。

第 2 節 大学院研究科の自己点検・評価

＜法学研究科＞

【現状説明】

法学研究科では、本大学院学則第 3 条の「大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」に則り、法学研究科が開設された 1996 年度（平成 8 年度）より委員 6 名（現在 2 名）からなる自己評価検討委員会を設置してきたが、その間、本研究科の学生定員も満たされており、本研究科における学生指導にそれほどの問題点もないこともあり、委員会として組織的な点検評価は十分には行われてこなかった。

2004 年 7 月に、大学院での教育の一層の活性化を図る観点から、両研究科にまたがる「大学院改革特別委員会」が組織され、① 博士課程開設に向けての研究科組織の改革、② 専門職大学院の開設、③ 両研究科のカリキュラム相互乗入れ、④ 特任（客員）教授制度の導入、⑤ 学部での早期卒業の大学院受入れ等について検討を行い、④と⑤については翌 2005 年 11 月に学長へ報告するに至った。これは、当時の両研究科の組織・活動を点検評価し、院生のより学びやすい環境を創るとともに、両研究科の研究教育のより一層の活性化を図るものとして提案されていた。

2008 年に、本研究科に「大学院改革特別プロジェクト委員会」が組織された。そのプロジェクトでは、①学部・修士 5 年一貫教育システムの導入、②長期履修制度、③複数指導体制の導入、④企業政策研究科との単位相互互換等が検討され、そのうち①②および④が 2009 年度に導入されることになった。いうまでもなく、本研究科の改革特別プロジェクト委員会における検討にあたっては、以前の両研究科にまたがる「改革特別委員会」の分析・提案を点検し、評価することから始まっている。

しかし、本研究科委員会において、自己点検評価活動が組織的・恒常的に行われているわけではなく、主として、委員が全学の自己点検評価委員会に出席したり、自己点検報告書を作成したりするにとどまっていた。

【点検・評価】

これまで、自己点検・評価は十分に行われてきたとはいえない状況にあったが、2004 年 7 月に大学院での教育の一層の活性化を図る観点から設置された両研究科にまたがる「大学院改革特別委員会」の自己点検評価および 2008 年に組織された本研究科の「大学院改革特別プロジェクト委員会」の自己点検評価が、結果として 2009 年度のいくつかの制度改革（長期履修制度、特修プログラム制度、単位相互互換制度）に結びついており、改革のために組織された二つの委員会での審議検討は、本研究科の自己点検評価活動として有効・適切であり、評価できる。

なお、本研究科の「大学院改革特別プロジェクト委員会」には法学部長に参加してもらい、学部との連携の課題（特修プログラム制度等）を検討したが、本研究科と法学部と関連が密接であるにもかかわらず、自己点検活動においても組織的に連携し行われてこなかったことが問題点であろう。

【改善方策】

「大学院改革特別委員会」および「大学院改革特別プロジェクト委員会」とその時々
の組織による「自己点検評価」をふまえて本研究科の制度改革が行われたが、今後は、組織
的・恒常的な自己点検評価を行いつつ、大学院改革に結びつける必要がある。また、法学
部改革の一貫として、リスクマネジメントコース、不動産管理コースが 2009 年度に教育
プログラムとして採用されたが、これらの学部改革と連動させた大学院改革を実現する
という観点から、学部の自己点検活動と連携しながら本研究科の自己点検活動を強化して
いく。

＜企業政策研究科＞

【現状説明】

企業政策研究科では、2001 年度の開設以来 8 ヶ年を経て、社会人の減少、学部生の受け
入れが少ない、特定科目に集中した留学生の増加など、当初計画で想定した事態とは異な
る事態が生じてきており、このことが「現状の問題点」として指摘されるようになってき
た。こうした問題点の改革を目的に、2005 年 11 月に点検作業を始め、2006 年 1 月に「学
生アンケート」を実施して、2006 年 4 月に『大学院企業政策研究科の自己点検報告書』を
研究科委員会に報告した。

その点検項目は、1) 理念・目的、2) 学生の受け入れ、3) 教育課程、4) 教員組織、5) 研究
活動、6) 修了者の進路に渡る包括的なものであった。

そこで行われた、「学生アンケート」は、毎年度実施し、教育・研究活動の改善に役立て
ている。

大学院組織として、両研究科にまたがる大学院改革特別委員会については、法学研究科
に記述しているとおりである。

【点検・評価】

2006 年度の自己点検に引き続き、研究科独自の自己点検を行い、開設以来の取り組みを
跡付け、現状の問題点と課題を浮き彫りにした事は、評価できる。しかし、その点検にも
とづき具体的な改善実施計画と持続的な点検を行うまでにいたらなかった。

【改善方策】

2007 年度の大学基準協会による認証評価の指摘事項を踏まえ、研究科委員会を中心に、
具体的改善項目の整理と改善計画を策定し、執行し、点検を行う。

研究科長を中心に大学の中期計画、大学基準協会の指摘事項を明示化し、学期ごとに自
己点検を実施できる体制を整え推進していく。

また、「学生アンケート」も実施方法を改善しながら継続実施し、アンケート結果を今
後の自己点検・評価に活用していく。

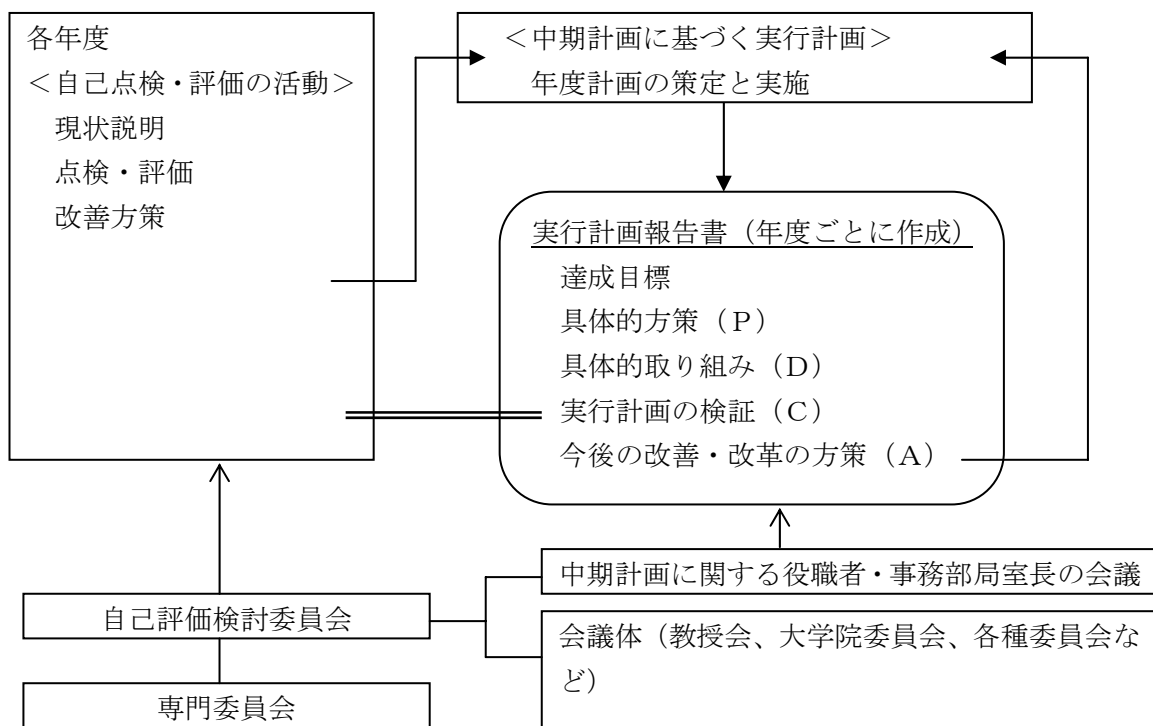
第 3 節 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状説明】

自己点検・評価の結果は、点検・評価項目ごとの責任者である各組織・部局の役職者を介して、改善・改革に連結させている。学長をはじめとする大学役職者は、各種会議体（教授会、各種委員会など）の議長・委員長として所管する事項について管理運営の責任者となっているため、点検結果が所管する事務部局での検討、各種委員会での審議へと連結させ、改善・改革に結び付けられるようになっている。

さらに 2008 年度から開始した中期計画に基づく実行計画は、点検・評価の作業結果を将来の充実に向けた改善・改革に連結させるシステムを強化している。実行計画の策定にあたっては、前年度の自己点検・評価の結果明らかになったことを反映させている。2009 年度の実行計画においては、当初中期計画で課題として設定された事項に加えて、2008 年度の自己点検・評価の結果も取り組み課題として計画に含めている。つまり、点検・評価と改善・改革への取り組みが中期計画の年度ごとの実行計画を介して、担保されているのである。中期計画の実行計画については役職者・事務部局室長の会議を開催して、具体的な検討課題が全学的に共有され、部局間の連携が推進されている。

図 19-3-1 自己点検・評価と改善・改革の制度システム



【点検・評価】

自己点検・評価の活動が、2008 年度からの中期計画の実施を通じて、改善・改革へと連結させる仕組みが整備され、強化されつつあることは評価できる。自己点検・評価という「検証」と中期計画の実行という「行動」の 2 つの活動を連結させることで、自己点検・評価の結果が改善・改革に向けた方策へと発展する仕組みが形成されている。点検・評価

項目を役職者で分担、それぞれの関係する各事務部局が業務に責任を持ち、教員と事務職員が一体となって点検と改善・改革のサイクルを進める体制となっていることは評価できる。

管理運営上、重要な意思決定機関である各種会議体の議長・委員長となっている役職者が、自己点検・評価の責任者となっていることは、点検結果を改善・改革に連結させる上で、有効である。PDCAのサイクルを機動的に循環させる仕組みを整えていることは長所となっている。

他方、点検する主体とその結果を踏まえて方策を実行する主体が一体化していることで、機動性を有するが、点検・評価項目単位で責任者を割り当てているため、部局間での取り組みに濃淡が出てきていることが課題である。自己評価検討委員会や中期計画に関する役職者・事務部局室長の会議などで調整がなされているが、さらなる改善・改革の努力が必要である。

【改善方策】

自己点検・評価結果が濃淡なく、中期計画などにおいても確実に反映されるように、中期計画そのものの点検・評価体制を強化する。そのために全ての部局室長を集めて、部局ごとの進捗状況についての報告会や意見交換の場を作るなどして、各部局が相互に評価する体制を確立する。

第 4 節 自己点検・評価に関する学外者による検証

【現状説明】

2006 年度自己点検・評価報告書に基づき、2007 年度に大学基準協会による認証評価を受けたが、自己点検・評価そのものを恒常的に学外者によって検証するまでには至っていないのが実情である。ただし、2008 年度に、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターによる経営相談を受けた際に、事業報告書、中期計画などの資料とともに 2006 年度自己点検・評価報告書も提出して、外部評価を受けた。この経営相談においては、自己点検・評価の結果も踏まえつつ、私学経営に関する豊富な情報を最も多く保有する事業団の立場からの検証が行われた。右検証の結果を踏まえて、5 カ年間の取り組むべき基本方針を定めた中期経営計画を策定し、事業団に提出している。

【点検・評価】

自己点検・評価の結果に基づいて、日本私立学校振興・共済事業団の経営相談を受けるなど学外者による検証を実施していることは評価できる。また、法令に基づく、認証評価機関による評価も受審している。ただ、制度として学外者による検証は確立するには至っておらず、今後整備していき、自己点検・評価の客観性・妥当性をさらに高めていくことが課題である。

【改善方策】

自己点検・評価結果を積極的に公開し、学外者にその検証を委ねることの可能性を検討

中である。本学顧問になっている外部の有識者から本学の取り組み状況についてコメントや助言を得る機会を設けることから開始し、外部評価のしくみを段階的に構築していく。

第 5 節 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

【現状説明】

2007 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、「学生の受け入れ」「教員組織」に関して重大な問題が認められ、これらの問題は、今後、「財務」に関しても大きな影響を与えることが考えられ、今後の努力の成果を見極めることが必要であるとして、同協会の大学基準に適合しているか否かの判定は保留するとの評価結果を受けた。

認証評価における「大学に対する提言」の各項目については、本報告書の該当する章・節においても記述されるので、以下では改善・改革への取り組み状況の主要点について概説する。四角で囲んである部分が大学基準協会による「大学に対する提言」であり、その後の記述が現時点における取り組み状況である。

一 必ず実現すべき改善事項

1 学生の受け入れ

1) 全学部における過去 5 年（2002（平成 14）年～2006（平成 18）年）の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.77 であり、2006（平成 18）年度および 2007（平成 19）年度の入学定員に対する入学者数比率はそれぞれ 0.62、0.53 である。このことから、収容定員に対する在籍学生数比率（別科日本語研修課程を除く）は、2006（平成 18）、2007（平成 19）年度それぞれ 0.69、0.63（秋入学含む）であり、これらを改善されたい。

適正な定員管理を図る観点から、2008 年度に入学定員の見直しを行い、755 名とし、入学定員に対する入学者比率は秋入学を含めると、2007 年度 0.56 から 2008 年度 0.68（春入学者ベースでは 0.53 から 0.63）に改善した。

さらに本学の適正規模を勘案し、2009 年度は入学定員を 600 名とすることを決定し、入学者確保のための取り組み強化による入学者実数の増加を図ることにより、入学定員に対する入学者数比率 1.00 を目標として取り組んだ。結果、2009 年度入学者数比率（春入学）は 0.81 に改善した。また入学者（春入学）の実数は 2008 年度 479 人から 2009 年度 487 人に増加している。

ただし、収容定員に対する在籍学生数比率については、入学定員見直し後の定員が全学年に適用されるまでに至っていないため、2009 年度 0.64（秋入学含まず）であるが、入学者数比率が上昇しているので、今後改善が図られるものと期待できる。

2 教員組織

1) 専任教員数について、2006（平成 18）年 5 月 1 日現在で大学設置基準上必要な教員数は 103 名に対して 97 名であり、6 名充たしておらず、2007（平成 19）年 5 月 1 日現在でも 103 名に対して 96 名と 7 名充たしていない。この点を必ず改善されたい。

大学設置基準上必要な数の教員配置については、2008 年度の入学定員削減により同年度

の大学設置基準上必要な教員数と現員数は同数の 84 名となり、改善が図られた。また 2009 年度の入学定員削減により大学設置基準上必要な教員数は 72 名となり、現員 79 名は必要教員数を上回ることになる。

なお、大学全体の教育力を向上させ、組織の活性化を図るために、教職員一人一人の資質を向上させる目的で、大学職員を含む人事考課制度を 2008 年 10 月から試行的に導入している。

3 財務

1) 入学者増のための学生募集と、在籍者の退学防止への支援強化策が急務であるとともに、学生生徒等納付金以外の外部資金（寄附金・科学研究費補助金・受託研究費）の受け入れ強化を図る必要がある。以上の点を踏まえて、収入増の計画と経費削減計画を策定し、その計画を実行されたい。

入学者増のための学生募集と在籍者の退学防止への支援強化を図るために、中期計画の重点項目として位置づけて取り組んでいる。学生募集については、社会のニーズも踏まえつつ、魅力ある教育プログラムの導入（第 3 章参照）に取り組んでいるほか、在籍者の退学防止を強化する観点から、「初年次教育プロジェクト」を立ち上げ、在学生の動機付けを重視した教育方法や課外活動の導入を図るとともに、演習担当者と修学支援カウンセラーとの連携を図るなど組織的な出席・成績不振の学生への対応を強化している。

外部資金の受け入れ強化についても 2008 年 9 月から外部資金担当副学長を配置し、重点課題の一つとして位置づけている。2009 年度「大学教育・学生支援推進事業」にはテーマ A に 2 件、テーマ B に 1 件申請したほか、地元の自治体の補助金申請などの外部資金の受け入れに向けて積極的に取り組んでいるところである。

経費削減計画については、教職員給与改訂（2008 年 10 月から実施：平均 4.09%引き下げ）と併せて人事の基本方針（高齢者雇用安定法にもとづく再雇用ポリシー）の設定、早期退職優遇制度の導入など具体的な取り組みに着手している。また、2008 年度の日本私立学校振興・共済事業団の経営相談では経営面からの助言を受けて中期経営計画に経費削減計画を重点課題の一つとして予算管理、奨学金などの適正な執行に向けて取り組んでいる。

二 一層の改善が期待される事項

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

1) 各学部のシラバスについては記述に精粗があるので、学生が履修する上で活用する情報として不適切であり、改善が必要である。また、成績評価基準について不明確なものが多いため改善が望まれる。

各学部のシラバスの記述の精粗を改善するために、シラバス作成のより具体的な記入要領を提示し、標準化に向けて指導するとともに、2008 年度シラバスより新たに「達成目標」「評価基準」の項目を設定し、各科目の授業目標・評価基準の明確化を図っている。また各学部の教務委員によるシラバス原稿のチェック体制を整備し、記述上の精粗を改善する

ために取り組んでいる。

(2) 学位授与・課程修了の認定

1) 全研究科において、学位授与基準が具体的に大学院要覧などに明示されていないので改善が望まれる。

学位授与基準について検討を行い、2009 年 4 月から明確な基準を大学院生に明示できるように改善した。2009 年度版『大学院学生便覧』に研究科別に学位論文等審査基準を記載し、どのような観点から審査を行うのか、具体的に明示するとともに、最終試験実施要領なども明記するようにした。

2 教員組織

1) 専任教員の年齢構成において、全学的に見ると 50 歳代が 37.4%と多く、各学部とも専任教員の年齢構成のバランスが崩れ、偏りが生じているので、計画的な改善が望まれる。

専任教員の年齢構成の改善に向けて、新規の専任教員採用にあたっては年齢構成を十分考慮することで学内的な合意を形成しており、新規採用人事にあたり配慮することにより年齢構成のバランスを図りつつある。

近年の採用状況については、以下のとおりである。

<法学部>

2009 年度 心理学担当者(30 代)、日本語担当者(30 代)

2008 年度 憲法担当者(30 代)、刑事訴訟法担当者(30 代)、国際法担当者(20 代)

<経済学部>

2009 年度 経済政策担当者(30 代)

2007 年度 労務管理論(30 代)

<国際関係学部>

2009 年度 韓国語(50 代)

2007 年度 NGO 論(30 代)

3 財務

1) 2006 (平成 18) 年度の監事の監査報告書「監査法人の公認会計士が……を調査した結果……確認いたしました」の記載について、「確認」したのが公認会計士と読め、監査法人の監査中に交付された監事の監査報告書としては疑義が生じるので今後、記載には十分注意することが求められる。

監査報告書の記載にあたっては、今後十分注意するようにして、疑義が生じないようにした。因みに、2008 年度の監事監査報告書には、「私たち監事は……業務並びに財産状況について監査いたしました」と記載している。

4 自己点検・評価

1) 自己点検・評価への全学的・恒常的な取り組みは不十分であり、その継続的な実施が望まれる。

全学的・恒常的な取り組みを継続させるために、責任者として認証評価（自己点検・評価作業）担当の副学長を配置するようにした。自己点検・評価作業は、大学基準協会の認証評価を受審した翌年の 2008 年にも実施し、2008 年度版報告書を作成した。2009 年度においても 2009 年 5 月 1 日現在の基礎データをもとに、点検作業を行い、本報告書を作成している。このような取り組みを繰り返すことによって自己点検・評価の項目設定、点検の体制、編集作業などの段取りについては全学的な制度として定着化させた。また、既述の通り、2008 年度からの中期計画の導入と相まって、全学的・恒常的な取り組みは大幅に改善され、その継続性も担保されるようになったと思料する。

5 情報公開・説明責任

1) 全般的に、情報の公開、情報の開示、説明責任のそれぞれに関する認識が不足しており、今後の課題として、関係者以外の一般社会への情報公開にも積極的に取り組む必要がある。

2007 年に大学のホームページを刷新し、情報公開の項目を設置し、建学の精神と教育理念、学則、自己点検・評価活動、FD・SD 活動、事業報告書（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事監査報告書ほか）についても掲載するなど情報公開に取り組んでいる。そのほか、ホームページにおいては、本学が開催する講演会やシンポジウムなどの案内とともに、本学の取り組みや学生の学園生活その他の話題を News & Topics、動画ニュース、教員ブログなどの形で学外への情報発信に積極的に努めている。

大学基準協会の認証評価を受けた『平成 18 年度九州国際大学自己点検・評価報告書』はホームページにて公開するとともに、認証評価における「保留」結果を受けての取り組み方針についても併せて公開している。また同自己点検・評価報告書および認証評価についても国内全大学に CD 版にて送付するなど積極的な情報公開に努めている。

広報誌は、全学的な広報誌が中断し、部局・学部単位による広報媒体に限定されていたが、全学的な学園広報誌を 2008 年 12 月に再刊（「キュートビ」の名称で）し、2009 年 4 月に続号を発刊している。今後とも学園広報誌の発行を継続していく。

2) 広報誌等に事業内容と符合した解説を付けた財務三表を掲載することが望まれる。

2008 年 12 月、学校法人九州国際大学学園広報誌（「キュートビ」）を再刊、2007 年度「資金収支計算書」及び「貸借対照表」を掲載した。また、学園広報誌の次号には 2008 年度の決算状況を掲載する予定である。このような改善努力を継続し、財務状況の公開、説明責任を果たしていく。

【点検・評価】

大学基準協会の認証評価結果に対して、その結果を真摯に受け止め、すべての提言に対して誠実に改善・改革に向けて尽力していると評価できる。必ず実現すべき改善事項については、適正な入学定員の管理を図るために、入学定員の見直しを含めた抜本的な対応策を迅速に打ち出し、重大な問題が認められると指摘された「学生の受け入れ」「教員組織」に関して具体的かつ実質的な改善に取り組んでいる。後者の「教員組織」については、大

学設置基準上の必要人数を満たしている。また前者の学生の受け入れは、入学定員に対する入学者数比率は大幅に改善されており、今後、徐々に在籍学生数比率も改善されていくものと見通すことができる。また、本学への入学者実数を見た場合、3 学部 5 学科であった 2008 年度の春入学者が 479 名であったのに対して、3 学部 4 学科となった 2009 年度には 487 名と増加しており、比率のみならず、実数においても改善が見られたと評価できる。必ず実現すべき改善事項のもう一つである「財務状況」についても、財源を増やす方策と経費を削減する両面からの取り組みが進められており、評価できる。とくに文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業」等に申請するなど、積極的な補助金獲得への取り組みは財務的観点のみならず、教育力の向上という観点から頗る評価できる点である。

その他の一層の改善が期待される事項についても、上述の通り、一つ一つ丁寧に改善・改革に取り組んでおり評価できる。これらの改善・改革の取り組みが成果を生み出していくものと思料する。

【改善方策】

大学基準協会の大学基準に適合しているか否かの判定は、2010 年 6 月末までに提出する改善報告書によるが、引き続き、大学への提言で指摘された事項についてはより適切に対応し、改善・改革に努めていく。

第 20 章

情報公開・説明責任

第20章 情報公開・説明責任

【到達目標】

社会に対する適正な情報公開と説明責任を果たすために、大学運営、教育・研究活動、自己点検・評価活動、財務状況等の情報公開を、適切かつ時宜を得た形で推進していく。

第1節 財政公開

【現状説明】

本学では、2005年の私立学校法改正により財務書類の公開を義務付けられたことを受け、2005年6月に「学校法人九州国際大学財務情報公開規程」を制定し、所定の閲覧場所に財務情報公開対象資料を常時備え置くように整備した。具体的には(1)財産目録、(2)貸借対照表、(3)収支計算書、(4)事業報告書、(5)監事監査報告書について、学校法人の利害関係者である学生生徒、志願者、保護者、教職員などのほか、法人が特に必要と認めた者に対して、閲覧に供することができるようにしている。

また2006年度から毎年、本学教職員に対して財務状況に関する説明会を行うなど、学内に対する財政公開も実施している。財務情報の学外への開示については、2007年10月から財務三表（「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」）をホームページにて公開することとした。

さらに、2007年度に受審した大学基準協会による認証評価結果を受けて、休刊状態となっていた学園広報誌を2008年度から『キュウトビ』と新装して復刊し、事業報告書に沿った説明付の財務3表を掲載するなど、財務情報の公開に積極的に取り組んでいる。なお、『キュウトビ』はその後2冊発行し、学園広報誌として定着している。最新号（2009年8月29日発行）では、一般になじみの薄い学校法人会計の決算書に解説や図表を付してわかりやすく工夫しており、説明責任を意識した情報公開を促進している。

このほか、週刊誌等が企画する特集へのデータ提供の要請には、公開内容に問題がない限り情報提供を行っている。

本学では2008年11月にホームページを刷新したが、それに合わせて情報公開に対する姿勢も積極性を増した。財務情報の公開だけでなく、文部科学省に学校法人から提出する事業報告書や学則もホームページ上で公開しており、それを見れば教職員、役員、定員、学生数、事業内容、活動状況、就職状況、決算書、財産目録、財務比率などの多くの情報を知ることができるようになっている。そのほか、ホームページを活用して本学主催の講演会・シンポジウムや学生の学園生活その他の話題をNews&Topics、動画ニュース、教員ブログなどの形で情報発信することに積極的に努めている。

【点検・評価】 【改善方策】

閲覧要求に対する財務情報公開体制の整備、教職員への財務状況説明会の実施、ホームページ・学園広報誌を通じた積極的な情報公開など、財政公開に関しては適切な取り組みがなされている。

また、休刊となっていた学園広報誌を復刊したこと、その中に財務情報を解説・図表入りでわかりやすい形で掲載したことは大きな進展である。

第2節 情報公開請求への対応

【現状説明】

第1節に記載したとおり、本学では平成17年6月1日に学校法人九州国際大学財務情報公開規程を制定した。ただし、規程整備後に情報公開請求を受けたことは一度もない。

公開の対象とする資料は(1)財産目録、(2)貸借対照表、(3)収支計算書、(4)事業報告書、(5)監事監査報告書である。そして、閲覧対象者は法人の利害関係人（学生生徒、志願者、保護者、教職員、債権者、抵当権者）および「法人が特に必要と認めた者」である。行為としては閲覧のみを許可しており、所定の申請書を提出すれば法人の業務時間内に法人事務局内において閲覧することができる。ただし、閲覧資料の転記・複写は認めていない。

なお、以下の場合には閲覧を拒否している。

- (1) 業務時間外や休業日に閲覧請求があった場合。
- (2) 法人を誹謗中傷する等の目的や、明らかに不法・不当な目的である場合。
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合。

【点検・評価】

情報公開請求に対する対応は法令に叶い適切に整備されている。今後は財務情報だけでなく幅広い情報の公開が求められると予想されるので、その対応も必要になってくるであろう。

【改善方策】

社会情勢や他大学の動向を注視しつつ、より幅広い対象の情報公開請求に対応することを目指して準備を進める。

第3節 自己点検・評価および外部評価結果の学内外への発信

【現状説明】

2007年度に大学基準協会において受審した認証評価については、2008年3月に学内全教職員向けに結果報告会を実施するとともに、2008年7月には全国の全大学に自己点検・評価報告書（CD）を送付した。

また、毎年実施することとした自己点検・評価の結果報告書は、2008年11月のホームページ刷新以来、ホームページ上で学内外に公開することをルーチン化している。さらに、自己点検・評価報告書は、自己評価検討委員会に提出して承認を得たのち、学内の役職者・所属長に印刷したものを配布するなど、学内における情報共有化を促進するために積極的な情報公開を行っている。

【点検・評価】

自己点検・評価結果ならびに外部評価結果を、ホームページ等を通じて学内外に速やかに公開していることは適切な措置である。

また、大学基準協会による認証評価結果を全国の全大学にCDで送付したことは学外へ

の情報発信に積極的姿勢で臨んでいることの証左であり、評価結果の学内外への発信は適切に行われていると評価できる。

【改善方策】

今後とも、さらに積極的な情報公開の方法を研究し実施していく。とくにホームページを中心に一般社会への情報発信を強化していくが、自己点検結果や外部評価結果のみならず将来計画や新たな取り組みの発信など、公開する情報のコンテンツを充実させていく。

終章

終章

終章

本報告書は、2007年度の大学基準協会による認証評価結果を受けての改善・改革の取り組みを含め、2009年5月現在の大学の現状についての点検・評価をとりまとめたものである。2008年3月大学基準協会より判定「保留」の回答と「大学に対する提言」を受領したが、「提言」に対する取り組み状況についても「現状」として説明され、「点検・評価」においてその取り組みの有効性・妥当性が検証されている。2010年6月末までに大学基準協会に改善報告書を提出し、2010年度に再評価を受ける予定である。この意味では本報告書は、「提言」への中間報告とも位置付けられるものである。

大学のこれまでの取り組みについては、本報告書の各章において詳述されているが、ここにとくに2007年度以降の主要な取り組みについて触れ、大学が改善・改革の取り組みを強化していることを明らかにするとともに、本報告書の意義を確認しておきたい。

第一に、2007年度に中期計画を定め、大学の改善・改革の取り組みを強化している。中期計画では、2008年度から2010年度までの重点項目として、①定員充足、②就職率の向上、③退学者の削減、④育てる教育システムの構築を設定した。これを踏まえて2008年度からは中期計画で提起された項目を部局ごとに整理し、部局ごとの達成目標や具体的な行動計画を定めて取り組んでいる。中期計画の実施にあたっては、本報告書作成に向けての作業である自己点検・評価活動との連結に努めている。これらの活動を通して、業務のPDCAサイクルが定着しつつあることは評価できる。中期計画を踏まえて具体的な行動計画が策定され、積極的な取り組みがなされていることは、大学改革を加速化させていると評価できる。

第二に、大学進学率の上昇に伴う高等教育におけるユニバーサル段階、大学生の多様化への対応が大学においても強化・充実されつつある。学内に教務部長を長とする「初年次教育プロジェクト」を発足させ、全学的な見地から具体的な方策を企画・立案している。その第一弾の取り組みとして入学生同士の信頼関係や教員との人間関係などの面での基盤を形成するためのプロジェクト・アドベンチャー活動を企画し、実行しつつある。学生の修学状況を把握するとともにきめ細かな学生指導を進めるための制度も整備され、対応策を協議するための演習担当者の会議も開催されている。また、スポーツ系学生への対応として、2009年度から全学共通の副専攻としてのスポーツ指導員科目を配置したほか、進路指導やキャリア形成を推進するためのキャリア関連科目を1年次から3年次まで配置した。これら教育上の取り組みを踏まえて、2009年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」テーマA、テーマBの双方に合計3件の補助金申請を行ったところである。

第三に、学生に身につけさせるべき学習成果や進路に留意した教育課程の改革、教育方法や内容面からの教育の質的保証に向けての取り組みが強化されている。2009年度から法学部の法律学科にリスクマネジメントコースと不動産管理コースの2つの教育プログラムを設置したが、警察官をはじめとして公務員として活躍する上で必要な知識や社会のニーズを踏まえて「問題解決力」の修得やキャリア形成を達成目標として教育課程が編成された。また国際関係学部においても課題設定・解決能力の修得を目指して、従来の演習科目をプロジェクト研究に再編したほか、地域社会のニーズを踏まえてハングルコースという

教育プログラムを導入した。今後は、このような教育改革を学習成果の面で実質化していくことが求められている。

第四に、教育の質的保証を支えるためのファカルティ・ディベロップメント（FD）活動が2008年以降、全学的かつ組織的に実行されるようになった。同年1月、「九州国際大学ファカルティ・ディベロップメント委員会に関する規程」を制定し、全学、学部・研究科単位で年度別活動計画を策定し取り組んでいる。2009年度春学期に実施したFD研修会では外部講師のみならず、各学部の代表者による発表も行われ、主体的なFD活動への取り組みが強化されているほか、9月には「自主研修」とも呼べる各学部教員の発表で構成されるFD研修会も予定されている。また、公開授業や授業参観など教員相互のピアレビューの評価文化も根つきつつある。ファカルティ・ディベロップメント活動において、第二、第三で指摘した取り組みもテーマとして取り上げられているが、今後とも教育改革の取り組みとファカルティ・ディベロップメント活動の連結を強化していく。

第五に、本学の「地域社会に開かれた大学」という責務を果たす観点から、地域社会に立脚した取り組みや地域との連携が図られている。現代法政研究室、経済研究センターなどによる市民向けの公開講座、北九州市と連携しての年長者向け特別講座や高校教員向けの研究会などを通しての地域還元、本学教員による北九州市・下関市をはじめとする地方自治体等の政策形成への貢献などに取り組んでいるほか、企業による寄附講座の受け入れも推進している。また、本学を含め、北九州市と下関市にある6つの大学が連携・協力する「大学コンソーシアム関門」を設置したり、本学を含む北九州市内の3つの大学間での合同オープンキャンパスを企画したりするなど、地域の大学間の協力関係も緊密化している。このような地域連携は本学の社会的貢献を高める上で有意義であり、今後とも充実・強化を図っていく。

以上のような取り組みは、本学の教育力の向上を図る上で妥当であり、ひいては認証評価における重要な指摘事項である「学生の受け入れ」の改善を図るためにも有効であると思料される。また、第19章において記述した通り、本学の自己点検・評価活動の仕組みが制度化されたことは、大学改革を推進する上で有益である。不断の点検と評価が継続され、その結果を踏まえた改善・改革の取り組みをPDCAサイクルとして展開させることで、高等教育としての「質的保証」を図ることが期待される。

最後に、本報告書は、2010年度の大学基準協会の再評価に向けての改善・改革の検証とさらなる取り組みのための指針となるとともに、中期計画の年度行動計画の実施との相乗効果をもって、本学の「育てる教育」の実質化を図るための梃子となるべきものである。

九州国際大学自己評価検討委員会委員

委員長	後 藤 勝 喜	学長
委 員	加 藤 和 英	副学長（認証評価）
〃	湯 浅 壱 道	副学長（外部資金）
〃	湯 浅 壱 道	国際センター長
〃	大 島 俊 之	法学研究科長 【平野 充好】
〃	西 堀 喜 久 夫	企業政策研究科長
〃	山 本 啓 一	法学部長
〃	野 村 政 修	経済学部長
〃	高 路 善 章	国際関係学部長
〃	湯 浅 壱 道	日本語別科長
〃	湯 浅 壱 道	社会文化研究所長
〃	古 屋 邦 彦	エクステンションセンター長
〃	山 田 信 一	図書館長 【西堀 喜久夫】
〃	山 田 信 一	教育情報ネットワークセンター長 【西堀 喜久夫】
〃	人 見 五 郎	入試・広報部長
〃	島 浦 一 博	教務部長
〃	山 田 信 一	学生部長
〃	古 屋 邦 彦	就職部長
〃	原 田 經 正	大学事務局長

【 】内は、年度途中で交替した前任者を表す。

九州国際大学自己評価検討専門委員会

委員長	加 藤 和 英	副学長
委 員	櫻 井 弘 晃	法学部教授
//	冨 永 猛	法学部教授
//	山 口 秋 義	経済学部教授
//	西 堀 喜 久 夫	経済学部教授
//	高 橋 和 幸	国際関係学部教授
//	男 澤 智 治	国際関係学部准教授
//	坂 根 一 生	大学総務室長
//	柳 田 浩 司	大学事務局付次長
//	田 嶋 良 和	大学総務室課長

2009 年度（平成 21 年度） 九州国際大学自己点検・評価報告書

【編 集】 九州国際大学 自己評価検討委員会
【発 行】 2010 年 3 月
【発行者】 九州国際大学
〒805-8512 北九州市八幡東区平野一丁目 6 番 1 号
電話番号 (093) 671-8910
Fax 番号 (093) 671-9035
ホームページ <http://www.kiu.ac.jp/>